

写 令和 5 年第 3 回定例会

(9 月 11 日招集)

町議会会議録

益城町議会

令和5年第3回益城町議会定例会目次

○9月11日（第1日）

出席議員	2
欠席議員	2
職務のため出席した事務局職員の職・氏名	2
説明のため出席した者の職・氏名	2
開会・開議	2
・諸般の報告（議席配付）	
日程第1 会議録署名議員の指名	3
日程第2 会期決定の件	3
日程第3 報告第10号 令和4年度健全化判断比率の報告について	3
日程第4 報告第11号 令和4年度公営企業資金不足比率の報告について	6
日程第5 報告第12号 株式会社未来創成ましきの経営状況の報告について	6
日程第6 議案第54号 専決処分の報告並びにその承認を求めることについて 専決第10号 令和5年度益城町一般会計補正予算（第3号）	7
日程第7 議案第55号 専決処分の報告並びにその承認を求めることについて 専決第11号 令和5年度益城町下水道事業会計補正予算（第1号）	8
日程第8 議案第56号 令和5年度益城町一般会計補正予算（第4号）	9
日程第9 議案第57号 令和5年度益城町介護保険特別会計補正予算（第1号）	10
日程第10 議案第58号 令和5年度益城町下水道事業会計補正予算（第2号）	10
日程第11 議案第59号 令和5年度益城町水道事業会計補正予算（第1号）	10
日程第12 議案第60号 令和4年度益城町一般会計決算認定について	10
日程第13 議案第61号 令和4年度益城町国民健康保険特別会計決算認定について	10
日程第14 議案第62号 令和4年度益城町後期高齢者医療特別会計決算認定について	10
日程第15 議案第63号 令和4年度益城町介護保険特別会計決算認定について	10
日程第16 議案第64号 令和4年度益城町産業団地特別会計決算認定について	10
日程第17 議案第65号 令和4年度益城町下水道事業会計利益の処分及び決算認定について	10
日程第18 議案第66号 令和4年度益城町水道事業会計利益の処分及び決算認定について	10
日程第19 議案第67号 益城町立小中学校施設の開放に関する条例の一部を改正する条例の制定について	10
日程第20 議案第68号 益城町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の制定について	10

日程第21	議案第69号	町道の路線廃止について	10
日程第22	議案第70号	町道の路線認定について	10
日程第23	議案第71号	工事請負契約の締結について	10
日程第24	議案第72号	和解及び損害賠償額の決定について	10
日程第25	議案第73号	和解及び損害賠償額の決定について	10
	散会		23

○9月12日（第2日）

出席議員	24
欠席議員	24
職務のため出席した事務局職員の職・氏名	24
説明のため出席した者の職・氏名	24
開議	25
日程第1 総括質疑	25
散会	57

○9月13日（第3日）

出席議員	58
欠席議員	58
職務のため出席した事務局職員の職・氏名	58
説明のため出席した者の職・氏名	58
開議	59
日程第1 一般質問	59
14番 稲田忠則議員	60
1 広安西小の児童数増加対策について	
2 広安西小の放課後児童クラブについて	
3 道路の安全対策について	
8番 吉村建文議員	68
1 防災・減災対策について	
2 人口増加に対する小学校区のあり方について	
3 役場のDX化の推進について	
4 可燃物のゴミ袋の最小化について	
5番 富田徳弘議員	79
1 7月3日の豪雨災害について	
2 農業用ため池の管理保全について	
6番 下田利久雄議員	84

1	辻ヶ峰の眺望について	
2	第3保育所の移転について	
3番	西山洋一議員	88
1	広安グラウンドの整備構想について	
2	商業施設の誘致の取り組みについて	
3	地域公共交通の整備について	
	散会	94

○9月14日（第4日）

	出席議員	95
	欠席議員	95
	職務のため出席した事務局職員の職・氏名	95
	説明のため出席した者の職・氏名	95
	開議	96
日程第1	一般質問	96
1番	坂井金次郎議員	96
1	治水対策について	
2	まちづくり協議会について	
3	歴史と文化を伝えることについて	
4	温暖化対策について	
9番	甲斐康之議員	108
1	災害時の避難所に指定されている公立学校等の防災機能が整備されているか	
2	木山川の氾濫が近年度々起こっており、水田等に被害を及ぼしている。原因と対策について町の見解は	
3	小中学校の部活動における熱中症対策について	
4	自治体が自衛隊の要請に対し、個人情報の提供（住基情報）を行っていることについて	
10番	野田祐士議員	121
1	県道4車線化工事と学校の通学路問題について	
2	街づくりで必要なこと、行政嘱託員と行政区長の違いについて	
3	鳥獣被害対策について	
4	益城町みんなの夏祭りについて	
17番	榮 正敏議員	134
1	地下水汚染の問題について	

- 2 メガソーラー設置に対して、様々な問題が噴出しているが、
本町における太陽光設置条例の検討について
- 3 その後の認知症対策について

散会 143

○9月20日（第5日）

出席議員	144
欠席議員	144
職務のため出席した事務局職員の職・氏名	144
説明のため出席した者の職・氏名	144
開議	145
日程第1 各常任委員会委員長報告	145
日程第2 議案第74号 固定資産評価審査委員会委員の選任同意について	162
日程第3 議案第75号 教育委員会委員の任命同意について	163
日程第4 議員派遣の件	164
日程第5 閉会中の継続調査の件	164
閉会	164

9 月 11 日（月曜日）

令和5年第3回益城町議会定例会会議録

1. 令和5年9月11日午前10時00分招集
2. 令和5年9月11日午前10時01分開会
3. 令和5年9月11日午前11時39分散会
4. 会議の区別 定例会
5. 会議の場所 益城町議会本会議場
6. 議事日程
 - 日程第1 会議録署名議員の指名
 - 日程第2 会期決定の件
 - 日程第3 報告第10号 令和4年度健全化判断比率の報告について
 - 日程第4 報告第11号 令和4年度公営企業資金不足比率の報告について
 - 日程第5 報告第12号 株式会社未来創成ましきの経営状況の報告について
 - 日程第6 議案第54号 専決処分の報告並びにその承認を求めることについて
専決第10号 令和5年度益城町一般会計補正予算（第3号）
 - 日程第7 議案第55号 専決処分の報告並びにその承認を求めることについて
専決第11号 令和5年度益城町下水道事業会計補正予算（第1号）
 - 日程第8 議案第56号 令和5年度益城町一般会計補正予算（第4号）
 - 日程第9 議案第57号 令和5年度益城町介護保険特別会計補正予算（第1号）
 - 日程第10 議案第58号 令和5年度益城町下水道事業会計補正予算（第2号）
 - 日程第11 議案第59号 令和5年度益城町水道事業会計補正予算（第1号）
 - 日程第12 議案第60号 令和4年度益城町一般会計決算認定について
 - 日程第13 議案第61号 令和4年度益城町国民健康保険特別会計決算認定について
 - 日程第14 議案第62号 令和4年度益城町後期高齢者医療特別会計決算認定について
 - 日程第15 議案第63号 令和4年度益城町介護保険特別会計決算認定について
 - 日程第16 議案第64号 令和4年度益城町産業団地特別会計決算認定について
 - 日程第17 議案第65号 令和4年度益城町下水道事業会計利益の処分及び決算認定について
 - 日程第18 議案第66号 令和4年度益城町水道事業会計利益の処分及び決算認定について
 - 日程第19 議案第67号 益城町立小中学校施設の開放に関する条例の一部を改正する条例の制定について
 - 日程第20 議案第68号 益城町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の制定について
 - 日程第21 議案第69号 町道の路線廃止について
 - 日程第22 議案第70号 町道の路線認定について
 - 日程第23 議案第71号 工事請負契約の締結について
 - 日程第24 議案第72号 和解及び損害賠償額の決定について

7. 出席議員（18名）

1番 坂井金次郎君	2番 木村正史君	3番 西山洋一君
4番 上村幸輝君	5番 富田徳弘君	6番 下田利久雄君
7番 松本昭一君	8番 吉村建文君	9番 甲斐康之君
10番 野田祐士君	11番 宮崎金次君	12番 坂田みはる君
13番 中村健二君	14番 稲田忠則君	15番 渡辺誠男君
16番 荒牧昭博君	17番 榮正敏君	18番 中川公則君

8. 欠席議員（0名）

9. 職務のため出席した事務局職員の職・氏名

議会事務局長 遠山伸也

10. 地方自治法第121条の規定により会議事件説明のため出席した者の職・氏名

町長	西村博則君	副町長	濱田義之君
教育長	酒井博範君	政策審議監	清田聡美君
土木審議監	持田浩君	会計管理者	田上勝志君
総務課長	塘田仁君	新庁舎等建設課長	内村康成君
危機管理課長	岩本武継君	企画財政課長	山内裕文君
税務課長	坂井浩章君	住民課長	竹林浩幸君
福祉課長	荒木薫君	福祉課審議員	吉住由美君
こども未来課長	吉川博文君	健康保険課長	松永昇君
産業振興課長	松本浩治君	都市計画課長	齊藤計介君
街路課長	石橋淳君	建設課長	村上康幸君
復興整備課長	水口清君	下水道課長	吉本秀一君
水道課長	山口拓郎君	学校教育課長	富永清徳君
生涯学習課長	中村康広君	代表監査委員	戸塚誠司君

開会・開議 午前10時01分

○議長（中川公則君） 皆さん、おはようございます。

令和5年第3回益城町議会定例会が招集されましたところ、議員の皆さん方には大変お忙しい中に御出席いただきまして、ありがとうございます。

議員定数18名、出席議員18名です。

ただいまから令和5年第3回益城町議会定例会を開会します。

これより本日の会議を開きます。

まず、閉会中における諸般の報告をいたします。内容については、議席に配付のとおりです。

それでは、日程に従い会議を進めます。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（中川公則君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第111条の規定により、3番西山洋一議員、11番宮崎金次議員を指名します。

日程第2 会期決定の件

○議長（中川公則君） 日程第2、会期決定の件を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から9月20日までの10日間にしたいと思います。これに御異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（中川公則君） 異議なしと認めます。したがって、会期は本日から9月20日までの10日間とすることに決定しました。

なお、日程について申し上げます。

本日は、報告3件と本定例会に提案されました議案の説明及び決算審査の報告を行います。翌日12日は総括質疑、13日、14日は一般質問、15日は各常任委員会議案審査、16、17、18日は休会、19日は各常任委員会現地視察、20日は常任委員長報告、質疑、討論、採決、その他ということでまいりたいと思います。

日程第3 報告第10号 令和4年度健全化判断比率の報告について

○議長（中川公則君） 日程第3、報告第10号「令和4年度健全化判断比率の報告について」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

西村町長。

○町長（西村博則君） おはようございます。

令和5年第3回益城町議会定例会開会に当たり一言御挨拶を申し上げまして、提案理由の説明をさせていただきます。また、傍聴席には早朝からお越しいただきましてありがとうございます。心から感謝を申し上げます。

7月3日に発生しました大雨災害は激甚災害に指定され、個人、町の負担も軽減されましたが、現在も温暖化の影響などで日本全国で線状降水帯が発生するなど大きな被害が出ております。今後は、河川の改修や河道掘削などハード面の整備も進めてまいりますが、自主防災組織の結成や個人での備えなどソフト面の整備にも力を入れることが重要であると改めて感じているところで

さて、9月3日に木山橋の開通式を実施しましたが、議員の皆様方におかれましては、お忙しい中、御臨席いただきましてありがとうございます。この木山橋を含む横町線は、木山蛭子町地区のまちづくり協議会により作成されました横町線まちなみBookを基本として、高質な舗装、温かみのある照明などで整備を進めているところです。式典に先立ち行われました開通イベントでも、地域の皆様、学生、地域おこし協力隊が協力し合いながら風船を橋の欄干に飾りつけをするとともに、ドローンの撮影などに取り組んでいただきました。「まちづくりの主役は町民」を見事に具現化していただき、心から感謝をするところです。

また、8月18日には、新しくなりました当議会本会議場で子ども議会を4年ぶりに開催しました。14名の子ども議員の皆さんから、通学路や公園の整備、見守りや防災対応、子ども向けイベント開催、女性や若い人の意見を届ける仕組みづくりなど様々な視点から多くの質問をいただきました。大人にはない違った視点での意見は、今後の益城町のまちづくりにしっかり生かしてまいりたいと考えております。

さらに9月5日には、益城町文化会館におきまして金婚式を開催し、76組の皆様がめでたく結婚50年を迎えられました。今後も健康に気をつけられて、これまで培われた経験を私たちに助言していただければと思っております。

それでは、早速、御説明を申し上げます。

報告第10号、令和4年度健全化判断比率の報告について御説明を申し上げます。

健全化判断比率につきましては、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により議会への報告などが義務づけられておりますので、今回報告するものです。

健全化判断比率には、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率の四つがあり、本町の令和4年度決算における健全化判断比率は御覧のとおりです。昨年度と比較しますと、実質公債費比率が0.6ポイント悪化し、将来負担比率は5.8ポイント改善をしております。

なお、全ての項目におきまして、財政健全化計画の策定が義務づけられる早期健全化基準からは大きく下回っている状況にあります。監査委員からは、財政運営は年を追うごとに厳しい状況となるため、復興に向けての事業は確実に進めながらも、長期的な視点を持った健全かつ無駄のない財政運営を要望するとの意見をいただいておりますので、今後とも持続可能な財政運営に努めてまいります。

以上が報告第10号となります。

○議長（中川公則君） 報告第10号に対する質疑を許します。質疑はありませんか。

11番宮崎議員。

○11番（宮崎金次君） おはようございます。11番宮崎でございます。

私は、報告第10号、令和4年度健全化判断基準の報告の中の将来負担比率について質問をしたいと思っております。

昨年度の将来負担比率は38.1であったのが、今年度は表のように32.3。これでポイントが下がっているわけなんですけれども、実際は町債とか、こういうのが非常に増加をしている状況にもかかわらず、なぜこの項目がこういうふうに下がったのかということで、監査委員の所見を見ま

すと、監査委員の所見の2ページ目のところがございます。(2)の個別意見の中の④でございますが、将来負担比率について、令和4年度の将来負担比率は前年度よりも5.8ポイント減の32.3%と改善していると。これは先ほど町長から説明があったとおりです。これは単独災害復旧に対する地方交付税措置の再算定が行われたことに起因していると。実質的な起債額が減少したといったことではないという説明がございます。

私が質問したいのは、要は、算定基準が変わったと。だから数字が少なくなった。これに対して昨年度と比較を単純にして減った、これでいいんだろうかと。つまり、昨年度の算定基準に合わせて今年はどうだったんだと、そこでその対比がよく分かるのではないかと、こういうふうに思います。ですから、今年は何年度の計算方式で今年のパーセントといいますか、それを出した数字を教えてください。これが質問であります。よろしく申し上げます。

○議長(中川公則君) 山内企画財政課長。

○企画財政課長(山内裕文君) おはようございます。企画財政課の山内です。11番宮崎議員の質問にお答えをいたします。

健全化判断比率の報告で、将来負担比率については昨年度よりも改善している。地方債の残高等については当然増えているので、その内容について確認をしたいということと、昨年度と同じような状況で計算した場合には比率のほうはどうなるのかという質問だったかというふうに思っております。

まず、今回の報告につきましては、分母となります将来負担の地方債の残高については、昨年度と比較しますと30億円程度増えているというような状況でございます。一方で、それから控除することのできる充当可能財源というのが、今回、単独災害復旧事業債の算入のほうが少し変わったところになりますけれども、その分につきましては、一応、一回、県のほうには報告をしたところなんです、県のほうからの指導によりまして、基準が変わったということではなくて、少し他の災害復旧事業債の算入漏れがあるのではないかと御指摘があり、再計算をした結果、その基準財政需要額の算入額が増えたので、今回、昨年度と比較した場合に少し率のほう下がってきているというような状況です。

昨年と同じような計算でやった場合には、今年は何年度と比較しては大体50%程度になるというふうな状況でございます。以上です。

○議長(中川公則君) 11番宮崎議員。

○11番(宮崎金次君) ただいま企画財政課長から報告がございました。私の質問は、昨年と同様の計算方式でやった場合はどれくらいかということで、50%という数字が出ました。つまり、ここの32.3%は、新たな計算方式でやった場合はこうだと。だから、それを単純に昨年度と比較をして、少なくなったと。こういうふうなのはちょっと説明不足ではないかなと。もし、どうしてもそういう形を取るのであれば、括弧書きか何かして、昨年度の計算方式だったらこれくらいになるよという説明があつてしかるべきかというふうに思いました。

大体分かりましたので、私の質問は以上です。

○議長(中川公則君) ほかに質疑はありませんか。

(なし)

○議長（中川公則君） ないようですので、これで質疑を終わります。

報告第10号「令和4年度健全化判断比率の報告について」を終わります。

日程第4 報告第11号 令和4年度公営企業資金不足比率の報告について

○議長（中川公則君） 日程第4、報告第11号「令和4年度公営企業資金不足比率の報告について」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

西村町長。

○町長（西村博則君） 報告第11号、令和4年度公営企業資金不足比率の報告について御説明を申し上げます。

資金不足比率につきましては、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により議会への報告などが義務づけられておりますので、今回報告するものです。

本町では、公営企業に該当する水道事業会計及び下水道事業会計の二つの会計があり、いずれも資金不足比率なしとなっており、健全な経営の状態にあります。引き続き計画的な管理運営に努めてまいります。

以上が報告第11号となります。

○議長（中川公則君） 報告第11号に対する質疑を許します。質疑はありますか。

(なし)

○議長（中川公則君） 質疑なしと認めます。

報告第11号「令和4年度公営企業資金不足比率の報告について」を終わります。

日程第5 報告第12号 株式会社未来創成ましきの経営状況の報告について

○議長（中川公則君） 日程第5、報告第12号「株式会社未来創成ましきの経営状況の報告について」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

西村町長。

○町長（西村博則君） 報告第12号、株式会社未来創成ましきの第4期経営状況について御報告を申し上げます。

まず、2ページをお開きください。貸借対照表となります。

資産の部は合計1,157万1,555円となっております。負債の部が合計674万1,377円、純資産の部が合計で482万8,778円となっております。

3ページを御覧ください。第4期の損益計算書になります。

売上高は3,674万4,207円となっており、そのうちの約40%が益城ファムの運営による売上げとなります。益城ファムは、令和5年4月16日で建物の期限満了により営業を終了いたしましたので、売上げは約11か月の数字となっております。そのほか、仮設店舗の運營業務など、町からの

委託事業の受託による収入などが主なものとなります。

主に、売上原価は2,426万1,405円となっており、主に益城ファム運営に係る事業費が占めております。そのほか、惣領にぎわい拠点やシェアオフィスの事業費が経費としてかかっています。また、販売費及び一般管理費は1,593万1,072円となります。給料手当は、益城ファムやコワーキングスペースの運営に関わるスタッフへの給料手当となっております。

以上により、第4期は、営業損失が344万8,270円、税引き後の当期純利益が105万4,691円となっております。

また、4ページに、株主資本等変動計算書をおつけしております。利益剰余金が332万8,778円となっておりますが、こちらは株主配当はせずに、令和5年度以降に木山地区にて実施予定の物産館などの整備運営に向けた準備資金として内部留保をいたします。

最後に、5ページに個別注記表をおつけしておりますので、御覧いただきたいと思っております。

続きまして、第5期の予算書を説明させていただきます。

7ページの第5期収支計画を御覧ください。

第5期の売上高は2,372万8,000円を見込んでおり、その内容は、主として町からの委託業務受託、惣領にぎわい拠点の土地の賃貸借などによる収入を予定しております。そのほか、新規で特産品贈答品対応業務を行います。

また、売上原価は1,184万5,000円、販売費及び一般管理費は1,082万円を見込んでおります。

以上が報告第12号となります。

○議長（中川公則君） 報告第12号に対する質疑を許します。質疑はありませんか。

（なし）

○議長（中川公則君） 質疑なしと認めます。

報告第12号「株式会社未来創成ましきの経営状況の報告について」を終わります。

日程第6 議案第54号 専決処分の報告並びにその承認を求めることについて

専決第10号 令和5年度益城町一般会計補正予算（第3号）

○議長（中川公則君） 日程第6、議案第54号「専決処分の報告並びにその承認を求めることについて 専決第10号令和5年度益城町一般会計補正予算（第3号）」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

西村町長。

○町長（西村博則君） 議案第54号、専決処分の報告並びにその承認を求めることについて御説明を申し上げます。

令和5年度一般会計補正予算書1ページをお開きください。

専決第10号、一般会計補正予算（第3号）は、7月3日に発生しました豪雨被害に係る災害復旧関連経費となっており、第1条の歳入歳出予算の補正で歳入歳出それぞれ4億9,010万円増額し、総額を230億89万4,000円とし、第2条で地方債の補正を行い、7月3日に専決処分をしています。

4 ページをお開きください。

第2表、地方債の補正では、農業施設災害復旧事業債を含む11の起債を追加しています。9ページからの歳出予算では、災害廃棄物の処理事業費や仮置場管理運営業務委託、農道・用水路などの堆積物撤去処分費、町道などの流木土砂撤去費や災害調査測量設計業務委託などの応急復旧費用を計上しております。

また、財源につきましては、国庫支出金、災害復旧事業債及び財政調整基金繰入金としております。

御審議のほど、よろしく申し上げます。

○議長（中川公則君） 議案第54号の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（なし）

○議長（中川公則君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対の方の発言を許します。討論はありませんか。

（なし）

○議長（中川公則君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第54号、専決処分の報告並びにその承認を求めることについて、専決第10号令和5年度益城町一般会計補正予算（第3号）を採決します。

この採決は電子採決によって行います。

原案のとおり承認することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

（表 決）

○議長（中川公則君） 投票漏れはありませんか。

（なし）

○議長（中川公則君） なしと認め、投票を締切ります。

賛成全員です。したがって、議案第54号「専決処分の報告並びにその承認を求めることについて 専決第10号令和5年度益城町一般会計補正予算（第3号）」は、原案のとおり承認することに決定しました。

日程第7 議案第55号 専決処分の報告並びにその承認を求めることについて

専決第11号 令和5年度益城町下水道事業会計補正予算（第1号）

○議長（中川公則君） 日程第7、議案第55号「専決処分の報告並びにその承認を求めることについて 専決第11号令和5年度益城町下水道事業会計補正予算（第1号）」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

西村町長。

○町長（西村博則君） 議案第55号、専決処分の報告並びにその承認を求めることについて、令

和5年度下水道事業会計補正予算書の1ページをお開きください。

専決第11号、下水道事業会計補正予算（第1号）は、第3条収益的支出の補正で、21款下水道事業費用3項特別損失として2,870万円を増額しております。これは7月3日の豪雨災害による浄化センター及び県道熊本高森線津森污水枝線の応急復旧に伴う費用でございます。

2ページをお開きください。

次に、第4条、資本的収入及び支出の補正です。予算第40、本文括弧書きを「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する4億5,021万4,000円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額9,520万5,181円、当過年度分損益勘定留保資金2億7,658万5,000円、減債積立金7,842万3,819円で補填するものとする」と改め、補正を行っております。

収入につきましては3,800万円を追加し、資本的収入の総額が23億1,661万円、支出につきましては930万円を追加し、資本的支出の総額が27億6,682万4,000円となり、7月3日の豪雨による災害復旧関連費用で、津森污水枝線本復旧工事費及びユニックつきトラックの購入費でございます。

御審議のほど、よろしく申し上げます。

○議長（中川公則君） 議案第55号の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

（なし）

○議長（中川公則君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対の方の発言を許します。討論はありますか。

（なし）

○議長（中川公則君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第55号「専決処分の報告並びにその承認を求めることについて 専決第11号令和5年度益城町下水道事業会計補正予算（第1号）」を採決します。

この採決は電子採決によって行います。

原案のとおり承認することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

（表 決）

○議長（中川公則君） 投票漏れはありますか。

（なし）

○議長（中川公則君） なしと認め、投票を締切ります。

賛成全員です。したがって、議案第55号「専決処分の報告並びにその承認を求めることについて 専決第11号令和5年度益城町下水道事業会計補正予算（第1号）」は原案のとおり承認することに決定しました。

日程第8 議案第56号 令和5年度益城町一般会計補正予算（第4号）

- 日程第9 議案第57号 令和5年度益城町介護保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第10 議案第58号 令和5年度益城町下水道事業会計補正予算（第2号）
- 日程第11 議案第59号 令和5年度益城町水道事業会計補正予算（第1号）
- 日程第12 議案第60号 令和4年度益城町一般会計決算認定について
- 日程第13 議案第61号 令和4年度益城町国民健康保険特別会計決算認定について
- 日程第14 議案第62号 令和4年度益城町後期高齢者医療特別会計決算認定について
- 日程第15 議案第63号 令和4年度益城町介護保険特別会計決算認定について
- 日程第16 議案第64号 令和4年度益城町産業団地特別会計決算認定について
- 日程第17 議案第65号 令和4年度益城町下水道事業会計利益の処分及び決算認定について
- 日程第18 議案第66号 令和4年度益城町水道事業会計利益の処分及び決算認定について
- 日程第19 議案第67号 益城町立小中学校施設の開放に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第20 議案第68号 益城町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第21 議案第69号 町道の路線廃止について
- 日程第22 議案第70号 町道の路線認定について
- 日程第23 議案第71号 工事請負契約の締結について
- 日程第24 議案第72号 和解及び損害賠償額の決定について
- 日程第25 議案第73号 和解及び損害賠償額の決定について

○議長（中川公則君） お諮りします。

日程第8、議案第56号「令和5年度益城町一般会計補正予算（第4号）」から、日程第25、議案第73号「和解及び損害賠償額の決定について」までの18議案を一括議題にしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（中川公則君） 異議なしと認めます。よって、日程第8、議案第56号「令和5年度益城町一般会計補正予算（第4号）」から、日程第25、議案第73号「和解及び損害賠償額の決定について」までの18議案を一括議題とします。

まず、議案第56号から議案第59号までの説明を求めます。

西村町長。

○町長（西村博則君） それでは、議案第56号、令和5年度益城町一般会計補正予算（第4号）から議案第59号、令和5年度益城町水道事業会計補正予算（第1号）までの4議案につきまして御説明を申し上げます。

議案第56号、一般会計補正予算（第4号）は、歳入歳出それぞれ14億215万3,000円を増額しまして、歳入歳出総額244億304万7,000円とするものです。

補正の主なものは、電力・ガス・食料等価格高騰重点支援地方交付金を活用しました上下水道使用世帯への補助や、省エネ機器、家電購入補助など、また、農業用ため池の漏水対策工事や総

合運動公園駐車場など街灯のLED化工事、さらに災害復旧費では、農地、道路、河川などの復旧工事費や災害査定に向けた設計書作成業務委託などを計上しております。

また、第2表、地方債補正では三つの事業債を追加、11の事業債を変更しております。

次に、特別会計関係の補正で、議案第57号、介護保険特別会計補正予算（第1号）では1億386万7,000円の増額補正、また、議案第58号、水道事業会計補正予算（第2号）では、収益的支出を1,300万円、資本的収入を1,300万円、資本的支出を600万円の増額補正、さらには議案第59号、水道事業会計補正予算（第1号）では、収益的支出を71万5,000円の増額補正を行っております。

なお、各会計の補正予算の詳細につきましては、企画財政課長に説明をさせますので、よろしくお願いいたします。

○議長（中川公則君） 山内企画財政課長。

○企画財政課長（山内裕文君） 企画財政課の山内です。議案第56号から説明をさせていただきます。

令和5年度益城町一般会計補正予算書（第4号）です。1ページを開けていただきたいと思います。

第1条で歳入歳出それぞれ14億215万3,000円を追加しまして、歳入歳出それぞれ244億304万7,000円としております。第2条では地方債の補正です。

5ページをお願いいたします。

第2表で、地方債補正になります。追加で、三つの事業債の追加。一つ目、二つ目が車両購入に対する事業債と、三つ目が総合運動公園のLED化整備事業に対する事業債になっておりまして、三つとも環境のための脱炭素推進事業債を活用することとしております。

二つ目に変更です。11の事業債の変更をしております。

まず、一つ目が臨時財政対策債で、臨時財政対策債の発行可能額の確定によりまして、補正後が7,200万円で1,670万円の減額をしております。農業水路等の長寿命化の起債につきましては、補正後が760万円で490万円の増額。中学校の整備事業債につきましては、木山中学校のパソコン教室への改修の設計費の財源とするもので、220万円の補正後で160万円の増額です。教育集会所のトイレ改修の事業債につきましては、3,350万円の補正後で840万円の増額。文化財の保存対策事業債のほうは、補正後が2,380万円で1,800万円の増額です。

6ページをお願いいたします。

6ページのほうは災害復旧関係の起債が主なものとなっております、農業用の災害復旧、それから林道関係、道路等の災害復旧、河川の災害復旧、町営住宅の災害復旧、それから消防車両の災害復旧事業債のほうを掲載しております。

9ページをお願いいたします。

歳入になります。12款で、地方特例交付金につきましては1,572万4,000円の増額補正で、交付金の確定による増額となっております。

13款の地方交付税のほうは、普通交付税の確定による3億4,757万9,000円の増額で、決定額が

40億4,757万9,000円というふうになっております。

15款分担金及び負担金では、農林水産業費の負担金となっております、農地の災害復旧関係の受益者負担金200万円で、農家の方々から事業費の2%をいただくことで予算計上をしております。

17款の国庫支出金です。総務費の国庫補助金1億4,759万9,000円。社会保障・税番号制度システム整備費補助金については、マイナンバーカードのローマ字記載に対する補助、それから電気・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金については、歳出のほうでまた出てきますが、公共交通や給食費の食材への補助、それから上下水道使用世帯への減免に対する補助、省エネ家電等の購入に対する財源として交付金のほうを計上しております。

10ページをお願いいたします。

民生費の国庫補助金については905万円の増額で、こちらのほうは子育て世帯への補助金で、ひとり親世帯以外への交付金で5万円の173人分、プラスの事務費の計上で905万円となっております。衛生費のほうで2,200万円で、災害廃棄物関係の補助金。それから、教育費の補助金としましては1,095万円で、オスプレイの訓練に伴う交付金をいただくことになっておりまして、広安西小学校のパソコン教室の改修へ充当することとしております。

18款の県支出金です。5目の農林水産業費の県補助金1,870万5,000円で、こちらについては、農業用水路等の長寿命化の補助金については、椎の木迫のため池の漏水対策に対する補助になっております。10目の災害復旧費の補助金では3億1,015万円で、農業用施設関係の災害復旧費の補助金等を計上しております。今回の災害については激甚災害の指定を受けておりますので、こちらの農業用施設の災害復旧費の補助については、96%のかさ上げと現在はなっております。

11ページのほうでは、20款の寄附金に30万円、それから21款の繰入金では8億3,050万8,000円の減額で、財政調整基金の繰入金につきましては、普通交付税や繰越金等の増額により減額をしております。

繰越金については8億2,000万円の増額で、当初予算で3億円で、現在の補正後が11億2,000万円というふうになりまして、決算のほうでも出てきますが、22億7,000万円程度の実質収支が出ておりますので、残り11億円程度はまだ補正の増額ができるような状況になっております。

12ページをお願いいたします。

23款の諸支出金です。雑入で2,161万円の増額で、こちらは特別会計関係の前年度の精算に伴う一般会計への返還金として増額したものです。それから、下から二つ目と一番下については、電気自動車の購入を予定しておりますので、それに対する補助金として計上をしております。

24款町債につきましては、先ほどの第2表のとおりです。

14ページをお願いいたします。

歳出予算です。2款の総務費で、一般管理費166万円の増額です。こちらのほうは、文書生成AI研修等、それからLINEのチャットボット機能の開発業務の委託料等の計上。4目の企画費1億2,292万8,000円では、公共交通のイベント関係への経費。それから18節のほうでは、上下水道使用世帯減免の補助金として、上下水道の基本料金について4か月間減免を予定しております。

すので、それに対する補助金という形で計画をしております。財源としましては、臨時交付金のほうを活用するということです。

15ページの住民基本台帳費ですが、731万1,000円の増額で、システムの改修の業務委託料になっております。民生費関係の児童福祉総務費のほうでは2,709万8,000円の増額です。

16ページのほうをお願いいたします。

12款の委託料、それから17節の備品購入費については、放課後児童クラブや児童館の遊具関係の備品の購入費関係です。それから、18節のほうでは子育て世帯生活支援特別給付金として、5万円の117人分の計上です。22節のほうでは、前年度の事業の精算に伴います県費や国に対する精算の返還金として計上をしております。

それから、17ページのほうの児童福祉施設費です。527万3,000円で、町立保育所の分になりますが、産休代替の保育士として会計年度任用職員の採用を予定しておりますので、その給料手当関係を計上しております。

18ページをお願いいたします。

災害救助費関係で、仮設住宅運営費で1,572万2,000円の増額で、みんなの家の移設関係の工事として、地盤改良や外部のスロープ外構工事等の追加分として計上をしております。

4款の衛生費の環境衛生費です。1,110万円で、18節のほうで省エネルギー機器設置の補助に200万円、蓄電池を予定しております。省エネ家電の購入の助成につきましては3万円の300件で、エアコン、冷蔵庫を、現在のところ予定をしているところです。11目の新型コロナウイルスワクチン接種の体制関係では1,165万9,000円で、こちらのほうも前年度の事業の精算に伴います国への返還金ということです。

19ページのほうの塵芥処理費です。4,710万4,000円の増額で、12節のほうでは、災害の廃棄物処理業務の委託に4,400万円で、木崎の浄恩寺が補助対象になりましたので、そちらのほうを計上しております。17節のほうでは、電気自動車の購入で307万9,000円の計上。

次が6款の農林水産業費です。20ページのほうをお願いいたします。

農業総務費で627万3,000円で、3節のほうでは、7月の大雨の対応ということで職員の時間外勤務手当。それから17節のほうでは、産業振興課の庁用車の電気自動車の購入を予定しております。故障による買換えというところです。それから、5目の農地費2,800万円の増額で、こちらは椎の木迫ため池の漏水対策の設計業務の委託と工事費になっております。

21ページをお願いいたします。

商工費で、商工業の振興費562万7,000円で、チャレンジショップのAEDの購入費、買換えが3台分。それから、起業創業の補助金を追加で、100万円の5件分計上をしております。

22ページをお願いいたします。

8款の土木費の道路維持費です。修繕料で950万円、カーブミラーや広崎田原線の修繕料になっております。

23ページです。

教育費の学校管理費です。216万3,000円の増額で、津森小学校のエアコンの修繕や広安小学校

のガスコンロの修繕、それから17節のほうでは、飯野小学校、広安西小学校の児童増加に伴う机、椅子の購入となっております。

中学校の学校管理費です。905万9,000円の増額で、修繕料については益城中学校の防鳥ネット、それから12節のほうは木山中学校のパソコン教室の改修に向けた設計業務の委託、14節は木山中学校の街灯のポールの更新ということです。

24ページをお願いいたします。

文化会館の運営費360万円です。文化会館の周辺整備、安全対策計画策定の委託料に360万円、集会所の運営費では、平田、馬水集会所のアスベスト等の処理を含む工事費関係になっております。

文化財保護対策費では2,560万8,000円で、12節のほうでは堂園地区の駐車場の整備の委託料、それから14節の工事費のほうでも、堂園地区の駐車場の整備の工事費関係になっております。

体育施設費では1,885万6,000円の増額で、14節で総合運動公園駐車場などの街灯LED化の工事費関係になります。

学校給食費のほうでは626万1,000円で、臨時交付金を活用した学校給食食材購入費への補助金となっております。

26ページです。

11款災害復旧では、農業用施設災害復旧関係で1億2,504万3,000円、10節のほうでは修繕料に4,000万円、委託料のほうで査定設計関係の業務委託などで3,400万円、工事費のほうに5,000万円などを検証しております。

27ページのほうでは、農地の災害復旧関係に4億6,208万8,000円、査定設計に向けた委託料や工事費、18節のほうでは災害の補助対象にならない農地について、農地の自力復旧の事業の補助金2,000万円の計上です。

それから、林業施設災害復旧につきましては380万円の計上をしております。

28ページでは災害復旧土木施設関係の災害復旧で、道路橋梁、河川、住宅関係の災害復旧費の計上。その他公共施設関係では570万円で、福富の消防団のポンプ積載車が今回の災害で使えなくなりましたので、その更新費用というところです。

29ページ、予備費では324万5,000円の増額となっております。

議案第56号につきましては以上となります。

続きまして議案第57号です。令和5年度益城町介護保険特別会計補正予算書（第1号）です。

第1条で歳入歳出予算の補正で、歳入歳出それぞれ1億386万7,000円を追加しまして、歳入歳出それぞれ34億6,872万2,000円としております。

6ページをお願いいたします。

繰越金です。繰越金の確定によりまして補正額が1億386万7,000円。歳出予算のほうでは、償還金として5,841万円の増額となっております。令和4年度の介護保険給付費関係の精算によりまして、国、県、それから一般会計への返還金の計上というところです。

それから8ページのほうでは、予備費のほうを4,545万7,000円増額しております。

議案第57号につきましては以上です。

続きまして議案第58号です。令和5年度益城町下水道事業会計補正予算の第2号になります。

1ページをお願いいたします。

第3条で収益的収入及び支出の補正をしております、2ページのほうに支出です。補正予定額として1,300万円。それから第4条では、資本的収入及び支出の補正で、予算第4条本文括弧書きを「資本的収入額が資本的支出額に対して不足する4億4,321万4,000円につきましては、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額9,520万5,118円、それから、当過年度分損益勘定留保資金2億7,658万5,000円、減債積立金7,142万3,819円で補填するものとする」に改めまして次のとおり補正をしております、収入におきましては、補正予定額が1,300万円、支出のほうに600万円の予定額となっております。

3ページでは、企業債の補正というところで、補正後が13億7,640万円で、1,300万円の増額。それから、第6条では債務負担行為の補正で、雨水ポンプ場整備事業ということで、福富妙見ポンプ場の分で、期間が令和7年度まで、限度額3億円ということで定めております。

6ページをお願いいたします。

補正予算（第2号）の実施計画明細書になります。収益的収入については、補正額としては発生をしておりますが、下水道の使用料、それから他会計への補助金、同額を増額、減額をしているところです。交付金を活用した基本料金の減免等を実施する予定にしておりますので、使用料を減額、それから、他会計、一般会計からの補助金のほうを増額しているところです。その下の支出のほうでは、下水道事業費用として1,300万円、浄化センターの擁壁の復旧やフェンスの復旧工事を計上しております。

7ページをお願いいたします。

資本的収入及び支出で、収入については、先ほどの地方債の企業債の分で1,300万円の増額。災害復旧関係の起債を予定しております。建設改良費のほうでは、浄化センター駐車場整備測量設計業務に600万円。庁用車等、職員の車も含めて今回の災害で水没した関係で、少し駐車場等をかさ上げできればというところで測量設計のほうを計上しております。

議案第58号につきましては以上です。

次に議案第59号です。令和5年度水道事業会計補正予算（第1号）になります。

1ページでは、第2条、収益的収入支出の補正で、支出のほうに補正予定額71万5,000円となっております。

3ページをお願いいたします。

実施計画の明細書です。収益的収入及び支出の収入では、先ほどの下水道と同様に、こちらのほうも水道料金の基本料金について交付金を活用して減免をしたいというふうに考えておりますので、水道料金の減免と同額を、一般会計からの補助金として計上しております。

支出のほうに71万5,000円の増額で、減免等を行うための上下水道料金のシステムの改修委託に71万5,000円というふうになっております。

議案第59号につきましては以上です。

以上で補正予算関係は終わります。

○議長（中川公則君）　ここで暫時休憩します。11時5分から再開します。よろしくお願ひします。

休憩　午前10時57分

再開　午前11時07分

○議長（中川公則君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、議案第60号から議案66号までの決算認定関係につきまして説明を求めます。

西村町長。

○町長（西村博則君）　議案第60号、令和4年度益城町一般会計決算認定についてから議案第66号、令和4年度益城町水道事業会計利益の処分及び決算認定についてまでを御説明申し上げます。

それでは、令和4年度益城町一般・特別会計歳入歳出決算書の1ページをお開きください。

まず、議案第60号、令和4年度益城町一般会計決算認定についてです。

2ページをお開きください。

益城町一般会計歳入歳出決算書の歳入につきましては、2ページから7ページにかけて記載のとおりでございます。6ページ及び7ページの最下段の歳入合計ですが、収入済額は244億1,538万6,905円となっております。そのほか、予算現額、調定額、不納欠損額、収入未済額、そして予算現額と収入済額との比較の合計額を記載しております。

8ページを御覧ください。

8ページから11ページまでが歳出となっており、記載のとおりでございます。10ページ及び11ページの最下段の歳出合計ですが、支出済額は219億568万6,146円。そのほか、予算現額、翌年度繰越額、不用額、予算現額と支出済額との比較の合計金額を記載しております。

12ページを御覧ください。

歳入歳出差引残額は25億970万759円となっております。歳入歳出の詳細な内容につきまして、歳入につきましては14ページから、歳出につきましては36ページから記載をしております。

次に110ページを御覧ください。

実質収支に関する調書です。歳入総額244億1,538万7,000円、歳出総額219億560万6,000円、歳入歳出差引額25億970万1,000円、繰越明許費繰越額2億2,874万5,000円、事故繰越し繰越額652万4,000円、実質収支額22億7,443万2,000円となっております。

議案第60号につきましては以上でございます。

続きまして、139ページをお開きください。議案第61号、令和4年度益城町国民健康保険特別会計決算認定についてです。

140ページを御覧ください。

国民健康保険特別会計歳入歳出決算書について御説明を申し上げます。

歳入につきましては、140ページ及び141ページに記載しているとおりでございます。歳入合計

の収入済額は49億4,253万6,004円、そのほか、予算現額、調定額、不納欠損額、収入未済額、そして予算現額と収入済額との比較を記載しております。

142ページを御覧ください。

歳入につきましては、142ページから145ページにかけて記載しているとおりでございます。歳出合計の支出済額は44億5,280万969円、そのほか、予算現額、不用額、そして予算現額と支出済額との比較を記載しております。

146ページを御覧ください。

歳入歳出差引残額は4億8,973万5,035円となっております。歳入歳出の明細につきましては、148ページから159ページにかけて記載しております。

次に、160ページを御覧ください。

実質収支に関する調書です。歳入総額49億4,253万6,000円、歳出総額44億5,280万1,000円。歳入歳出差引額4億8,973万5,000円、実質収支額も同額となっております。

議案第61号につきましては以上でございます。

続きまして、167ページをお開きください。議案第62号、令和4年度益城町後期高齢者医療特別会計決算認定についてです。

168ページを御覧ください。

益城町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算書について御説明申し上げます。

歳入につきましては、168ページ及び169ページに記載しているとおりでございます。歳入合計の収入済額は4億9,969万1,160円となっております。そのほか、予算現額、調定額、不納欠損額、収入未済額、そして予算現額と収入済額との比較を記載しております。

170ページを御覧ください。

歳出につきましては、170ページ及び171ページに記載しているとおりでございます。歳出合計の支出済額は4億7,926万8,438円、そのほか、予算現額、不用額、そして予算現額と支出済額との比較につきましては、記載しているとおりでございます。

172ページを御覧ください。

歳入歳出差引残額は2,042万2,722円となっております。歳入歳出の内容につきましては、174ページから179ページにかけて記載をしております。

180ページを御覧ください。

実質収支に関する調書です。歳入総額4億9,969万1,000円、歳出総額4億7,926万8,000円、歳入歳出差引額2,042万3,000円、実質収支額も同額となっております。

議案第62号につきましては以上でございます。

続きまして、183ページをお開きください。議案第63号、令和4年度益城町介護保険特別会計決算認定についてです。

184ページを御覧ください。

介護保険特別会計歳入歳出決算書について御説明を申し上げます。

歳入につきましては、184ページ及び185ページに記載をしているとおりでございます。歳入合

計の収入済額は33億130万9,994円。以下、予算現額、調定額、不納欠損額、収入未済額、そして、予算現額と収入済額との比較を記載しております。

歳出につきましては、186ページから189ページまでに記載をしているとおりで、歳出合計の支出済額は31億4,744万2,573円、以下、予算現額、不用額、そして予算現額と支出済額との比較を記載しております。

190ページを御覧ください。

歳入歳出差引残額は1億5,386万7,421円となっております。歳入歳出の詳細な内容につきましては、192ページから207ページに記載のとおりです。

208ページを御覧ください。

実質収支に関する調書について、歳入総額33億131万円、歳出総額31億4,744万3,000円。歳入歳出差引額1億5,386万7,000円、実質収支額も同額となっております。

議案第63号につきましては以上でございます。

続きまして、215ページをお開きください。議案第64号、令和4年度益城町産業団地特別会計決算認定についてです。

216ページを御覧ください。

産業団地特別会計歳入歳出決算書につきまして御説明を申し上げます。

歳入につきましては、216ページ及び217ページに記載をしているとおりでございます。歳入合計の収入済額は1,879万3,000円。以下、予算現額及び調定額を記載しております。

歳出につきましては、218ページ及び219ページに記載をしているとおりで、歳出合計の支出済額は912万4,828円。以下、予算現額、不用額、そして予算現額と支出済額との比較を記載しております。

220ページを御覧ください。

歳入歳出差引残額は966万8,172円となっております。歳入歳出の詳細な内容につきましては、222ページから225ページに記載のとおりです。

226ページを御覧ください。

実質収支に関する調書について、歳入総額1,879万3,000円、歳出総額912万5,000円、歳入歳出差引額966万8,000円、実質収支額も同額となっております。

議案第64号につきましては以上でございます。

続きまして、下水道事業会計決算書を御覧ください。

表紙をおめくりください。議案第65号、令和4年度益城町下水道事業会計利益の処分及び決算認定についてです。

それでは、1ページをお開きください。

令和4年度下水道事業決算報告について御説明を申し上げます。

収益的収入及び支出について、収入の決算額は13億9,145万9,882円、支出の決算額は12億2,459万1,306円となっております。内訳は記載のとおりです。

2ページを御覧ください。

資本的収入及び支出について、収入の決算額は19億5,347万659円、支出の決算額は23億4,768万9,139円となっております。内訳は記載のとおりです。

なお、資本的収入が資本的支出に対して不足する額3億9,421万8,480円は、当過年度損益勘定留保資金、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額及び減債積立金で補填をしております。

3ページをお開きください。

キャッシュフロー計算書でございます。資金の流出入のことで、一番下の資金期末残高7億7,886万1,712円となっております、年度末の現金預金残高でございます。

4ページをお開きください。

経営成績を判断する損益計算書でございます。下から5行目、当年度純利益は8,504万8,587円となっております。

6ページが、剰余金処分計算書案でございます。

損益計算書の当年度純利益8,504万8,587円を減債積立金へ積立てようとするもので、これは議決事項でございます。

なお、各種明細書を16ページ以降に記載しておりますので、御覧いただきたいと思っております。

議案第65号につきましては以上でございます。

続きまして、水道事業会計の決算書を御覧ください。

表紙をおめくりください。議案第66号、令和4年度益城町水道事業会計利益の処分及び決算認定についてです。

1ページをお開きください。

令和4年度水道事業決算報告書について御説明申し上げます。

収益的収入及び支出について、収入の決算額は5億882万5,646円、支出の決算額は4億7,941万8,585円となっております。内訳は記載のとおりでございます。

2ページを御覧ください。

資本的収入及び支出につきまして、収入の決算額は2億2,214万4,051円、支出の決算額は5億5,457万9,124円となっております。内訳は記載のとおりでございます。

3ページをお開きください。

キャッシュフロー計算書でございます。資金の流出入のことで、一番下の資金期末残高8億5,763万4,022円となっております、年度末の現金預金残高でございます。

4ページを御覧ください。

経営成績を判断する損益計算書でございます。下から3行目、当年度純利益は272万3,642円となっております。

6ページが剰余金処分計算書案でございます。損益計算書の当年度純利益272万3,642円を利益積立金へ積立てようとするもので、これが議決事項でございます。

なお、各種明細書につきましては19ページ以降に記載しておりますので、御覧いただきたいと思っております。

議案第66号につきましては以上でございます。

御審議のほど、よろしく申し上げます。

○議長（中川公則君） 引き続き、戸塚誠司代表監査委員に、令和4年度決算審査の報告を求めます。

戸塚代表監査委員。

○代表監査委員（戸塚誠司君） おはようございます。代表監査委員の戸塚でございます。

令和4年度決算審査の結果を御報告いたします。

決算審査は、7月5日から7月26日までの期間、令和4年度益城町一般会計及び各特別会計歳入歳出決算書、水道事業会計決算書、下水道事業会計決算書、健全化判断比率及び資金不足比率について、関係各課に資料の提出と説明を求めまして、上村監査委員と私で慎重に審査をいたしました。その結果、各会計の決算は、それぞれ関係法令等に準拠して作成されておまして、それらを会計課所管の関係諸帳簿、その他証拠書類と照合しました結果、計数等に誤りはなく、正確であることを認めました。

健全化判断比率及び資金不足比率については、総合的には健全な状態を維持しておりますが、復旧復興事業等の公債費が毎年増加しておまして、その影響等による将来負担比率の推移には注意が必要でございまして、予断は許されない状況です。

今回の審査の着眼点を申し上げます。

令和4年度の決算は、新型コロナウイルス感染症や国際情勢の不安定化に伴う物価高騰等が町財政にも様々な制約や影響を与えたものの、各種事業は着実に進展していることがうかがえる決算内容でございました。

令和4年度の一般会計及び特別会計の決算規模は、歳入約324億円、歳出約292億円と、熊本地震前に比べていまだ大きい状況ではあるものの、前年度に比べると歳出決算総額が約10億円ほど減少しております。翌年度繰越額はいまだ大きな額でございしますが、都市計画事業や学校施設整備事業等、将来を見据えたインフラの整備が主なものとなっております。不用額のほうも増加しておりますが、中長期派遣職員が少なかったことなどによる人件費の減が影響しているということでございます。

予算全体の執行率は82.9%となっております。

熊本地震から7年が経過する中で、決算構成も復旧事業から復興事業や町の発展を見据えた事業へとシフトしております。複合施設の建て替えだけではなく、既存施設の更新や長寿命化など、大きな支出を伴う事業が山積していることに加えまして、物価高騰などの新たな課題への対応も迫られていることから、行財政運営はさらに厳しさを増していると感じております。

一般会計の歳入については、自主財源のうち町税に関しましては、収納対策等を進められてきたことによりまして収納率が向上しております。一方、ふるさと納税が前年度より約9億円近く減少したことにより寄附金が減少、自主財源全体として約13億6,500万円ほどの減少となっております。

依存財源では、地方交付税、国庫支出金を合わせた額が前年度から合計約4億7,000万円ほど

減少し、町債が約12億2,600万円ほど増額いたしております。ふるさと納税が大きく減少したことによりまして依存財源の比率が高くなっております。自主財源の確保は財政運営の要とも言えるので、引き続き、町税や使用料等の収納力強化を進め、ふるさと納税の寄附向上施策についても、さらなる取組とその推進に努めていただきますようお願いいたします。

歳出について。

民生費は、前年度に引き続いて臨時特別給付金事業や子育て世帯生活支援特別給付金事業といった新型コロナウイルス感染症対策事業が継続して行われましたが、社会福祉振興基金の積立金10億円が計上されておりました前年度に比べますと約18億円ほど減少しております。

衛生費については、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費の負担金の減少などによって約2億6,300万円ほど減少しております。

それらに対しまして、土木費は昨年度から約6億7,000万円ほど増加しております。土木費、災害復旧費だけで約70億円余で、一般会計歳出全体の3分の1を占め、いまだ歳出額の多くを占めているという状況でございます。

国民健康保険特別会計、介護保険特別会計、後期高齢者医療特別会計については、前年度から収支バランスにやや変動が生じております。国保、介護特別会計における保険給付費等については、加入者の高齢化や医療等の高度化により、右肩上がりの上昇傾向が続いております。令和4年度は、国保、介護、後期高齢特別会計において不用額が増加しましたが、コロナ禍での受診控え等によるもので、一過性のものでしょうか。引き続き健康増進事業や介護予防事業に重点を置き、保険給付費抑制のための施策を推し進めていただきたい。また、保険給付費等の動向には十分留意しながら、保険料の収納対策の強化により財源の確保に努めるとともに、国、県、町の支出金、繰入金等の見通しを的確に把握して、安定した財政運営に努めていただくようお願いいたします。

産業団地特別会計については、令和4年度より新設された特別会計のため、令和5年度以降の増額が予想されます。

水道・下水道事業会計については、総合的には健全な財政状況を維持しておりますが、復興事業や益城台地の区画整理事業で多額の費用が発生しております。それらを含め、既存施設の更新を計画的に進めるためにも、経営財政状況の見通しに努め、コスト管理を徹底しながら経営の合理化を進められることを要望いたします。

総括としまして、令和4年度においては、熊本地震からの復旧事業や新型コロナウイルス感染症対策に関する事業は落ち着きを見せてはいますが、復興に関する事業費が増加しております。また、起債の償還に係る公債費の上昇で、財政状況に大きな影響が出てきています。今後、償還が本格的になりますので、注視していく必要があります。財政健全化の達成のためにも、事務事業の見直しや効率的な予算執行を徹底し、事業の財源確保のために補助金、交付金等を最大限に活用するとともに、基金の活用を含めて、将来を見据えた多面的な分析に基づく財政計画とその運営に期待しております。

なお、審査の結果の詳細につきましては、決算審査意見書としてお配りしておりますので、御

高覧いただければと思います。

以上で決算審査の結果の報告を終わります。

○議長（中川公則君） 監査委員の決算審査報告が終わりました。

次に、議案第67号「益城町立小中学校施設の開放に関する条例の一部を改正する条例の制定について」から議案第73号「和解及び損害賠償額の決定について」までの説明を求めます。

西村町長。

○町長（西村博則君） 議案第67号、益城町立小中学校施設の開放に関する条例の一部を改正する条例の制定につきまして御説明を申し上げます。

本議案は、益城町立小中学校施設の使用許可の変更及び開放する学校施設を追加するため、条例を改正するものです。

主な改正内容としましては、今年度末に開始を予定しております学校施設の利用予約オンライン化に伴う使用許可手順の変更及び益城中学校武道場を開放施設に追加するものです。

議案第68号、益城町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の制定について御説明を申し上げます。

本議案は、ごみの収集運搬手数料の区分を追加するため、条例を改正するものです。

具体的には、燃えるごみ（特小）を追加し、そのごみ袋の1枚当たりの料金を12円とするもので、これにより、可燃物ごみ袋を3種類とすることで、町民の方々の選択肢を増やし、衛生面における環境改善を図るものです。

議案第69号、町道の路線廃止について御説明申し上げます。

今回、町道の路線廃止をするのは、路線番号31の馬水線をはじめとする4路線です。

まず、路線番号31の馬水線につきましては、都市計画道路整備事業第二南北線の道路区域の変更に伴い、起点が変更となるため、路線の廃止を行うものです。

次に、路線番号233のましき野七号線につきましては、都市計画道路整備事業益城東西線2工区及び4工区において、道路法上の道路になっていない箇所を道路区域に認定し、道路区域の変更を行う必要があるため、路線番号233のましき野七号線の終点の変更により、路線の廃止を行うものです。

次に、路線番号313の赤井木山線につきましては、都市計画道路整備事業横町線において、国道443号と町道横町線の交差点協議により交差点の位置を変更しており、国道443号と町道赤井木山線につきましても同様に交差点の位置が変更になります。それに伴い、道路区域の変更を行う必要があるため、路線番号313の赤井木山線の終点の変更により、路線の廃止を行うものです。

最後に、路線番号352のましき野線につきましては、都市計画道路整備事業益城東西線1工区及び2工区におきまして、町道ましき野線と県道益城菊陽線との交差点の交差角の改善に伴う事業地の変更を行うとともに、町道ましき野線と町道五楽安永線との交差点の形状を変更しております。それに伴い、道路区域の変更を行う必要があるため、路線番号352のましき野線の起点及び終点の変更により、路線の廃止を行うものです。

議案第70号、町道の路線認定について御説明申し上げます。

今回の町道の路線認定をするのは、路線番号31の馬水線をはじめとする4路線です。

路線番号31の馬水線、路線番号233のましき野七号線及び路線番号313の赤井木山線につきましては、議案第69号で説明しましたとおり、各路線の起点または終点が変更となるため、変更後の起点または終点で路線の認定を行うものです。

路線番号352のましき野線につきましては、議案第69号で説明いたしましたとおり、当路線の起点及び終点の変更により、変更後の起点及び終点で路線の認定を行うものです。

議案第71号、工事請負契約の締結につきまして御説明申し上げます。

本議案は、条件付一般競争入札により実施しました益城町複合施設建設造成工事につきまして契約締結を行おうとするものでございます。

本工事の概要ですが、熊本地震の災害復旧事業として、被災した益城町公民館、男女共同参画センター、地域ふれあい交流館の三つの機能を併せ持つ新たな複合施設の建設に伴う敷地造成、雨水調整池、防火水槽設置工事などを行うものです。

契約金額は1億1,789万8,000円で、契約の相手方は、熊本県上益城郡益城町福富719、有限会社富田産業でございます。

議案第72号、和解及び損害賠償額の決定について御説明を申し上げます。

本議案は、令和5年3月31日に益城町水道センター敷地内で発生しました公務作業中の飛び石による車両損害事故に関し、損害賠償の額を決定し、相手方との和解を行おうとするものでございます。

本事案の概要ですが、町職員による刈り払い機での除草作業時に、その際生じた飛び石により相手方の車両が損傷したものであり、過失割合は町100%、損害賠償の額は106万7,000円でございます。

なお、損害賠償金106万7,000円につきましては、全国町村会総合賠償補償保険請求を行い、保険会社から直接相手方へ支払われることとなります。

議案第73号、和解及び損害賠償額の決定について御説明申し上げます。

本議案は、議案第72号と同じく、令和5年3月31日に益城町水道センター敷地内で発生しました公務作業中の飛び石による車両損傷事故に関し、損害賠償の額を決定し、相手方との和解を行おうとするものでございます。

過失割合は町100%、損害賠償の額は77万950円でございます。

損害賠償金77万950円につきましては、全国町村会総合賠償補償保険請求を行い、保険会社から直接相手方へ支払われることとなります。

御審議のほど、よろしく申し上げます。

○議長（中川公則君） 議案第56号から議案第73号までの18議案についての説明が終わりました。

以上をもちまして本日の日程を全部終了しました。

これにて散会します。

散会 午前11時39分

9 月 12 日（火曜日）

令和5年第3回益城町議会定例会会議録

1. 令和5年9月11日午前10時00分招集
2. 令和5年9月12日午前10時00分開会
3. 令和5年9月12日午後2時23分散会
4. 会議の区別 定例会
5. 会議の場所 益城町議会本会議場
6. 議事日程
日程第1 総括質疑

7. 出席議員（18名）

1番 坂井金次郎君	2番 木村正史君	3番 西山洋一君
4番 上村幸輝君	5番 富田徳弘君	6番 下田利久雄君
7番 松本昭一君	8番 吉村建文君	9番 甲斐康之君
10番 野田祐士君	11番 宮崎金次君	12番 坂田みはる君
13番 中村健二君	14番 稲田忠則君	15番 渡辺誠男君
16番 荒牧昭博君	17番 榮正敏君	18番 中川公則君

8. 欠席議員（0名）

9. 職務のため出席した事務局職員の職・氏名

議会事務局長 遠山伸也

10. 地方自治法第121条の規定により会議事件説明のため出席した者の職・氏名

町長	西村博則君	副町長	濱田義之君
教育長	坂井博範君	政策審議監	清田聡美君
土木審議監	持田浩君	会計管理者	田上勝志君
総務課長	塘田仁君	新庁舎等建設課長	内村康成君
危機管理課長	岩本武継君	企画財政課長	山内裕文君
税務課長	坂井浩章君	住民課長	竹林浩幸君
福祉課長	荒木薫君	福祉課審議員	吉住由美君
こども未来課長	吉川博文君	健康保険課長	松永昇君
産業振興課長	松本浩治君	都市計画課長	齊藤計介君
街路課長	石橋淳君	建設課長	村上康幸君
復興整備課長	水口清君	下水道課長	吉本秀一君

水道課長	山口拓郎君	学校教育課長	富永清徳君
生涯学習課長	中村康広君	代表監査委員	戸塚誠司君

開会・開議 午前10時00分

○議長（中川公則君） 皆さん、おはようございます。

定刻に達しましたので、ただいまから本日の会議を開きます。

本日の日程は、皆さんのお手元に配付してありますとおり、昨日、提案理由の説明を受けました議案の総括質疑を行います。

日程第1 総括質疑

○議長（中川公則君） それでは、日程第1、総括質疑を行います。

まず、初めに、議案第56号「令和5年度益城町一般会計補正予算（第4号）」から、議案第59号「令和5年度益城町水道事業会計補正予算（第1号）」までの4議案に対する質疑を許します。質疑はありませんか。

4番上村議員。

○4番（上村幸輝君） おはようございます。4番の上村でございます。令和5年度益城町一般会計補正予算書中、1点質問させていただきます。

ページのほうが27ページ、農地災害復旧費の中の14節工事請負費、農地災害復旧工事費1億円。それと、18節の負担金補助及び交付金、農地等自力復旧事業補助金2,000万円。これについて、ちょっと質問させていただきます。

さきの7月3日の豪雨災害において、農地の復旧を行うということで、補助率、農地災害復旧費1億円については96%補助、町からは2%プラスの補助ということで、非常にありがたい補助だと思っております。

この、農地96%補助、2%が手出しの分、これについてはいいんですが、農地等自力復旧事業補助金2,000万円、これは40万円未満の被災農地において、被災額の2分の1を補助するということで、災害査定40万円未満にかからなかった分の対応をこれで行うということなんですが、一つやっぱり心配するのが、例えば40万円にかからなかったために災害査定には乗せていない。それについては、自力で復旧を行っていただきたい、ということなんですが、96%のほうの業者、これについては恐らく町のほうで業者さん選定されると思うんですよ。ただ、40万円未満にかからなかった分の2分の1補助の工事については、各農家単位で業者を見つけて工事を行うということかと思うんですよね。

その際に、例えば40万円未満の災害査定ということで、自分でやると、業者さんを見つけて見積りを行うということなんですが、例えば、40万円未満のあれであっても、実際の見積りとしては60万円、70万円になった場合はどうなのかと。その場合でも2分の1補助しかできないのかと、そういった心配があるわけですね。そういった場合の対応というのは何か考えてありますかね。

それとも、もしくは、40万円未満、自力復旧、これについても、業者さんは責任持って町のほうで選定していただけるのか。その辺の対応まで考えておられるのか。それについて1点、お伺いします。

○議長（中川公則君） 松本産業振興課長。

○産業振興課長（松本浩治君） おはようございます。産業振興課長の松本でございます。4番上村議員の1回目の御質問、議案第56号、令和5年度益城町一般会計補正予算（第4号）中、27ページ、14節の工事請負費と、18節負担金補助及び交付金に関する御質問、2点ですか、あったかと思えます。

1点目が、国の災害復旧の補助にのらない、いわゆる40万円未満の分について、農家が業者のほうに見積り依頼等やった場合、仮にそれが40万円を超えた場合どうなのか。と、もう1点が、町のほうで業者の選定といたしますか、その辺りが可能なのかどうかというところのお尋ねだったかと思えます。

まず、1点目につきましては、今回あくまで災害に関する、災害査定に計上するに当たっての被害総額のほうを出しておりまして、その中で金額のほうを出しております。あくまで、これにつきましては、国の制度にのっとって今やっておりますので、基本的には一応40万円未満の被災箇所につきましては、農家のほうで基本的には業者さんを見つけていただいて、そこに発注していただく、といったところが基本的なやり方になってまいります。

おっしゃられたとおり、見積りをとってそれが40万円を超えた場合どうなのかというところでございますけれども、今のところその想定というのはいしておりませんで、実際、その辺りの申請があって、そういう相談があって、見積り辺りをこちらのほうで精査させてもらった中で、もしそういう案件が出てきた場合には、一応もうその時点で考える必要が出てくるのかなというふうにならざるを得ないかと考えております。現在のところでは、ちょっとその辺については、今のところ想定はしていないところでございます。

2点目の、業者の選定について町のほうで、という話ですけれども、農家のいろんな事情等もあって、知り合いのところをお願いされるとかいうのもあるかもしれません。中には、知り合いの業者辺りがいないといった場合には、町の建設業協会辺りを紹介させていただくといったところになるかというふうな思っております。以上でございます。

○議長（中川公則君） 4番上村議員。

○4番（上村幸輝君） 分かりました。今の答弁内容で、一応、想定はしていないと、40万円を超えた場合のあれは、現在は想定はしていないということで、分かりました。

ただ、この農地復旧に関しては、畑とかの復旧であれば土砂入れて押しならして、ということでもいいんだと思うんですが、田んぼのほうの復旧となれば、もともとの取水口の高さ、それと排水口の現況の高さ、それと、あとはレベル、この辺をきちんと見ないとなかなか復旧はできないもので、どうしても畑等に比べれば、かなり工事費のほうもかかってくるかと思えます。恐らく、そういった事例も今後出てくるのかもしれないので、その辺の対応も検討のほう、一応お願い

しておきます。

以上、質問を終わります。

○議長（中川公則君） ほかに質疑はありませんか。

8番吉村議員。

○8番（吉村建文君） おはようございます。吉村です。何点かお聞きしたいと思っております。

令和5年度益城町一般会計補正予算書中、ページ数でお知らせいたします。

まず、18ページ、衛生費、保健衛生費、3目環境衛生費、負担金補助及び交付金で1,100万円、省エネルギー機器設置費補助金で200万円、省エネ家電等購入助成金で900万円。これは、3万円×300件分とか何か聞いたんですけれども、具体的なことをお聞かせください。それと、この財源はどこから持ってこられているのか、その財源元をお教えてください。

続きまして、25ページ、9目交通情報センター運営費の報償費で、子ども文芸賞賞品代で30万円計上されていますけれども、これは新たに設置した文学賞なのか、その辺のところをお聞きしたいと思います。

それから25ページ、同じ25ページの学校給食費で、学校給食食材購入費補助金で626万1,000円となっております。これは、食材費の追加でということで計上されておりますけれども、この財源が何なのか、それをお教えてください。

それから27ページ、今、同僚議員が質問されました、農地災害復旧費の18節の負担金補助及び交付金で、農地等自力復旧事業補助金で2,000万円ということで、これは先ほど説明聞いたんですけれども、農地等と書いてあるんです、これ。農地等の「等」はどういう意味なのかというのを知りたいのと、私の支援者の中で、今回の大水害で倉庫が浸水してその器具等が駄目になったということになると、それは40万円以上とかではなくて、40万円以内だと思うんですけれども、その場合、倉庫がやられた場合、農地ではないんですけれども、この農地等の「等」がどこまで範囲になっているのか、それをお聞きしたいと思います。

それから、28ページ、災害復旧費の17節、備品購入費で消防ポンプ積載車購入費と書いてあります。福富の消防団にポンプ車を購入するということになってはいますけれども、これは普通免許でも使用が可能なのか、それをまず1点お聞きしたいのと、使えなくなったときの交換に、これは保険とかはかけていらっしやらなかったのか、これは保険等で保障されるのであれば、今後購入する場合に保険等もかけていただけないのかという、この2点をお聞きいたします。よろしくお願いたします。

○議長（中川公則君） 竹林住民課長。

○住民課長（竹林浩幸君） おはようございます。住民課の竹林でございます。8番吉村議員の御質問に答えさせていただきます。

議案第56号、令和5年度益城町一般会計補正予算（第4号）中、18ページ、4款1項3目18節、負担金及び交付金、省エネルギー機器設置補助金及び省エネルギー家電等購入助成金の財源は何か。と、この900万円の、300台とした根拠は何かについての質問だと思います。

こちらにつきましては、国が進めるコロナ交付金活用事業の中の、電力、ガス、食料品等価格高騰重点支援地方交付金事業であります。

台数の根拠ですが、省エネ家電購入助成金の対象であるエアコン、冷蔵庫につきましては、補助金を利用して買い換えられる世帯を、50世帯のうち1世帯程度と想定しました。益城町は1万4,300世帯がありますので、それに2%を掛けまして300台と予想しております。以上になります。

○議長（中川公則君） 中村生涯学習課長。

○生涯学習課長（中村康広君） 生涯学習課長の中村です。8番吉村議員の質問にお答えさせていただきます。

議案第56号、令和5年度益城町一般会計補正予算書（第4号）の25ページ、20款教育費6項社会教育費9目交流情報センター運営費、7節の報償費、子ども文芸賞賞品代の30万円についてのお尋ねかと思えます。

今年の7月に、永寶株式会社より小中学生向け読書イベントの打診があり、その際の賞品代の寄附の申出がっております。

益城町図書館では、町内小中学校の児童生徒を対象に、図書館にあります図書を読んでいた感想文を募集し、表彰を行う催しものを計画しております。今回、その賞品代を補正予算として計上させていただいております。以上となります。

○議長（中川公則君） 富永学校教育課長。

○学校教育課長（富永清徳君） おはようございます。学校教育課長の富永でございます。8番吉村議員の御質問にお答えいたします。

議案第56号、令和5年度の一般会計補正予算書（第4号）中、25ページになります。10款7項3目学校給食費の18負担金補助及び交付金、こちらの学校給食食材購入費の補助金626万1,000円の件なんですけれども、まず、この給食費の補助に関しましては、6月の定例議会でも、一応既に1,878万3,000円で給食費を補正済みです。

今回、食材費のほうが、予想していた以上にちょっと価格高騰が想定を上回ったために、上昇率を16%に修正いたしまして、今回4%アップの追加補正をするものでございます。内容としましては626万1,000円ですけれども、こちらの財源はどこからかということの御質問だと思いますけれども、これも6月の補正と同じく、令和5年度の新型コロナウイルスの感染症対応地方創生臨時交付金を活用して、今回、補正に上げているところでございます。以上でございます。

○議長（中川公則君） 松本産業振興課長。

○産業振興課長（松本浩治君） 産業振興課長の松本でございます。8番吉村議員の御質問にお答えいたします。

議案第56号、令和5年度益城町一般会計補正予算（第4号）中、ページが27ページ、2目の農地災害復旧費の18節負担金補助及び交付金の農地等自力復旧事業補助金、この農地等の等についてですけれども、大変申し訳ございません、こちらは、こちらの入力ミスで、本来「等」は必要ございません。これは申し訳ございません。こちら、農地自力復旧ということになりますので。

大変申し訳ございません。

あと、個人で持っていらっしゃる倉庫とか、被災した倉庫、その辺りの修繕となってきますと、今のところそれに対しての国の制度とか、そういった情報等、特にうちには入っておりませんので、原則、個人でかけていらっしゃる保険とか、そういったところに対応していただくということになるかと思っております。大変申し訳ございません。以上でございます。

○議長（中川公則君） 岩本危機管理課長。

○危機管理課長（岩本武継君） おはようございます。危機管理課長の岩本でございます。8番吉村議員御質問の備品購入費について、御説明申し上げます。

議案第56号、令和5年度益城町一般会計補正予算書（第4号）中、28ページ、11款5項1目、その他公共施設・公用施設災害復旧費の備品購入費、消防団小型動力ポンプ積載車購入費としまして、570万円を補正予算に計上させていただいております。

御質問の内容は、この購入する車両は普通免許で乗れるのか、及び、災害復旧費として計上しているけれども保険の対応はできないのか、というところの質問だったと思います。

まず、最初の免許につきましては、オートマチック車を採用して、かつ1.5トン未満の車両を導入することによりまして、新しく免許を取られた方、取得された方でも、乗車は可能という車両を導入いたします。

続きまして、保険についてですけれども、保険については、消防団の車両は、町が加入しております総合賠償保険に加入しております。ですから、保険での対応も可能ではあります。しかしながら、保険での対応となると、どうしても減価償却、購入後の減価償却が生じますものですから、保険の基礎となる金額がどうしても減ってしまうと。そういったところで、まず、差し当たって、差し当たってという表現は失礼ですけれども、災害復旧費として計上させていただいておまして、この後、総合賠償保険のほうと、どちらが有利なのか、もしかしたら総合賠償保険が有利になるという線もございます。そういったときには総合賠償保険のほうの保険適用というところで切り替えていきたいと考えております。以上でございます。

○議長（中川公則君） 8番吉村議員。

○8番（吉村建文君） どうもありがとうございました。

ちょっと追加で、追加というか、質問したことに対するやつなんですけれども、まず、1点目が、25ページの情報交流センターの子ども文芸賞賞品代で30万円計上されていて、説明では、新たな寄附の申込みがあって、それに対応した形で子ども文芸賞を今回出すということなんですけれども、これはもう今回限りなのか、毎年またやっていくのかどうか、1点確認いたします。

それから、学校給食費の食材購入費補助金ですけれども、これは財源はコロナの臨時交付金で対応するというのでございますので、それは構わないんですけれども、これも、追加でまた補助しなくてはいけないという場合、また、このコロナの臨時交付金を使ってやれるのかどうかというのが1点です。

それと、最後の災害復旧費のポンプ車ですけれども、普通免許でOKと、オートマで普通免許

だったら大丈夫だということで、これは本当に、特殊免許を持たずとも運転できるということで、これはもうありがたいことなんですけれども、今回そのポンプ積載車を購入したのは、今まであったやつが使えなくなったので交換として計上したということなんですけれども、では今まで使っていたその車両に対する保険とかそういったのがしてなかったのかどうか、その点について伺いたしたいと思います。

よろしく願いいたします。

○議長（中川公則君） 中村生涯学習課長。

○生涯学習課長（中村康広君） 8番吉村議員の2回目の御質問にお答えさせていただきます。

今回の文芸賞につきましては今回限りなのかのお尋ねかと思います。今回、打診をして、寄附の申出をいただいた永寶株式会社様から、小中学生の読書感想文等のイベントということで、今回寄附がっております。今回が初めての開催ではありますが、今年度に、2回目、3回目を行うのかは、予算を見ながら、複数回のイベントにするのかは、今回、検討をしていきたいと考えております。以上となります。

○議長（中川公則君） 富永学校教育課長。

○学校教育課長（富永清徳君） 8番吉村議員の2回目の御質問にお答えいたします。

議案第56号の一般会計補正予算書の第4号中の25ページ、給食食材購入費の補助金の関係で、今後、食材高騰がした場合に、補助関係はまた今後も受けられるかという御質問だと思いますけれども、食材費の関係は今後また高騰する可能性は確かにあるとは思われます。今後につきましては、負担増にならないように、保護者の方の負担増にならないようには考えておりますけれども、今後補助とかその辺を活用することはどうなるかちょっとまだ不明なんですけれども、財政係、それから町長公室と協議しながらやっていきたいと思っております。以上でございます。

○議長（中川公則君） 岩本危機管理課長。

○危機管理課長（岩本武継君） 危機管理課長の岩本です。8番吉村議員の2回目の御質問、備品購入費について御説明申し上げます。

まず、1点、すいません、先ほどの答弁の内容で訂正を一つさせていただきたいと思います。先ほど私のほうで総合賠償保険というところでお話し申し上げたんですけれども、これが間違っております、公用自動車の共済保険ということになります。したがって、以前の車も公用車の保険に加入していましたけれども、自然災害に伴うものというところで、こちらのほうは免責ということになっております。すいません、先ほどの訂正させていただきます。

よろしく願いします。

○議長（中川公則君） 8番吉村議員。

○8番（吉村建文君） どうもありがとうございました。

それぞれ対応していただきまして、ありがとうございます。今後ともまた、よろしく願いいたします。

○議長（中川公則君） ほかに質疑はありませんか。

6番下田議員。

○6番（下田利久雄君） おはようございます。6番下田です。1点だけ質問したいと思います。

益城町一般会計補正予算中、24ページですかね。10款の教育費、6目の文化財保護対策費ですか、そのうちの委託料の12節の委託料の堂園地区駐車場整備委託料で349万5,000円ですかね。それと、堂園地区駐車場整備事業工事費で1,626万6,000円組んでありますが、この場所と目的を教えてくださいののですが。

○議長（中川公則君） 中村生涯学習課長。

○生涯学習課長（中村康広君） 生涯学習課長の中村です。6番下田議員の質問にお答えさせていただきます。

議案第56号、令和5年度益城町一般会計補正予算書（第4号）の24ページ、10款教育費6項社会教育費6目文化財保護対策費12節の委託料、堂園地区駐車場整備事業委託料の、まず、349万5,000円について、場所はどこかというところの、1点目の御質問かと思えます。場所につきましては、堂園池の西側ですか、になります。そこに、現在予定しております、来場者の駐車場の工事を伴う設計業務委託料とあります。

併せて、14節の工事請負費、堂園駐車場整備工事費の1,626万6,000円についても、場所については同じところでございます。こちらも来場者駐車場整備工事にかかる費用を、今回、補正予算で計上させていただいております。以上となります。

○議長（中川公則君） 6番下田議員。

○6番（下田利久雄君） 今あるところば広ぐるといことですかね。今度広げて、何台ぐらい停まることなととですかね。大型バスは震災遺構を見に来るための駐車場ですかね。台数とか面積を教えてくださいの。

○議長（中川公則君） 中村生涯学習課長。

○生涯学習課長（中村康広君） 下田議員の2回目の御質問にお答えさせていただきます。

台数、おおよその台数と広さについての御質問かと思えますが、台数については、ちょっと手元に資料がございませんので、広さについては約1,500平方メートルの広さの整備の予定をしております。以上となります。

○6番（下田利久雄君） 答弁ありがとうございました。

○議長（中川公則君） ほかに質疑はありませんか。

10番野田議員。

○10番（野田祐士君） 10番野田です。一般会計補正予算書、議案第56号、第4号について1点だけお尋ねしたいと思います。

先ほどからちょっと聞かれている部分があるんですけども、ページが29ページの、災害復旧費の、その他公共施設公用施設災害復旧費、その中の17節、570万円、福富消防団のポンプ車が壊れたということで、お話がっております。

消防、緊急用とする分については、災害、いろんなところに保険は掛けておくのが必要かなと

思うんですけども、それは今後の課題として、この福富消防団というところが、今、排水機場が整備されていませんので、結構雨が降ったら冠水する状態なんですけれども、これが災害復旧費で上がっておりますので、どのような状況で、要するに、壊れたのかということをお尋ねしたいと思います。いわゆるポンプ小屋で壊れたのか、それとも現地に行って壊れたのかについてお尋ねしたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（中川公則君） 岩本危機管理課長。

○危機管理課長（岩本武継君） 危機管理課長の岩本でございます。10番野田議員の御質問、議案第56号、令和5年度益城町一般会計補正予算書（第4号）中、28ページ、11款5項1目その他公共施設公用施設災害復旧費の備品購入費の中で、福富消防団の消防ポンプ積載車が、こういった状況で壊れたのかという御質問だったと思います。

福富消防団に限らず、7月3日の大雨時に、益城町消防団については、いろんなどころに出動しております。被害の確認であったり、災害の防除とかで。このときに福富消防団は、7月3日の9時頃に、道路冠水箇所の見回り及び通行規制のために、秋津川の左岸側、益城中学校から高速の側道に向かいます。そうすると、高速の側道で東無田橋のほうに抜ける高速の側道がございます。そちらのほうで、道路冠水がひどいよだからの現状を確認というところで出動しております。

その際に、道路冠水、確かにしていました。交通規制するか否かというところで「見て」パトロールやっている途中で、これはちょっと危ないんじゃないかなろうかというところで、どうしようかと迷われたみたいです。行こうか行くまいか迷っているところに、後ろからクレーン付きのトラック、中型車両、中型トラックがやってきて、対向車線から軽自動車がやってきて、軽自動車が通ってきたものですから、積載車ももう行けるものだと判断して、後ろに後退、バックができなかったものですから、クレーン車が来ていたものですから、そのまま行った。そうしたら、中間付近で水没してとまってしまったという状況になります。

以上が、事故の顛末になります。

○10番（野田祐士君） 分かりました。

○議長（中川公則君） 10番野田議員。

○10番（野田祐士君） 説明ありがとうございました。

実は私も、多分そここのところを行っていたんですね、雨のときに。確かに、左岸側と言われたのでどうかなと思ったら、右岸側は確かに冠水していました。

何を聞きたいかという、冠水状態のところに入っていくって壊れたというお話だったので、そうだろうと思ったんですけども、これが福富消防団の消防小屋のところでの冠水なのか、それとも出ていっての冠水なのかをちょっと確認したかったということです。今言われたように秋津川の右岸だったら、私も行っていましたので、これはしようがないなと思いますけれども、新しくなって、福富あたりは今後もそういうことが多くなると、まだ。今言われたのは多分、排水機場ができてるところですよ。もうできているところでの冠水ですよ。消防団の消防小屋

自体はまだできていないほうにありますので、今度する部分は、その辺でよくよく今後も注意して、保険のほうも変えていただいて、実際、下水道課も大変でしょうけれども、併せて検討していただきたいと思います。でないとまた冠水に、同じような事例が生じるのではないかと心配をしております。

何か回答があればいいですけれども、質問は以上です。

○議長（中川公則君） 岩本危機管理課長。

○危機管理課長（岩本武継君） 危機管理課、岩本です。10番野田議員の2回目の御質問についてお答えします。

福富消防団詰所については、本村地区の北側のほうに確かにございます。福富本村地区については浸水が予想される場所というところで、まだポンプもついてないような状況です。大雨等発生して浸水が予想される場合については、ポンプ車等は先にどちらかに移動するとか、そのときは恐らく出動していると思うんですけれども、そういったところで、浸水しないような対応をとりたいと思います。

それと、浸水した場所についてですけれども、秋津川沿いではなくて高速の側道で、側道の秋津川の三差路から東無田橋に向かうところ、高速道路の東側、あちらになります。浸水した場所は、秋津川の沿線で浸水したわけではございません。農地の、道路が低いようなところ、そちらのほうで浸水したということになります。一応、御報告申し上げます。

○議長（中川公則君） 10番野田議員。

○10番（野田祐士君） 分かりました。場所は分かりました。ありがとうございます。

今言われたように、本村地区は場所自体がまだ冠水して1メートルぐらい浸かりますので、十分に注意して、また、保険のほうもよろしく願いいたします。以上です。

○議長（中川公則君） ほかに質疑はありませんか。

9番甲斐議員。

○9番（甲斐康之君） 9番甲斐です。3点ほど伺いたいと思います。

1点目は、56号ですけれども、10ページ、歳入です。9目の教育費、国庫補助金、1節で小学校補助金で1,095万円というのがありまして、説明では、再編関連、訓練移転等交付金。何かオスプレイとの関係ということでしたが、これはどういうことなのかを具体的に分かりやすく説明をお願いします。

2点目は、先ほど同僚議員もお聞きしましたが、18ページの3目18節、負担金補助及び交付金、これの省エネ家電等購入助成金900万円。エアコン、冷蔵庫というふうに説明がありましたが、ほかの家電でも対象になるのかならないのか。ここにも「等」と書いていますけれども、そういうことをちょっとひとつお知らせいただきたい。

それから3点目は、今、新型コロナ創生交付金の財源を使って、いろんな施策が行われております。現在、残高はまだ残っているのか、いないのか。残っておればどのくらい残っていて、何に使いたいというふうに考えていらっしゃるのか、この点を教えてください。

○議長（中川公則君） 山内企画財政課長。

○企画財政課長（山内裕文君） おはようございます。企画財政課の山内です。9番甲斐議員の質問にお答えをいたします。

議案第56号のページが10ページです。17款の国庫支出金の教育費の国庫補助金で1,095万円の再編関連訓練移転等交付金はどういうものか、ということの御質問です。

これにつきましては、昨年度、高遊原の分屯地においてオスプレイの訓練が実施されておりますので、その訓練に伴う交付金を今年度いただくというようなものになっております。

それから次が臨時交付金の関係です。残高はまだあるのかということですが、今回、臨時交付金については、ページが9ページです。国庫支出金の補助金で、総務費の国庫補助金で、電気、ガス、食料品等価格高騰重点支援地方交付金で1億4,000万円程度の予算を計上させていただいております。こちらのほうで、公共交通や、先ほど質問がっております学校給食費の補助、それから上下水道使用料関係の基本料金の減免関係、それから省エネ家電等、今御質問あった省エネ家電等の四つの事業へ充当を予定しております、こちらのほうで、益城町のほうに限度額が示されている交付金については、全て使ってしまうというようなことになっております。以上です。

○議長（中川公則君） 竹林住民課長。

○住民課長（竹林浩幸君） 住民課の竹林でございます。9番甲斐議員の御質問にお答えいたします。

議案第56号、益城町一般会計補正予算書（第4号）中、18ページ、4款1項3目18節、負担金及び交付金の省エネルギー家電等購入助成金は、エアコンと冷蔵庫以外は考えてないのか、についてお答えします。

エアコンと冷蔵庫は消費電力が多く、稼働時間も長い家電のため、家庭用としてのエネルギーの削減の効果が大きいものと考え、この二つを補助の対象と予定しております。以上になります。

○議長（中川公則君） 9番甲斐議員。

○9番（甲斐康之君） ただいま、いろいろ教えていただきました。

最初の1点目の、オスプレイの関係ですが、小学校補助金というのとオスプレイの交付金については何の関係があるのかなというふうに思いましたので、もう一度お願いします。

それから、コロナ創生の交付金については、もう最終時期が迫っていますのでどうなのかなと思っただけですが、全て使うということですので、それはいいなと思います。

それから、エアコン、冷蔵庫が、家電のあれが高いのでということですが、特にほかのあれは使わないということですね。

1点目だけを、ちょっと教えてください。

○議長（中川公則君） 山内企画財政課長。

○企画財政課長（山内裕文君） 企画財政課の山内です。9番甲斐議員の2回目の御質問にお答えをいたします。

一般会計への10ページです。オスプレイの訓練の関係と、この小学校費補助金で上げているのはなぜかというふうな御質問ですが、オスプレイの訓練については様々な事業に充当可能ということで交付金をいただくことになっておりますが、今回充当先が広安西小学校のパソコン教室への改修を予定をしているというところで、今回、小学校費の補助金として計上をさせていただいております。以上です。

○議長（中川公則君） 9番甲斐議員。

○9番（甲斐康之君） 分かりました。様々な事業に使えると。そして、広安西小学校のパソコン導入に使うということでした。分かりました。

○議長（中川公則君） ほかに質疑はありませんか。

2番木村議員。

○2番（木村正史君） 議案第56号、益城町一般会計補正予算の中で18ページ、同僚議員のほうからも質問がありましたけれども、環境衛生費、18節負担金補助及び交付金について、ちょっとお伺いします。

こちらの省エネ家電等については説明はあったんですけども、省エネルギー機器設置補助、こちらについて、昨日、蓄電池×20軒分というふうに説明があったんですけども、この蓄電池というのは、家庭用の太陽光発電をされている方の家のみのやつでしょうか。ちょっと御解説ください。

○議長（中川公則君） 竹林住民課長。

○住民課長（竹林浩幸君） 住民課の竹林でございます。2番木村議員の御質問にお答えします。

予算書中、18ページ、省エネルギー機器設置費補助金は、家庭用の蓄電池だけなのか、についてお答えします。

こちらにつきましては、新築とか、既存の住宅でも結構なんですけれども、太陽光を利用した住宅用の蓄電池になります。蓄電池に関しましては8万円、太陽光につきましては2万円の助成を考えております。

太陽光のみは今回の対象となっております。あくまでも蓄電池をつけた場合の助成となります。以上になります。

○議長（中川公則君） 2番木村議員。

○2番（木村正史君） 木村です。

ありがとうございます。

ちょっと説明、太陽光を新たに新築のときに取付けた場合が8万円、でなくて既存の家に取付けた場合が2万円ということなんですかね。ちょっとその辺のが理解できなかったのもう一回説明をお願いいたします。すみません。

○議長（中川公則君） 竹林住民課長。

○住民課長（竹林浩幸君） 竹林でございます。木村議員の2回目の御質問にお答えします。私の説明が不足で申し訳ございませんでした。

新築、既存住宅、どちらでも、蓄電池を新たに設置されれば8万円。それに太陽光をつけられた場合は、ソーラーシステムに対して2万円の助成をするということです。

よろしいでしょうか。

○議長（中川公則君） 2番木村議員。

○2番（木村正史君） ありがとうございます。

20軒分というのは相当が、これが蓄電池も多分増えて、電気代も高くなっていますし、蓄電池を考えている方も増えていると思います。補助金があるのが10年間というのであって、もう既に過ぎている家庭も多分多いかと思えます。そういった方からも多分もう電池で補助金がないし、蓄電池を考えているということは聞きますので、これが補助金があるということでしたら一気に増える可能性もありますので、ちょっと様子を見ながら、また質問させていただきたいと思えます。

以上で質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（中川公則君） 竹林住民課長。

○住民課長（竹林浩幸君） 竹林でございます。

木村議員の説明の中で、ちょっと補足させていただきたいのがございまして、省エネルギーの機器の設置費補助金なんですけれども、これはもうかなり前から補助のほうは20万円やっております、今年の場合がその予算をオーバーして、今、受け付けを終了しているところです。今回、コロナ交付金がございましたので、新たに同数を今回挙げさせていただきました。以上になります。

○議長（中川公則君） ほかに質疑はありませんか。

（なし）

○議長（中川公則君） これで、議案第56号「令和5年度益城町一般会計補正予算（第4号）」から、議案第59号「令和5年度益城町水道事業会計補正予算（第1号）」までの4議案に対する質疑を終わります。

それでは、これで一応、休憩をいたします。11時10分から始めます。よろしくお願ひします。

休憩 午前10時59分

再開 午前11時11分

○議長（中川公則君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、議案第60号「令和4年度益城町一般会計決算認定について」から、議案第66号「令和4年度益城町水道事業会計利益の処分及び決算認定について」までの7議案に対する質疑を許します。

質疑はありませんか。

1番坂井議員。

○1番（坂井金次郎君） おはようございます。と言うか、もうお昼近くなりましたけれども、1番の坂井でございます。よろしく願いいたします。

私がお聞きしますことは、主に下水道関係についてお聞きしたいと思います。

それでは、まず、早速質問に移らせていただきます。

まず、下水道の汚水処理、令和4年度益城町下水道事業会計決算書、14ページにあります業務、この表の中に、汚水処理量と有収水量という項目がございます。まず、この有収水量についてでございます。資料として、この令和4年度の益城町の水道事業会計決算書の17ページのほうに、水道の配水量、年間配水量が書いてあります。年間配水量と有収水量、年間配水量が286万立方メートル、こちらの下水道有収水量のほうは297万立方メートルで、かなりというか、10万立方メートル近く差がございます。この差は、まず、井戸水のみなし水量を含んだ水量であると考えてよろしいのかが第1点です。

それと、下のこの下水道事業会計決算書、同ページでございますが、同ページの汚水処理水量が、令和3年度が372万立方メートルほどで、令和4年度が348万立方メートルほど。この差というのは、雨が少なかったせいであるのか、を第2点です。

それと、この汚水処理水量と有収水量の差でございます。これは一般的に不明水とおっしゃるんですかね。不明水だと思うんですが、この不明水の原因が、例えば道路マンホールの脇からの浸入水という形で考えられるのか、それとも、地震によって污水管が破損してやっつて、污水管のほうから水が浸入している可能性があるのかを、分かる範囲で結構ですのでお答えいただきたいと思います。

次に、下水道事業会計決算書でございますが、まず、下水道事業会計決算書の2ページの一番下に、資本的支出の下のほうに、資本的収入が資本的支出に不足する額云々が書いてありまして、その中の減債と消費税調整額は分かるんですが、2億8,000万円ですかね、これ。当年度損益勘定留保資金で補填したと書いてあります。一応これ、だいぶ見たんなんですが、どこにまず、勘定留保資金があるのかどうか、このお金の動きが動向を見てもよく分からないので、そこについてお伺いしたいと思います。

また、下水道事業会計決算書3ページのほうに、引当金の増減額、キャッシュフローですね、営業キャッシュフローの上から四つ目に、引当金の増減額と書いています。これはキャッシュフローが、どこからかお金が流入して増えたはずだと思うんですが、その168万円ほどの出どころがちょっと分からなくて、よければお知らせ願いたいと思います。

それと、補助金の確認でございますが、今の会計決算書の16ページに、他会計補助金となっております。この営業外収益の他会計補助金は、恐らく益城町のほうからの補助金でございます。益城町のほうの補助金が、下水道事業会計への繰出金が、令和4年度の一般会計の79ページのほうに、繰出金として4億9,000万円がございます。この4億9,000万円のうち、ちょっと私のほうで計算しましたら、営業で3億4,800万円、これ資本収支1億4,600万円ということで、このように分けられて使われているというふうな考えでよろしいのかをお伺いしたいと思います。

あと、すみません、申し訳ない。

あと、下水道事業会計決算書、34ページでございます。その中に、報告セグメントごとの営業収益の中に、公共下水道事業、特定環境保全公共下水道事業、農業集落排水事業とかがございます。この中に、他会計繰入金という項目がございます。これ、足すと、どうも益城町役場からの補助金というわけではなく、それ以外のところからの繰入金となっておりますので、この内訳をお教えいただければと思います。

以上でございます。よろしく申し上げます。

○議長（中川公則君） 吉本下水道課長。

○下水道課長（吉本秀一君） 下水道課長の吉本です。1番坂井議員の御質問にお答えいたします。

5つほどあったかと思いますが、まず、1点目につきましては、14ページですかね。議案第65号、令和4年度益城町下水道事業会計決算書の1点目の御質問で14ページ、3の業務ということで、有収水量、こちらの10万立方メートルほどの増加ということで、有収水量が増えたのはなぜかという御質問だったかと思います。

こちらについては、議員おっしゃられましたとおり、雨が前年度よりは。

○1番（坂井金次郎君） すみません、一つ目の質問は、水道の、有収水量と配水量との差が、10万トンぐらいあるけれども、何ででしょうか、という話です。

○下水道課長（吉本秀一君） 水道。

○1番（坂井金次郎君） 下水道の有収水量というのは。すみません。下水道の。

○下水道課長（吉本秀一君） 有収水量につきましては。

○1番（坂井金次郎君） いや、だから、水道の配水量の差ですよ。水道の配水量の差はどうして生まれたかという話です。

○下水道課長（吉本秀一君） 差につきましては、ちょっと資料をお持ちしておりませんので、また後ほどというような形でお答えさせていただいてよろしいでしょうか。

○1番（坂井金次郎君） はい。すみません。

○下水道課長（吉本秀一君） それと、汚水処理水量につきましてはの差につきましては、こちらは俗に言う不明水、要するに雨水とか、益城町の下水道の場合は分流式になっておりまして、汚水しか流れてこないはずなんです、地震の影響とか、御家庭でそのまま雨水をつながれているところも、実際何か聞いたときにはあったりとかしまして、そういった雨がどこから入り込んでいるというようなところで、今回はちょっと少ないんですが、そういった差になってくるかと思えます。

それと次が、2ページの決算の一番下になります。資本的収入及び支出の一番下になりますが、不足する額に対する補填の、当年度分の損益勘定留保資金につきましては、要するに、30予算の中にあります減価償却費、こちらの合計から、長期前受金、現金の支出を必要としない費用、要するに減価償却費から長期前受金戻入を差し引いた分が当年度分の損益勘定留保資金というふう

になりますので、こちらの差額ということで、今回2億8,013万670円ということで補填をさせていただきます。

次に、16ページの他会計補助金につきましては、町からの、一般会計からの繰入金というふうになります。ただ、ここでは他会計補助金という企業会計情報の処理になっておりますが、こちらが3億4,832万7,935円と。それと、4条のほう、資本的収支のほうの収入になりますが、こちらのほうの他会計補助金ということで、こちらの4条のほうにも充当しておりますので、こちらの1億4,619万5,065円を合わせた額が、一般会計からの繰出金になっております。

それと次に、4つ目は34ページの、報告セグメントごとの営業収益等ということで、下水道事業につきましては、公共下水道事業、特定環境保全公共下水道事業、農業集落排水事業というふうに三つの事業に分かれております。こちらが、公共下水道につきましては、広安地区、木山地区、主に。あと、特定環境保全公共下水道につきましては、飯野地区、津森地区。あと、農業集落排水事業につきましては福田地区、というような形で分かれておりまして、この合算したものがこちらの決算書のほうに数字で上がってきているというような状況になります。で、そちらの他会計繰入金の合計4億9,452万3,000円というのが、先ほど説明いたしましたけれども、町からの繰入金というような形になります。合わせた分です。通常は、事業ごとに差引きをしているというような状況でございます。

それと、もう一つ。

○1番(坂井金次郎君) 引当金。引当金はどこから充当するかと。累計が、この。

○下水道課長(吉本秀一君) 引当金。3ページですかね。

○1番(坂井金次郎君) 3ページと、資本収支のほうの、どこか772と書いてあったと思います。3ページですかね。

(自席より発言する者あり)

○下水道課長(吉本秀一君) 引当金の増減額。すみません、ちょっとこちらは後でまた、説明。

(自席より発言する者あり)

○下水道課長(吉本秀一君) すみません、ちょっと。

(自席より発言する者あり)

○下水道課長(吉本秀一君) すみません、なかなか企業会計のほう为难しゅうございまして、申し訳ないです。すぐにお答えできませんが、また後ほどお答えさせていただきます。すみません。以上です。

○議長(中川公則君) 1番坂井議員。

○1番(坂井金次郎君) 今答弁いただいたのですが、確認でございます。

2ページ、当年度損益勘定留保資金のお話をいただきましたのですが、と申しますことは、3ページのキャッシュフロー計算書に減価償却費として、これは7億3,000万円ほど計上されておりますけれども、このキャッシュフロー計算書に計上された7億3,000万円というのは、減価償却費の中からこの補填した分を引いた残りの額というふうに理解してよろしいのでしょうか。

よろしく願います。

○議長（中川公則君） 吉本下水道課長。

○下水道課長（吉本秀一君） 1番坂井議員の2回目の質問にお答えします。

先ほど御説明、言われましたとおりで結構かと思えます。減価償却費の合計額から長期前受金を差し引いた額が、当年度分の損益勘定留保資金というふうになります。以上でございます。

○議長（中川公則君） 1番坂井議員。

○1番（坂井金次郎君） すみません、一番初めに質問し忘れた質問がありますが、3回目の質問としてやってよろしいでしょうか。

○議長（中川公則君） はい。

○1番（坂井金次郎君） すみません。ちょっとうっかりして。

令和4年度の一般会計の115ページに、各基金、各期の増減額と累積額があります。一つは、公共下水道建設金が、下水道が特別会計とか企業会計に移行した後もこれはとっておかれるのが第1点。

それと、この中に、例えば中山間ふるさと水と土保全基金とかいうのは、要するに増減自体がゼロである基金が存在しています。この基金というのは実際に運用されておられるのか、それとも将来のための積立資金であるのかをお伺いしたいと思います。

以上でございます。よろしく願います。

○議長（中川公則君） 山内企画財政課長。

○企画財政課長（山内裕文君） 企画財政課の山内です。1番坂井議員の3回目の御質問で、議案第60号、一般会計決算関係の、ページが決算書の115ページです。

基金関係の、まずは1点目が公共下水道の建設基金につきましては、こちらのほうは公共下水道の建設基金として一般会計で基金を持っているものになります。建設のための繰出金とかに、こちらのほうを活用をしていきたいというところで、基金のほうをつくっているというところでは、

それから2点目の中山間ふるさと水と土保全基金につきましては、増減としてはゼロで、基本的には利子のみは積み立てていくということになりますが、1,000円単位で四捨五入をしておりますので、ここの基金の積立額としてはゼロという表示になっているというところでは、

こちらのほうはもう以前からずっとあるもので、ほとんど使っておりません。それで動いていないところで、将来的にも今のところではこの基金を活用するような予定は、今のところはないというようになるところになります。以上です。

○1番（坂井金次郎君） ありがとうございます。

○議長（中川公則君） ほかに質疑はありませんか。

13番中村議員。

○13番（中村健二君） 13番中村です。3点ほどお伺いします。

議案第60号、ページが20、21です。21の、16款1項4目2節、住宅使用料についてですが、こ

ここで、4年度は不納欠損で125万6,000円落としてありますが、落としてあるにもかかわらず、収入未済額は令和3年度よりも474万円ほど増えておりますが、現在の収納状況というか、収納率はどうなっているのか、その辺をちょっと伺いたいと思います。過年度分。現年度分、収納率が分かれば、よろしくをお願いします。

それから、ページの32、33。2款の4項1目1節の災害援護資金貸付金元利収入についてですが、これは令和3年に比べて、調定額も増えておりますし収入済額ともに増えておりますが、収入未済額が若干ですが増えてきております。これについての収納状況、どうなっているのか。この後、これからの返済の見通しはどのように立てておられるのか、その辺をちょっと伺いたいと思います。

それから、この中には何か住宅新築資金が今回入っているようですが、これは以前は別だったのかな。ここ、一緒に書いてありますが、これはまだ終わってなかったんですか。その辺についても、ちょっとお伺いします。

それから、107ページ、11款5項1目14節の工事請負費繰越明許についてですが。

これじゃなくて、14節4項1目の公共学校災害復旧費というのがあります。その工事費で、その繰越明許費の。

すみません、5項の1目です。その他公共施設災害復旧繰越明許費のところですか。ここで、14節工事請負費です。14節工事請負費の繰越明許です。

これが1億5,200万円ほどの繰越しで不用額となっておりますが、この公共施設の不用額その上のほうの、もう一つ、繰越明許費当年度分の、同じ14節の工事請負費で、1億900万円の新庁舎建設工事費の不用額があって、その下に繰越明許費も1億5,000万円の不用額があるわけですが、これについては、繰越しで1億5,200万円きとって、何十万かが支出済みで、また、1億5,200万円が不用額になっていますが、これは新庁舎建設工事費となっているが、これは何かと一緒にあって、工事費が繰越しの分はそのまま不用額となったということですが、この内容についてちょっと教えてください。この内容がどういうふうなことなのか。わざわざ前年度から繰越してきたのを、今度は不用額になってしまったということは。前のほうの不用額は入札残か何かだろうと思いますが、こっちのほうについてはどういうことなのか、その辺ちょっと分かりにくいので、教えてもらえればと思います。よろしくをお願いします。以上です。

○議長（中川公則君） 齊藤都市計画課長。

○都市計画課長（齊藤計介君） 都市計画課長の齊藤でございます。13番中村議員の1回目の御質問にお答えします。

議案第60号、令和4年度益城町一般会計決算認定中の21ページ、16款使用料及び手数料、1項使用料、4目土木使用料の2節住宅使用料の不納欠損額125万6,000円の内容についてということと、収入未済8,418万4,260円が前年度よりも増えているが、令和4年度の収納率等の内容を教えてほしいということですのでよろしかったでしょうか。

まず、不納欠損額125万6,000円の内容につきましては、町営住宅入居者が平成30年度に自己破

産された方が2名いらっしゃいます。その自己破産の分の家賃滞納額の分でございますが、自己破産から5年を経過し、時効の5年を経過しているものを、今回、不納欠損額として計上させていただきます。

次に、収入未済の現在の収納率についてでございますが、前年度の収入未済から、この不納欠損をやって過年度分が若干増えているということなんですけれども、これは前年度、ちょっと計上の漏れがございまして、その計上漏れの分を今回の決算に計上させていただいている分が若干増えているものでございます。

現在の収納の内容につきましては、現年度分の収納率は97.92%でございます。過年度分の収納率につきましては5.13%ということになっております。以上でございます。

○議長（中川公則君） 荒木福祉課長。

失礼しました。

吉住福祉課審議員。

○福祉課審議員（吉住由美君） 福祉課の吉住です。13番中村議員の御質問ですが、議案第60号、令和4年度益城町一般会計決算認定について、33ページ、23款4項1目の1節貸付金元利収入について、災害援護資金貸付金元利収入等の内容についてでよろしかったですか。

こちらが、災害援護資金の現年度分と過年度分、それぞれの金額が、調定額が1,631万5,651円、過年度分については310万412円となっております。

収納に関しては、現年度分が1,471万8,279円、過年度分については75万7,370円です。

昨年度より収納額が増加しているということでございますが、こちらについては繰上げの償還も昨年度よりは多かったというところで、収納のほうは多くなっているということになります。

それともう1点、住宅新築等の貸付金の件なんですけど、今年度、こちらは住宅新築等の貸付金も一緒に調定を上げさせていただいております。調定額のほうは4,541万7,434円になっておりますが、住宅の貸付けの資金収入の調定額が2,600万1,371円という内訳になっております。以上になります。

○議長（中川公則君） 内村新庁舎等建設課長。

○新庁舎等建設課長（内村康成君） 新庁舎の内村でございます。13番中村議員の御質問にお答えいたします。

議案第60号、令和4年度益城町一般会計歳入歳出決算書中の107ページ、11款災害復旧費、5項1目14節の工事請負費の不用額についてということで御質問があったかと思っております。また、併せて、その下段にあります明許繰越の不用額についてということで御説明させていただきます。

不用額につきましては、新庁舎建設事業費の入札残でございます。あくまでも入札残で、議員のほうから繰越明許についてもお尋ねがっておりますけれども、こちらは歳出予算を組む際に記載の協議のほうも行ってございまして、この後、庁舎建設の中で、変更契約、物価スライド、様々な支出要因がまだ見受けられておりましたので、そのまま残額として残した次第でございます。

す。

また、繰越明許費のほうにつきましては、補正等の減額ができなかったということで、そのまま据置きをしておったということでございます。

以上、説明を終わります。

○議長（中川公則君） 13番中村議員。

○13番（中村健二君） 答弁いただきまして、まず、住宅使用料についてですが、前年度の計上漏れがあったということで、その分が、今年度がちょっと昨年より多くなったということですね。

収納率については、現年度分が97.92%、過年度分が5.3%ということで、過年度分については、やっぱり依然として厳しい状況にあるのかなと思っておりますが、できるだけ頑張って収納率を上げていただきたいと思っております。

それから、災害援護資金貸付けのほうですが、これについては、繰上げ返還などがあって収入済額が増えてきているということですが、これはなかなか、無利子から利息がつくようになったときには一気にぼんと返ってきたんだけど、その後が今度は、残った分の人たちがなかなか返済が厳しいということですが、この辺の先の見通しというか、どういうふうにご考えておられるか、徴収について。現在、収納率について、もし分かるならば、どれぐらいの収納率なのか、過年度分、現年度分。現年度分と言うのはおかしいけれども、返された方もおるし、どれぐらいの収納率なのか、その辺をちょっと教えていただければと思っております。

それから、新庁舎建設工事費のほうですが、入札残ということで、繰越しのほうは起債の調整の関係でと言われたのか、それで残しとったということだったですけれども。あと、残ったその不用額についてはどういうふうにするのか、そのまま終わるのか、その辺をちょっと教えてください。以上です。

○議長（中川公則君） 吉住福祉課審議員。

○福祉課審議員（吉住由美君） 福祉課の吉住です。13番中村議員の2回目の御質問、議案第60号の33ページ、災害援護資金の見通しについてと収納率についてということですが、まず、災害援護資金の貸付総額から現在まで償還いただいた分の収納率につきましては72%、災害援護資金につきましては、償還10年と決まっておりますので、それを10年の間に、債権者の方、滞納がある方については、督促であったり面談であったり訪問であったり、というようなことを取り組みながら、償還をしていっていただきたいというふうに考えております。以上になります。

○議長（中川公則君） 内村新庁舎建設課長。

○新庁舎等建設課長（内村康成君） 新庁舎の内村です。13番中村議員の2回目の御質問についてお答えさせていただきます。

議案第60号、令和4年度益城町一般会計予算歳入歳出決算書中の107ページでございます。11款5項1目14節、工事請負費と、繰越明許費の工事請負費の不用額についてということでお尋ねだったと思います。

この不用額につきましては、新庁舎建設事業自体が令和4年度で完了しておりますので、この

まま、もう繰越しは行わないということでございます。以上、説明になります。

○議長（中川公則君） 13番中村議員。

○13番（中村健二君） 住宅援護資金のほう、10年間、これまで収納率が72%で、10年の間にこれを返さなければいかんわけです。これ、もし、返済が滞ってしまった場合は、残った分は町のほうで見らなんのかな。そういうふうになるのですかね。住宅新築資金あたりと同じような扱いになるんですか。その辺もう1回お答えしてください。すみませんけれども。

それと、不用額については、そのまま不用額で落としてしまうということですね、住宅新築資金のほうは。分かりました。

結局、今言ったように、もし10年間で返済ができなかった場合は、そのあとは町のほうで処理するというふうになるのかということですよ。

○議長（中川公則君） 吉住福祉課審議員。

○福祉課審議員（吉住由美君） 13番中村議員、3回目の御質問になります。災害援護資金の貸し付け、滞納になった場合、10年間の期間がございますが、それが滞納になった場合は町の負担となるのかという御質問だったかと思えます。

滞納になった場合は、町の負担になります。以上でございます。

○13番（中村健二君） できるだけ頑張って、残らないように収納していただきたいと思っております。

以上で質問を終わります。

○議長（中川公則君） ほかに質疑はありませんか。

11番宮崎議員。

○11番（宮崎金次君） 11番宮崎です。いろいろ、もうだいぶん時間が押しておりますので、1点だけ確認をさせていただきます。

議案第60号について1点だけお尋ねをします。それは予算の流用に関してであります。

昨日いただきました、この決算書の細部であります。流用一覧ですけれども、これに基づきますと、流用件数は4年度は382件、額にして約6億5,000万円を流用されているようであります。1,000万円以上の流用は大体19件、予算の付け替えが1件ございますけれども、含んで19件、こういうことでもあります。

この予算の流用についての細部については、監査委員さんがもう大体ですから、私のほうはどうのこうの言うあれはありませんが、この流用がこの決算書にどういうふうに反映されているのか、ここだけちょっと確認をさせていただきます。

例えば37ページに、事項別の歳出がございます。この中の、例えば36ページ、左のページを見ますと、一番右から2番目に、予備費支出及び流用増減と、こういう項目がございます。この、流用一覧は、ここに反映されているのか、それとも支出総額という欄なのか、不用額という欄なのか、それとも全くこの決算書とは関係ないところで、この流用というのはなされているのか、ここについて、その関係を教えていただきたいと思えます。

よろしく申し上げます。

○議長（中川公則君） 山内企画財政課長。

○企画財政課長（山内裕文君） 企画財政課の山内です。11番宮崎議員の御質問にお答えをいたします。

議案第60号の一般会計の決算関係で、予算の流用については決算書のどこに反映をされているのかということでございますが、宮崎議員が言われたように、予算書の36ページでいけば、予算現額の予備費支出及び流用増減というところに、流用のほうが反映されているということになります。そのため、予算の減額の計、それから、その予算で支出した分については支出済額、支出が残ったものについては不用額のほうに、それぞれ反映されている、というふうな状況です。以上になります。

○議長（中川公則君） 11番宮崎議員。

○11番（宮崎金次君） 分かりました。今、答弁がございました。

この項目に反映をされているという御答弁だったんですが、私もここに入っている数字を随分いじくりました。だけれども、とてもよく分かりません。ですから質問したわけなんですけれども、本当にここに反映されているのでしょうか。もう一度、2回目の質問をします。

○議長（中川公則君） 山内企画財政課長。

○企画財政課長（山内裕文君） 企画財政課の山内です。宮崎議員の2回目の質問にお答えをいたします。

内容についてはちょっと確認が必要にはなりますが、ここで反映されている予算の流用につきましては、目間の流用が一応反映をされていると。節間の流用については、この予算の中の節の中で完結されてしまいますので、流用額としては出てこないというような状況になっております。以上です。

○議長（中川公則君） 11番宮崎議員。

○11番（宮崎金次君） 2回目の答弁をいただきました。

確かに節ですよ。節間はここに反映はされないと思うんですが、本当にそうかなと。だいぶいろいろ考えてやったんですが、なかなか、ここにきちんとあらわされているのであれば、流用についても我々はいあまりそんな心配しないというところがあります。また、後で、よく教えてください。ちょっと私は疑問を感じています。以上です。

○議長（中川公則君） ほかに質疑はありませんか。

10番野田議員。

○10番（野田祐士君） 10番野田です。1点だけ質問いたします。

議案第60号、一般会計決算認定について、ページ数が59ページ。災害救助費の中の13節で使用料及び賃借料13万6,820円、不用額であります。この中身の説明をお願いします。

○議長（中川公則君） 吉住福祉課審議員。

○福祉課審議員（吉住由美君） 福祉課吉住です。10番野田議員の御質問、議案第60号、令和4

年度益城町一般会計決算認定の59ページ、3款3項1目13節の使用料及び賃借料の不用額の内訳についてだったかと思いますが、こちらについては、使用料及び賃借料が仮設住宅建設用地の借地料となっております。今、木山仮設だったところの住宅の地権者の皆様にお支払いする借地料で、予算残については、お一人、受け取りのほうをされてない方がいらっしゃるため、予算残額が生じているということになります。以上になります。

○議長（中川公則君） 10番野田議員。

○10番（野田祐士君） ありがとうございます。

ということは、木山仮設の仮設住宅用借地料で、これは何年間取られてないんですか。ということは、これは無断で借用されたということになるんですけれども、そういうことでよろしいですか。

○議長（中川公則君） 吉住福祉課審議員。

○福祉課審議員（吉住由美君） 福祉課の吉住です。10番野田議員の2回目の御質問です。

借地料の受け取りをされてない方の何年間、受け取りをされてないかということと、あと、契約借地を無断で使用しているのかということの御質問だったかと思いますが、私のほうで詳細な資料が手元にございませんで、後ほど答えさせていただければと思います。以上になります。

○10番（野田祐士君） ありがとうございます。では、後ほど、議会の中で答えていただければ結構です。

○議長（中川公則君） ほかに質疑はありませんか。

（なし）

○議長（中川公則君） これで、議案第60号「令和4年度益城町一般会計決算認定について」から、議案第66号「令和4年度益城町水道事業会計利益の処分及び決算認定について」までの7議案に対する質疑を終わります。

このまま継続しますか、それとも、もう、昼食といいますか、食事休憩という形で入っていきますか。

（「休憩」と呼ぶ者あり）

○議長（中川公則君） 休憩。

それでは、これで暫時休憩します。午前中はこれで終了します。午後は13時30分から開きます。

休憩 午後0時08分

再開 午後1時31分

○議長（中川公則君） 午前中に引き続き、午後の会議を開きます。

次に、議案第67号「益城町立小中学校施設の開放に関する条例の一部を改正する条例の制定について」、及び議案第68号「益城町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の制定について」の2議案に対する質疑を許します。

質疑はありませんか。

(なし)

○議長（中川公則君） 質疑なしと認めます。

これで議案第67号「益城町立小中学校施設の開放に関する条例の一部を改正する条例の制定について」、及び議案第68号「益城町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の制定について」の2議案に対する質疑を終わります。

次に、議案第69号「町道の路線廃止について」から、議案第73号「和解及び損害賠償額の決定について」までの5議案に対する質疑を許します。

質疑はありませんか。

1 番坂井議員。

○1番（坂井金次郎君） 議員番号1番坂井でございます。

私の質問は、議案第71号、工事請負契約の締結について。工事名が、益城町複合施設建設造成工事についてお伺いいたします。

質問内容は、この工事内の雨水地下貯留施設容量800立方メートルについてでございます。この前といたしますか、7月3日の豪雨災害もありましたし、その後の急激な雨等を考えますと、雨水貯留施設の役割というのはますます大きくなっていくものと考えます。申し訳ございませんが、この雨水貯留施設の容量800トン、この計算の基礎をお伺いしたいと思います。また、周辺との関わりについてもお伺いしたいと思います。

よろしく申し上げます。

○議長（中川公則君） 内村新庁舎等建設課長。

○新庁舎等建設課長（内村康成君） 新庁舎建設課の内村です。1番坂井議員の複合施設造成における調整池の容量の根拠についてお答えさせていただきます。

そもそも、今、計画しております用地につきましては、県営補助整備区域内ということで、その補助整備を実施する際に、全体流域における調整池の確保を県のほうで計画されたところでございます。その流域内における開発行為ということで、町のほうといたしましては、熊本県の開発部局と開発協議のほうを今年4月末に終わらせておるところです。

その開発協議の中で河川協議がございまして、その周辺流域における開発における、雨水排出量の増加部分について、県の開発技術基準に基づいて計算された数値に基づいて、河川協議のほうを行っております。

その数字が出た際に、町としては、800立方メートルを、調整池等を必要ということで、計画しているところでございます。

計算の根拠というのは、今申し上げました、県との開発協議の中で積み上げたものということでございます。以上でございます。

○議長（中川公則君） 1番坂井議員。

○1番（坂井金次郎君） すみません、確認いたしますが、この800トンの容量については、県

との協議の中で決められたと。

もう一つ、さっきちょっと分かりにくかったんですけども、この雨水調整池、地下貯留施設は、今回の開発するこの区域だけのものでしょうか。それとも、まわりの水もある程度受け入れられるのでしょうか。そこをお伺いしたいといたします。よろしく申し上げます。

○議長（中川公則君） 内村新庁舎等建設課長。

○新庁舎等建設課長（内村康成君） 坂井議員の2回目の御質問にお答えいたします。

先ほども答弁しましたとおり、もともとその開発区域につきましては、当初の補助整備において、周辺の土地と併せて調整池の計算をしてあったと。今回は、それよりも、その計算数値よりも大きくなった部分について、影響がないようにということで、新たに調整池を設けるといような形で計算をしているということでございます。

もともとの県営補助整備区域外の部分が、その中に影響があるのかというのはちょっと分かりませんが、県との協議の中で示された部分については、そちらのほうで解決しているということでございます。以上でございます。

○1番（坂井金次郎君） 以上で終わります。ありがとうございました。

○議長（中川公則君） ほかに質疑はありませんか。

11番宮崎議員。

○11番（宮崎金次君） 11番宮崎です。私は、議案第71号、工事請負契約の締結について、その入札のほうについて質問をしたいと思います。

皆さんも御承知のようにといいますか、見られてお分かりのように、今回、20名の方が応札をされておられます。そして、一番金額の多い人1人が落札をされたということで、非常に特異といえば特異だなと。19人の人が失格になって、1人の方が落札されたと、こういう話なんです。この議案をいただきまして、ちょうど地元の会合があったんで、皆さんに、十二、三人おいでになったんですが、これを紹介しましたところ。やっぱりこれ何かあるのではないかと、こういうお話が出ました。今は電子入札でランダムに数字が入れられて最低価格が決まる関係で、あんまり人の手は入れられないんだと、こういう説明はしたんですけども、あまりにも20名中1人だけがこういう形なんだということで、よく確認をしてもらいたい。こういうお話がございましたので、2点だけ確認をさせていただきます。

まず、一つは、今回のこの入札の要領といいますか、町が発注して、それから応札をしていたで、最低価格がどの段階で決まるのか知らないけれども、そして落札者が決まると。ここの一連の流れについて教えていただきたい、こういうふうに思います。

それから2点目は、一番皆さんが心配しておられるのは、最低価格がどういう形で決定されて、それがどうやって可視化された状況の中で発表になっていくのか、ここらあたりについてが、やっぱり皆さん御心配になっておられましたので、この2点だけ、よろしくお願いをします。

○議長（中川公則君） 塘田総務課長。

○総務課長（塘田 仁君） 総務課長の塘田でございます。11番宮崎議員の御質問にお答えをさ

せていただきます。

議案第71号の益城町複合施設建設造成工事の契約に関する御質問かと思えます。

まず、1点目については、要領ということでした。今回の工事については、まず、入札の参加資格要件については、熊本県内の事業所で経営事項審査の土木一式工事に係る総合評定値が1,000点以上、町内業者においては800点以上で、過去15年、国、県、市町村で発注した土木一式工事を元請として施工した実績を有するところについて、指名を行っております。

一般競争入札ですね。失礼しました。

要件ですので、その要件で入札が行われております。

一般競争入札の公告日については令和5年7月26日、開札日については令和5年8月22日に開札を行っております。その開札において、1社が落札、19社が失格ということになっております。こちらにつきましては、あくまで入札制度に基づき、適正に執行した入札結果でございますが、明確な理由の推測は難しいところではございますが、一般的に考えますと、最安価での落札のための競争がより働いたために、落札1社、ほかの会社については最低制限価格を割ってしまったものと考えております。

それから、最低落札価格についてはいつ公表されるのかということですが、落札後、入札経過とともに公表という形になっております。以上でございます。

○議長（中川公則君） 11番宮崎議員。

○11番（宮崎金次君） 1回目の答弁を今いただきました。

先ほど、私のほうも言いましたように、多分、入札の要領とかそういうのが分からない人は、この20名中1名だけが落札をして、そのほかは全部失格になっている。ここがどうしてこういうふうに起きたのかというのがやっぱり分からないと思うんですね。ですから、我々がこの議案を今回審議をして、町民の人に知っていただくため、もしくはその人たちからいろいろ質問が来ると思うんです。そのとき、きちんとやっぱりお答えしなければいけませんので、教えていただくために質問しているのですが、それで、今お答えになった中ではちょっとよく分からなかったのは、最低価格ですか、ランダム係数を入れて出す。それはいつ決まって、いつそれがオープンになって、落札者が決まるんですか。

2回目の質問です。

○議長（中川公則君） 塘田総務課長。

○総務課長（塘田 仁君） 11番宮崎委員の御質問にお答えをさせていただきます。

最低制限価格の算出につきましては、国土交通省が定めます中央公共工事契約制度運用連絡協議会モデル、通称公契連モデルに準拠した計算式により、最低制限基準価格を算出し、その基準価格に開札時に電子入札システムで自動決定をされます0から0.01以下のランダム係数を掛けたものが最低制限価格となります。

今回につきましては、開札日が8月の22日でございますので、この開札に合わせて、電子入札システムのほうで、最低制限基準価格に、電子入札システムで自動決定されるランダム係数が掛

けられて、最低制限価格が設定をされるということになります。

先ほど申しましたように、開札後、落札者が決定した時点で、最低制限価格については公表されるというところでございます。

○議長（中川公則君） 11番宮崎議員。

○11番（宮崎金次君） いよいよ3回目の質問になってしまいましたが、ちょっともう1回確認しますが、最低制限価格が決まって、それにランダム係数を掛けて、最低価格というのは決まるんですか。ちょっとそこらあたりが、要は、まず、応札をされますよね、皆さん。落札するためにいろいろ応募して入れられますよね。その入れられた後に、ランダム係数を入れた係数が分かるんですかね。最初からもう分かっているわけではないんですよ、その最低価格。そして、その応札の後に開札をする前に、ランダムの係数が入ったやつが入って、落札者が決まると。こういう話ですかね。そうすると、応札された後にランダムの係数がコンピューターの中に入れ込まれると、こういう話になりますか。そして、たまたま今回は、お一人の人が失格ではなかったと、こういう話ですか。

そこらあたりの経緯を、もう少しちょっと詳しく、私もちょっと理解できなかったもので、詳しく説明してください。お願いします。

○議長（中川公則君） 塘田総務課長。

○総務課長（塘田 仁君） 11番宮崎議員の3回目の御質問にお答えをいたします。

最低制限価格がいつ決まるのかにつきましては、宮崎議員もおっしゃいましたように、応札があったときに、その後、開札をする時点でランダム係数がかかって、最低制限価格が決定するというところでございます。そういった流れで最低制限価格は決定をされております。以上でございます。

○11番（宮崎金次君） ありがとうございます。

○議長（中川公則君） ほかに質疑はありませんか。

13番中村議員。

○13番（中村健二君） 13番中村です。

議案第71号、工事請負契約の締結について、今、同僚議員から質問があったんですが、同じような質問になるかと思いますが、ちょっと何かどうも聞いていて、流れのほうの方が分かりやすいように分かりにくくて。

まず、入札をされますね、告示があって入札をされて、そしてその開札の直前にランダム係数が入って、そこで最低価格が出るわけですかね。そのときに出るわけですかね。

あと、この開札の方法というのは、どういうふうになつていいるんですか。以前は、入札者が全部来て、そこで開札は前でやりよつたんだけれども、今、開札の方法はどういうふうになつていますか。その辺もちょっと教えてください。

もう一遍、その最低制限価格の出し方。さっきは0から1.0までの間のランダム係数と言われたかな。それを最低価格を決めるときの予定価格がありますから、その予定価格にランダム係数

がかかってくるわけですか。それとも、入札の平均価格にかかってくるわけですか。有効入札者のそれにかかってくるのか。

これが、どうも、落札者1人だけであとはみんな失格になっているんですが、この落札率の差が0.1ポイントしかないんですよ。金額にして16万円ぐらいしかないんですよ。この間で落札者が1人生き残るとというのが非常に難しい数字かなとも思うんですけども、たまたまこうなることもあるんでしょうけれども、その辺、もう1回、制限価格の出し方と開札の方法をちょっと教えてください。

○議長（中川公則君） 塘田総務課長。

○総務課長（塘田 仁君） 総務課長の塘田でございます。13番中村議員の議案第71号に関する御質問にお答えをさせていただきます。

まず、最低制限価格の算出方法について、再度御説明をさせていただきます。

国土交通省が定めます中央公共工事契約制度運用連絡協議会モデル、通称公契連モデルに準拠した計算式により算出をしました最低制限基準価格、こちらが基準価格となりまして、開札時に電子入札システムで自動決定をされます、先ほども申し上げましたランダム係数がかかって、最低制限価格となるということでございます。最低制限基準価格という基本的なものがある、それにランダム係数がかかるということでございます。

このランダム係数がかかる時点といいますのは、電子入札システムでの入札となっておりますので、以前の、町役場に来ていただいて、業者さんがおられる前で紙の封筒から明けるということではなく、電子的な入札でございますので、全てインターネット上で入力をされた各社の入札情報が電子入札システムの中で開札をされて、開札のボタンを押した時点でランダム係数がかかるということになっております。以上でございます。

○議長（中川公則君） 13番中村議員。

○13番（中村健二君） その開札の仕方は分かりました。

公契連モデルの基準価格という、その基準価格というのは、これ、どうやって出るんですか。基準価格は、いろいろ工事があるわけだから、金額がみんな違うわけだから、この基準価格の出し方というのはどういうふうにして出るのか。だから、開札のほうはもう電子入札だから、開札のボタンを押した途端にランダム係数がかかって、最低制限価格が出るということですね。

けれども、その基準価格にその数字がかかるわけでしょうから、ランダムで数字がかかるわけでしょうから、公契連モデルの基準価格というのはどうやって出るのか、その辺、よろしいですか。

○議長（中川公則君） 塘田総務課長。

○総務課長（塘田 仁君） 13番中村議員の3回目の御質問にお答えをさせていただきます。

最低制限基準価格の算出につきましては、工事の直接工事費、それから経費、そのようなもので算出したものが公契連モデルというところでございます。直接工事費、経費、そういったものを加えたものが最低制限基準価格というところでございます。

○議長（中川公則君） 13番中村議員。

○13番（中村健二君） 大体その基準価格の直接工事費に、これ経費まで入るんですか。経費まで入れて、それにランダム係数がかかるということになるわけですか。直接工費だけと思っただけけれども、これは経費も入る、一緒に含むわけですね。そしてそれに、ランダム係数がかかって最低制限価格が出るということですか。分かりました。

ちょっと、あまりにも、非常に近接した間で失格と。以前もこういうふうに、以前は最高予定価格と同額で、それだけが落札者で、あと全部失格になっていたんですけども、今回の場合は、非常に難しい、91.6の落札価格で、それであれば全部失格ということなので、非常に微妙なところがあるなど感じたものですから、いろいろ質問させていただきました。以上で終わります。

○議長（中川公則君） ほかに質疑はありませんか。

10番野田議員。

○10番（野田祐士君） 73までだったですね。ありがとうございます。

すみません、議案71号、72号、73号について、質問をさせていただきたいと思います。

71号については、今、同僚議員のほうからる説明を求められていたところだと思いますので、大体の流れは分かりました。

単純に、先ほど言われた質問といたしましては、最低制限基準価格が幾らで、結果的に最低制限価格が幾らだったのか、最低制限価格。教えていただきたいと思います。最低制限価格は幾らだったのか。

それと、この予定価格、1億2,862万3,000円とありますけれども、設計書の中に、1億2,862万3,000円の内訳は入っているのか。内訳というのは、今、塘田課長が言われた、直工が幾ら、一般管理費が幾ら、現場管理費が幾らというのは入っているのか、というのをお尋ねしたいと思います。それが2点目です。

3点目については、ランダム係数を、すみません、最低制限基準価格が分かって、そこにランダム係数がかかるわけですよ。そのランダム係数に人の手は入るのかというの、要するに上か下かを入れられるか。多分、1.001から、そのプラスマイナスで、最低制限基準価格にランダム係数が入っていくと思うんですけども、そこに上か下かを関与できるか関与できないかだけを3点目として教えてください。

もう一度言います。

最低制限価格は幾らだったのか。

それと、その1億2,862万3,000円の数字の内訳。直工、一般管理費、また現場仮設費の、要するに金額が入っているか入っていないか。多分、この金額に、先ほど塘田課長が言われた、例えば一般管理費とか直接工事費とかの数字に率を掛けるというのを先ほどから言われていると思うので、その数字自体を出しているのか出していないのか。それが2点目。

それと3点目は、言われたランダム係数に人が関与できる隙間はあるのか。要するに、上とか下とかで入れられるのか。

その3点を教えていただきたいと思います。これが71号です。

72号と73号、これは合わせて質問をさせていただきたいと思います。

72号と73号につきましては、今日、ちょっと詳しい資料をいただいたんですけども、これ、今年の3月31日に益城町の水道センター敷地内において、水道課職員が刈払い機を使用して、敷地内の雑草を刈っていたところ、刈払い機のナイロンコード製の刃が地面の砂礫を跳ね飛ばし、付近に駐車中の、今回2台の車の車体及び窓ガラスに当たり損傷を与えたものとなっております。その被害額が異常に大きくて、72号に関しましてが106万7,000円ですか。72号の車の被害額は106万7,000円、73号の被害額が、被害額というか損害賠償額が77万950円となっております。

ここで質問なんですけれども、まず、3月31日時点で、今9月になって議案として出てきましたけれども、この数か月間かかった理由。

そして、この所有者というのは町民の方ですか、というのが2点目。町民。なぜかという、3月31日、年度末に、あんまり水道局を利用する人は少ないのかなと思っておりますので、年度末にいらしたのかなという時点で、所有者は町民の方ですかという部分。

それと、見積書を見させていただきました。事故発生状況の中で、南側のフェンスの部分の草を刈払い機で刈っておられたと。車はその北側に2台とまっておったという状況だと推測をいたします。これを見る限り。ここに描いてある絵を見る限り、そう見ます。ところが、この写真をいただくと、もうすごい写真、保険の方がされたのかどうか知りませんが、もう、前、右、左、後ろ、全て飛んでおります、被害が。写真、このような感じで、もう全部の箇所に、要するに石が跳ねたという状況になっております。

これが、一般的に考えて、常識的に考えて、刈払い機を使うときに、車があれば、多少は、多少はというか本来は意識しないといけないと。車を移動してもらおうとか、そういうのをしないまま、多分されているのだろうと。それをされても、多分、刈払い機を払うのに、車が後ろ向きでとまっていたならば、後ろのガラスであったり、後ろのフェンダーだったり石が跳ねましたというのなら分かりますけれども、満遍なくこれ、写真を見る限り、前、右、左、後ろ、全てに石が跳ねたわけですよ。それで100万円もかかってしまったというのが、どう考えても、常識的な範疇で申し上げると、理解できないと。それについて、何でこういうふうに、車全周を石が跳ねるような草刈りをどうやって行ったのか、とというのが3つ目の質問です。

それと、4つ目の質問として、刈払い機で草刈りをする上で、これも常識的に、という語弊があるかもしれませんが、車があれば、少なくとも車について意識があると思います。要するに車をどかしてもらおうとかする必要はあると思いますけれども、それをなぜしなかったのか、また、管理者としてそこをどう考えているのかを質問したいと思います。なぜかという、この100万円と70万円ですけども、これは共済保険のほうから支払われるということを知っておりますが、少なくとも常識的に考えれば、個人の負担、要するに、責任を町としても問う必要があるのかなというふうな理解でおります。そこについて、どういうふうに考えているのかをお答え

いただきたいと思います。以上です。

○議長（中川公則君） 塘田総務課長。

○総務課長（塘田 仁君） 10番野田議員の御質問、議案第71号、それから72号、73号についてのそれぞれの御質問にお答えをさせていただきます。

まず、71号については、最低制限価格は幾らだったのかというところでございますが、最低制限価格につきましては1億714万21,536円でございます。

また、予定価格に直接工事等経費等の内訳があるのかというところにつきましては、内訳がございます。

それから、ランダム係数への人の関与ができるのかというところでございますが、先ほどの議員の御質問でもお答えをさせていただきましたとおり、開札時にボタンを押した時点で自動的に機械が割り振るものがございますので、議員がおっしゃるように上とか下かとかの操作もできないというところがございます。

続きまして、72号、73号の件についてでございますが、まず、事故が発生したのが3月であるということで、なぜ今の時期かということでございますが、今回の損害賠償につきましては、御提案させていただいておりますとおり、100万円、それから70万円の高額というところもございまして、損害賠償保険会社の査定に時間がかかったということかと思えます。

また、車の所有者については町民なのかというところがございますが、町民の方でございます。ただ、お一方については、リース契約をしておりますので、所有者ではないと、使用者ということになっております。

それから、草刈りの状況でございますが、これはもう事故報告書で見える限りでしか何とも申し上げられないところがございますけれども、水道センターの南側、秋津川沿いの草刈りというところで、そこに車庫棟もある関係で、作業者本人については、いつもの作業で大丈夫だろうという認識のもとに、今回作業を行ってしまったのかなと思えます。車を動かすなどの事前対応が、本来であればあってしかるべきだったと思えますけれども、それについてもやはり、慣れた仕事というところで、この距離であれば大丈夫だろうという判断のもとに起きてしまった過失ではないかと考えております。

あとは、個人の責任ということでございますが、職員の行為により高額の損害を与えたものではございませんけれども、業務中の事故でありますし、故意に行ったものでもございませんので、今のところは職員の処分については、当たらないというふうに考えております。以上でございます。

○議長（中川公則君） 10番野田議員。

○10番（野田祐士君） 1回目の御回答ありがとうございます。

まず、71号についてですけれども、最低制限価格は1億714万2,536円でしたか、それでよろしいですか。ありがとうございました。

それと、この1億2,862万3,000円、予定価格についての、要するに、直工と諸経費の内訳は書

いてあるかと。数字は書いてあるということで回答をいただいたところです。

それと、ランダム係数について、人の手、上・下で入れる可能性はあるかということについては、それはないという回答でしたので、71号については理解をいたしました。

72、73号についての損害賠償保険事故についてですけれども、3月31日がなぜ今かということについては、査定に時間がかかったということでありすけれども、これをもらう瞬間、これさっきもらいましたけれども、今、ビッグモーターの件とかありますので、極端に言えばですけれども、そういう件だろうな、そういう件もあるのかなという、ちょっと疑心暗鬼がありました。

ただ、この写真を見る限りは、ちょっとそれもないかなと。あまりにもひどいという一言だと思えます。多分これ、何百か所ですよ。小石が飛んでいるのが、これを見る限りでは。前、横、後ろ、お構いなく、多分、トータルすると何百か所に石が飛んでいると。見積りも保険会社がされた。これ、相手の保険会社がされているんですよ。こっちからの保険会社も介入されているんですか。ちょっとそこは分かりませんが、そこについては、また、こっちの保険会社はどうかというのを御回答いただきたいんですけども、この、日頃なれた方が草刈り機をされていて、これは、あまりにも、あり得ないというか常識を逸脱しているという理解しております。

この草刈りをされた方の責任を問うという質問をいたしましたけれども、これで責任がないと言われると、では、どういうときに責任があるんだと、逆にお尋ねせんといかんと。それは、振りかざして直接車に当たると、そのときでない限りはもう責任はとれないんだろうと思えます。この写真を見る限りにおいて、これについては、要するに、統括責任者、職員と、それを締める、ここで言うなら多分水道課長になるかと思うんですけども、その辺についても、役場としてきちんと検証をして、責任について問う必要があると思えますけれども、再度、回答をいただきたいと思えます。

○議長（中川公則君） 塘田総務課長。

○総務課長（塘田 仁君） 10番野田議員の御質問にお答えをさせていただきます。

議案第72号、73号の、和解及び損害賠償の額の決定についての御質問で、保険会社の介入はと、役場が掛けている保険会社の介入はあっているのかというところでございますけれども、これについては、被害を受けられた方が出された修理見積書、これについて損害保険会社が査定を行っておりますので、そこで介入が行われているものということになると思えます。別途見積りをとるとかということはないと思えます。

○10番（野田祐士君） 回答としては、あったのかなかったのかなんです。

○総務課長（塘田 仁君） 保険会社の介入、野田議員がおっしゃる介入の意味が、もし、同一の見積りを行った場合には、保険会社の査定、見積り額が変わるということでいくと、それはしてないということになります。あくまで、相手方、請求をされている保険会社から出たものに対して、保険会社が査定を行って損害額を確定をさせているということですので、意味合い的には介入をしていると私は理解しておりますが。

（自席より発言する者あり）

○総務課長（塘田 仁君） はい。

それから、先ほどもおっしゃられました管理監督責任、それから、直接作業を行った職員への処分等でございますけれども、これについては、先ほども申し上げましたとおり、業務中の作業による事故でございますので、これについては個人の責任を問うものではないと思っております。ただ、今後、同様の事故が発生しないように、職員への周知は当然行うべきところでございますし、軽作業的な作業でも単独での作業を行わずに複数人で行うとか、そういった改善は必要だと考えております。以上でございます。

○議長（中川公則君） 10番野田議員。

○10番（野田祐士君） ありがとうございます。

先ほど、見積りの件と査定の件でお話したのは、見積りは相手方より出された。損害保険のこちら側がその見積り、こちら側というか、この共済、どこの保険か知りませんが、共済という名の保険が、こちら側がその査定を行って、それで結審をしたという理解でよろしいですか。いいですかね。分かりました。

あと、職員を処分しなさいという意味で捉えたのであれば、それはちょっと誤解があると、語弊があると思うんですけれども、少なくともこの写真が、例えば塘田課長が、車が、自分の車を置いておいて、この状態になるまで草刈り機をしますかというレベルのお話をしているんですよ。自分の車を例えば後ろへ置いておきました。草刈り機をしています。この状態、後ろの、例えば、草刈り機の正面の部分。例えば後ろであったり前であったり、一部に石が飛んだと。石というか砂か知りませんが飛んだということであればいいんですけれども、これ全周ですよ。見積書も出ていますけれども、ほぼほぼ、車全部を回っています。というのを見たときに、それは、先ほど過失と言われましたけれども、過失か故意か分からない状態になっていると思うんですよ。それについては、きちんと役場としても対応をとるべきではないかというお話をしたつもりです。それについて、もう、するかしないかは、先ほどしないとおっしゃったのでいいんですけれども、いいんでしょう、しないんでしょう。ですよ。しないというお話なので仕方ありませんけれども、実際問題、これで保険を使っていくのであれば、多分、もう今後、何でもありの状態になりかねませんので、十分に注意を役場内で、管理監督責任を含めて、注意をしていってくださいとしか言いようがありませんので、ここはもう注意をしていってくださいとお願いをしておきます。以上です。

○議長（中川公則君） ほかに質疑はありませんか。

（なし）

○議長（中川公則君） ないようでございますので、これで議案第69号「町道の路線廃止について」から、議案第73号「和解及び損害賠償額の決定について」までの5議案に対する質疑を終わります。

なお、詳細につきましては、各常任委員会において十分審査をしていただきたいと思います。

議案56号「令和5年度益城町一般会計補正予算（第4号）」から、議案第73号「和解及び損害

賠償額の決定について」までの18議案につきましては、お手元に配付しております常任委員会付託区分表のとおり、各常任委員会に付託したいと思います。これに御異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(中川公則君) 異議なしと認めます。したがって、議案第56号「令和5年度益城町一般会計補正予算(第4号)」から、議案第73号「和解及び損害賠償額の決定について」までの18議案につきましては、お手元に配付の常任委員会付託区分表のとおり、各常任委員会に付託します。

以上をもちまして、本日の日程を全部終了しました。これにて散会します。

散会 午後2時23分

9 月 13 日（水曜日）

令和5年第3回益城町議会定例会会議録

1. 令和5年9月11日午前10時00分招集
2. 令和5年9月13日午前10時00分開議
3. 令和5年9月13日午後2時52分散会
4. 会議の区別 定例会
5. 会議の場所 益城町議会本会議場
6. 議事日程

日程第1 一般質問

- 14番 稲田忠則議員
- 8番 吉村建文議員
- 5番 富田徳弘議員
- 6番 下田利久雄議員
- 3番 西山洋一議員

7. 出席議員（18名）

- | | | |
|-----------|-----------|------------|
| 1番 坂井金次郎君 | 2番 木村正史君 | 3番 西山洋一君 |
| 4番 上村幸輝君 | 5番 富田徳弘君 | 6番 下田利久雄君 |
| 7番 松本昭一君 | 8番 吉村建文君 | 9番 甲斐康之君 |
| 10番 野田祐士君 | 11番 宮崎金次君 | 12番 坂田みはる君 |
| 13番 中村健二君 | 14番 稲田忠則君 | 15番 渡辺誠男君 |
| 16番 荒牧昭博君 | 17番 榮正敏君 | 18番 中川公則君 |

8. 欠席議員（0名）

9. 職務のため出席した事務局職員の職・氏名

議会事務局長 遠山伸也

10. 地方自治法第121条の規定により会議事件説明のため出席した者の職・氏名

町長	西村博則君	副町長	濱田義之君
教育長	酒井博範君	政策審議監	清田聡美君
土木審議監	持田浩君	会計管理者	田上勝志君
総務課長	塘田仁君	新庁舎等建設課長	内村康成君
危機管理課長	岩本武継君	企画財政課長	山内裕文君
税務課長	坂井浩章君	住民課長	竹林浩幸君

福祉課長	荒木 薫 君	福祉課審議員	吉住 由美 君
こども未来課長	吉川 博文 君	健康保険課長	松永 昇 君
産業振興課長	松本 浩治 君	都市計画課長	齊藤 計介 君
街路課長	石橋 淳 君	建設課長	村上 康幸 君
復興整備課長	水口 清 君	下水道課長	吉本 秀一 君
水道課長	山口 拓郎 君	学校教育課長	富永 清徳 君
生涯学習課長	中村 康広 君		

開議 午前10時00分

○議長（中川公則君） 皆さん、おはようございます。

定刻に達しましたので、ただいまから本日の会議を開きます。

まずは、昨日の総括質疑の中で、野田議員の令和4年度一般会計決算書に関する質疑に対して、福祉課より追加答弁の申出がありましたので、発言を許します。

吉住福祉課審議員。

○福祉課審議員（吉住由美君） おはようございます。福祉課の吉住です。

昨日の10番野田議員の3回目の御質問、議案第60号、令和4年度益城町一般会計決算認定について、59ページになります。

3回目の御質問、使用料及び賃借料の借地料をいつから受け取っていないのか、また、それは無断借用ではないのかということについてお答えさせていただきます。

借地料の受け取りに関しましては、令和3年度、令和4年度の2年間分をお受け取りいただいております。今後も引き続き、地権者の方への御説明と御相談を行っていきたくと思います。

また、無断借用につきましては、当初から、令和元年度までは借地契約を行わせていただいておりますが、令和3年度、令和4年度につきましては、地権者の方へ借地契約の締結について、御相談はさせていただいておりましたが、契約までは至っておりません。しかしながら、当初に契約を行っていることもあり、無断借用ではないと考えております。以上でございます。

○議長（中川公則君） それでは、本日の日程は一般質問となっております。

なお、本定例会の一般質問通告者は9名です。

一般質問は、本日と明日14日の2日に分けて行います。

本日の質問の順番を申し上げます。1番目に稲田忠則議員、2番目に吉村建文議員、3番目に富田徳弘議員、4番目に下田利久雄議員、5番目に西山洋一議員。

明日14日は、1番目に坂井金次郎議員、2番目に甲斐康之議員、3番目に野田祐士議員、4番目に榮正敏議員。

以上の順番で進めてまいります。

日程第1 一般質問

○議長（中川公則君） それでは、日程第1、一般質問を行います。

最初に、稲田忠則議員の質問を許します。

14番稲田忠則議員。

○14番（稲田忠則君） 皆さん、おはようございます。議席番号14番稲田忠則でございます。令和5年第3回町議会定例会において、一般質問の機会を与えていただき、ありがとうございます。私は平成26年12月議会で一般質問をしましてから以降、約9年ぶりの質問となります。多少緊張しておりますが、よろしくお願い申し上げます。

熊本地震後、このようにすばらしい新庁舎が完成し、町議会議場においても、木材をふんだんに使用した議場となっており、6月議会後、今回が2回目の町議会定例会でございます。本日は傍聴席には、早朝よりお忙しい中、たくさんの町民の皆さんが傍聴においでいただいております。また、モニターで視聴しておられる方々にも、日頃から町議会に対しまして、関心を持っていただき、感謝申し上げます。

今年は梅雨末期の7月3日の夜中より明け方にかけて激しい雨が降り、益城町付近で線状降水帯が発生し、河川が増水して、木山川が氾濫し、特に農地の水田に土砂の流入や流木によって、水田や水稲に甚大な被害をもたらしました。また、住宅地におきましても、床下や床上の浸水被害が発生いたしました。災害に遭われた方々には心よりお見舞いを申し上げます。

それでは、今回通告しておりました1問目、広安西小の児童増加対策について2点、2問目、広安小学校の放課後児童クラブについて2点、3問目、道路の安全対策について2点について、以上3問にわたって質問をさせていただきます。

それでは、質問席に移ります。

それでは、1問目、広安西小の児童増加対策について、2点につきまして質問をいたします。

広安西小学校の校区内2か所に、現在、大型の宅地造成が施行されており、今後児童数の増加が見込まれると思います。現在、この地域は益城台地西土地区画整理事業組合によって、広崎地区内に宅地造成工事が始まっており、昨年10月末には1期工事が完成した宅地には、現在、新築の家が建ち並び、8月1日までに103世帯、327名の方々が入居されております。そのうち、町外から76世帯、223名の方が益城町に住民登録をされているようです。ほとんどの家庭が若い子育て世帯の方々であります。

また、今回、1期工事エリア内には、面積1万平米の生活便利施設内にスーパーライアルカンパニーの進出が決定するなど、新しい生活空間が生まれています。また、2期工事エリアにつきましても、本年10月末には造成も完了する予定で、計画どおり順調に進んでいるとのことで、完成しますと、全体で約500区画の宅地が出来上がります。2期工事エリアにも数社の住宅メーカーさんが合わせて100戸近くの土地を購入されておりますので、また、新築ラッシュになると思われれます。

地元地権者の方々にも、来年1月頃から順次換地が行われ、土地の有効利用が図られれば、人口増加につながり、益城町の西の玄関口として大きく変貌していく地域となると思います。

さらに、益城台地中土地区画整理事業の起工式が本年6月26日に現地で催され、計画では、益城熊本インターチェンジと第2空港線に隣接する8.2ヘクタールの熊本都市計画事業により、宅

地約200区画、スーパー、高齢者施設、公園などを整備する予定で、2026年の完成を目指しているとのことです。

このように、2か所の大型宅地造成が完成すれば、人口の増加が見込まれます。その中で、児童数も多くなることが現実的なものになり、それに比例して、広安西小学校の教室不足の問題が発生すると思われます。

そこで、町としての対策をお聞きしたい。

それと並行して、教室不足が発生した場合、校舎の増築での対応になるかと思いますが、現在、広安西小学校は敷地が狭く、拡張する土地の余裕がないのが現状ではないでしょうか。早めに近隣の土地を確保することが緊急の課題と思われますが、この問題の現状について、町としてどのような対策を考えておられるかについて伺いたいと思ひまして、1回目の質問といたします。

○議長（中川公則君） 酒井教育長。

○教育長（酒井博範君） 皆さん、おはようございます。

本日からの一般質問、どうぞよろしく申し上げます。また、傍聴席には早朝よりたくさんの方においでいただき、心から感謝申し上げます。

それでは、14番稲田議員の一つ目の御質問の1点目、広安西小学校の校区内に、現在2か所の大型の宅地造成が施工されているが、この事業によって児童数が増加した場合、教室不足の問題が発生すると思われるが、この件に対して町の対策はどうかという御質問に対してお答えいたします。

広安西小学校は、令和5年5月時点で、通常学級が22学級、特別支援学級が7学級で、合計29学級、児童数は715人です。今後は、議員御指摘のとおり、2か所の土地区画整理事業の整備により、広安西小学校の児童数の増加が見込まれることから、教育委員会では、将来的な年齢別児童数及び学級数の推移を推計し、教室の増設を含めた教育環境の整備について、検討を行っているところでございます。

現状といたしましては、令和6年度に五つの通常学級が増加する可能性があること、また、そのことにより、教室の数が不足することから、現在、少人数の特別支援学級教室等で使用している通常学級と同じ広さの教室に間仕切りを設置し、複数の学級で活用できるようにすることで余剰教室を生み出すなど、学校と協議しながら検討を進めております。

次に、一つ目の御質問の2点目、教室不足が発生した場合、校舎の増築での対応になると思う。しかし、現在の広安西小学校の敷地が狭い。早めに近隣の土地を確保する必要があるのではないか。この問題について、町の対応は考えているのかについてお答えします。

教育委員会において、今後の児童数及び学級数を推計いたしましたところ、通常学級は現在の22学級から令和12年度には最大32学級が必要になると推測しております。このため、現在の校舎での対応は困難でありまして、教室不足に対する抜本的な対策が必要であると考えます。

一方、議員御指摘のとおり、広安西小学校の敷地内には教室増築を行うスペースが少ないというのが現状であります。以前、プレハブ校舎を建設していた中庭は、四方が校舎等に囲まれまして、現在は建築資材を運べないため、そこでの増築は厳しいと考えております。

教育委員会といたしましては、敷地内北側駐車場や隣接土地へのプレハブ教室の設置、増員する教職員に対する職員室スペースの整備等について、新たな学校用地の確保を含め、町長部局や関係機関等と協議を進めてまいりたいと考えております。

今後とも、児童数の推移を注視し、関係者の皆さんの御意見を踏まえながら、よりよい教育環境の整備を行ってまいりたいと思います。以上でございます。

○議長（中川公則君） 稲田議員。

○14番（稲田忠則君） 1回目の質問に対しまして、答弁ありがとうございました。

ただいま教育長のほうからる説明がございました。この教室不足問題に対しましては、広安西小学校は令和5年の5月時点で、通常学級が22学級、特別支援学級が7学級で、合計29学級がある。その中で生徒数は715名ということでございます。

今後、2か所の土地区画整理事業の整備により児童数の増加が見込まれるので、年齢別児童数、それに学級数のシミュレーションなどを行っていただきながら、教室を含めた教育環境の整備について、検討を行っているということでございます。

また、令和6年度に五つの通常学級が増加するとの見通しで、来年から教室不足の対策として、現在、少人数の特別支援学級教室等を使用している通常教室を間切りして、パーティションの設置をすることで複数学級の活用を可能にし、余剰教室を生み出すなどの検討を進めていくというような答弁でございました。

この件につきましては、もう御承知と思いますけど、必ずもう3～4年後には、教室不足が発生するのが現実的になると思います。

そのような中で、今後そのように進みまして、ちなみまして、対応が遅れないような対策を積極的に取り入れてもらいたいと思っているところでございます。

また、2点目については、土地区画整理事業の進捗に伴い、児童数が増えることが予想される。将来的には教室不足が根本的な対策の一つということでもあります。

また、年齢別児童、学級数シミュレーションにおいても、令和5年度の22通常学級から、令和12年度には最大32クラスの通常学級が必要になると見込まれており、現在の校舎での対応は厳しくなってくると。

そしてまた、現在の敷地には教室増築を行うスペースがなくなっている。今後の住宅地の開発に、児童の増加の対策として、敷地内北側駐車場や隣接土地にプレハブ教室の設置や、増員する教職員に対する職員室増築も必要ですので、関係機関や部署間と協議を行う。

今後とも関係者の皆さんとの意見を参考に、よりよい教育環境の整備を行っていくということでございます。

このことにつきましても、学校敷地内北側駐車場はあまり広い土地の面積ではありません。また、プレハブ教室の設置や増員する教職員に対する職員室の増築も必要かと思われまますから、関係機関や部署間との協議がスピード感を持ってやらないと、いざ土地の購入が必要になった場合、近隣に土地がない状況が発生することが懸念されるのではないのでしょうか。

その点をしっかりと教育委員会でも協議、検討いただきながら、要望といたしまして、次の質

間に入らせていただきます。

次に、2問目の質問でございます。

広安西小学校の放課後児童クラブについて、2点について質問いたします。

広安西小学校の放課後児童クラブは、現在、ひまわりクラブ、定員55名、たんぼぼクラブ、定員42名、すずらんクラブ、定員40名、令和5年4月からは施設不足により、学校内のミーティングルーム室を活用、定員30名で、4施設で運営が行われているようです。内訳として、1年生54名、2年生47名、3年生41名、4年生11名の合わせて153名の方が利用されています。

今後は学童保育クラブの児童数が増加する傾向にあると思われます。現在は保護者会で運営されていますが、1年交代で役員さんが交代され、引継ぎ等もあり、毎年大変厳しい中で運営されているのが現状のようです。

今後の運営方法などほかの諸問題について、保護者会と町との早めの話合いの場をつくっていただく必要があるのではないのでしょうか。

今年7月29日、地元紙に、国として学童保育充実、年末に対策として、こども家庭庁と文部科学省は、7月28日、共稼ぎやひとり親家庭の小学生を預かる放課後児童クラブ、学童保育の待機児童解消に向けた合同会議を開いた。小倉将信こども政策担当相は、福祉部門と教育部門の連携強化や、職員配置の改善を盛り込んだ政策を12月末までに取りまとめるよう指示した。こども家庭庁によると、希望しても定員超過などの事由で学童保育をできない待機児童が、5月1日現在で速報値で1万6,825人いる。学童保育をめぐるっては、小学校への入学後、預け先がなく、保護者が離職を迫られている「小1の壁」が問題となっていると記載されておりました。

これらの諸問題に対して国の政策としても、本気で取組改善を進められるのではないのでしょうか。今後、町として、施設の問題、それに伴う用地の確保に向けての考えを伺いたいと思います。

1回目の質問といたします。

○議長（中川公則君） 西村町長。

○町長（西村博則君） 皆さん、おはようございます。

14番稲田議員の二つ目の御質問の1点目、現在、広安西小学校の放課後児童クラブの運営については保護者会で行われている。厳しい内容のようです。町は今後どのように考えているのかにつきましてお答えをします。

議員御指摘の放課後児童クラブの運営につきましては、昨年12月の定例会でも同様の質問がなされており、本町としましては、保護者会の皆様や支援員の皆様と協議しながら、事業主体や具体的な運営方法について検討を進めるとお答えをしているところです。

このことを踏まえ、本年6月に「放課後児童クラブのあり方検討委員会」を設置し、今後の放課後児童クラブの運営方法につきまして、検討、協議を行っていくことといたしました。

なお、検討委員会は、町議会議員、学識経験者、民生委員児童委員の代表、町立小学校の校長代表、放課後児童クラブ各小学校保護者会長の12名で構成をされております。

本年12月に第1回目の検討委員会を開催し、継続して安定的な事業運営を行っていくため、放課後児童クラブの運営体制などの方針や運営の在り方に関して検討することにつきまして、諮問

を行いました。

今後、検討委員会におきまして、保護者会の意見などを伺いながら、放課後児童クラブの運営方法などにつきまして、審議を行い、答申をいただくこととなっており、その答申内容に基づき、町としまして今後の方針を検討してまいります。

次に、二つ目の御質問の2点目、利用児童数の増加による施設の問題があると思うが、それに伴い土地の確保が急務ではないか、町としての対応を伺うにつきましてお答えをします。

議員御指摘のとおり、広安西小学校区では分譲地の整備が進んでおり、昨年より益城台地西土地区画整理事業地内の一部が分譲開始され、今後、さらに分譲地が拡大してまいります。

また、本年度の広安西小学校区の小学生までの児童数は、昨年度に比べ小学生が6人、就学前児童が30人増えており、今後も子育て世帯の転居が見込まれますことから、放課後児童クラブの利用希望児童も増加するものと考えられます。

このようなことを踏まえ、本町では、令和5年4月から広安西小学校のミーティングルームを活用しました放課後児童クラブを1クラブ増設し、運用を開始しております。

現在、広安西小学校には、議員御指摘のとおり、四つの放課後児童クラブを設置しており、合計定員167名に対して153名の児童が利用登録している状況です。

なお、現在の本町の放課後児童クラブの定員は、国の放課後児童健全育成事業の基準で示されている児童1人当たり確保すべき面積基準であります1.65平方メートルに対し、余裕を持った設定となっておりますので、利用児童数の増加に対しまして、国基準を満たす範囲内で定員を見直し、定員を増やすことも検討しております。

今後の分譲地などの整備状況によりましては、児童数の大きな変化が考えられますので、町としましては、常に人口推移を注視し、放課後児童クラブの運営方法につきまして、検討しますとともに、必要に応じて放課後児童クラブの新設を含めました対応策を検討してまいります。以上でございます。

○議長（中川公則君） 稲田議員。

○14番（稲田忠則君） 答弁ありがとうございました。

1点目の現在運営について保護者会が行われている。厳しい内容のようです。町は今後どのように考えているのかにつきましては、ただいま答弁がございました。

放課後児童クラブの運用については、昨年12月の定例会においても、同僚議員さんからも質問があっており、その中で、保護者会や支援員さんと協議しながら、運営方法について検討を進めていくとの答弁をされている。それを受けて本年6月に放課後児童クラブあり方検討委員会を設置され、本年9月4日に第1回目のあり方検討委員会が開催されたようです。

町長より諮問、運営体制等の方針や運営の在り方に関して答申を受け、答申内容に基づき、今後の方針を検討していかれるようです。

そこで、保護者の皆さんが安心して児童クラブに預けられる運営の在り方、また、保護者の方々にも負担がなく、仕事にも安心していけるような在り方を検討して、改善していただきたいと思っております。

また、2点目の利用児童数の増加による施設の問題の発生について、これに伴い土地の確保が急務ではないかということに対しましては、ただいま答弁がございまして、昨年度に比べて本年度は広安西小学校区内の小学校の児童数は、小学生で6名、就学前児童数が30名増となっている。このようなことを踏まえ、本町では令和5年4月から広安西小学校のミーティング室を活用した放課後児童クラブを増設し、運用を開始し、現在広安西小学校には五つの放課後児童クラブが設置されており、合計定員167名に対して153名の児童が利用登録されているということでございます。

放課後児童クラブの定員は、国の放課後児童健全育成事業の基準でも示されております、この確保すべき面積、これが1.65平米に対して余裕を持った設定数になっており、面積基準1.65平米を見直すことで、増やすことは可能ではないかというふうにお聞きしております。

今後の分譲地の状況によって児童数の増加が考えられます。そういうことで、必要に応じて、放課後児童クラブの新設を含め、しっかりと考えていただきたいというふうに思っております。

このことにつきましては、先ほどから広安西小の児童数の増加についてと関連しておりますけれども、現在施設は学校敷地内にあり、新設するにも敷地が狭くて場所がないのが現状のようでございます。用地確保に向けて、関係機関や部署間との早急な検討をお願いしたいと思ひまして、次の3問目の質問に移りたいと思ひます。

質問3、道路の安全対策について、2点につきまして質問をいたします。

1点目、県道36号熊本益城大津線、通称第2空港線の広崎地内にある交差点、信号機の改良について。

当該交差点は以前から地域の方々より、特に広崎地区から町道小峯広崎線及び町道西原線より第2空港線に通勤や生活道路として直進、左折、右折される車が多く、その数は年々増加しており、広崎の区長さん方より要望や陳情が上がっておりました。特に先頭に右折する車がいまして、北側より直進する車が多いので後続車は前に進めず、日常的に渋滞が発生していました。そうした状況から、町としても、御船署や熊本県警本部との話合いが幾度となく行われていたのはお聞きしておりましたが、思うような改善が進まない状況がここ1～2年続いていたところでございます。

今回一般質問をと思ひ、通告をしておきましたところ、地域の皆さんの熱意と町の粘り強い交渉の結果であろうかと思ひますが、先月末、第2空港線の歩道部における西側交差点部の車両離合改良工事が完成しており、右折車がいても直進、左折車がスムーズに通過できるようになり、地域の方々より、以前より利用しやすくなったとの声が多く聞かれるようになりました。

この件に関しまして、町としての見解がございましたら、伺いたいと思ひます。

2点目、交差点内の信号の改善については、ここも以前より地域の方々から声が上がっていたのが、熊本市さくらの森近くの桜木交差点より益城方面に約250メートルぐらい車で直進しますと、次の交差点があり、広崎地区内、ここを右折するため右折車線に停止して、信号が変わるのを待っていますと、青色になると直進車が市内方面に切れ目なく通過していき、その後、黄色に変わりますが、直進して来る車がいるため、右折する先頭車は赤色に変わってから発進され、

中には2台目の車も通過され、大変危険な中で日々利用されているのが現状でございます。

そこで、地域の方々より、時差式の矢印の信号の改善ができないかとの要望が強く上がっており、地域の区長さん方を通して町にも陳情がなされております。それを踏まえて、町としても事故防止の観点から、熊本県警と幾度となくここ1～2年話し合いを重ねてこられて、努力されていることはお聞きしております。

大変厳しいというのが現状ですが、この危険な交差点について、今後町としてどのような対策を考えておられるかについて、1回目の質問といたします。よろしく願い申し上げます。

○議長（中川公則君） 西村町長。

○町長（西村博則君） 14番稲田議員の三つ目の御質問の答弁の前に、先ほど「放課後児童クラブのあり方検討委員会」の中で、本年12月に第1回目の検討委員会を開催したと申しましたが、本年9月に訂正をお願いしておきます。よろしくお願いいたします。

14番稲田議員の三つ目の御質問の1点目、以前から地域の方々から陳情や要望が上がっていた交差点信号機の改良について町の見解を伺うにつきましてお答えをします。

議員御質問の交差点は九州自動車道益城熊本インターチェンジ付近の町道小峯広崎線と県道36号熊本益城大津線、いわゆる第2空港線の交差点であると認識をしております。この交差点は車道の幅員が十分ではなく、町道小峯広崎線から第2空港線への右折車がある場合に、後続車が交差点に進入できずに渋滞が発生している現状があり、対策が必要であると認識しています。

このため、町では交差点改良や右折表示を含む信号機の切替え時間の変更などについて検討し、関係機関との協議を重ねてまいりました。

交差点改良につきましては、右折車がある場合でも交通がスムーズになるように、第2空港線の歩道、植樹帯の一部を用いて車道の幅員を拡幅する計画を検討しました。その後、関係機関との協議を経て工事に着手し、8月末に完了しましたことから、既に新たな交差点形状で供用を開始しているところでございます。

なお、町道小峯広崎線の信号機の切替え時間の変更につきましては、第2空港線が熊本市の中心部と空港を結ぶ重要な幹線道路でもあり、交通量も非常に多いことから、現実的には早急な対応は困難です。町では今後も、周辺の開発状況や、それに伴う車両や歩行者の通行状況を注意深く見守りながら、少しでも安全で円滑な通行ができるよう、必要となる対策につきまして検討をしてまいります。

次に、三つ目の御質問の2点目、交差点にある信号機の時差式または右折の信号設置が強く要望されていたが、その後の進展はどのようになっているのか伺うについてお答えします。

いわゆる第2空港線は、熊本市内と阿蘇くまもと空港を結ぶ主要地方道に指定されており、熊本市内中心部とのアクセスの定時性・速達性の確保に向けた取組を、県が中心となって進められています。

一方で、議員御指摘のとおり、生活道路としての側面もあり、停止線を越えている交差点内残留車両が、赤信号に変わった後、右折する光景も見られ、交通事故の防止など通行車両の安全対策が重要となっております。

なお、停止線を越えている交差点内残留車両につきましては、信号が赤になって右折しても、法的には問題ありませんが、他の車両の動きに十分注意する必要があります。町としましては、第2空港線と町道小峯広崎線との交差点は、熊本空港インターチェンジの熊本市方面への出口とも交差していますことから、安全対策の重要性を認識しているところであり、管轄する御船警察署をはじめ熊本県警本部と情報共有を図っております。

このような中で、第2空港線は阿蘇くまもと空港に通じる重要な幹線道路であるため、現在の信号機の運用を変更した場合、さらなる交通渋滞の懸念や、右折矢印信号機など時差式の信号機を設置することで、現在の信号機の時差・時間を変更しなければならず、町道から第2空港線に進入する信号機や、益城熊本インターチェンジから進入する信号機の時間が短くなるなどの支障が考えられます。

また、現在の交差点に右折矢印信号機や時差式の信号機を設置する場合、第2空港線における右折レーンの距離が不足しており、本町と熊本市との境界線であるため、右折レーンの延伸について、道路管理者である熊本県や熊本市との協議が必要になります。

いずれにしましても、第2空港線は熊本市内中心部と阿蘇くまもと空港を結ぶ重要な幹線道路であり、かつ生活道路という側面も有しているため、管轄する御船警察署をはじめ県警本部交通規制課、熊本県や熊本市と情報共有をさらに図りながら、継続的に協議を進めてまいります。以上でございます。

○議長（中川公則君） 稲田議員。

○14番（稲田忠則君） 3回目の質問に対しまして、答弁ありがとうございました。

この交差点改良につきましては、8月の末に拡張をしていただきまして、先ほど申しましたように通りやすくなっております。そういう中で、まだまだやはりあそこの交差点につきましては、やはりあそこの広崎地区のやはり開発が進む中で、本当にすごい車の交通量が利用されるといふふうに思っておりますので、先ほど町長も言われましたように、今後とも御船署や県警としっかりと情報共有を図りながら、さらなる通りやすい交差点になるように、進めていただきたいと思いますというふうに思っているところでございます。

また、この信号機の設置、時差式の矢印信号、また、時差式の信号につきましては、今、町長のほうから、いろいろ県警とのやり取りの中での情報をいろいろ言っていただきました。その中で、やはり本当にこう厳しいところとは思いますが、この本地区は、益城熊本空港インターチェンジ、グランメッセ熊本に隣接し、益城町の新たな発展核、玄関口としての機能が求められており、町の総合計画においても新しい産業都市ゾーンに位置づけられ、商業、産業、住宅の複合的なまちづくりが望まれている地域です。現在、本年10月末には造成工事が完了し、昨年完成した宅地には、新築の住宅が続々と建設されており、大きく変貌しようとしているところでございます。今後、この交差点が今まで以上に車両の交通量が多くなることが予想されると思いますので、時差式の信号機設置については、熊本県警察本部でも、第2空港線の定時性・速達性の確保と交差点の安全対策について検討されており、町としても設置実現に向けて強い決意を持って、県との協議に当たっていただきたいと思いますとの思いを込めまして、本日の私の一般質問を終わります。

す。御清聴ありがとうございました。

○議長（中川公則君） 稲田忠則議員の質問が終わりました。

ここで暫時休憩します。10時50分から再開します。

休憩 午前10時44分

再開 午前10時51分

○議長（中川公則君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、吉村建文議員の質問を許します。

8番吉村建文議員。

○8番（吉村建文君） 皆さん、おはようございます。8番公明党の吉村建文でございます。7月の3日の大雨で益城町の住民の方にも大きな影響が出ました。この災害については、国の激甚災害の指定を受けることができることになり、さらなる復旧工事の補助ができることとなり、安心しております。傍聴者の方々、また、モニターを御覧の皆様、日頃より町政に関心を持っていただき、誠にありがとうございます。熊本地震から7年5か月がたちます。これからも町の復興、発展に貢献できる議員として、頑張っていきたいと思っております。

本日は4点にわたって質問をさせていただきます。

1点目、防災・減災対策について。2点目、人口増加に対する小学校区の在り方について。3点目、役場のDX化の推進について。4点目、可燃物のごみ袋の最小化について。以上4点にわたって質問させていただきます。

それでは、質問席に移させていただきます。

初めに、7月3日に益城町を襲った大雨被害について、検証したいと思っております。

今回の大雨被害については、時間の経過に従って検証したいと思っておりますが、執行部のほうでも7月28日の全員協議会で詳しく説明がありました。

まず、警報等の発表状況は、洪水警報が7月3日午前0時31分発表、15時40分解除。大雨警報が7月3日午前1時28分発表、17時38分解除。土砂災害警戒情報が7月3日午前9時40分発表、15時解除。大雨注意報が7月3日17時38分発表、7月5日20時55分解除。線状降水帯発生が7月3日午前6時30分になっておりました。

次に、避難情報については、7月3日午前7時5分に避難指示発令（町内全域）、7月4日午前7時30分避難指示解除。7月4日午後7時高齢者等避難発令（町内全域）、7月5日午前7時30分高齢者等避難が解除されています。

そして、避難所開設ですが、7月3日午前7時5分広安小学校開設、7月4日午前7時30分広安小学校閉鎖。7月4日午後7時広安小学校・公民館飯野分館開設、7月5日午前7時30分広安小学校・公民館飯野分館閉鎖。

最大避難者数、7月3日から7月4日にかけて広安小学校体育館19世帯42名、車中3世帯5名。7月4日から7月5日にかけて広安小学校体育館1世帯4名、車中泊なし、公民館飯野分館なし。

住宅被害が床上20棟、赤井10、福富5、馬水1、福原4。床下浸水が37棟、赤井4、寺迫4、福富16、馬水8、福原5でありました。

ここで検証すべき点を述べさせていただきます。

1、7月3日の大雨対応について、指定避難所が2か所指定されましたが、それは適切であったのか。なぜ保健福祉センターは広安小学校体育館の代わりに指定できなかったのか。これは基幹避難所の捉え方に問題はなかったのか。私は、益城町地域防災計画、令和4年度益城町防災会議の資料を読み込みました。その中で、基幹避難所等整備計画がありました。そこには、避難所は災害時における避難者保護の拠点であり、その機能及び環境整備に加え、収容人員の確保が喫緊の課題となっている。現在、町では民間施設の避難所指定に向けた検討、協議に加え、災害復旧に伴う公共施設を避難所として追加して行っている。また、指定避難所の増加に伴う、開設時期等を明確化することに取り組んでおり、次のとおり、指定避難所の種別及び開設時期を明確化したとあります。ア、基幹避難所、イ、中核避難所、ウ、補完避難所、エ、追加避難所、四つの避難所の役割が明確に示されています。

その中の基幹避難所ですが、町全域において基幹となる避難所であり、町内全域における高齢者等避難または避難指示発令時において、優先的に開設する避難所であると明記されています。避難指示等発令時において、優先的に開設する避難所である基幹避難所として、地理的要件、空調等機能、収容能力等を勘案し、町総合体育館を指定している。しかし、当該施設が浸水想定区域に位置しているため、町複合施設建設後は、当施設を基幹避難所として整備する見込みであり、避難所という特殊性から、耐震性及び耐火性の確保に加え、備蓄機能を有するほか、容易に避難できる避難路の整備も重要である。また、避難形態の変化に合わせ、車中避難が増加することが予想されており、車中避難場所を確保する必要性から、町複合施設等の施設敷地内もしくは隣接地に広場や駐車場の整備を行うことも考慮すると書いてあります。

現在、益城町複合施設整備工事も令和7年の3月完成に向けて着実に進められていることは、非常に大事なことだと思います。

今回の7・3豪雨災害については、私も朝から惣領の被害地区を見て回りました。避難所に指定された広安小学校にも足を運びました。避難所では体育館に避難された方々に激励の言葉をおかけしましたが、冷たい床に直接座られて、突然の状況に不安そうでありました。床にマット等がないのか、早急に対処すべきではないのかと担当していた町職員の方に要請をしました。後で聞いたのですが、総合体育館に備蓄してあった段ボールベッドと間仕切りを準備されたそうがあります。このことを後日、ある方に報告したところ、「信じられない。震度7を2回も体験した益城町は、防災の面からしても九州一の対応策が図られるものと思っていた」と。私も恥ずかしい思いをしました。避難所となる小学校の体育館に空調設備を設置すべきだということを何回となく一般質問で訴えてきましたが、実現しませんでした。夏の時期に大雨や台風は発生します。町の複合施設の完成は令和7年の3月頃であります。あと2年間はそれに代わる施設はありません。現在では、气象台の予報も正確になっています。一つの提案ではありますが、町も避難の在り方として、民間のホテルに避難される方に助成金をお願いすることはできないのでしょうか。

仮に宿泊代金の50%を助成するだけでも、その効果はあるのではないのでしょうか。町民の皆様にとっても良い選択肢の一つにもなるのではないのでしょうか。町長の見解をお伺いします。

次に、内水氾濫対策として、平成28年の熊本地震の影響により地盤沈下が認められた地域については、内水氾濫の被害リスクが大きくなっていることから、浸水被害軽減に向けて排水路や雨水貯留施設、排水ポンプ場の整備を進めるものとして、福富、安永の排水ポンプ場がやっと整備されたわけですが、今回の大雨時において、その効果に疑問を持つ住民の方が多くいらしたわけですし、実際に浸水被害が出たところで、福富地区が床上・床下浸水が合わせて合計21件、馬水地区が合計9件もありました。車両被害もあったそうです。実態調査もされたと伺っていますので、説明をしていただきたいと思います。

○議長（中川公則君） 西村町長。

○町長（西村博則君） 8番吉村議員の一つ目の御質問の1点目、7月3日の大雨対応について、指定避難所が2か所指定されたが、それは適切であったのか。なぜ保健福祉センターは広安小体育館の代わりに指定できなかったのか。基幹避難所の捉え方につきましてはお答えをします。

本町では、小学校などの公共施設のうち、21か所を避難所として指定した上で、基幹避難所、中核避難所、補完避難所、追加避難所のいずれかに分類をしております。このうち、基幹避難所とは高齢者等避難や避難指示発令時におきまして、優先的に開設する避難所のことで、現在は総合体育館を基幹避難所に指定をしております。総合体育館は、町中心部に所在していることに加えまして、空調設備が整っていることや、メインアリーナや武道場、会議室や授乳室も備わっており、多数の避難者を収容できることなどが指定の理由です。

しかしながら、7月3日の集中豪雨時におきましては、降雨量が相当多く、木山川の源流域である西原村の俵山におきまして、6月30日の降り始めから700ミリを超え、御船町の吉無田高原におきましても、400ミリを超える状況で、その後の降雨も見込まれましたことから、木山川や赤井川、岩戸川の堤防越水の危険性が高まっていると判断し、国道443号や県道益城菊陽線など避難経路の安全性を考慮した上で、避難指示発令時には総合体育館を避難所としては開放しませんでした。このため、木山川左岸側における避難所としまして、公民館飯野分館を開放し、右岸側における避難所としまして、広安小学校体育館を開放しております。なお、広安小学校体育館には空調設備が設置されていないため、保冷剤や飲料水の配布に加え、大型扇風機の配備などを行っております。

また、飯野地区では赤井区の地区公民館を、福田地区では川内田区のみんなの家及び内寺区のみんなの家を、津森地区では地区公民館を避難所として開放していただくようお願いをしております。

議員御指摘の、なぜ保健福祉センターを避難所として開放しなかったのかにつきましては、保健福祉センターは大規模な災害発生時における日本赤十字社やJMAT、いわゆる日本医師会災害医療チームなど、医療体制を確保する上で欠かせない医療支援団体の活動拠点施設でありますことから、人的被害の発生に備えるため、避難所としては開放していません。

なお、約500ヘクタールにおよぶ農地の冠水や河川堤防の損壊、のり面崩落などの土砂災害や

床上・床下浸水など甚大な被害となりましたが、幸いなことに医療支援団体の活動拠点施設としては使用することはありませんでした。

このようなことから、町の7月3日における避難所の指定や開設など、避難者対策につきましては適切であったものと考えております。

なお、議員御提案の民間ホテルを避難所として活用し、避難者に対し、宿泊代を助成する考えはないかにつきましては、国が多種多様な避難形態を推奨している中に、ホテル避難も選択肢の一つとなっておりますが、宿泊代など経費の負担が生じますので、費用面との兼ね合いを考慮しながら、慎重に検討する必要があると考えております。

ちなみに、他自治体の動向を見ますと、多数の住家が損壊するような大規模災害が発生した場合、一時的な滞在場所としてホテルを借り上げるケースが多いようです。

いずれにしましても、親類宅や友人、知人宅、ホテルや指定避難所など様々な避難の形態がございますので、常日頃から避難先などについて御家族で相談されるなど、事前の検討を行っていただければと思っております。

次に、一つ目の御質問の2点目、内水氾濫対策として、福富、安永の排水ポンプ場が整備されたが、今回の大雨において、その効果に疑問を持つ住民の方が多くいらしたわけだが、実態はどうだったのか説明していただきたいにつきましてお答えをします。

まず、今回の大雨に対する排水ポンプの効果につきましてお答えをします。

ポンプの効果を検証する際の降雨の状況についてですが、近年、本町におきまして、大規模な内水被害が発生しました降雨としましては、熊本地震直後の平成28年6月の降雨と、今回の令和5年7月の降雨があります。いずれの降雨も、内水被害とともに木山川が氾濫するなど、大変な豪雨でした。

この二つの豪雨がどの程度の豪雨だったのかを、気象庁が設置しております益城観測所のデータによる日最大1時間降水量と日最大3時間降水量を用いて比較しますと、最大1時間降雨量につきましては、平成28年6月降雨の64.5ミリに対して、令和5年7月降雨が78.0ミリとなっており、令和5年7月降雨のほうが1.2倍ほど多くなっています。これに対しまして、最大3時間降雨量につきましては、令和5年7月降雨の114.0ミリに対しまして、平成28年6月降雨が155.5ミリと、こちらは平成28年6月降雨のほうが1.4倍ほど多くなっております。このことから、平成28年6月と令和5年7月の二つの降雨の降雨量が完全に一致しているわけではありませんが、災害の発生という観点からは、同じような降雨状況だったのではないかと認識をしているところです。

次に、これらの降雨による災害の発生状況ですが、平成28年6月降雨における被災後の調査会社の調査では、福富地区で173戸の家屋浸水被害が確認をされており、その内訳は、床下浸水104戸、床上浸水69戸でした。また、馬水・安永地区では182戸の家屋浸水被害が確認され、その内訳は、床下浸水167戸、床上浸水15戸でした。合計すると両地区におきまして、家屋浸水被害が355戸発生し、その内訳は、床下浸水が271戸、床上浸水が84戸でした。

これに対しまして、今回の令和5年7月の降雨における本町の調査では、福富地区で床下浸水

が16戸、床上浸水が5戸、馬水地区では床下浸水が8戸、床上浸水が1戸発生しており、合計すると両地区で30戸の家屋浸水被害があり、その内訳は、床下浸水が24戸、床上浸水が6戸となっております。

双方の降雨による被害を比較しますと、今回の令和5年7月の出水における家屋浸水被害は、排水ポンプが設置する前の平成28年6月出水の被害と比較しまして、被害総数で325戸の減少となっております。床下浸水におきましては247戸の減少、床上浸水におきましても78戸の減少となっております。これは被害の減少率として見ると、総数や床上、床下といったいずれの被害におきましても、9割以上の減少率となっております。同じような規模の出水で、これだけ家屋浸水被害に違いがあるのは、排水能力が毎秒3トンから5トンある排水ポンプが稼働したことによるものと考えられ、今回の出水において排水ポンプは、その効果を発揮したものと認識をしております。

次に、ポンプの操作状況についてお答えします。

両地区の排水ポンプは手動で操作するのではなく、流域から内水を排除する排水路とポンプによる排水先の秋津川に設けました水位系の水位を感知して、あらかじめ設定しました水位になれば、自動で運転を開始したり停止したりする自動運転による操作方法を取り入れています。これは、水位計を見ながら人が操作しては、急な豪雨で人員配置が間に合わない場合があったり、単純ミスなどの、いわゆるヒューマンエラーが起こることをなくすためのものです。

しかし、その一方で、機械の操作も、停電や機械の不具合などの不測のトラブルにより、手順どおりの操作が行われないうリスクも想定されます。このため、ポンプ場の操作規則では、出水が予想される場合は、ポンプ場にあらかじめ職員を配置し、不測のトラブルが発生した場合には、手動による操作を行う体制を整えています。

今回の出水により、ポンプ設置後初めてポンプを稼働させました。運転中に排水路を流れてきたごみが予想以上に多く、このごみが除じん機に付着したことにより、除じん機が停止し、一時的にポンプが運転できない時間がありましたが、おおむね操作規則どおりの運転を行っています。

今後、専門業者によるポンプ場の定期的な点検整備を行い、また、除じん機にごみが付着しないようにするなど、必要な対策に努めますとともに、内水が集まる流域の水路の状況なども調査しながら、さらなる内水被害の軽減に努めてまいります。以上でございます。

○議長（中川公則君） 吉村議員。

○8番（吉村建文君） 1回目の回答ありがとうございました。今回の7月3日の大雨について、町職員の方も35年勤務しているが、今回の大雨は想定外で非常に厳しかったと言われておりました。私もそう思いますが、やはり事前の対策はもっと住民視線の感覚が必要だと思います。指定避難所となった広安小学校体育館についても、保冷剤や飲料水の配布、大型扇風機の配置などを行ったということでしたが、その手配、準備が遅かったことは間違いないと思います。そもそも何回も言っていることですが、広安小学校体育館は指定避難所であり、空調設備は設置しなければならないはずで、小中学校の中でも、夏の大雨時、町内のハザードマップを見ても、避難所としての役割を果たすのは広安小学校体育館であるからです。この問題は、危機管理課だけでは

なく、学校教育課も、縦割り行政の弊害をなくす上でも、真剣に対応をお願いいたします。

既に新聞等で報道されていましたが、菊陽町では全8小中学校の体育館に熱中症対策、また、避難所の機能強化を図るという意味で、冷暖房の空調設備を設けることを明らかにしております。平成7年に町の複合施設は完成予定であります、あと2年間はそれに代わる施設はないのであります。

町長の見解をお伺いします。

うれしいことに、今回、益城町防災マップが8月15日以降に全町民に配布されました。これが防災マップでありますけれども、町長も初めに、町民の皆様への中で、「この防災マップには、河川の浸水想定区域や土砂災害区域、避難所などのほか、くまもとマイタイムラインシートも掲載しておりますので、御家庭で災害対策について話し合っていた際に御活用いただくとともに、自主防災組織などの活動にも役立てていただきますようお願いいたします」と述べておられます。私もこの防災マップは非常に大事だと思います。自分の住んでいるところがハザードマップで確認ができ、どのように対応するのか、家族で話し合っていくことが、益城町を防災・減災の町につながるようになると思います。この防災マップを町民の方々に周知させる方法は考えておられるのでしょうか、お伺いします。

次に、今回の大雨に対する排水ポンプの効果について説明がありましたが、単純に比較はできないが、令和5年7月の出水における家屋浸水被害を、排水ポンプが設置される前の平成28年6月出水の被害と比較すると、被害総数で325戸の減少となっており、床下浸水において247戸の減少、床上浸水においても78戸の減少となっていること。排水ポンプ設置が機能を果たしたことが分かりました。

しかしながら、今回新たに秋津川沿いの馬水地区において、被害が発生したことに対して、今後の対応策がありましたら、お聞かせ願いたいと思います。

○議長（中川公則君） 西村町長。

○町長（西村博則君） 8番吉村議員の一つ目の御質問の2回目の1点目、避難所としての役割を果たすため、広安小学校体育館に空調設備は設置しないのかにつきましてお答えをします。

昨今の異常気象ともいべき気候の変化は、命の危険を伴う事態が生じており、連日のように気象庁から熱中症警戒アラートが発表され、屋外での活動を控えたり、屋内におきましても適切に空調を使用するなどの熱中症予防に対する注意喚起がなされております。

このような状況の中、児童生徒が授業カリキュラムで体育・スポーツ活動を行っており、熱中症などの発症リスクが高まっている状況です。町としましても、児童生徒をはじめ教職員の熱中症などの発症リスクを軽減するため、町内7校の小中学校体育館への空調機の設置に向けた検討を、所管する教育委員会と協議をしております。

なお、広安小学校をはじめ小中学校の体育館は、避難所に指定しており、避難が長期化する場合は、空調機器レンタル会社との災害時におけるレンタル機材の提供に関する協定に基づき、優先的に空調機器が提供されることとなっております。

次に、新しく作成した防災マップを配布されたが、町民の方々に周知させる方法は考えておら

れるのかにつきましてお答えをします。

本町では、赤井川や岩戸川など中小河川が氾濫した場合の浸水想定区域や浸水深の変更などを反映させました益城町防災マップを作成し、8月16日に行政区嘱託員を通じまして、全戸に配布をしております。

議員の御質問にありますとおり、この防災マップは災害に強いまちづくりを目指す上で、また、大雨時や台風接近時など、どのように対応するのか、御家族で事前に話し合うためにも、非常に重要なものと考えております。

町としましても、防災マップの有用性を広く町民の皆様へ周知するため、地域における防災倉庫説明会や各種防災講話、自主防災クラブの研修会などで、防災マップの読み方や活用方法をお知らせしていきたいと考えております。

また、今回配布しました防災マップにつきましては、ウェブ版も作成しているところです。このウェブ版では、英語、中国語、韓国語にも対応させる予定で、町のホームページに掲載することで、利活用される皆様の利便性も向上するものと考えております。

町民の皆様が「イザというとき」に備えられるよう、あらゆる機会を捉え、周知・啓発活動を行ってまいります。

次に、一つ目の御質問の2点目の2回目、今回新たに秋津川沿いの馬水地区において、被害が発生したことに対しての今後の対応策につきましてお答えします。

議員御指摘の馬水地区の被害は、床上浸水1戸、床下浸水8戸と認識しております。

今後の対応策につきましては、まずは生命や財産を守ることが重要ですので、災害発生が予想される台風や豪雨時には、町のホームページなどで発表します避難情報に従って、指定避難場所などへの避難を検討していただきますようお願いいたします。併せて応急対応としまして、強制排水のための国土交通省への大型ポンプの出動要請や水防用土のうの設置などを行い、内水被害の軽減に努めてまいります。以上でございます。

○議長（中川公則君） 吉村議員。

○8番（吉村建文君） 次に、人口増加に対する小学校区の在り方についてお伺いします。

私はこの「広報ましき」を毎月楽しみにしております。と言いますのも、特に「人びとの動き」に関心があるからです。2面の一番下でございますけれども、令和5年7月末現在、人口は3万3,947人、世帯数は1万4,365世帯。熊本地震発災直前は、人口3万4,499人、世帯数1万3,455世帯。地震後7年5か月にして、人口はマイナス552人、世帯数はプラス910世帯になっているのです。人口は今後も伸びていくと確信しております。

しかしながら、町の人口増には明らかに偏りがあり、特に広安小学校、広安西小学校区にその傾向が顕著であることは間違いのないと思われまます。

そこで、1、広安小学校、広安西小学校の現状はどうなっているのか、各学年、クラス数はどうなっているのか、お伺いします。

次に、2、教室を増やすことは可能なのか。広安小学校は増築の計画が具体化されていますが、広安西小学校はどうでしょうか。

3、放課後児童クラブも両親が共働きされている家庭が増えていることもあり、今後も増えることが予想されますが、実情はどうでしょうか。対策は考えておられるのでしょうか。

そして、4、小学校区の変更等を考えておられるのか、お伺いいたします。

○議長（中川公則君） 酒井教育長。

○教育長（酒井博範君） 8番吉村議員の二つ目の御質問、人口増加に対する小学校区の在り方についてにつきましては、先ほどの稲田議員の御質問の答弁と重複する箇所がありますことを、まず御了承お願いしたいと思います。

それでは、二つ目の御質問の1点目、広安小学校、広安西小学校の現状は、各学年のクラス数はどうなっているかについてお答えいたします。

令和5年5月時点では、広安小学校では、通常学級が1年生3学級、2年生4学級、3年生4学級、4年生4学級、5年生3学級、6年生3学級で計21学級であります。また、特別支援学級が8学級ありますので、合計29学級、児童数は751人でございます。

また、広安西小学校では、通常学級が1年生4学級、2年生4学級、3年生4学級、4年生4学級、5年生3学級、6年生3学級で、合計22学級でありまして、特別支援学級が7学級あります。合計29学級、児童数は715人です。

次に、二つ目の御質問の2点目、教室を増やすことは可能なのかについてお答えします。

議員御指摘のとおり、今後両小学校とも児童数の増加が見込まれておりまして、教育委員会としましては、年齢別の児童数及び学級数の将来推計を行いながら、教室の増設を含めた教育環境の整備について検討を行っているところでございます。

現状としましては、広安小学校におきましては、今後数年は大幅に教室数が不足するとは見込んでおりませんが、令和16年度には最大32学級の通常学級が必要になると見込んでおります。しかし、既に広安小学校におきましては、隣接地を取得しておりますので、将来的な教室数の不足にも柔軟に対応できるのではないかと考えております。

一方、広安西小学校におきましては、推計上、来年度に通常学級が5学級増加すると見込んでおり、さらに令和12年度には最大32学級の通常学級が必要になると見込んでおります。このように広安西小学校では、来年度から教室の不足が予測されるため、早急に対応すべき対策として、現在、少人数で使用している特別支援学級教室において、間仕切りを設置することで複数の学級で活動できるようにするなどの対策を学校と協議しながら検討を進めているところでございます。また、教室不足に対する抜本的な対策としましては、敷地内北側駐車場や隣接地でのプレハブ教室の設置を検討する必要があると考えております。

今後とも、関係者の皆様の御意見や児童数の増加を踏まえながら、よりよい教育環境の整備を行ってまいりたいと考えます。以上でございます。

○議長（中川公則君） 西村町長。

○町長（西村博則君） 8番吉村議員の二つ目の御質問の3点目、放課後児童クラブの現状はにつきましてお答えをします。

現在、広安小学校には三つの児童クラブがあり、定員が157人で利用登録児童数は158人となっ

ております。広安小学校の児童クラブにおきましては、利用を希望する児童をなるべく多く受け入れるため、欠席者が出ることもあらかじめ見込んだ上で、ある程度多めの児童の登録を行っております。また、将来的な人口の推計を行う上で、ここ数年ですぐに受入れが困難な状態になることはないと思っております。

次に、広安西小学校につきましては、四つの児童クラブがあり、定員が167人で利用登録児童数は153人となっております。広安西小学校の児童クラブにつきましては、先ほどの稲田議員の御質問にもお答えしましたとおり、国が示す児童1人当たりの面積基準より余裕のある定員を設定しておりますので、利用児童の増加に対しましては、定員を見直すことにより対応が可能であると考えております。

今後の分譲地などの整備状況によりましては、大幅な児童数の増加も考えられますので、今後も常に人口の増減を注視しながら、今後の利用児童の増加にも対応できるよう、定員の増加も含めた対応策を検討してまいります。

なお、放課後児童クラブの運営につきましては、現在、「放課後児童クラブのあり方検討委員会」を設置し、継続的かつ安定的な事業運営を行うための体制などにつきまして、審議をさせていただいているところでございます。以上でございます。

○議長（中川公則君） 酒井教育長。

○教育長（酒井博範君） 最後に二つ目の御質問の4点目、小学校区の変更は考えているのかについてお答えします。

今後急激な増加が見込まれる広安西小学校の児童が、小学校区の変更により広安小学校へ通学できないかという御提案だと理解させていただいております。

この議員の御提案の小学校区の変更に関しましては、確かに児童数増加に対する一つの方法ではありますが、将来の児童数の正確な予測が困難であること、また、地域コミュニティへの配慮も大変重要であり必要になることから、慎重に検討する必要があると考えております。

いずれにいたしましても、どのような方法が将来的によりよい教育環境の整備につながるのか、御提案いただいた方法も含め、町長部局と協議しながらしっかりと検討を重ねてまいりたいと考えます。以上です。

○議長（中川公則君） 吉村議員。

○8番（吉村建文君） 1回目の回答ありがとうございました。子どもたちの成長を後押しできる体制を真剣に取り組んでいただきたいと思います。

次に、役場のDX化の推進についてお伺いいたします。

先日、おくやみコーナーを利用することがありましたが、手続がスムーズで約1時間で終了することができました。各担当課の人がおくやみコーナーに来てくれて、事務手続がベルトコンベアのように1か所ですることができ、本当にありがたかった思いがしました。このような住民第一主義の役場の在り方が今後も実践できることを切望いたします。

先日テレビで放映があったのですが、出生手続を1か所で済ませている自治体を紹介していました。私も知らなかったのですが、子どもが生まれたとき、現在の役場では何か所かの課を回っ

て手続をしなければならないのでしょうか、お伺いいたします。

おくやみコーナーも実現するには時間がかかりましたが、大変町民の方々には好評であると同っております。益城町では毎年約260名の新生児が誕生していると伺っておりますが、出生手続を一つの窓口で完了できないものか、検討をお願いしたいと思いますが、町長の見解をお伺いいたします。

○議長（中川公則君） 西村町長。

○町長（西村博則君） 8番吉村議員の三つ目の御質問、出生手続を一つの窓口で完了できないか、検討をお願いしたいにつきましてお答えをします。

議員からは、総合窓口による死亡に関する手続につきまして、貴重な感想をいただきありがとうございます。手続が多岐にわたる死亡に関する手続のワンストップサービスは、仮設庁舎でも行っておりましたが、新庁舎移転に合わせ、様々な情報を一つの画面で確認できる総合窓口業務システムを導入することで、各課に分かれていた手続の窓口を可能な限り集約化するなど、サービスの向上に努めております。このシステムは死亡に関する手続以外にも、様々な手続において有効に活用することができるシステムであり、本町でもさらなる手続の簡素化・効率化に向けた検討を続けているところです。

御提案いただきました出生に関するシステムの導入につきましても、検討対象としておりますが、死亡に関する手続と出生に関する手続には幾つか事情が異なる点があります。例えば、死亡に関する手続の場合は、御遺族が手続に来庁される前に、あらかじめ死亡情報などの登録ができますので、来庁されたときには各手続のための情報が既に整った状態となっており、ワンストップサービスを円滑に実施できております。しかし、出生に関する手続におきましては、届出がなされて初めて出生情報を登録しますことから、即時に戸籍上と住民票上での調査をする必要があります。来庁者をなるべくお待たせすることなく、事務を円滑に済ませるために、まずは住民課の窓口にお越しいただくこととしております。また、こども未来課で受け付ける子ども医療費助成や児童手当といった手続、育児支援に関する情報提供などにつきましても、窓口に来られた方の個別事情をお聞きしながら、一つ一つ丁寧に詳しく御説明する必要がありますため、こども未来課の窓口にもお越しいただいている状況です。これは、出生に関する手続の場合、お子様を連れて来庁される方もいらっしゃいますので、キッズスペースのあるこども未来課で手続を行ったほうがスムーズにできることも考慮してのことです。加えて、本町に住民登録があり国民健康保険該当世帯の場合は、こども未来課での手続のほかにも、健康保険課での手続が必要となります。

このような状況ではありますが、システムをうまく活用すれば、こども未来課や健康保険課の手続も含め、必要項目のほとんどを書かずに手続を完了させることが可能となりますので、手続の簡素化や事務処理時間の短縮化に向けた検討を前向きに進めているところです。

今後も、住民の皆様の御要望や御意見などを参考にしますとともに、国が推進するデジタル社会における自治体DX化の動きを注視し、本町の窓口業務につきましても、デジタル技術などを取り入れながら、さらなる利便性及び住民サービスの向上に向けて検討を続けてまいります。以上でございます。

○議長（中川公則君） 吉村議員。

○8番（吉村建文君） 出生に関しては、住民課、こども未来課、健康保険課での手続が必要であることは分かりました。特に出生に関する手続の場合、お子様を連れて来庁される方がいらっしゃると思いますので、キッズスペースのあるこども未来課で手続を行ったほうがスムーズにできることを考慮してのことであると思いますので、住民目線に立った対応をお願いしたいと思います。

また、こども未来課や健康保険課の手続も含め、必要項目のほとんどを書かずに手続を完了させることが可能となりますので、同じ手続を書く必要がないように、手続の簡素化や事務処理時間の短縮化に向けた検討を前向きに行っていただきたいと思います。今後なるべく手続を簡略化できるよう、総合窓口業務システムの簡素化・効率化に向けた検討、実施をお願いしたいと思います。

最後に、可燃物のごみ袋の最小化についてお伺いいたします。

昨年の12月議会の一般質問で取り上げたごみ袋の問題であります、その後の進展はあったのでしょうか、お伺いいたします。

町長の12月議会での答弁では、益城、嘉島、西原環境衛生施設組合で開催される担当者協議の場で、高齢化社会の問題も含め必要性について十分に説明し、早急に対応できないか検討していくとのことでしたが、どのような状況でしょうか、お伺いいたします。

○議長（中川公則君） 西村町長。

○町長（西村博則君） 8番吉村議員の四つ目の御質問、さきの一般質問で取り上げたごみ袋の問題であるが、その後の進展はどうなっているのかにつきましてお答えをします。

昨年の12月定例会におきまして、燃えるごみ袋（小）よりさらに小さいごみ袋の導入につきまして、議員から御提案がありましたので、益城、嘉島、西原環境衛生施設組合で開催される担当者会議において提案し、検討を進めてまいりました。その結果、燃えるごみ（特小）の導入及び1枚当たり12円の販売価格の設定について、構成する自治体から賛同をいただきましたので、益城町廃棄物の処理及び清掃に関する条例第12条に定める別表第1に、新たなごみ袋を追加する条例改正案を本定例会に提案をしております。本条例案を承認いただいた後は、年度内に販売を開始できるように準備を進めてまいります。このことにより、現在の燃えるごみ袋は、大、小、特小の3種類となり、町民の方々にとりまして選択肢が増え、特に高齢者世帯などの家庭から出るごみの量が少なく、ごみ袋がいっぱいになるまで保管されていた方々には、ごみ袋（特小）を使っていただくことで、週2回の収集日にそれぞれごみを出すことができるようになり、衛生面においても環境改善につながるものと考えております。

今後も、町民の方々の御意見を踏まえながら、利便性の向上に取り組んでまいります。以上でございます。

○議長（中川公則君） 吉村議員。

○8番（吉村建文君） 大変ありがとうございました。同僚議員の応援もいただきまして、今月の議会でも案件が了承され、年度末の実施ができますようよろしくお願ひしたいと思っております。

時間配分がちょっとできなかったので、広安西小学校について質問する部分があったんですけども、まだ10分27秒ございますので、改めてお聞きしたいと思っております。

(自席より発言する者あり)

まあ、いいか。じゃあ、いいです。

大変にありがとうございました。一つずつ着実に進めてまいりたいと思います。ぜひ、この防災マップにつきましては、この利活用をしていただきますようお願いしたいと思っています。本当にこの防災マップ、新たに益城町でも、浸水深とか、また増えているところも追記されておりますので、これはもうぜひ町民の方々に手に取っていただいて、これはもう本当に保存版として有効でございますので、ぜひ使いこなせるようにやっていただきたいと思います。

以上で質問を終わります。ありがとうございました。

○議長(中川公則君) 吉村建文議員の質問が終わりました。

午前中はこれで終わります。午後は1時30分から会議を開きます。

休憩 午前11時43分

再開 午後1時31分

○議長(中川公則君) 午前中に引き続き会議を開きます。

次に、富田徳弘議員の質問を許します。

5番富田徳弘議員。

○5番(富田徳弘君) 皆さん、こんにちは。5番富田でございます。今回は一般質問の機会を与えていただき、ありがとうございます。新庁舎になって初めての一般質問になります。頑張って質問していきたいと思っております。また、本日は9月定例会の一般質問に際し、お忙しい中、傍聴においでいただき、ありがとうございます。あわせて、日頃から町議会に対し関心を持っていただきまして、重ねて御礼を申し上げます。

それでは、本日は、さきに通告しておりました二つのことについて質問させていただきます。

一つ目は、7月3日の豪雨災害について。二つ目は、農業用ため池の管理保全について。この二つの項目につきまして質問いたします。

それでは、質問席のほうに移らせていただきます。

それでは、早速質問に入らせていただきます。

一つ目の質問としまして、7月3日の豪雨災害についてお伺いいたします。

今回の7月3日の豪雨災害での町の被害の概要につきましては、7月28日の全員協議会で、農業関係として、農地・農業用施設の被害2,200か所、被害額27億8,000万円。農作物の被害48.9ヘクタール、被害額5,200万円。農業用機械等43件、7,300万円。公共土木施設等として、道路の被害148か所、2億5,000万円。河川の被害70か所、1億2,000万円。流木・崩土の除去について、道路と河川合わせて7,000万円。その他多くの公共施設も被害を受けたとの説明を受け、その復旧に関わる財政負担も相当なものになると思われることから、今回の7月3日の豪雨災害が激甚

災害の指定となるのか、指定となる見込みはどうか、お聞きしようと思っておりましたが、8月25日に「令和5年5月28日から7月20日までの間の豪雨及び暴風による災害についての激甚災害並びにこれに対し適用すべき措置の指定に関する法令」が閣議決定され、8月30日に公布、施行されましたので、通告しておりました一つ目の2点につきましては、質問を取り下げたところでございます。

そこで、一つ目の質問は災害時に発生する廃棄物、特に農業用資材の処理、処分についての町の対応についてお伺いいたします。

今回、激甚災害の指定を受けた益城町におきましては、7月3日未明から雨が降り続き、午前6時30分には線状降水帯が発生するなど、これまで経験したことのないような豪雨、降水量となりました。

また、本町を流れる木山川や赤井川におきましては、上流部に位置する山間部での雨量も記録的なものとなり、西原俵山においては6月30日からの累積雨量は1,000ミリを越し、町内の河川や水路などでも水位が一気に増し、至るところで越流するなど、水田地帯も約500ヘクタールが冠水し、新たな湖ができたような状態となったところです。また、木山川堤防には至るところに杉の丸太が転がっているような大変な状況でした。

今回の豪雨でも、河川の越流で流木やビニールハウス等のビニール、ペットボトル、様々なものが農地に流れ込むなどし、農地に漂着した残骸物の除去とその処分には、農家は大変苦労されております。

水田や畑からようやく搬出した残骸物の中には、品物によっては、処分の際に受入れができないといったケースも多々あったようです。

通常廃棄するビニールの処分については、JA上益城のほうで受入れをされており、その際、町のほうから補助があることは分かっておりますが、今回のような集中豪雨など災害時における廃棄物の対応について、柔軟に対応できないものか。また、災害で発生した廃棄するビニール等の処分について、補助率のアップなどさらなる助成ができないものか、お伺いいたします。

○議長（中川公則君） 西村町長。

○町長（西村博則君） 5番富田議員の一つ目の御質問、災害時に発生する廃棄物、特に農業用資材の処理、処分について、町で何らかの対応ができないかにつきましてお答えをします。

農業用資材の処理につきましては、災害の有無にかかわらず、農家自らが産業廃棄物として産業廃棄物処理業者に持ち込むなどして処理することが原則となっております。

しかし、農家自らが産業廃棄物を処理することは負担が大きいため、上益城農業協同組合益城支所では、農家に代わり産業廃棄物の処理を行うための廃ビニールの収集を年4回ほど実施されており、町はこの活動に対しまして、町の単独事業として事業費の2分の1を補助しております。収集されている品目としましては、ビニール、ポリ塩化ビニール、チューブ、肥料袋、田植箱などとなっております。

また、原則、リサイクル可能なものを収集することとなっておりますが、劣化しているものにつきましても、ある程度の状態であれば収集していると聞いております。

町としましては、引き続き上益城農業協同組合益城支所の活動を支援しますとともに、災害の状況などに応じた廃ビニールの積極的な収集をはじめ、さらなる農家負担の軽減につきまして、上益城農業協同組合益城支所とともに検討をしております。以上でございます。

○議長（中川公則君） 富田議員。

○5番（富田徳弘君） 答弁ありがとうございました。災害時に発生する廃棄物、農業用資材の処理、処分について、町の対応について、処分に関わる経費については、JA上益城益城支所が、農家に代わって廃ビニールの収集を実施しており、その経費の2分の1を町単独事業で補助していること、収集している品目は、ビニール、チューブ、肥料袋、田植箱等であること。町は、引き続きこの事業を継続し、災害時にはそのときの状況等に応じた廃ビニールの積極的な収集とさらなる農家負担の軽減をJA上益城、益城支所と検討するとの答弁であったかと思えます。

そこで、2回目の質問といたしまして、通常の場合の廃ビニール等の収集とその経費の2分の1の補助については、分かりました。今回のような災害、水害で発生した廃棄物や農業用資材の処理、処分について、再度お伺いいたします。

河川や水路、道路などの流木や土砂等については、今回仮設庁舎跡地に仮置場を設け、二次災害の防止対策として早急に除去していただきました。水害で発生した水田や畑の廃棄物についての対応も、どうにかできないもののでしょうか。

農地の残骸物はそれぞれの農家で除去されておりますが、処分先、搬出先をどうしたらいいのか、御苦労されております。

廃ビニール等の処分については、通常の場合、ハウス栽培等で使用した自分の工作したものの処分ですので、一定の負担が伴うのは分かっておりますが、漂着した廃棄物の処分については、どうにかできないもののでしょうか。

2回目の質問は、災害、水害で農地へ流れ込んだ残骸物、廃棄物について、流木や土砂等と同じように無償で回収できないか。また、回収までは無理なら、搬出先となる仮置場の設置ができないものかどうか、町長にお伺いいたします。

○議長（中川公則君） 西村町長。

○町長（西村博則君） 5番富田議員の一つ目の御質問の2回目、災害時で農地に流れ込んだ残骸物や廃棄物の無償回収または仮置場の設置につきましてお答えをします。

議員御指摘のとおり、農家の方々が災害で農地へ流れ込んだ残骸物や廃棄物の処理に苦労されていることは十分理解しております。しかし、農地へ流れ込んだ残骸物や廃棄物の処理に当たりましては、廃棄物処理の原則も考慮する必要があるため、無償での回収または仮置場の設置は難しいと考えております。

先ほどの答弁で申し上げましたとおり、災害の状況などに応じた積極的な収集をはじめ、さらなる農家負担の軽減が図られるよう、上益城農業協同組合益城支所とともに検討をしております。以上でございます。

○議長（中川公則君） 富田議員。

○5番（富田徳弘君） 2回目の答弁ありがとうございました。災害、水害で発生した廃棄物や

農業用資材の処理、処分について、無償での回収、仮置場の設置は難しいようですが、これまでも大雨が降った際には、農地へ流れ込んだ残骸物の除去に農家は苦勞されており。また、近年の雨の降り方は異常で、線状降水帯の発生など全国の至るところで災害が起きているような状況となっております。農家の負担軽減に向けた取組、処分費に関わる補助率の見直しなど前向きな検討をよろしくお願いいたします。

それでは、二つ目の質問に移りたいと思います。

二つ目の質問、農業用ため池の管理保全について、2点ほどお伺いいたします。

農業用ため池の管理については、令和3年3月定例会の一般質問において、益城町内にある農業用のため池は、劣化が進行しているものも多く、農家の後継者不足や高齢化により、管理組織が弱体化していること。また、大雨の際、ため池の決壊も想定し、ため池の補修、補強といったハード面だけではなく、近隣住民の避難など防災についても考えなければならないと思うがとの質問に対し、西村町長は、町では、ため池の管理体制や管理状況を把握するため、対象21か所の農業用ため池の管理者に調査を実施した。21か所のうち15か所が防災重点農業用ため池の指定を受けており、熊本県が防災工事等推進計画を令和3年3月までに策定することになっている。県は、この推進計画にのっとり、劣化状況評価や地震・豪雨体制評価の調査を実施する。町は、その結果により改修などの検討を行う。ため池の防災対策としては、日頃から目視による点検と併せ、梅雨期や大雨が予想される場合には、ため池の貯水量をあらかじめ減らすなどの対策も有効と考えている。ため池の管理者と協議しながら保全対策に努める。私のほうからは、県が実施する劣化状況評価や地震・豪雨体制評価の調査結果については、分かり次第御説明をとお願ひしたところですが、まだ説明等も受けておりませんので、改めてお聞きしたいと思います。

二つ目の質問の1点目は、県で実施された劣化状況評価や地震・豪雨体制評価の調査の結果はどうだったのか。町内の防災重点農業用ため池の指定を受けている15か所について、改修を要するため池はあるのか。あるのであれば、現在の進捗等はどのような状況なのか。町の対応状況について、お伺いいたします。

次に、2点目として、ため池の水位を遠隔で把握できる体制の構築についてお尋ねいたします。

ため池の状況、水位については、ため池の管理者や関係者が現場に赴き、目視で確認し、必要に応じて貯水量を調整する方法が取られると思いますが、近年全国各地で大雨による大規模な災害が頻発しているような状況です。益城町におきましても、7月3日の豪雨に際しては、幸いにもため池の決壊はありませんでしたが、大雨の際、ため池の貯水量、水位を確認するのは、雨の降り方次第では、現地まで行くのに困難な状況も予想されます。また、大変な危険も伴いますので、ため池の貯水量、水位を遠隔で把握できるシステムを導入してはいかがでしょうか。降雨時にため池を見に行った人が事故に遭うなどのリスクを回避するためにも、導入を検討されてはどうでしょうか。

以上、二つ目の質問として、1点目、熊本県で実施された劣化状況評価や地震・豪雨体制評価の調査の結果はどうだったのか。改修を要するため池はあるのか。あるのであれば、現在の進捗等はどのような状況なのか。町の対応状況についてお伺いいたします。

2点目、大雨や台風などで、近年の降雨災害は、発生件数や場所、被害も深刻化したように思われております。町の対応についてお伺いいたします。

○議長（中川公則君） 西村町長。

○町長（西村博則君） 5番富田議員の二つ目の御質問の1点目、町内の農業用ため池への管理保全に関する県の調査結果及び町の対応などについてお答えをします。

県が令和3年度に実施しました劣化による農業用ため池の決壊の危険性の評価を行う劣化状況評価、及び、現在県が実施しております地震または豪雨による農業用ため池の決壊の危険性の評価を行う地震・豪雨体制評価の結果によりますと、防災重点農業用ため池15か所中14か所で堤体や洪水吐き、取水放流設備などの対策工事が必要な状況となっております。

この対策工事につきましては、劣化状況評価や地震・豪雨体制評価結果などにに基づき計画的に進めていく必要があり、本年8月に優先順位や対策時期を定めました町防災工事等推進計画を作成し、計画的に補修、改修工事を進めていくこととしております。

また、現時点での農業用ため池の決壊の危険性に係る町の対策としましては、令和3年度に農業用ため池が決壊した場合の浸水範囲や避難所を記載しました、ため池ハザードマップの作成及び対象地区の住民の皆様への配布、浸水区域などを記載した看板の対象地区の公民館への設置を行っているところです。

また、堤体の保護を目的としましたブルーシートの設置や漏水などに対する応急的な対応も、併せて行っているところです。

次に、二つ目の御質問の2点目、降雨時のため池点検に伴う危険を軽減するために、ため池の水位を遠隔で把握できる体制を構築してはいかにかについてお答えをします。

議員御指摘のとおり、ため池の水位を遠隔で把握できる体制を構築することは、管理者が大雨の中、様子を見にため池まで足を運ばなくて済み、加えて、急な水位上昇の把握がしやすくなるなど、町や管理者などが安全かつ速やかにため池の状況把握ができ、適切な農業用ため池の管理につながるものと認識をしております。

本町におきましても、ため池の水位遠隔監視システムの導入につきまして、先進地の事例などを参考にしながら、財政面も含めて研究をしております。以上でございます。

○議長（中川公則君） 富田議員。

○5番（富田徳弘君） 1回目の答弁ありがとうございました。1点目の熊本県で実施された劣化状況評価や地震・豪雨体制評価の調査の結果については、防災重点農業用ため池15か所のうち14か所で対策工事が必要であること。また、町としては優先順位や対策時期を定めた防災工事等推進計画を作成し、計画的に補修、補強工事を進める。2点目のため池の水位を遠隔で把握できるシステムの導入については、管理者等が安全かつ速やかにため池の状況把握ができ、適切なため池の管理につながるものと認識し、先進地の事例等を参考に研究していくとの答弁をいただきました。

そこで、2回目の質問として、飯野地区、本土山の椎の木池について、お尋ねいたします。

椎の木池は本土山集落のすぐ南側に位置し、過去には堤防が切れ、当時は避難勧告と言ってお

りましたが、本土山公民館に避難していただいたこともありました。この椎の木池の補修、補強の計画はどうなっているのでしょうか。椎の木池の下には民家も相当数あります。防災上、早急な手当ても必要ではないかと思われまます。椎の木池の補修、補強の計画について、再度町長にお伺いいたします。

○議長（中川公則君） 西村町長。

○町長（西村博則君） 5番富田議員の二つ目の御質問の2回目、椎の木迫の堤の補修、補強計画につきましてお答えをします。

椎の木迫の堤につきましては、町防災工事等推進計画におきまして、令和3年度に実施しました劣化状況評価などから、令和9年度以降に全体改修を行う計画となっております。なお、椎の木迫の堤におきましては、現在漏水が発生しており、緊急な対策が必要な状況にありますことから、調査、測量及び対策工事に係る所要の経費を本定例会の補正予算に計上をさせていただいてるところです。補正予算が承認されましたら、営農に影響がない時期などを考慮した上で、対策工事などを実施してまいります。以上でございます。

○議長（中川公則君） 富田議員。

○5番（富田徳弘君） 2回目の答弁ありがとうございました。椎の木池の補修、補強の計画については、令和9年度以降に全体改修を行う計画としていたが、現在漏水等が発生しており、緊急な対策が必要な状況にあることから、所要の経費を本定例会に補正予算として計上した。補正予算の承認後、時期等は考慮した上で、対策工事等を実施するとのことで、ひとまず安心したところでございます。

防災重点農業用ため池の指定を受けている15か所について、特に集落の近くにあり、人家等に影響するようなため池については、改めて堤体の確認も必要かと思えます。ため池の決壊による甚大な被害が出ないように、しっかりとした対応をよろしくお願いたします。

また、2点目のため池の水位を遠隔で把握できるシステムの導入についても、ため池の点検に伴う危険を軽減するための有効な手だてかと思われまます。導入に向けた検討も併せてお願し、二つ目の質問を終わります。

以上で、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（中川公則君） 富田徳弘議員の質問が終わりました。

次に、下田利久雄議員の質問を許します。

6番下田利久雄議員。

○6番（下田利久雄君） こんにちは。6番下田です。今回も一般質問の機会を与えていただき、ありがとうございます。残暑厳しい中ですが、暑さ寒さも彼岸までという言葉がありますように、熊本には随兵寒合ですかね、というような言葉もありますので、あとしばらくの辛抱かと思っております。さきの7月3日の豪雨災害で被害に遭われた方に心よりお見舞い申し上げ、早期の復旧を望んでおります。

本日の質問は2点です。辻ヶ峰の眺望についてと町立第3保育所の移転問題について質問します。簡単明瞭に質問しますので、答弁のほうをよろしくお願いたします。

では、1点目の辻ヶ峰の眺望についてですが、その前に辻ヶ峰の由来について、少し説明をしたいと思います。津森観音ですね、日奈久沖遭難慰霊碑は、津森小学校の東に位置する小高い丘の辻ヶ峰に建てられています。昭和24年11月5日、津森小学校は戦後初めて修学旅行を実施しました。「山の子らに海辺を」との思いもあり、目的地を日奈久として、五、六年生108名、引率教師7名、校医1名、バス、鉄道を乗り継ぎ、八代の十条製紙を見学し、日奈久へと至りました。2日目は、景勝地である鳩山公園を目指して、往路5年生、復路6年生がそれぞれ小さな遊覧船に乗船しました。ところが、復路で不幸にして横波を受けた船が馬越海岸にて転覆し、6年生男女22名と教師1名、校医1名を合わせて、24名の尊い命が失われました。予期せぬ遭難に遺族は悲嘆にくれましたが、24名の霊を慰めるため、翌年、昭和25年7月15日に慰霊塔が建立されたという話が益城の文化財誌に載っています。

私たちが小学生の頃は遠足等で登っていましたが、小学校の校庭まできれいに見ることができました。今は杉の木が成長し、小学校の校舎も校庭も見ることができません。この杉は昭和55年に上陳地区で土砂崩れがあり、相当な被害が出ました。その後、土砂崩れ防止対策のため、個人の土地に役場の主導で植林したもので、43年経過し、その後土砂崩れは起きていません。

前段で述べましたように、津森小学校児童・先生の慰霊碑が辻ヶ峰にありますので、津森小学校から見えるのが望ましいと思いますので、土砂崩れ防止対策を考えながら、杉の木を中段から切るとか、植林し直すとか、辻ヶ峰の眺めが昔の眺めに戻りますように、町長の考えをお伺いいたします。

○議長（中川公則君） 西村町長。

○町長（西村博則君） 6番下田議員の一つ目の御質問、辻ヶ峰からの眺望の回復はできないかにつきましてお答えをします。

辻ヶ峰公園に建立されている慰霊塔及び慰霊碑は、昭和24年11月5日に津森小学校の修学旅行で訪れた八代市日奈久沖の八代海で、遊覧船の転覆により遭難され亡くなられた津森小学校の児童や先生24人を慰霊するため、翌年の昭和25年に建立されたものです。平成28年の熊本地震で慰霊塔及び慰霊碑が倒壊の被害を受けましたが、愛知県のロータリークラブの支援を受け再建され、令和元年には事故から70年を迎え、生還された同級生や後輩の児童の方々が集い、犠牲者を悼んで慰霊式が執り行われております。

議員の御質問からも伺えますとおり、私自身も、植林された杉の木が成長する前の慰霊塔から津森小学校の校舎や校庭が見える眺望は、犠牲になられた方々の御遺族や生還された同級生の方々にとって、また、大変痛ましい遭難事故という歴史がある地域の方々にとりましては、単なる眺望ではなく、とても大切にしたい、言わば心のよりどころになるものではないかと思っております。

議員の御質問を受け、現地の調査を行いましたところ、慰霊碑から津森小学校の眺望を阻害している杉の木は私有地にあることが分かりました。私自身も現地に出向き、それを確認したところです。

この杉の木は、昭和55年の豪雨により土砂崩れ災害が発生したことから、土地の所有者が自ら

再度災害防止の観点から植林されたもので、年月の経過とともに木が成長して、眺望を阻害することになったものです。眺望を確保するには、まずは木を伐採することが考えられますが、土地を所有する方が災害防止の観点から植林されたこと、当該地が熊本県が指定している土砂災害警戒区域にあること、さらには近年の豪雨などにより、災害が多発している状況を踏まえ、単純に伐採を行うことは困難ではないかと認識をしております。

しかし、遭難事故という過去の痛ましい出来事を伝承し、そこから学ぶことも大変重要です。このため、議員御質問の土砂崩れ防止対策に配慮した辻ヶ峰からの眺望の回復につきましては、様々な観点から慎重に検討をしております。以上でございます。

○議長（中川公則君） 下田議員。

○6番（下田利久雄君） 答弁ありがとうございました。今、伐採は困難であるというような答弁ですが、ちょっと矛盾したような答えだと。伐採は困難なのに、眺望を考えているというような、その辺はどぎゃんたつとつですかね。伐採せんと、見えんと思うとですよ。

○議長（中川公則君） 西村町長。

○町長（西村博則君） 6番下田議員の2回目の質問ですね、伐採が困難で、また、いろいろ考えていきたいということですが、木の伐採につきましては、もう先ほどの答弁に申し上げましたとおり、昭和55年豪雨の再度災害防止のため植林されたものであること。そして、県が指定する土砂災害区域にあることということで、ただ、そういった伐採による土砂災害発生リスクを考慮する必要がありますが、このリスクに対応できる工法とか財源を含めて、様々な観点からの慎重な検討が必要ということで考えております。以上でございます。

○議長（中川公則君） 下田議員。

○6番（下田利久雄君） 民有地となつとりますので、民有地の持ち主の人と話してみました。「切つてよか」て言いよんなはったですね。また、今後2反半そこで所有しとんたつとですよ、その辻ヶ峰の下に。「2反半切つてもよかばつてんが、役場と相談してくれ」て、「災害防止のあれがあるけん」ていうことば言いなつたですね。その辺をどぎゃんたつとつですかね。切つていいなら、切つてやり直しですもんね。

○議長（中川公則君） 西村町長。

○町長（西村博則君） 6番下田議員の3回目の御質問ということで、まずは、やはり一番考えることは町民の皆さん方の命を守ることというのが、これはもう常々話をしておりでありまして、先ほど申しましたように、まず、そのリスクがどうなのか、そして、工法がどうなのか、あとはお金、財源がどっから持ってきて、どんなふうにやっていくかあたりは慎重に検討していかないと、なかなかそこがやっていかないとということで、今お答えをしているところです。しっかりその辺もしっかり検討をしたいと思います。以上でございます。

○議長（中川公則君） 下田議員。

○6番（下田利久雄君） 答弁ありがとうございました。しっかり考えてもらって、福田地区でも700万円使つて眺望をできるようにしてありますので、谷川地区ですね。津森にもちょっと考えてもらいたいと思います。

2問目の質問に移ります。

同一敷地内にあります津森分館と第3保育所の移転についてですが、このことについては、さきに同僚議員より一般質問がなされましたが、何の検討もなされていません。特に第3保育所は昭和60年4月に開園され、38年経過し、現在52名の園児が通園しています。7月3日の集中豪雨のときは、園庭と給食室が浸水し、危険な状態だったそうです。去年も1回危険な状態があり、津森小学校まで避難したそうです。幸い7月3日は休園にされましたので、人的被害はありませんでした。津森分館と第3保育所は、北側に木山川、西側に金山川と2本の川に挟まれているので、非常に危険な場所です。第3保育所、津森分館につきましては、先日配布されました防災マップで津森地区の指定避難場所になっております。とても避難できる場所ではありません。この2か所の移転を強く要望し、町長の答弁をお願いします。

○議長（中川公則君） 西村町長。

○町長（西村博則君） 6番下田議員の二つ目の御質問、津森分館と第3保育所を安全な場所に移転できないのかについてお答えをします。

議員御指摘のとおり、公民館津森分館及び第3保育所は、木山川と金山川に挟まれた場所に位置し、ハザードマップの浸水想定区域内に位置しております。両施設とも7月3日の集中豪雨の際に、護岸決壊が発生した木山川沿いにありますことから、公民館津森分館は校区の補完避難所として、また、第3保育所は追加避難所としての役割を担う施設として、ふさわしい場所に位置しているとは言えない状況です。

また、公民館津森分館は昭和60年に建築されており、建築後38年が経過しております。経年劣化などによる建物の修繕が必要でありますとともに、津森地域の社会教育の推進やコミュニティの拠点となる公共施設として幅広い利用者へ対応するため、バリアフリー化の改修なども必要です。

このようなことを踏まえ、現在町では、災害に強く、地域の皆様が安心・安全に利用できる公共施設とするため、現在地からの移転を視野に入れながら検討を行っているところです。また、第3保育所におきましても、同じく昭和60年に建築されており、建築後38年が経過しております。こちらにつきましては、本年2月に益城町立保育所のあり方検討委員会を設置しまして、町立保育所の今後の在り方について諮問を行い、審議、検討を進めていただいております。本年度中には、検討委員会から答申をいただける予定となっておりますので、町では、その答申結果を踏まえ、今後の整備方針や方向性を決定したいと考えております。以上でございます。

○議長（中川公則君） 下田議員。

○6番（下田利久雄君） 答弁ありがとうございました。現在町では、移転を視野に入れながら検討を行っているという答弁であります。津森分館ですね。津森分館については、建設委員会とか、そのあり方とかいう委員会は設置されていないのでしょうか。また、第3保育所のあり方委員会で今年度中に結果が出るということで、あり方委員会というのは、存続なのか廃止なのかも含めたところの、あり方委員会なんですかね。その益城町の第3保育所に限ったことではないんでしょうけど、第3保育所については、存続なのか廃止なのかも含めて検討されるのかという、

その辺をお答え願いたいと思います。

○議長（中川公則君） 西村町長。

○町長（西村博則君） 6番下田議員の二つ目の御質問ということで、まず公民館につきましては、また公の施設の検討委員会という形で、またいろいろ検討していただくことになると考えております。

それと、保育所につきましては、こちらについては、全保育所、1から5までありますので、こちらについての在り方をどういったふうにするのか、民営化辺りも視野に入れながら、どういったやり方、ずっと公営でやるのか、民営化も入れてやるのか、そこ辺りも踏まえながら、それから津森のほうについては、場所の問題とか建て替えの問題とか、いろいろありますので、そこ辺りも全て含めたところで検討していただくことになると思います。以上でございます。

○議長（中川公則君） 下田議員。

○6番（下田利久雄君） 第3保育所については、存続してもらいたいと思いますし、移転の方向で考えてもらいたいと思います。よろしく願いしときます。

以上で、私の質問を終わります。

○議長（中川公則君） 下田利久雄議員の質問が終わりました。

ここで暫時休憩します。25分から始めます。

休憩 午後2時15分

再開 午後2時26分

○議長（中川公則君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、西山洋一議員の質問を許します。

3番西山洋一議員。

○3番（西山洋一君） 皆さん、こんにちは。議員番号3番西山でございます。今回も一般質問の機会を与えていただき、ありがとうございます。そしてまた、今日は最後の質問者ということでございます。皆さん、お疲れのところだと思いますが、今しばらくお付き合いをいただきたいと思っております。そしてまた、7月3日の豪雨災害に遭われた皆様方に、心からお見舞いを申し上げ、そしてまた、今全世界で天候不順による地震や山火事、水害といった大きな災害がどこでも発生しているという状況でございますので、そのような災害が、また、いつ益城町にも訪れるか分からないというようなところでの危機管理であったり、対応も含めて大変だと思いますが、よろしくお願ひしたいと思います。

そのような中で、この益城町を、またよりよくするためにという思いで、3点、今回質問をさせていただきます。

通告をしておりました3点。1点目は広安地区のグラウンド整備について。そして、2点目、商業施設の誘致取組について。3点目、地域公共交通の整備について。以上3点質問をさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

それでは、質問席に移らせていただきます。

それでは、まず1点目の質問でございます。

まず、1点目は広安グラウンドの進捗について、整備構想について、お伺いをいたします。

昨年9月の定例会の一般質問におきまして、町長から、まだ構想段階ではあるが、広安地区において、災害が発生したときの避難場所として活用できる防災公園としての機能を備えたグラウンドの整備を考えているという、前向きな答弁をいただきました。

今年度に入りまして、飯野地区のグラウンドについては、今年度中にほぼ完成の見込みが立っております。そしてまた、惣領の旧益城病院の北側には、新しい公園整備も進んでおります。

そこで、広安地区における新たなグラウンドの候補地等の選定は進んでいるのか。また、現段階において、どの程度の検討状況なのか。その進捗状況をお聞かせいただきたいと思っております。よろしくお願いたします。

○議長（中川公則君） 西村町長。

○町長（西村博則君） 3番西山議員の一つ目の御質問、広安地区における防災公園としての機能を備えたグラウンド整備候補地などの検討状況の進捗についてお答えをします。

広安地区で予定しておりますグラウンド整備につきましては、昨年9月の定例会で答弁いたしましたとおり、面積としましては軟式野球ができるくらいの広さを確保し、立地条件として十分な道幅や駐車スペースを確保できることなどを考えております。さらに、熊本地震のような大規模災害時には、応援車両や支援物資の集積場所などとして活用できる機能を備えたものにしたいと考えております。

このような観点から、現在、慎重に整備候補地を選定しているところです。災害に強いまちづくりを進める本町にとりまして、防災公園の機能を備えた公園整備は大変重要な取組ですので、地域の皆様の御意見を踏まえながら、スピード感を持って検討を進めてまいります。以上でございます。

○議長（中川公則君） 西山議員。

○3番（西山洋一君） 答弁ありがとうございました。非常に前向きなお答えをいただきまして、ありがとうございます。

新たな広安地区のグラウンド整備については、さきの8月に開催されました子ども議会においても、要望が出されておりました。子どもたちが安心して遊べる公園、それから、スポーツができる運動場としての役割ですね、それから、町長が今述べられました軟式野球ができる程度の広さを確保すると、非常に心強い構想であると思っております。

また、当然防災公園としての機能であったり、避難場所としての機能を備えるためには、周辺の道路事情等々を十分勘案する必要があると思っております。そこら辺を慎重に考慮した上で、候補地を今後選定していくということでございますので、ぜひ、よろしくお願したいと思っておりますし、このグラウンドにつきましては、日頃子どもから高齢者までが健康づくりの場として、利用しやすいような場所も、選定場所を、ぜひ選定していただきたいというふうに思っておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

それでは、二つ目の質問に移らせていただきます。

2点目は、商業施設の誘致の取組についてでございます。

こちら昨年9月の定例会におきまして、質問させていただいた内容となりますけれども、今益城町、地震からの復旧、復興がほぼめどがついてきております。そのような中で、今後益城町をどのように創造していくかというところで、今の益城町の中心部である住宅が密集している住宅地、なかなかもう開発の余地がないというような中で、市街化調整区域の課題対応や地域の活性化を図るためには、やっぱり市街化調整区域を開発区域として持っていかないと、今後の益城町の新たな発展というのはなかなか見込めないんじゃないかということで質問をさせていただきました。そのような中で、さきの全員協議会で、この市街化調整区域の開発が非常に難しいということ詳しく説明をいただきまして、ちょっと心が折れそうになりましたけれども、そんなことを言っていては、いつまでたっても益城町には何もないというような状況が変わらず、はっきり言いまして、3万4,000人の人口を持つ町の中で、ファストフード店が1店もない。コンビニは何軒かありますけれども、そして、フランチャイズのレストランもない。喫茶店も幾つかありますが、ほとんど皆さんが気軽に集まれるような場所はあまりないというふうに思っております。そんな中で開発するには、地区計画策定の基本方針であったり、計画基準の見直しというのを進めていかなければならないということは十分理解をできました。ただ、この中で産業的土地利用の拡充を図る必要性についても、県とも十分今協議を進めているということでございました。ただ、県が非常に柔軟なというか、慎重な姿勢を崩さないということでございましたので、非常に難しいかとは思いますが、ただ、そのような状況の中でも、市街化調整区域でも商業施設の立地が認められるように、今、熊本都市圏の1市3町で構成する市街化調整区域活性化連絡協議会、これを通じて、県に対して地区計画制度の見直しというのを強く要望していただいているということでございますが、この要望の状況といいますか、そこら辺が今現在どのような状況なのかをお聞かせいただきたいと思います。よろしく願いいたします。

○議長（中川公則君） 西村町長。

○町長（西村博則君） 2番西山議員の二つ目の御質問、商業施設の誘致の取組についてお答えをします。

議員御質問の商業施設の誘致の取組につきましては、昨年の9月定例会におきまして、商業施設の誘致については、町民からの要望も多く、本町として取り組むべき重要な課題の一つと捉えており、無秩序な市街化につながらないよう、エリアを限定した上で、市街化調整区域でも商業施設の立地が認められるように、熊本都市計画区域の1市3町で構成する市街化調整区域活性化連絡協議会を通じて、県に対して地区計画制度の見直しを要望しているとお答えをさせていただきました。

この市街化調整区域の地区計画制度の見直しに関しましては、協議会の構成自治体における課長などの事務レベルで、県の担当課と適宜協議を続けているところです。協議におきまして、構成自治体からは、見直しは市街化調整区域の全てのエリアではなく、構成自治体が必要と判断するエリアに限って、商業施設の立地が可能となる地区計画制度とすれば、無秩序な市街化にはつ

ながらないことを説明していますが、県は無秩序な市街化につながるのではとのこれまでの考え方に終始し、慎重な姿勢を崩しておらず、現段階では地区計画の基準の緩和には至っておりません。

そのような状況を踏まえ、今年1月には、協議会の各首長と県土木部長との意見交換の場において、各首長から、要望項目に対する構成自治体の状況と基準緩和の必要性、並びに、TSMCの進出に対応するための喫緊の課題として、早急な基準緩和の重要性を強く要望しています。これに対して、県からは明確な回答はなかったものの、柔軟に対応させていただきたいとの回答をいただいているところです。

県が、商業系の地区計画は市街化調整区域の性格を変えてしまうとの懸念を持っている間は、見直しに時間がかかることも考えられますが、今後もあらゆる機会を捉え、構成自治体と連携し、できる限り早く地区計画制度の見直しを実現できるよう、県と鋭意協議を進めてまいります。以上でございます。

○議長（中川公則君） 西山議員。

○3番（西山洋一君） ありがとうございます。これもまた、先ほど質問の中でも申しましたように、なかなか簡単にはいかないというのも、今の町長の答弁の中で分かりました。

そのような中でも、やっぱり熊本県、近隣市町村、一緒に今、首長と先ほど県の土木部長辺りとの意見交換がされたというようなこともありますけれども、やはり国が推奨して持ってきたTSMC、これの経済効果は千載一遇のチャンスであると県も言っておりますし、このような中であれば、県も早急な対応が今後必要になってくるというふうにも思います。そこら辺をやっぱり十分県にも理解していただきながら、今後要望交渉は大変だと思いますけれども、へこたれずにやっていただきたいと思います。

いずれにしても、TSMC関連企業が今後続々と熊本県に進出してきたいというような要望も出てくるかと思しますので、工業用地、もしくは当然工業用地、企業が来れば、工業用地であったり、住宅地も必要になってくるということで、これはもうこの確保は喫緊の課題であろうというふうに思しますので、先ほども言いましたが、今後とも粘り強く要望を継続していただくことをお願いして、次の質問に移らせていただきます。

3番目の質問です。

3番目は、地域公共交通の整備についてでございます。

これももう前に一般質問で質問させていただいた内容にもなりますけれども、地域公共交通網の整備につきましては、当然道路の整備というのがまず第一義であろうというふうに思っております。この道路の整備ができなければ、公共交通網というのなかなか構築しにくいであろうというふうには考えております。ただ、この公共交通網を整備するに当たっては、人が集まる環境、人が利用して人が集まる環境というのが不可欠であろうと。例えば、大型商業施設であったり、病院など人がどうしても利用しなければならないような場所というのが必要ではないかと。そこにアクセスをいかに充実させるかが、この公共交通網の役割ではないかというふうに考えております。

これから、より高齢化が進展していく中で、交通弱者、要は買物であったり、通院といった高齢者の移動手段というのを確保することで、益城町が安心して暮らせるまち、そしてまた、住み続けたいまちとして選ばれることにもつながっていくのではないかというふうに思います。

そこで、まず、公共交通網の整備の条件である都市計画道路4路線の今現在の進捗状況を、まず1点目としてお伺いします。

次に、2点目、福田・津森地区で現在実施されております乗り合いタクシーの利用状況について、お聞かせをいただきたいと。以上2点、よろしく願いいたします。

○議長（中川公則君） 西村町長。

○町長（西村博則君） 3番西山議員の三つ目の御質問の1点目、地域公共交通の整備について、都市計画道路4路線の進捗状況を伺うにつきましてお答えします。

現在、町で整備を進めている益城東西線、南北線、第二南北線及び横町線の4路線は、県が4車線化の整備を進めている県道熊本高森線とともに、道路ネットワークを形成する街路です。

熊本地震を経験しました本町にとりまして、この道路ネットワークは、幹線道路に含まれた良好な街区を形成し、熊本地震時に発生した道路の遮断による緊急車両の通行や物資などの輸送が困難となるといった事態などを防ぐもので、災害に強いまちづくりに欠かせないものです。

また、道路は、議員の御質問にもあるように、整備することで、その沿線に大型商業施設や病院などの人が集まる施設が立地しやすくなることから、よりその立地環境を整えるためには、単体の道路ではなくネットワークとしての道路網を形成することが重要です。

このため、町では、この4路線につきまして、平成30年7月3日に都市計画決定し、平成30年10月17日に事業認可を取得し、事業に着手しております。事業着手後は、地権者の方々の御理解をいただいて、用地を取得しますとともに、用地の御協力をいただいた区間から順次工事を進めています。中でも、令和3年1月の工事着手以来、通行止めで町民の皆様にご迷惑をおかけしておりました横町線の木山橋につきましては、8月末に周辺道路の整備が完了し、9月3日から供用を開始したところです。今後は、地域の生活道路としてはもちろん、木山地区の再生と活性化のための新たなにぎわいづくりに活用されていくものと思っております。

また、これまで事業認可を取得していなかった益城東西線の4工区におきましても、早期の事業着手を目指し、認可権を持つ県などの関係機関と協議を重ね、9月1日付で事業認可を取得しましたので、今後は地権者や関係住民の方々などに丁寧な説明を行いながら事業を進めてまいります。

なお、令和5年8月24日現在、事業認可を取得している都市計画道路4路線における用地取得の進捗率は筆数ベースで、益城東西線が31%、南北線が71%、第二南北線が56%、横町線が91%となっています。

工事につきましては、用地取得が完了しました箇所から順次工事に着手しており、全体として、金額ベースでは38%の進捗となっております。各路線とも、地権者の方々の御理解や御協力により、用地交渉が順調に進んでおり、事業期間内の完了を目指し、鋭意事業を進めてまいります。

次に、三つ目の御質問の2点目、福田・津森地区における乗り合いタクシーの利用実績につき

まして、お答えをします。

福田地区の乗り合いタクシーにつきましては、平成24年10月に導入以来、指定停留所の追加や増便などの見直しを行いながら、アクセスの改善に努め、高齢者を含む交通弱者の方々の利便性の向上に努めてきたところです。また、津森地区では、昨年11月から実証事業としまして、新たに乗り合いタクシーの運行を開始し、本年4月から本格導入をしております。

議員御質問の乗り合いタクシーの利用実績につきましては、福田地区では本年3月の利用が一番多く利用者79名、指定停留所の追加などを実施した昨年10月からの月平均利用者が63名となっており、見直し前の9か月間の月平均利用者37名と比べると、より多くの方々に御利用をいただいております。また、津森地区では、本年7月の利用者が46名となっており、少しずつではありますが、増加している状況です。

これまで乗り合いタクシーの利用促進を図るため、チラシの配布やサロンなどの開催に合わせた利用時間、予約方法などの説明を行い、周知などを行ってまいりました。これらに加え、本年度は、連携中枢都市圏事業の一環としまして、熊本市が実施するバス・電車無料の日に合わせて、本町の公共交通の乗車運賃を無料とするバス・乗り合いタクシー無料の日を計画しており、公共交通のさらなる利用促進を図りたいと考えております。

乗り合いタクシーは通院や買物などの手助けとなる重要な移動手段だと考えておりますので、引き続き利用者の方々の御意向をお聞きしながら、地域公共交通ネットワークの充実に努めてまいります。以上でございます。

○議長（中川公則君） 西山議員。

○3番（西山洋一君） 答弁ありがとうございました。こちら非常に都市計画道路の進捗も順調ということで安心をいたしました。

答弁にありましたように、まずは道路を整備することで、その沿線に大型商業施設であったり、病院などの人が集まる施設が立地しやすくなる。これは2番目の質問にも関連をしますので、ぜひ、この道路網の形成と併せて、できるように頑張っていたきたいというふうに思います。

また、現在は、福田・津森地区で実施している乗り合いタクシー、徐々に定着してきていると。これはやっぱり周知、使ったことのない方がやっぱり使ってみて、便利だと思われるような周知のたまものではないかと思えます。もう利用者も増加傾向にあるようですので、まず、この益城町の交通弱者の足として、今後も多くの方に利用していただけるように、認知度を高めていく努力をしていただきたいというふうに思います。

また、このネットワークとしての道路網の整備につきましては、この公共交通網の移動手段、今後どのようにまた構築していくかというのも、道路が完成する前から構想を練っておかないと、この乗り合いタクシーだけでは、なかなかこの公共交通網というのはできあがらないのかなというふうに思っております。通院や買物など、利用すれば便利だということは分かっておりますけれども、やはり利用していただく環境というのも非常に大事ではないかと思えますし、ただ今、津森・福田地区で乗り合いタクシー実施されておりますが、広安地区であったり木山地区の町部の方々も、やっぱり（14字削除）・・・車をお持ちでない方、返納されたりした方にとっては、

こういう乗り合いタクシーみたいなのを利用できないかなという声も出ているというのも、頭に置いていただいて、今後の高齢者が将来的にも便利に利用可能となるような公共交通体系の構想を考えておいていただきたいということをお願いしまして、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（中川公則君） 西山洋一議員の質問が終わりました。

これで、本日予定されました一般質問が終了しました。

これで散会いたします。

散会 午後 2 時52分

9 月 14 日（木曜日）

令和5年第3回益城町議会定例会会議録

1. 令和5年9月11日午前10時00分招集
2. 令和5年9月14日午前10時00分開議
3. 令和5年9月14日午後3時21分散会
4. 会議の区別 定例会
5. 会議の場所 益城町議会本会議場
6. 議事日程

日程第1 一般質問

- 1番 坂井金次郎議員
- 9番 甲斐康之議員
- 10番 野田祐土議員
- 17番 榮 正敏議員

7. 出席議員（18名）

- | | | |
|-----------|-----------|------------|
| 1番 坂井金次郎君 | 2番 木村正史君 | 3番 西山洋一君 |
| 4番 上村幸輝君 | 5番 富田徳弘君 | 6番 下田利久雄君 |
| 7番 松本昭一君 | 8番 吉村建文君 | 9番 甲斐康之君 |
| 10番 野田祐土君 | 11番 宮崎金次君 | 12番 坂田みはる君 |
| 13番 中村健二君 | 14番 稲田忠則君 | 15番 渡辺誠男君 |
| 16番 荒牧昭博君 | 17番 榮 正敏君 | 18番 中川公則君 |

8. 欠席議員（0名）

9. 職務のため出席した事務局職員の職・氏名

- 議会事務局長 遠山伸也

10. 地方自治法第121条の規定により会議事件説明のため出席した者の職・氏名

- | | | | |
|--------|-------|----------|-------|
| 町 長 | 西村博則君 | 副町長 | 濱田義之君 |
| 教育長 | 酒井博範君 | 政策審議監 | 清田聡美君 |
| 土木審議監 | 持田浩君 | 会計管理者 | 田上勝志君 |
| 総務課長 | 塘田仁君 | 新庁舎等建設課長 | 内村康成君 |
| 危機管理課長 | 岩本武継君 | 企画財政課長 | 山内裕文君 |
| 税務課長 | 坂井浩章君 | 住民課長 | 竹林浩幸君 |
| 福祉課長 | 荒木薫君 | 福祉課審議員 | 吉住由美君 |

こども未来課長	吉川博文君	健康保険課長	松永昇君
産業振興課長	松本浩治君	都市計画課長	齊藤計介君
街路課長	石橋淳君	建設課長	村上康幸君
復興整備課長	水口清君	下水道課長	吉本秀一君
水道課長	山口拓郎君	学校教育課長	富永清徳君
生涯学習課長	中村康広君		

開議 午前10時00分

○議長（中川公則君） 皆さん、おはようございます。定刻に達しましたので、ただいまから本日の会議を開きます。

本日の日程は、昨日に引き続き一般質問となっております。

本日の質問の順番を申し上げます。1番目に坂井金次郎議員、2番目に甲斐康之議員、3番目に野田祐士議員、4番目に榮正敏議員、以上の順番で進めてまいります。

なお、昨日の西山議員の一般質問で一部不適切な発言がありましたので、議長において取り消します。

日程第1 一般質問

○議長（中川公則君） それでは、日程第1、一般質問を行います。

最初に、坂井金次郎議員の質問を許します。

1番坂井金次郎議員。

○1番（坂井金次郎君） おはようございます。議員番号1番坂井でございます。

同僚議員も皆さんおっしゃってございましたけれども、7月の豪雨災害で被害を受けた方々にお見舞い申し上げます。そして、豪雨災害の後、まだ水が引かないうちに駆けつけていただいたボランティアの方に心よりの御礼を申し上げます。

さて、今日の私の一般質問でございますが、1番、治水対策について、2番、まちづくり協議会について、3番、歴史と文化を伝えることについて、4番、温暖化対策についてでございます。

では、早速質問に移らせていただきます。

それでは、質問いたします。

まず、1番、治水対策についてでございます。これには3点ございまして、まず第1点目が、豪雨対策としての町の治水対策を伺いたいと思っています。ただ、今、治水対策というものが単独でできるものではなくて、流域全部で取り組むということになっておりますので、緑川水系流域治水プロジェクト、それと第2回の白川・緑川水系流域協議会において町長が発言されました、上流域における洪水被害軽減のために河川整備計画策定に向けた検討をより一層進めていただきたいとの言葉、2点について御回答をお願いします。

2番目が防災重点ため池でございます。防災重点ため池に、袴野の上ですか、山の尾根というか、あちらのほうに、長谷第1、長谷第2池のため池があります。これはちょうど下のほうが結

構急峻な谷になっておりまして、決壊した場合、土石流が発生するのではないかと若干心配している次第でございます。これがなぜ防災重点ため池に該当しないかの理由をお伺いしたいと思います。

3番目が、うちの管理というわけではなくて、一つが袴野から上野へ行きますと、間所、その後が木戸屋のほうに道がずっと続いて、谷も続いておるんですが、まず、木戸屋の朝来山の頂上からちょっと下りたところに、木戸屋ため池というため池がございます。結構大きいんですが、これが決壊した場合、間所から袴野を通り川内田のほうへ水が流れるのではないかと若干の心配がございます。範囲は御船町に入りますし、御船町の管理となるんですが、これの決壊を考えなくていいのか。

それと、岩戸川の上流、下鶴から上のほうに行ったところに、座女木と益城の中間の益城側、ちょうど船野山のこちらから言うと真後ろになりますか、あそこに東べら池というため池がございます。これは町の敷地内であるんですけども、管理としては御船町の管理になっています。これが決壊した場合、横もやはり少し急峻になっておりますので、これが岩戸川に流れ込んで下のほうに影響がないかと心配しています。これの決壊も想定が必要ではないのかお伺いしたいと思います。

以上、よろしく申し上げます。

○議長（中川公則君） 西村町長。

○町長（西村博則君） 皆さん、おはようございます。

令和5年第3回益城町議会定例会も4日目を迎えております。本日は4名の議員の皆様の質問にお答えをさせていただきます。どうぞよろしく申し上げます。

それでは、1番坂井議員の一つ目の質問の1点目、豪雨対策としての町の治水対策についてお答えをさせていただきます。

近年、地球温暖化などによりまして風水害のリスクが全国的に増大しており、熊本県におきましても、平成24年の九州北部豪雨における白川水系の氾濫や、令和2年の球磨川水系の氾濫など、連続して大変大きな被害が発生しております。また、本町におきましても、熊本地震直後の平成28年6月に木山川が氾濫するとともに、内水による床上浸水などの被害が発生し、本年7月にも木山川が再び氾濫し、約500ヘクタールの農地が浸水するなどの甚大な被害が発生しております。

これら頻発する災害に対応するには、これまでの河川における掘削や堤防整備などのハード対策のみでは限界があり、関係者が連携して、流域も含めたハード対策とソフト対策を組み合わせることで総合的に対応していく必要がありますことから、白川・緑川水系流域治水協議会が令和2年9月に設置されたものと認識をしております。この協議会では、ハード・ソフト両面での事前防災対策を関係者が適切に行うため、対策を位置づけた流域治水プロジェクトを策定しております。

このプロジェクトにおきまして、河道掘削、堤防整備などの河川における対策は、河川管理者である国と県が行うこととなります。これに対しまして、流域で行う対策は主に市町村が行うこととなり、本町ではハード対策として、内水氾濫被害を軽減させるための排水ポンプ場の整備や都市下水路の整備などに取り組んでおります。また、ソフト対策としましては、防災行政無線、

エリアメールなどによる避難指示などに加え、防災教育、防災士の育成、自主防災組織活動の推進といった、自助、共助による防災体制の強化などを行っております。加えまして、令和4年3月には益城町立地適正化計画を策定し、安全安心なまちづくりを推進するため、災害リスクの高い地域を居住誘導区域から除外するとともに、居住誘導区域に残存する災害リスクに対しまして、必要な防災・減災対策に計画的かつ着実に取り組むための防災指針を位置づけております。さらに、流域治水プロジェクトには、流域からの雨水の流出を軽減させる間伐や治山施設の整備などの森林の整備・保全といった取組も位置づけをしているところです。

このように、流域治水プロジェクトでは、河川や流域におけるハード・ソフト対策を組み合わせ、総合的に防災・減災を図ることとしておりますが、その中でもやはり柱となる対策は、抜本的な河川改修であると認識をしております。しかし、この河川改修を行うには、河川法による法定計画である河川整備計画が必要であるとともに、改修は下流から進めていく必要があります。これは、上流から改修を進めては、上流であふれなくなった水が下流であふれ新たな洪水被害が発生してしまうことから、河川改修の下流原則と言われる考えがあるためです。

緑川水系では現在、水系の下流域に当たる加勢川において、河川管理者である国により河川改修が進められているところです。本町を流れる木山川や秋津川は加勢川の上流にあるため、この両河川で河川改修を進めるには、河川改修の下流原則に沿って加勢川の河川改修を進めた上で、両河川の河川整備計画を河川管理者である県に策定していただく必要があると認識をしております。このため、議員の御質問にもあるように、第2回の白川・緑川水系流域治水協議会におきまして、上流域における洪水被害軽減のため、河川整備計画策定に向けた検討を進めていただきたいと発言をしたところです。

なお、加勢川の早期改修につきましては、これまでも機会を捉えて国に要望しており、今年度も去る8月22日に、私を含めた流域の首長などから成る加勢川改修促進期成会におきまして、強く要望をしているところです。

今後も本町では、流域治水プロジェクトに位置づけられた排水ポンプ整備などの本町が実施すべき対策につきましてしっかりと取り組みますとともに、加勢川の早期改修及び木山川、秋津川の河川整備計画の作成に向けた検討を進めていただくよう、国及び県に対してしっかりと要望してまいります。

次に、一つ目の御質問の2点目、防災重点のため池に長谷第1池、長谷第2池が該当しない理由につきましてお答えをします。

防災重点農業用ため池は、決壊した場合の浸水区域に家屋や公共施設などが存在し、人的被害を与えるおそれのあるため池として、法令で具体的な基準が定められております。防災重点農業用ため池の指定は、防災重点農業用ため池に係る防災工事等の推進に関する特別措置法に基づき県知事が指定することができることとされており、また、指定できる防災重点農業用ため池は、同法施行令で定める四つの要件のいずれかに該当するものとされております。

その要件としましては、一つ目として、ため池から100メートル未満の浸水区域内に家屋、公共施設などがあるもの。二つ目として、ため池から100メートル以上500メートル未満の浸水区域

内に家屋、公共施設などがあり、かつ、貯水量が1,000立方メートル以上のもの。三つ目として、ため池から500メートル以上の浸水区域内に公共施設などがあり、かつ、貯水量が5,000立方メートル以上のもの。四つ目として、それ以外でため池周辺の自然的条件、社会的条件、その他の状況から見て、決壊による被害を防止する必要性が特に高いものです。議員御質問の長谷第1池及び長谷第2池につきましては、今申し上げた要件にいずれも該当しないという理由から、防災重点農業用ため池に指定をされておられません。

なお、農業用ため池の管理につきましては、適正に管理していただくよう、各ため池の管理人に対し、県が主催する研修会に御参加いただくとともに、農業用ため池の決壊につながらないように、日常点検による状態チェックや、大雨が予想される場合における事前の水位調整をお願いしているところです。

最後に、一つ目の御質問の3点目、御船町の木戸屋ため池は、間所から袴野を通り、川内田へと流れるおそれがある。町内の東べら池は、御船町管理だが岩戸川へ流れ込む。決壊の想定が必要ではないのか、につきましてお答えをします。

当該ため池の管理所在地の御船町に問い合わせたところ、木戸屋ため池及び東べら池は、重点防災農業用ため池に該当をしていないため、決壊の想定をしたハザードマップの作成などは行っていないとの回答がありました。

しかしながら、議員御指摘のとおり、ため池が決壊した場合の備えは必要です。木戸屋ため池の貯水は赤井川へ流れ込み、東べら池の貯水は岩戸川へ流れ込んでいるため、それぞれの河川の水位上昇につながることを予想されます。さらに、ため池の決壊が、大雨時の場合、赤井川、岩戸川の氾濫へとつながるおそれもあります。

本町のハザードマップでは、赤井川、岩戸川を含め、町内の河川氾濫の浸水区域や浸水深を示しており、加えて、災害時の避難場所や非常時の迅速な避難行動につなげる内容を掲載しております。町民の皆様にはハザードマップを活用いただき、いざというときの迅速な対応に役立てていただきたいと思います。以上でございます。

○議長（中川公則君） 坂井議員。

○1番（坂井金次郎君） ありがとうございます。第1の質問の2番、3番、了解いたしました。

1番目の質問の第1の治水対策について、2回目の質問を行いたいと思います。

緑川水系流域治水プロジェクト、これは取りまとめが県だと思いますけれども、令和5年度の流域治水プロジェクト2.0、これは温度上昇を見込んだ地球温暖化に伴う温度上昇を見込んだ流域の治水のプロジェクトでございます。これは基本的には、温度上昇に伴って今の、何ですかね……。

平成25年1月、国土交通省九州地方整備局が策定しました緑川水系河川整備計画、これは、どうも見ると、昭和18年9月の洪水を最大として策定されたもののようです。これが終わった後、全て済んだとしても、温度上昇に伴い洪水を抑制することは困難であると。そのために流域治水プロジェクト2.0を策定し、その中に質の強化という項目がございます。その質の強化の中にはあふれることを考慮した減災対策の推進、多面的機能を活用した治水対策の推進というものがご

ざいます。

また、益城町の流域治水プロジェクトは地図がついておりまして、益城町の項目があるんですが、益城町の水害対策として、雨水貯留機能の向上と砂防堰堤整備という二つの項目がございます。確かに、下の加勢川の整備が進みませんと水の流れが悪いので、どうしても水は流れません。確かにそのとおりなのですが、この緑川水系河川整備計画の対象期間はおおむね30年となっております。平成25年からで、もう10年近くたっておりますが、20年ぐらい残っております。今回の質の強化、このほうもおおむね20年という形で載っております。

この緑川水系河川整備計画の中に加藤清正の治水五則というものがあまして、ちょうどよかったので引張ってまいりました。その第4に、要するに「水を早く流すことだけ考えてはいけない。水を遊水することが必要である」という項目がございました。

それにこの前、一般質問の前、昨日でございますが、複合施設の雨水貯留タンクについてお伺いしました。その中で雨水貯留タンクの容量というのは、県との開発行為の話合いにおいて、そもそも開発区域を前提とした雨水貯留量であるという回答をいただきました。ただ、どうでしょうか、確かに雨水貯留機能の向上というのは進めたいんですけども、一般の家庭に、浸透ます、雨水貯留槽をつくるということが一体どのぐらい可能なのかと疑問に思います。私としては、町が行う施設整備においては、雨水貯留機能、当然、検討の話合いでいろいろ難しい問題、財政的な問題はありますでしょうけれども、雨水貯留槽を結構多めにつくれば回りの浸水対策になるのではなかろうかとちょっと思っています。

それに実際、遊水機能は、内水、外水と言いましても分けられません。実際、この前の災害においては、田んぼ側に氾濫して土砂の堆積、今回の議会で財政措置が決定されると思いますけれども、土砂、流木等が氾濫して周りの田んぼに被害を与えています。このような状態を考えると、緑川水系のプロジェクト2.0にありました、あふれることを意識した減災対策、この方向で町も舵を取る必要があるのではないかと思います。

また、防災計画は基本、県なんですけれども、県に物を要請するときに、我々町の人間が、どういうふうなことという人積りといいますか、心構えを持ち、ある程度の計画、構想を持って県と国に要望できるのかどうかということを疑問視しております。私としては、ある程度、豪雨による洪水を完全に防ぐから、ある程度洪水を許容しつつ被害を最小限に抑える方法による治水の考えで、国、県に要望すべきではないかと思っています。事業は国・県の管轄であっても、地域特性の把握や意見集約を行い県・国に要望することは、町の仕事ではないかと思っています。

漠然とした質問で申し訳ございませんが、そういうことを視野に入れて町長の意見をお伺いしたいと思います。よろしく申し上げます。

○議長（中川公則君） 西村町長。

○町長（西村博則君） 1番坂井議員の一つ目の御質問の1点目の2回目、排水ポンプの整備による内水対策と河川整備計画の要望だけでは洪水を防げないのではないかと。事業は国及び県の管轄であっても、地域の特性把握や意見集約を行い、国や県に要望することは町の仕事ではないかにつきましてお答えします。

まず、流域治水プロジェクトは河川管理者だけで策定をしたものではなく、流域の市町村などの関係機関と共に策定をしたものです。河川整備計画に基づく河川改修は治水対策の柱となるものですが、そのみでは限界があり、流域も含めたハード対策とソフト対策を組み合わせた対応が必要となっているからです。

議員の御質問にある流域治水プロジェクト2.0とは、2040年頃の世界の年平均気温が、専門家などによる予測によると2度程度上昇し、そのことで降雨量が約1.1倍に、河川流量が約1.2倍になることが予測されることから、既に策定しているプロジェクトの内容を量、質、手段の三つの観点から強化しようというものです。

緑川水系におきましても、降雨量が約1.1倍となった場合に水を安全に流せる河川整備計画とすることや、役割分担に基づく流域対策の推進、洪水予測の高度化などの対策が位置づけられております。中でも、治水対策の柱である河川整備計画に基づく河川改修につきましては、降雨量を約1.1倍とする河川整備計画の変更が、今後、国において行われると聞いておりますが、変更される場合は議員御指摘のように、地域の特性や地域の意見を踏まえて行われるべきものです。

河川法では、河川整備計画を定めたり変更しようとするときは、関係市町村長の意見を聞かねばならないと規定されていますので、このような機会を含めあらゆる機会を捉えて地域の実情や考えを国に伝えてまいります。これは、県が、秋津川や木山川の河川整備計画を策定される場合も同様ですので、県に対してもしっかりと地域の実情や考えを伝えてまいります。このことにより一步一步確実に総合的な治水対策を進めることが、安全安心な地域づくりにつながるものと考えているところです。以上でございます。

○議長（中川公則君） 坂井議員。

○1番（坂井金次郎君） ありがとうございます。よろしく願いいたします。

それでは、2番目のまちづくり協議会についてお伺いいたします。

まちづくり協議会は、熊本地震からの復旧復興において、町民からの意見を取り入れて復興するためにつくられたものだと思っております。ある程度の復旧復興がなされた今、第1点、まちづくり協議会は廃止するのか、それとも、まちづくりに資するもので残すのか。第2点、残す場合、どのようなものとするのか、また、自治体との関係はどうか、それをお伺いしたいと思います。

よろしく願いします。

○議長（中川公則君） 西村町長。

○町長（西村博則君） 1番坂井議員の二つ目の御質問の1点目、まちづくり協議会は廃止するのかにつきましてお答えします。

まちづくり協議会とは、平成28年熊本地震からの創造的復興を目指し、災害に強いまちづくりや協働のまちづくりを実現するために、地域の皆様によって立ち上げられた協議会です。設立当初は、避難地や避難路などの計画をまちづくり協議会から御提案をいただき、学識経験者を含むまちづくり専門委員会の審議を経て、それを基に事業を推進してまいりました。昨年は、その整備状況を各まちづくり協議会へ報告をしたところです。

今後は、まちづくり協議会の活動が地域内の見守りやイベント開催といった協働のまちづくりを実現する方向へ発展していくものと考えており、その存在意義はますます重要となりますことから、まちづくり協議会の廃止は適切でないと考えております。

次に、二つ目の御質問の2点目、まちづくり協議会を残す場合、どのようなものにするのか、また、自治会との関係はどうなるのかにつきましてお答えします。

先ほど、1回目の答弁で申し上げましたとおり、まちづくり協議会の活動は、災害に強いまちづくりを実現するため、避難地や避難路などのハード面に関しては一定の成果がありましたので、今後は、協働のまちづくりの推進に向け、ソフト面へ移行していくものと考えております。そのため、現在、町では、まちづくり協議会の運営に対し、上限5万円の補助金を交付しますとともに、コンサルの派遣支援事業を行っております。さらに、地域での協働活動に取り組まれる場合には、上限10万円のにぎわい事業補助金を交付するなどの支援も行っております。

町では今後もまちづくり協議会に活発な活動をしていただきたいと考えており、そのため、各まちづくり協議会に対し、現在の状況や今後の取組についてのアンケート調査を行っているところです。

また、議員御質問のまちづくり協議会と自治会との関係ですが、まちづくり協議会は、避難地や避難路の計画策定に際し行政区をまたがる場合が多いことから、地域のつながりや生活圏を考慮し、現在ある68の行政区単位ではなく、ある程度広い範囲でまちづくり協議会が設立されております。まちづくり協議会の活動のハード面は先ほど申し上げましたとおりですが、今後は各行政区において要望書という形式で町へ要望していただくよう説明させていただいております。しかし、イベントなどのにぎわいづくりのようなソフト面の活動は、行政区という単位ばかりではなく、さらに範囲を広げて行われるケースが多いと思われまます。

もともとのまちづくり協議会につきましては、阪神・淡路大震災後に、神戸市で復興のまちづくり協議会発足ということで、益城町の復興においても大変参考にさせていただいたところです。先ほど申しましたように、震災後、復興事業であるハード面の整備などにつきましては、専門家の支援を得て、避難地避難路の整備などを提案していただいたところなのですが、現在は、復興のまちづくり協議会から平常時のまちづくり協議会への移行時期と考えているところです。福祉、健康づくり、防犯、景観、コミュニティづくりなど、取り組むべき課題は多岐にわたっております。この活動がまちづくりにつながり、ひいては災害に強いまちづくりにもつながると私自身考えているところです。

そのため今後もまちづくり協議会と行政区が車の両輪となって協働のまちづくりに取り組むことが重要であると考えておりますので、町でも積極的に支援をしてまいります。以上でございます。

○議長（中川公則君） 坂井議員。

○1番（坂井金次郎君） 今、町長の熱い言葉をいただいたんすけれども、どうも私の2回目の質問の内容まで答えていただいたようです。2回目の質問に困ってしまうんすけれども、一応、2回目の質問ということで行います。

2の質問に対する2回目の質問でございます。

まちづくりに関係する活動は、今現在でもいろんなところで出てきております。これは、多かれ少なかれ、にぎわいづくりに関係しています。これは財源は様々ですけれども、企画財政、産業振興、生涯学習、社会福祉協議会などで取り扱われています。これらとの整合性をまちづくり協議会はどのように捉えるのかということですね。

それともう一つ、まちづくり実行委員会、もう今はなくなってしまったんですが、その会議の中で、例えば第6回であれば自主防災組織や防災訓練の話、第7回、第8回では避難地の活用、コミュニティ形成、また、まちづくり協議会役員に区長や評議員のいない地区がないのかということが議事として上がっています。これらが、今おっしゃった町長の話の中に考慮されているのかというのが一つと、もう一つ、今の町長の話を書きますと、私、この後、総務省の地域運営組織についてということでお伺いしていて、そちらの方向にどうですかということをしているんですけれども、そちらの方向に町長の心づもりはあるんだろうと感じております。申し訳ございませんが、町長がまちづくり協議会を将来の発展的組織としての地域運営組織につなげられる御意向があるのかどうかをお伺いしたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（中川公則君） 西村町長。

○町長（西村博則君） 1番坂井議員の二つ目の御質問の2回目、まちづくり協議会の体制のうち、まず、1点目のまちづくりに関係する活動への支援は、財源は様々であるが整合性をどうとるのかということで、お答えをさせていただきます。

議員御指摘のとおり、協働のまちづくりやにぎわいづくりに関する補助金は、複数の課がそれぞれの目的で行っており、1回目の答弁で申し上げましたとおり、復興整備課が所管するまちづくり協議会等にぎわい事業補助金は、主にまちづくり協議会を補助対象としております。一方、産業振興課が所管しますにぎわい活性化補助金や、企画財政課が所管するまちづくり活動団体支援助成金は、個人や法人並びに団体を補助対象としており、対象範囲はまちづくり協議会よりも広がっております。また、取り組まれている事業につきましても、地域限定のイベントから町全体の町民を対象とした夜市やマルシェといったにぎわいづくり事業があり、その目的も様々です。

このように、事業の目的ごとに補助金などを交付することで、きめ細やかな支援ができる半面、補助金などの所管課が分かれており、また、補助などの内容も分かりにくいと思われることもありますから、今後、補助の対象者、補助内容などを精査し、分かりやすい周知に努めてまいります。

次に2点目、自主防災組織や防災訓練もソフト事業の対象になるのかにつきましても、自主防災組織の設立については自主防災組織設立補助金を、また、防災訓練につきましても自主防災組織活動補助金を交付し、活動支援を行っております。しかし、防災訓練などがまちづくり協議会の活動として行われる場合には、まちづくり協議会等にぎわい補助金の対象となります。

次に、3点目のまちづくり協議会役員に区長や評議員がいない地区があるかについてお答えをします。まちづくり協議会の役員名簿を確認しましたところ、役員に区長または評議員がいない

協議会はありません。

最後に4点目の、まちづくり協議会を残すのであれば、地域運営組織と位置づける方向で考えればどうか、まちづくり専門委員会の目的を地域運営組織づくり支援へと変えて再開できないのかについてお答えをします。

議員御指摘の総務省が掲げる地域運営組織は、主に小学校校区単位の広い範囲で組織をされており、名称に地域運営とありますとおり、地域の中での問題や課題を地域全体で話し合い、それを解決するための地域の取組や体制、財源などについて決定し、これに基づき持続的に活動する組織です。

現在の本町のまちづくり協議会は複数の行政区で組織されたものもありますが、小学校単位のように広範囲で取りまとめるには、人や財源をはじめ多くの課題があります。町としましては先ほど申し上げましたとおり、協議会の活動がより活発なものとなるよう、現在、協議会に対してアンケートを実施しており、実態調査を行っているところであり、その結果も踏まえ、地域の課題解決に向けて運営できるような体制づくりを積極的に支援してまいります。以上でございます。

○議長（中川公則君） 坂井議員。

○1番（坂井金次郎君） ありがとうございます。

時間も押してまいりましたので、次に3番目に行かせていただきます。3番目の質問は、歴史と文化を伝えることについてでございます。

先日、子ども議会がありましたが、その中で、歴史をどう伝えるのかという子どもさんの質問がございました。その中で四賢婦人のことをおっしゃってございましたが、あれは少し大きな歴史でございます。私が考えますのは地域における歴史と文化でございます。

地域における歴史と文化と申しますのは、民俗という言葉がありますが、民俗として生活そのものと一体であるものでございます。この民俗というものは、生活体験や共働、語りなどを通じて人から人へ伝えられるもので、地域コミュニティが希薄となりました現代社会においては、その伝承、伝えることに工夫を要するものでございます。地域における歴史と文化の継承活動は、地域コミュニティの形成や人格形成に必要であり、町行政としても積極的に取り組むべきものであると思っております。

ここで民俗と申しましたのは、分かりにくいと思いますけれども、一般の生活のことです。もし皆さんが30年ぐらい前に発行してました「益城町史」を持っておられますならば、その中の資料、民俗編に民俗として生活習慣でいろいろと出ております。それを指すものでございます。

以上、これらについてお伺いしたいのは、1番、民俗の伝承は地域コミュニティ形成に必要と考えるか。また、地域住民への民俗伝承の工夫はなされているかが第1点。第2点が、民俗の伝承は小中学生の人格形成に必要であると考えますか。また、個人の体験の語りも含めた伝承活動の工夫はなされているのか。この2点についてお伺いしたいと思います。よろしく申し上げます。

○議長（中川公則君） 酒井教育長。

○教育長（酒井博範君） 1番坂井議員の三つ目の御質問の1点目、民俗の伝承は地域コミュニ

ティ形成に必要であるか、また、地域住民への民俗伝承の工夫はなされているかについてお答えします。

議員御指摘のとおり、多様化する現代社会において、民俗・文化を継承することは容易なことではありません。昨今、本町におきましても核家族化が進み、世代間交流や異年齢交流の機会が乏しくなり、地域コミュニティの在り方も変化してきております。このような現代社会であるからこそ、議員御指摘の民俗の伝承も含め地域コミュニティを形成していく必要があると考えます。

本町では、平成28年熊本地震により、町内の約6割の文化財が被災しました。これら被災した文化財の一つ一つが地域における歴史的背景を持ち、現在に至るまで地域コミュニティをつなぐものとして機能していました。そのような中、町教育委員会が中心となりまして、復興基金メニューの一つであります地域コミュニティ施設等再建支援事業を活用しまして、地域におけるコミュニティ活動がこれから先も維持継続されることを条件としまして、震災遺構、木崎荒帆神社や惣領木神社、龍池山千光寺をはじめとする町内69件の文化財修復を行ってまいりました。今後、これらの文化財を地域におけるコミュニティの核として、人々が集い、伝統行事などの文化が継承されていくものと考えます。

また、本町には町制施行前の旧1町4村の地域性豊かな民俗文化が色濃く残されております。これらを風化させないために、公民館講座をはじめとした社会教育を通じて、町民の皆様が継承できるように取り組んでまいりたいと考えます。なお、教育委員会では、神楽等の伝統文化が次世代へ継承されるよう、各種補助金等を紹介するなどの支援を行っているところでございます。

次に、三つ目の御質問の2点目、民俗の伝承は小中学生の人格形成に必要であるか、また、個人の体験の語りも含めた伝承活動の工夫はなされているかについてお答えします。

小中学生にとりましても、自分が生まれ育った地域の歴史や文化を知ることは自分自身のルーツを知ることであるため、郷土理解や郷土愛の醸成はもとより、議員御指摘のとおり人格形成にも大きく寄与するものであると考えます。

小中学生を対象としました歴史文化の啓発事業といたしましては、益城ふるさとかるたの制作や、益城の文化財の本を刊行しております。かるたは有志の団体によりましてお寺等で大会が催されておまして、かるたを通して地域の文化財に触れながら、世代を超えた交流が生まれているようです。

偉人の功績発信としましては、四賢婦人学習漫画を刊行しております。さらには近代における台湾の教育向上に寄与された志賀哲太郎氏の顕彰をきっかけとした、台湾・大甲区との友好交流事業を今後予定しているところでございます。

また、本物の文化財に触れる機会として、毎年、テーマに沿った文化財企画展示を交流情報センター「ミナテラス」で行っておまして、ホームページ等による情報発信も随時行っております。

最後に、個人の体験の語りも含めた伝承活動の工夫についてお答えします。

伝承活動において最も重要なことは、個人の体験の語りも含めた口伝によるものが効果的であると考えます。現在、本町では学校教育において、昔の町の様子や伝承・遊びを、地域住民の

方々などのゲストティーチャーにより伝えていただくことで、子どもたちに対する民俗・文化の継承を行っております。今後とも、地域における歴史と文化の継承について、しっかり取り組んでまいりたいと思います。以上でございます。

○議長（中川公則君） 坂井議員。

○1番（坂井金次郎君） ありがとうございました。何とぞよろしく願いいたします。

それでは、最後の質問、温暖化対策についてに移らせていただきます。

温暖化対策について1番目の質問は私のちょっと理解不足でして、一応あるということだったんですが、町施設に太陽光発電施設があまり見られない理由は何でしょうかということと、施設建設・改修時の断熱、熱回収、緑地化などの温暖化対策はどうかというのが第1点の質問であります。

2点目が、浄化センター余剰ガス、これは浄化センターの固形物といいますか、要するにうんことかそんないろんなものが中で微生物に食われて沈殿したのですが、これは嫌気性タンクというものにぶち込んで、そこでメタン成分としてガスが発生します。これは通常、嫌気性タンクの加温に使っておるんですが、どうしても使用しないガスが出ています。益城町浄化センターを御覧になった方は分かると思いますが、浄化センター内のガスタンクの横あたりにこの余分なガスを燃やす余剰ガス燃焼装置というものがあまして、今まではそこで回すことが多かったと思われまして。これを、温暖化対策として、今、憩の家の改修の委員会をつくられるということがあったので、その憩の家のボイラーに使えるかどうかということをお質問したいと思っております。

以上2点です。よろしく申し上げます。

○議長（中川公則君） 西村町長。

○町長（西村博則君） 1番坂井議員の四つ目の御質問の1点目、町施設に太陽光発電施設が見られない理由は何か、施設建設・改修時の断熱、熱回収、緑地化などの温暖化対策はどうかというのにかにつきましてお答えをします。

まず、地球温暖化対策につきましては、第6次益城町総合計画第2期基本計画におきましても、脱炭素社会の実現に向けた取組の検討を掲げておりまして、町レベルでも取り組まなければならない重要な課題であると認識をしております。このため、町施設の建設や改修時に断熱、熱回収、緑地化などの構造的な検討とともに、省エネ性能の高い機器や設備の導入などにつきましても検討するなど、地球温暖化対策に寄与するための取組を行っているところです。

また、議員御質問の太陽光発電施設につきましても、再生可能エネルギーでありますことから、地球温暖化対策におきまして大変有効な施設であると認識しており、町有施設では、役場庁舎、保健福祉センターはびねす、復興まちづくりセンター『にじいろ』などに太陽光発電施設を設置しているところです。しかし、その他の町有施設へ太陽光発電施設を導入することに関しましては、設置場所や設置に必要な財源の確保、さらには、将来的な施設の更新をどのように行うのかなどの課題があり、これらの課題を含めました総合的な検討が必要であると認識をしております。このため、現在策定しております公共施設等総合管理計画の中で、町有施設における太陽光発電施設の設置につきましても十分に検討してまいります。

次に、四つ目の御質問の2点目、浄化センターの余剰ガスを町民憩の家ボイラーに使用できないかにつきましてお答えをします。

先ほど申し上げましたとおり、地球温暖化対策につきましては、本町におきましても取り組まなければならない重要な課題であると認識をしております。地球温暖化とは、議員御指摘のとおり、人間の活動により二酸化炭素などの大量の温室効果ガスが大気中に放出されることで地球の気温が上昇し、自然界のバランスが崩れることと言われております。

この地球温暖化対策としまして、町浄化センターでは、下水処理の過程で集約した汚泥を処理分解する際に発生しますメタンと二酸化炭素を含む消化ガスの一部を、汚泥処理分解のための温水器の運転に再利用しております。また、温水器の運転に再利用しても余剰分が発生するため、平成29年度に、余ったガスの再利用を実証する国土交通省の下水道革新的技術実証事業に参加をいたしました。この実証事業は、本町や山鹿市、大津町などの下水処理場で発生しました余剰バイオガスを運搬・集約し、民間事業者などが開発した精製装置によりましてメタンガスの純度を高めた後に、吸着剤入りの吸蔵容器にガスを貯蔵し、そのガスを利用することで発電を可能とするもので、本町では令和3年度まで事業に参加し、余剰ガスを供給しておりました。現在、その実証事業は終了しておりますが、令和6年度からは、余剰ガスにつきまして、資源エネルギー庁の再生可能エネルギー発電事業を行うガス発電事業者と協定を結び、事業者に余剰ガスを売却する事業を開始することとしております。

議員御質問の、余剰ガスを町民憩の家のボイラーに使用することにつきましては、令和6年度から予定している余剰ガスの売却と比較し、ガスの取り出し、貯蔵、運搬などに係る経費とともに、町民憩の家での使用に際して専用装置が必要となりますことなどから、多額の費用を要することが見込まれます。このため、町民憩の家での余剰ガスの使用につきましては現在のところ考えておらず、予定どおりガス発電事業者への売却を行うこととしております。

今後も町では、他自治体の取組などを参考にしながら、浄化センターにおけるさらなる温室効果ガス排出削減を目指した検討を進めてまいります。以上でございます。

○議長（中川公則君） 坂井議員。

○1番（坂井金次郎君） 御回答ありがとうございます。

憩の家に使えないのは少し残念な気がいたしますが、御回答のとおり仕方がないことかなと思っております。

御回答の1の温暖化対策の、施設改修時の熱回収などの温暖化対策はどうかされているのかの御回答について、2回目の質問でございます。

益城町ホームページを見ますと、第4次益城町地球温暖化対策実行計画ということで、目標年度を令和9年度に定めて、温室効果ガスの排出量を令和3年度基準で5%削減としております。その目標のためによろしく取り組むべき、これはその中の第5章の1から5、ちょっと時間がないので読みませんが、取り組むべきものがずっと並んでいます。ただ、それは一般的に、これをやったなら減るよということであって、これを評価、それをやっただのくらい効果があったのか、効果がなかったらどういうふうになり変えればいいのかということの基準、このものを

行えばこれだけパーセントが減るはずだ、で、このようなものを買ったがそれでは減らなかった、では、一番初めのこのもの、これをやることに対して、それをフィードバックしてやり方を変えろという作業が必要かと思いますが、羅列だけではちょっと心もとないような気がいたします。それに関して、羅列というよりも、昔はPDCAサイクルと言っておりましたか、要するに、やったことのチェックからプランに変える、行動の指針でそれを可能にするような指針というものがないか、それについてお伺いしたいと思います。よろしくお願ひします。

○議長（中川公則君） 西村町長。

○町長（西村博則君） 1番坂井議員の四つ目の御質問の2回目、第4次益城町地球温暖化対策実行計画に具体的なもくろみ、そして指針となる基準が必要でないのか、あるのか、についてお答えをします。

第4次益城町地球温暖化対策実行計画では、本町の事務事業に関し、目標年度である令和9年度までに温室効果ガスの排出量を令和3年度から5%削減することを目標としており、その目標に沿って温室効果ガスを発生する主な燃料の使用量をそれぞれ削減することとして、その数値を示しております。

また、計画におきましては、目標達成のために実施すべき取組につきましても具体的に示しており、これに沿って1回目の答弁で申し上げました、町有施設の建設、改修時における断熱、熱回収、緑地化や、省エネ性能の高い機器や設備の導入などをはじめとした、温室効果ガスの排出削減のための取組を行っているところです。引き続き、目標達成に向け、毎年度の実績に基づく点検・評価を行い、実効性を高めながら、しっかりと取り組んでまいります。以上でございます。

○議長（中川公則君） 坂井委員。

○1番（坂井金次郎君） ありがとうございます。

もう時間がないのでこれ以上はできませんが、一応、町長の御答弁はPDCAのサイクルを回せるということで受け止めておきます。いろいろ申しましたが、これは皆さんの町政に対する期待の表れだと思っていただけたら幸いです。

以上をもちまして、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございます。

○議長（中川公則君） 坂井金次郎議員の質問が終わりました。

ここで暫時休憩いたします。11時5分に再開いたします。

休憩 午前10時55分

再開 午前11時06分

○議長（中川公則君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、甲斐康之議員の質問を許します。

9番甲斐康之議員。

○9番（甲斐康之君） 皆さん、おはようございます。傍聴にお越しの皆さん、おはようございます。9番、日本共産党の甲斐康之です。

9月になり、朝夕涼しくなり秋の気配も感じるようになりましたが、日中は相変わらず暑い日が続いています。体調に気をつけて過ごしたいと考えています。

今回もこりずに政府の政策批判を行います。

来月導入が予定されているインボイス問題、来年秋に予定されている健康保険証廃止、これらにより小規模事業者、国民の不安は増大しています。インボイス制度で負担を強いられる小規模事業者やフリーランスの方々は廃業の可能性があるなど、不安が強まっています。インボイス制度はコロナ禍や物価高が襲う前の2016年に決められた制度であります。昨今の物価高などに苦しめられている事業者が増えているにもかかわらず、導入を強行すべきではありません。

次に、健康保険証の廃止も許せません。マイナンバーカードの取得は、もともと任意であります。政府はマイナンバーカードとひもづけして健康保険証を廃止しようと、半ば強制的に進めています。誤登録などの相次ぐトラブルに国民の怒りが巻き起こっています。今の健康保険証は、切替え時期になると自動的に送られてきます。しかし、マイナンバーカードは5年ごとに申請しなければいけません。今、手続きができて、5年後に認知症になって手続きができるとは限りません。保険料を納めていても無保険扱いになります。とんでもない話であります。

健康保険証の廃止は国民皆保険制度を壊してしまいます。政府は健康保険証の代わりになる資格証明書を交付することを検討するとも言っています。だったら健康保険証は残せばいい話であります。

昨今の全世界的異常気象により水害や山火事等が頻繁に起こり、多くの犠牲者が出ております。ここ益城町でも豪雨などにより災害が起きています。

それでは今回の質問は、1点目、災害時の避難所に指定されている公立学校等は防災機能が整備されているか。2点目、木山川の氾濫が近年度々起こっており、水田等に被害を及ぼしている。原因と対策について町の見解は。3点目、小中学校の部活動における熱中症対策について。4番目、自治体が自衛隊の要請に対し、個人情報提供、住基情報を行っていることについて。以上の4点について行います。

それでは、質問席に移ります。

それでは、1問目の質問をしたいと思います。

災害時の避難所に指定されている公立学校等の防災機能、例えば、マンホールトイレ、携帯トイレ、非常用発電機などが整備されているかについて伺います。

7月13日の地元紙の報道によれば、文部科学省は災害時の避難所に指定されている公立学校の防災機能に関する調査結果を7月12日に公表しています。それによれば、昨年、2022年12月時点で、停電時の電力確保のため非常用発電機や太陽光発電を備えている学校は73.2%、マンホールトイレや携帯トイレなど断水時に使用可能なトイレがあるのは73.6%となっている。前回調査は2019年4月に行われましたが、それぞれ非常用発電機が12.3ポイント、断水時使用のトイレが15.3ポイント増えたとあります。文部科学省は、災害対策型のトイレや自家発電設備の導入費用を補助する制度を設けており、自治体に整備を促しているようであります。

熊本県は、停電時の電力確保が55.4%、断水時も使えるトイレが57.6%で、いずれも全国平均

を下回っていると報道されています。防災機能では、備蓄倉庫など非常用物資の備蓄体制がある学校は82.0%、熊本は70.7%。耐震性の貯水槽やペットボトル備蓄で飲料水を確保しているのは80.8%、熊本は77.6%であります。災害時の通信手段確保は82%、熊本は64.4%、炊き出しなどに使えるガス設備は73.3%、熊本は72.9%、このように報道されました。

町の今年度の益城町地域防災計画の避難収容計画の項を見ますと、避難所の環境整備等によると、指定避難所となる施設について、避難所を円滑に運営するための備品等、非常用電源、防災行政無線、衛星携帯電話等の整備や必要に応じて指定避難所の電力の容量の拡大に努めると記載されています。

また、パーティションや段ボールベット、仮設トイレ、感染症対策に必要な物資の備蓄に努めるものとする。備品等の調達に当たっては、要配慮者、女性、子どもにも配慮するものとする。また、必要に応じ、井戸、空調設備、照明、洋式トイレ及びマンホールトイレと、避難生活の環境を良好に保つための設備の整備に努めるものとする。

さらに、停電時においても、施設設備の機能が確保されるよう、再生可能エネルギーの活用を含めた非常用発電設備等の整備に努めるものとする。加えて、食料、毛布等、避難生活に必要な物資や、感染症対策に必要な物資の備蓄に努めるものとする。備蓄品の調達に当たっては、食物アレルギー等に配慮した食料の確保に努めるものとする。このように計画をされています。

益城町は、熊本地震を経験し、復旧復興並びに避難公園や防災倉庫の整備が進められています。避難所のマンホールトイレや防災倉庫などの整備がなされています。

文部科学省の指定避難所の防災機能の調査では、熊本県は全国平均に比べ下回っているとなっています。町の指定避難所の防災機能について、防災計画どおりに着実に整備されているのか、伺います。1問目、1回目です。

○議長（中川公則君） 西村町長。

○町長（西村博則君） 9番甲斐議員の一つ目の御質問、災害時に避難所に指定されている公立学校などに、マンホールトイレ、携帯トイレ、非常用発電機などの防災機能が整備されているのかにつきましてお答えをします。

町では、地域防災計画を毎年改定し、第2章災害予防計画、第16節避難収容計画の中で、指定避難所の備品や消耗品、通信機能などの環境整備に加えまして、食物アレルギーを考慮しました食料の確保につきましても規定をしております。あわせまして、第22節備蓄計画におきまして、災害時に必要となる物資を指定避難所などに設置する防災倉庫に備蓄することとしております。

議員御質問の小中学校におけるマンホールトイレ、携帯トイレ、非常用発電機などの防災機能についてですが、まず、マンホールトイレにつきましては、今年度に設置を予定しております中学校を除き既に設置が完了しており、簡易テント型の建屋につきましても、車椅子対応型を含めて配備をしております。また、組立て式の洋式便座なども配備しております。

次に、携帯トイレと非常用発電機などについてですが、今年度設置予定の益城中学校を除き、既に設置しております防災倉庫の収納物品として、携帯トイレを500個、カセットガス式の発電機を1台、LED照明を1台、それぞれ収納をしております。

次に、食料などについてですが、アレルギー物質27品目をカットしましたノンアレルギー御飯を150食、通常のアルファ米を350食、防災倉庫に備蓄しており、合わせまして、乾パンや粉ミルクも備蓄をしております。また、防災倉庫には、段ボールベッドや毛布などに加えまして、感染症予防のための消毒液などの衛生用品や嘔吐物処理キットなど、避難生活に必要な物資等約70品目を備蓄しております。

さらに、災害時における通信機能の維持を図りますため、NTT西日本株式会社の協力を得まして、各小学校の体育館に、災害時でも優先的に電話回線が使用することができる災害時優先電話回線を、本年8月、夏休み期間中に設置を完了しております。

以上のとおり、指定避難所における防災機能につきましては、地域防災計画に基づき着実に整備を進めており、今後も引き続き地域の防災力向上に努めてまいります。以上でございます。

○議長（中川公則君） 甲斐議員。

○9番（甲斐康之君） ただいまの答弁では、防災計画を毎年改定する、指定避難所の備品の整備、食料品の確保などを規定し、防災倉庫に備蓄していると。マンホールトイレは、今年度設置予定の益城中学校を除き、設置は完了している。携帯トイレ、カセットガス式発電機も設置している。ノンアレルギー御飯やアルファ米なども備蓄している。このような答弁であります。災害時の通信機能の維持を図るため、各小中学校体育館に災害時優先電話回線を今年の8月、夏休み期間中に設備完了した。地域防災計画に基づき整備は着実に進んでいると考えている。このような答弁でした。

益城町は、地震を経験し、復旧復興とともに指定避難所の防災機能の整備は県内でも進んでいるというふう実感しました。引き続き、必要に応じて改定していくとの計画であります。さらに、夏場の避難所において、熱中症対策にも取り組んでいかれることを求めて、次の質問に移ります。ありがとうございました。

2問目の質問に移ります。

木山川の氾濫が近年度々起こっております。水田等に被害を及ぼしている原因と対策について、町の見解はどうかについて伺います。この質問は、同僚議員から同様の質問がありましたが、よろしく御回答をお願いしたいと思います。

近年、地震直後の2016年6月の豪雨、3年後の2019年6月の豪雨により、木山川の五楽橋付近で越水により堤防が崩壊し、水田に流石や流木、川砂が流入し、田植直後の水田に被害を及ぼしました。さらに、今年の7月3日の線状降水帯発生により新木山橋付近が氾濫し、流木や川砂が田植直後の水田に流入し、大きな被害をもたらしています。

農業者や住民の方たちから、木山川の治水対策はどうなっているのか、今後、豪雨に耐えられる堤防の整備を急ぐべきではないか、このような声が届いていることから、今回の質問として取り上げた次第であります。町としても対策は講じていると思われませんが、こう度々同様の災害が起きると、農業者の方は安心して営農できないのではないのでしょうか。

町の今年度の地域防災計画によると、水害、土砂災害予防計画では、災害危険箇所の把握として留意点が書かれています。防災関係施設の堤防などの整備により危険箇所の指定から外されて

いる場合においても、異常な自然現象や当該施設が破損すれば甚大な被害が発生するおそれのある箇所については、当該箇所を把握しておくものとする。さらに町は、豪雨、洪水、土砂災害等に対するリスクの評価について検討する。特に、豪雨や洪水のリスク評価に関しては、浸水状況や溢水頻度を踏まえて検討するよう努める。防災・減災目標を設定するよう努めるとあります。

また、内水氾濫対策としては、熊本地震の影響で地盤沈下が認められた地域について、内水氾濫のリスクが大きくなっている箇所については、集中豪雨による浸水被害軽減に向けて排水路や排水ポンプ場の整備を進めるものとなっております。安永や福富の雨水ポンプ場の整備が行われたことで、取扱いを熟知し稼働させれば、内水氾濫のリスクは少なくなるものと認識します。

参考資料として、重要水防箇所の河川の部の木山川左右岸の田原から嘉島町井寺までの右岸7.7キロメートル、左岸8キロメートルの位置まで堤防高が不足、のり崩れが危険状況とされています。また、小谷からの木山川左右岸800メートルについても、堤防高不足が危険状況とされています。ほかに、赤井川、岩戸川、秋津川がそれぞれ堤防高不足が危険状況となっています。

また、ランクづけにおいて、岩戸川と秋津川はAランクとなっています。木山川と赤井川はBランクとなっています。このランクづけはどのようなものでしょうか。ランクづけが整備の優先順位であるならば、木山川もAランクとして早急に整備すべきではないかと考えます。

そこで、町の地域防災計画は被害リスクの軽減に向け整備計画が示されていますが、木山川の氾濫の原因は何であると考えていますか。さらに、治水対策を早急に整備する必要があると思われれますが、どのように考えていますか。

以上、1回目の質問です。

○議長（中川公則君） 西村町長。

○町長（西村博則君） 9番甲斐議員の二つ目の御質問、木山川の氾濫が近年度々起こっており、水田等に被害を及ぼしている原因と対策について町の見解はどうかにつきましてお答えをします。

まず、原因についてお答えをします。

木山川は緑川水系の支川で、西原村に源流があり、熊本市で加勢川に合流する、熊本県管理の一級河川です。本町では、益城町が合併により誕生しました昭和の時代から度々氾濫するなど、抜本的な河川改修が必要とされてきました。これに加えまして近年は、議員の御質問にもあり、本年7月には、益城町で時間雨量80ミリメートル、俵山で累計雨量1,035ミリメートル、吉無田高原で749ミリメートルなど、これまでに経験したことがないような豪雨となり、被害が甚大化しますとともに、その頻度も増大していると感じております。これは、地球温暖化などにより風水害のリスクが全国的に増大しているからであり、木山川の河川改修の必要性は一段と高まっていると認識をしております。

次に、対策についてお答えをします。

治水対策の早急な整備の必要性についての議員の御意見につきましては、私も全く同じ思いです。しかし、木山川で治水対策を進めるためには、先ほども申し上げましたとおり、河川法による法定計画である河川整備計画が必要になるとともに、下流から改修を進めていく必要があります。

す。これは、上流から改修を進めては、上流であふれなくなった水が下流であふれて、新たな洪水被害が発生してしまうからであり、河川改修の下流原則と言われるものです。

緑川水系では、現在、水系の下流域に当たる加勢川におきまして、河川管理者である国により河川改修が進められているところです。本町を流れる木山川は加勢川の上流にあるため、河川改修を進めるためには、河川改修の下流原則に沿いまして、加勢川の河川改修を進めた上で、河川整備計画を河川管理者である県に策定していただく必要があると認識をしております。このため、一日も早い加勢川の改修につきまして、機会を捉えて国に対して強く要望するとともに、河川管理者や流域の関係機関などで構成します白川・緑川水系流域治水協議会におきまして、木山川に関しましても、上流域における洪水被害軽減のため、河川整備計画策定に向けた検討を進めていただきたいと訴えているところです。

これらのことを踏まえると、木山川の改修そのものに着手するには少なからず時間を要することが見込まれますが、その間、町では対策を何も行わないのではなく、白川・緑川水系流域治水協議会において策定しました流域治水プロジェクトに位置づけられている排水ポンプの整備や防災体制の強化などの本町が行うべき対策につきまして着実に進めてまいります。

なお、議員御質問の重要水防区間のランクにつきましては、必ずしも河川整備の優先度ではなく、水防上の重要度を表すものであり、熊本県の水防計画書によれば、Aランクが水防上最も重要な区間で、背後地に家屋密集地、あるいは主要な公共施設があり、甚大な被害が予想される区域、Bランクが水防上重要な区間で、背後地に家屋あるいは公共施設があり、被害が予想される区域とされております。以上でございます。

○議長（中川公則君） 甲斐議員。

○9番（甲斐康之君） 今、答弁がありました。

木山川氾濫の原因については、加勢川に合流する県管理の一級河川で、昭和時代から度々氾濫している。7月3日は町において1時間80ミリメートルの雨量が観測され、風水害のリスクは増大をしている。抜本的な治水対策としての河川改修が必要と認識している。しかし、河川法による河川整備計画では、下流から改修する河川改修の下流原則というものがある。現在、下流域の加勢川改修が管理者である国によって進められている。白川・緑川流域治水協議会において、木山川上流域の治水被害軽減のため、河川整備計画策定に向けた検討を進めていただくことを国に強く要望している。このようなことでありました。

また、重要水防区間のランクについては、Aランクが水防上最も重要な区域で、背後地に家屋密集地、あるいは主要な公共施設があり、甚大な被害が予想される区域と。Bランクについては水防上重要な区間とされているところで、家屋や公共施設はあるが密集しておらず、被害が予想される区域とのことであります。AとBのランクの違いは、「最も」ということと「甚大な」、この語句の違いであります。このような答弁であったと受け取ります。

それでは、お伺いします。

河川整備は下流からが原則ということは分かります。下流の加勢川整備はいつまでかかるのか。堤防高不足の木山川の整備はいつ取り組めるのか。

今の気象状況で、線状降水帯の発生等で、予想を上回る豪雨が続いています。現状では、木山川が氾濫することで、水田は大丈夫かなと毎年気かけなければならない農業者の方たちは、安心して営農できません。

今回の越水での水田被害額は22億7,000万円と報告を受けました。水防協議会や県や国に要望を行っているとの答弁でした。早急に治水対策が実現できるように、さらに要望を求め続けていただきたいと強く要望します。

ランクの件では、Aとなっている岩戸川については、堤防の整備ができています。しかし、東側の民家に浸水被害が出ました。秋津川では住宅密集地側は地震後の堤防整備ができましたが、秋津川の北側の住宅側の堤防高が南側の堤防の高さより低い状況となっています。私は近所に住んでいますから、私の家の前に板橋があり、南北に階段ができています。3日の増水時には、あと20センチメートルで住宅地側は越水しそうでしたが、対岸の階段は1メートルほど余裕がありました。地元の人たちは、対岸よりも住宅地側の堤防を高くして冠水の不安をなくしてほしい、このような声であります。堤防整備の在り方にも見直しが必要ではないでしょうか。

木山川の治水対策については対策を講じる計画がされているようですが、これ以上水田被害が起きないよう早急な対策を求めるものであります。町の見解を伺います。

○議長（中川公則君） 西村町長。

○町長（西村博則君） 9番甲斐議員の二つ目の御質問の2回目、加勢川の整備はいつまでかかるのか、木山川の改修にいつ取り組めるのか、整備の在り方も含め早急な対策ができるよう求める、町の見解についてについてお答えをします。

緑川水系では現在、水系の下流域に当たる加勢川におきまして、河川管理者である国により平成25年に策定されました河川整備計画に基づいて、堤防整備や河道掘削などの河川改修が進められているところです。この河川整備計画の対象期間はおおむね30年とされておりますが、昨今の水害の発生状況に鑑みれば、一日も早く改修を進めていただく必要があります。併せて、加勢川の上流域に当たる本町を流れる木山川と秋津川におきまして、河川改修を進めるために必要な河川整備計画につきましても、加勢川の改修が進展してから策定に着手するのではなく、現状でできる検討については早急に着手していただくことが必要と考えております。

このため、これまでも繰り返し国に対しまして加勢川の改修促進を強く要望するとともに、白川・緑川水系流域治水協議会におきましても、上流域における洪水被害軽減のため、河川整備計画策定に向けた検討を進めていただきたいと訴えているところです。

なお、河川は治水や利水におきまして、流域の生活や社会活動に深い関係があります。例えば、江戸時代など古くから人により手が加えられており、様々な形態の河川が今もって存在をしております。これに対して現在は、河川改修の下流原則や、流域に必要な安全性の確保などを、法定計画である河川整備計画を定めて行うこととなっておりますので、秋津川や木山川におきましても、その計画に基づき整備が進められるものと認識をしております。

なお、本町におきましては、先ほど申し上げましたように、国と県に対する要望を引き続き強く行うとともに、緑川水系流域治水プロジェクトに位置づけられた内水排除などの対策を適切に

進めてまいります。併せまして、秋津川と木山川におきまして、洪水を下流に流す本来の河川断面を阻害しております堆積土砂の撤去を河川管理者である県に要望してまいります。

また、秋津川堤防高についてですが、議員御指摘のように秋津川の堤防高が左右岸で異なっている箇所があります。これは、古くからの河川への取り込みにより形成されたもので、現状ではこの部分のみのかさ上げを行うことはできません。それは、改修の下流原則と同様に、あふれなくなった水が下流であふれると人災とみなされるからです。

なお、熊本地震の際の堤防の復旧に当たりましては、川幅を広げないことはもとより、地震前の標高へ戻す、いわゆる原形復旧の原則に基づいた復旧が行われております。以上でございます。

○議長（中川公則君） 甲斐議員。

○9番（甲斐康之君） 答弁では加勢川の河川整備計画は、おおむね30年である。木山川、秋津川の河川整備計画も、至急、検討に着手することが必要である。これらの計画の策定を町は国と県に要望を強めていく。さらに、両河川の堆積土砂等の撤去も県に要望していく。このような答弁でございました。

秋津川沿いの北側はもともとは水田、畑が多い農地であったというふうに聞いております。その時代の堤防高だったのではないかと。現在は住宅が密集しています。加え、地震により地盤が1メートル以上沈下している地域であります。地震後、新たに堤防を整備しましたが、堤防の高さは40センチメートルであります。沈下高に比べ低いと思います。地震前の状態に復旧したとのことですが、秋津川がAランクでありますので、水防上最も重要な区間でありまして、家屋密集地であり甚大な被害が予想される区域でもあります。南側の堤防より高くするなど見直しが必要であると強く申し入れまして、この質問を終わらせていただきます。

次に、3問目を質問します。3問目では小中学校の部活動における熱中症対策について伺います。

最近の異常気象によって熱中症で体調を崩し、死亡するケースが起きています。現在、小中学校の部活動において熱中症対策を講じていると思われませんが、熱中症で体調を崩した事例は起きていないか、小中学校において熱中症対策のガイドラインとなるマニュアルは作成されているか、などについて伺います。

学校における熱中症の事故事例調査によると、事故報告書で指摘された課題や提言、並びに判例で過失を問われた学校管理上の課題や、現場における熱中症対策に関する課題が整理されています。指導者の熱中症予防への配慮のポイントでは、1、練習場所や時間の選択、2、練習開始前の体調への配慮、3、練習開始後の体調不良の把握、4、体調不良を把握した後に取るべき措置など、熱中症対策ガイドライン作成の手引に盛り込む必要性が挙げられています。

事故事例からの教訓としては、1、35度以上の環境下では運動は原則中止、2、炎天下のランニングは要注意、3、直射日光の当たらない室内でも熱中症は起こる、4、下校後に急変することもある、5、徐々に運動に慣らしていく、6、10月に行われる学校行事は油断禁物、このようなことが挙げられていました。

事故調査委員会の提言として、体全体をすばやく冷却できるものを準備すること。給水のタイ

ミングを適切に判断し、全教員に熱中症についての研修を義務化する。危機管理マニュアルを作成して、全ての小中学校で遵守し運用する体制を確立するなどが挙げられています。

令和5年5月30日に熱中症対策実行計画が閣議決定されました。これによると、管理者がいる学校現場における熱中症対策として、判断の参考となるよう学校における熱中症対策ガイドラインの作成の手引を策定し適宜改定すること。学校における対策の実施状況を把握する手引に基づいて、学校保健に従事する教育関係者に周知するとともに、教職員への熱中症に関する対応研修を実施する。さらに、熱中症の予防方法や発症した場合の応急措置についてまとめたパンフレット、ポスターなどで普及を図る。学校現場以外においても児童が予防行動を行うことができるよう、周知の徹底を図る。小中学校等の施設において、教室、体育館等へのエアコン設置を支援する。このように記載されています。

これらを踏まえ、小中学校において、令和4年度、5年度において、熱中症で体調を崩した事例はないか。現在、熱中症対策にどう取り組んでいるか。熱中症対策マニュアルは作成され、運用されているか。これについてお伺いします。よろしくお願ひします。

○議長（中川公則君） 酒井教育長。

○教育長（酒井博範君） 9番甲斐議員の三つ目の御質問、町の小中学校において、令和4年度、5年度において、熱中症で体調を崩した事例はあるかということについてお答えいたします。

まず、小学校の部活動は令和元年度から社会体育に移行しておりまして、現在、子どもたちはスポーツ少年団員として各登録団体に所属し、スポーツに励んでおります。これまでスポーツ少年団においては、熱中症で体調を崩し、救急車で運ばれて入院する事例等は把握しておりません。

次に、中学校の部活動では益城中において、令和4年度に救急車で搬送された事例が3回ございました。令和5年度は現時点では救急搬送はございませんが、軽い熱中症の症状により木陰で休息させ、養護教諭等の処置で回復したケースが数件あったことを把握しております。木山中学校におきましては、令和4年度の事案はなく、令和5年度も現時点では発生しておりません。

次に、熱中症対策にどう取り組んでいるか、熱中症対策マニュアルは作成され、運用されているのかについてお答えします。

議員御指摘のとおり、熱中症が疑われる場合は、放置すれば死に至る場合があることを認識し、迅速かつ適切に応急措置を講じるために、学校における緊急時の体制を確立する必要があります。

まず、スポーツ少年団に関しましては、町を通じて登録されている県スポーツ協会から各登録団体の代表者へ、7月21日付で熱中症対策に関する注意喚起がなされております。各少年団では、この注意喚起に沿って活動を行っていただいているところです。

また、中学校に関しましては、文部科学省で作成されました、学校における熱中症対策ガイドラインに沿って、暑さ指数を部活動の実施の目安としております。具体的には、各部活動において暑さ指数が4段階に分けられておりまして、運動の原則中止の段階、激しい運動の中止、積極的に休息を要する、積極的に水分補給を要するの4段階に、明確な措置を行う体制がとられております。

なお、夏休み明けは生徒によっては、汗を欠くことにより体温調節がうまくできない場合や体

力が落ちている場合もあり、暑さ指数だけではなくて、生徒の状態を確実に見極めながらより慎重に部活動を実施するようお願いしているところです。

教育委員会としましては、今後も熱中症発生時の教職員の役割分担を定め、緊急時に連絡する消防署、医療機関などの所在地及び電話番号等を掲示し、心肺蘇生及びAEDの使用による救急措置や応急手当等に関する講習を行うなど、緊急時の対応が確実にできるよう、各学校及びスポーツ少年団への指導を徹底してまいりたいと思います。以上でございます。

○議長（中川公則君） 甲斐議員。

○9番（甲斐康之君） ただいまの答弁では、小学校では部活動は社会体育に移行しており、スポーツ少年団員として外部指導者の下、スポーツに励んでおり、熱中症の事例は把握はしていない。小学校スポーツ少年団については、県スポーツ少年団から代表者へ、7月21日付で対策について注意喚起がなされている。

中学校では、令和4年度に救急車で搬送された事案が3件、令和5年度は現時点で緊急搬送はなかった、特に大事に至った事例はなかったということですね。

熱中症対策ガイドラインに沿って4段階に分けて体制がとられている、このような答弁でありました。

9月に入りまして朝夕の暑さは和らいでいるようですが、日中はまだ暑い日が続いています。屋内でも熱中症は起こります。今後、屋内での行事も多くなるかと思われます。油断は禁物です。しっかりガイドラインに沿って引き続き対策を講じて、部活動や学校行事中に熱中症が起こらないことを願って、この質問を終わります。

次に4問目の質問に移ります。

自治体が自衛隊員の募集のために、自衛隊の要請に応じて個人情報である住民基本台帳情報の提供を行っていることについて、町の見解を問います。

防衛省は、自衛隊員の募集に関して必要な資料だとして、募集対象者の住民基本台帳情報4項目の氏名、生年月日、性別、住所を、従来の台帳閲覧による対応から、紙または電子媒体で自衛隊に提供するよう求めています。提供する自治体が全国で増加していますが、まだ4割の自治体が応じていません。また、自衛隊に住民基本台帳情報の提供を希望しない住民に対して除外申請ができることを住民に周知しているかについて伺います。

2020年度に、自衛官募集のために若者の個人情報を記載した名簿を自衛隊に提供した自治体が全国1,747自治体中1,068自治体となり、全自治体の6割を超えたと報道がありました。住民基本台帳法は、個人情報保護に留意して、記載の情報を原則非公開としています。しかし、自治体によっては、住民の個人情報が住民基本台帳に記載されている個人情報、氏名、生年月日、性別、住所を紙や電子媒体の名簿で提供しています。

自衛隊は、自衛官の勧誘チラシの郵送が目的で、高校を卒業する18歳、大学を卒業する22歳が対象となっています。本人の同意なく個人情報を提供するのは憲法が定める基本的人権を無視している、このような専門家の指摘もあります。

岸田内閣が、国家安全保障戦略など安保3文書に基づき、反撃能力、敵基地攻撃能力、反撃能

力保有や、防衛費、軍事費の倍増などを進める中、国による軍事優先の度合いは戦後最も高い段階にあると言えます。自衛隊の任務拡大のもとで軍事行動が起きた場合、前方展開部隊として危険を顧みず身をもって責務の完遂を求められ、最前線の戦場に行かされるのは自衛隊員です。将来にわたっては、少子化等により自衛隊の募集対象者人口の減少が予想されています。名簿を提供させている背景には、自衛官採用が困難になっている実態があると見られます。

今まで自治体は、自衛隊への適齢者名簿の提供をめぐる、災害派遣での貢献などを理由に依頼に応じる場合が多々ありましたが、安保関連法や安保3文書などで自衛隊員の任務拡大を踏まえ、自治体を戦場への窓口にさせないためにも、慎重な判断が求められると言えるのではないのでしょうか。

従来、住民基本台帳法に基づいて閲覧という形で対応してきた自治体も、本人への周知もなく個人情報自衛隊に提供している自治体も増えています。私は、本人の同意なしに名簿を提供することには反対であります。提供に当たっては、住民への周知と本人の同意が必要と考えています。

そこで、益城町は、自衛隊への名簿提供は、閲覧から、いつどのような提供、紙か電子媒体か、を行っているのか。本人の同意なしに、個人の住民基本台帳を名簿として自衛隊に提供することは、基本的人権の侵害であると考えます。名簿提出を希望しない住民や本人に対し、除外申請ができるということの周知を行う必要があると考えます。除外申請についてどのような方法で周知していくのか、伺います。

1点目です。

○議長（中川公則君） 西村町長。

○町長（西村博則君） 9番甲斐議員の四つ目の御質問、自治体が自衛隊の要請に対し個人情報の提供を行っていることについての見解につきましてお答えをします。

国または地方公共団体機関の請求による住民基本台帳の一部の写しの閲覧につきましては、住民基本台帳法第11条に基づき、法令で定める事務の遂行のために必要である場合には請求に応じているところです。

議員御質問の自衛官募集を理由とする自衛隊からの住民基本台帳の一部の写しの資料提供依頼につきましては、自衛官募集事務におきまして自衛隊法第97条により市町村の法定受託事務と定められており、自衛隊法施行令第120条におきましても、防衛大臣は自衛官または自衛官候補生の募集に関し必要があると認めるときは、都道府県知事または市町村長に対し必要な報告または資料の提出を求めることができると規定をされているところです。また、住民基本台帳法を所管する総務省と防衛省との間でも、自衛隊法に基づく情報提供を行った場合に、住民基本台帳法との関係において問題となることはないことが確認をされております。なお、改正個人情報保護法第69条第1項では、法令に基づく場合を除き個人情報の提供を制限しています。

以上のことから、本件につきましては法令に基づく適正な情報の提供であり、また、提供につきまして本人の同意は必要とされていないことから、本町としまして要請に応じることは適切であると考えております。

次に、自衛隊への名簿提供はいつからどのような提供を行っているのかにつきましてお答えをします。

自衛隊へは紙媒体により提供しているところです。閲覧から紙媒体で提供するようになりました時期につきましては、閲覧に関する簿冊の保存年限が経過しているため正確な時期は不明ですが、当時の職員の記憶をたどれば、平成28年度または平成24年度から紙媒体で提供するようになったのではないかと推測をされます。

最後に、自衛隊への住基台帳情報提供を希望されない方を対象とする除外申請の受付につきましては、これまで住民の皆様からの要望が出ていないことから現在は受け付けを行っておりませんが、今後、他市町村の動向も踏まえながら、本町における除外申請の認知の在り方につきまして検討させていただきたいと思えます。

なお、個人情報の提供に当たりましては、適切な保管はもとより、募集目的以外の利用の禁止、不要となった情報の適切な廃棄などにつきまして、自衛隊に誓約をいただいていることを申し添えます。以上でございます。

○議長（中川公則君） 甲斐議員。

○9番（甲斐康之君） ただいまの答弁では、自衛隊募集事務において、自衛隊法97条第1項ですが、法定受託事務と定められているほか、防衛大臣が募集に関し必要があると認めるときは市町村長に資料の提供を求めることができる、このようになっているんだと。

個人情報保護法は法令に基づく場合を除き個人情報の提供を制限している。しかし、自衛隊への情報の提供は法令に基づくものであり、本人の同意は必要ないとされている。要請に応じることは適切であると考えている。

閲覧から紙媒体で渡すようになった時期は、保存年限が経過しているので正確な時期は不明であるが、平成23年から24年頃から紙媒体で提供しているようだとも推測する。

除外申請については、住民から要望が出ていないことから申請の受付は行っていない。しかし、除外申請の周知については、他市町村の動向を見ながら、その周知の在り方について検討を行う。

なお、自衛隊からは、提供を受けた個人情報は、保管や廃棄及び募集目的以外には使用しない旨の誓約もある。

このような答弁であったと思えます。

それでは、次の質問に移ります。

自衛隊の募集は、少子化に加え、安保関連法の成立以降、任務の危険度が格段に高まったことなどが影響し、現場部隊の最前線で活動する階級が下位の自衛官の採用環境が厳しさを増していると見られます。最直近の応募者は2009年度以降最低となる4割強にとどまる見込みとも言われています。

町は、自衛隊法97条による、自衛隊は個人情報を提供させることが本人の同意なしにできるという判断ですけれども、自治体が自衛隊の要請に応じる義務がないことは政府もこれまで明言をしています。このことから今でも全国4割の自治体が名簿を提供せず、閲覧、書き写すにとどめています。

重要な個人情報である住民基本台帳情報4項目を本人の同意なしに提供するのは、基本的人権を無視していると言わざるを得ません。自治体が名簿を提供することで自衛隊募集の一端を担うことには慎重でなければならないと考えます。

1回目でも話しましたが、岸田首相が進めている安保3文書に基づく反撃能力、敵基地攻撃能力保有などで自衛隊員の任務の危険性がより高まり、入隊者が減少していると。軍事力の中核となる隊員の募集を強化しているものであります。提供を受けた名簿で、自衛隊の広報官が戸別訪問で行き過ぎた勧誘をしているところもあるようです。

町は、名簿の提供を希望しない住民への周知は、要望が出ていないとのことで受け付けはしていないとの答弁でしたが、住民の方たちは、名簿を提供していることや除外申請ができることについて知らない方が多いのではないのでしょうか。

町は、基本的人権を尊重して……。住民基本台帳情報4項目の自衛隊への提供を望まない住民の方もいると思われまます。町は、名簿を提供していること、除外申請ができることをしっかり周知するべきであります。該当者や家族の方が考える機会を十分持つ必要があると考えます。

2回目の質問です。

○議長（中川公則君） 西村町長。

○町長（西村博則君） まず、先ほど、紙媒体で提供するようになった時期を平成28年または平成24年と申しましたが、平成23年または平成24年ですので、修正のほうをよろしく願っておきます。

9番甲斐議員の四つ目の御質問の2回目、町は住民基本台帳情報4項目を自衛隊に提供していること、また、その情報を住民が望めば除外申請ができることを周知するべきにつきましてお答えします。

自衛隊への住民基本台帳情報4項目の提供につきましては法令などにに基づき実施しており、また、住基法第17条第3項の規定により、年1回閲覧の状況について公告を行い、公表を行っております。しかし、議員御指摘のとおり自衛隊への住民基本台帳情報の提供について御存じない住民の方がおられることも考えられますので、今後、情報提供について住民周知をどのように行うべきか、検討を行ってまいります。

なお、除外申請については、1回目の答弁でもお答えしましたとおり、今後、他市町村の動向も踏まえながら、本町における除外申請の周知の在り方について検討をさせていただきます。以上でございます。

○議長（中川公則君） 甲斐議員。

○9番（甲斐康之君） 自衛隊への名簿提供は法令に基づき実施している。しかし、情報提供について知らない方も多いと思われるので、住民への周知は、除外申請も含めて他町村の動向を踏まえながら検討していく。このようなことだったと思います。

自衛隊員の募集について、自治体からの情報提供は慎重でなければならないことでもあります。今までの自衛隊の任務は、日本の防衛を基本として、訓練活動や国内の災害派遣を主たる活動としていました。しかし、集団的自衛権の行使、安保3文書による敵基地攻撃能力を保有し、いつ

でも反撃するぞといった姿勢が強まり、他国を刺激していることは間違いありません。軍事行動の危険性が強まっていると思います。我が国は憲法9条をもとにした平和外交に力を入れるべきであります。

最近の報道ですが、県内9か所が安保土地規制に指定されるとの報道がありました。健軍自衛隊や高遊原分屯地など対象区域になると、施設の周囲1キロメートルの区間内の土地所有者の氏名、国籍などの調査が行われ、住民監視の姿勢が現れています。健軍自衛隊はじめ多くの自衛隊基地が、地下司令部化など強靱化をする計画があります。

自衛隊をめぐる隊員の危険性が強まることから、再三言いますけれども、自治体が協力をしていくことには慎重な対応が求められます。しっかり住民に周知を行っていくことを求めて、この質問を終わります。

私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（中川公則君） 甲斐康之議員の質問が終わりました。

午前中はこれで終わります。午後は1時30分から会議を開きます。

休憩 午後0時06分

再開 午後1時31分

○議長（中川公則君） 午前中に引き続き会議を開きます。

次に、野田祐士議員の質問を許します。

10番野田祐士議員。

○10番（野田祐士君） 皆さん、こんにちは。10番野田でございます。

近年、災害の多さを実感しておるところですけれども、先ほど来、多くの議員の方が言われましたとおり、災害の被害に遭われた方々に対しましてお見舞いを申し上げます。また、災害は今はまだ道半ばでありますので、復旧についてはしっかり行っていかなければならないというふうに思っておりますし、町としても住民の皆様の御意見をしっかりと伺った上で、その対策に取り組んでいく必要があるのではないかと思っております。

それでは、今回も質問の機会をいただきましたので、4項目について質問をさせていただきます。1項目めが県道4車線化と小学校通学路について、2項目めがまちづくりで必要なことについて、3項目めが鳥獣被害対策について、4項目めが益城町みんなの夏祭りについてであります。

今日は多くの皆様に議会そして質問に関心を持っていただき、傍聴席にも来ていただいております。しっかりと質問をしてまいりますので、御回答のほうをよろしくお願いいたします。

それではまず、1項目めの県道4車線化工事と学校の通学路問題についてであります。

現在、県道熊本高森線の4車線化工事が急ピッチで進められております。そのような中、小学校や中学校へ通う子どもたちの通学路が危険にさらされていることは許容できません。6月議会において、広安西校区であるグランメッセ南側の高速道路アンダーパス部が問題視されました。先日8月22日には、中型トラックが横断歩道を横断中の自転車の男子児童に衝突し、けがを負わ

せる事故も発生しております。

町は、学校に通う子どもたちの安全安心を第一に考えなければならず、その対応を求められるものであります。もちろん4車線化工事は県が担当し、交通管理者は公安委員会及び警察であります。県担当のことであり、住永県議等もいろいろ事故の翌日から、復興事務所、警察に足を運んで、対策について伺ったということを知り及んでおります。

ここで質問であります。

1項目めとして、町として早急に県と協力し連携をとり、さらなる交通安全対策について取り組むことが大切であると考えているところではありますが、町の取組について伺います。

2項目め、木山寺迫交差点部の安全対策についてです。現在の寺迫交差点部の工事状況はどうですか。益城中央小学校、木山中学校への通学路について、考慮すべき点、問題点が地元より報告が上がっていると聞いておりますが、内容とその見解についてお伺いします。

寺迫交差点部の下、トンネル部2か所は、夕方以降、人の通りが少ない上にとっても暗い。防犯対策、安全対策について伺います。

次に、寺迫交差点部から津森方向へは交通量も多く、現歩道では幅員が狭く危ない、安全対策が必要ではないかということを考えておりますが、どうですか。

以上について地区の皆様方からも、心配、そして改善を求める声が出ております。対応について、町の考え方、取り組み方について、御回答をよろしくお願いします。

○議長（中川公則君） 西村町長。

○町長（西村博則君） 10番野田議員の一つ目の御質問の1点目、県道4車線化工事と学校の通学の問題について、町としても早急に県と協力し連携を取り、さらなる交通安全対策について取り組むことが大切であると考えているかがか、町の取組を伺う、につきましてお答えをします。

大変残念なことですが、8月22日に惣領地区におきまして、自転車で横断歩道を渡っていた児童が交通事故に巻き込まれる事案が発生をしております。この横断歩道につきましては、登校時における安全対策としまして、教職員や保護者の皆様が横断旗などを使用し、安全に横断できるよう見守り活動を実施されているため、車の一時停止を確認の上、児童は安全に横断をしております。一方で、見守り活動が実施されていない時間帯において、一部のドライバーが横断歩道手前での徐行や一時停止をしない場面が見受けられますので、道路管理者及び交通管理者と対策の必要性について認識を共有しているところです。

また、県によりますと、現在進められております県道熊本高森線4車線化事業におきまして、歩行者が安全に横断できるよう、交通管理者と協議を行い、交通安全対策を行っていくとのことですので、現在よりも安全に通学できるものと考えております。

町としましても、県道熊本高森線4車線化事業に伴う歩行者信号の設置などの安全対策について引き続き県に要請するとともに、ドライバーに対し横断歩道手前での徐行や一時停止の励行など、熊本県警察と連携したさらなる啓発活動を行ってまいります。

10番野田議員の一つ目の御質問の2点目、木山寺迫交差点部の安全対策のうち、現在の寺迫交差点の工事状況及び今後の工事予定につきまして、お答えをします。

現在の寺迫交差点の工事状況は、交差点南側の国道443号と東側の県道熊本高森線の取付け区間につきまして工事が着手され、一部供用が開始をされているところです。また、今後の予定につきまして施工者である熊本県益城復興事務所に確認しましたところ、寺迫交差点内と交差点北側の国道443号及び西側の県道熊本高森線の取付け区間に関する工事を予定しているが、この交差点は交通量が非常に多いため、現在、施工計画の検討及び交通管理者との協議を進めているところ、交差点部の工事完了時期は事業着手時の目標に掲げていたとおり令和7年度になる見通しとの回答でした。

町からは、一日も早い工事完成とともに、施工中の工事関係者の安全対策はもとより、交差点を通行する車両や歩行者に対する安全対策に万全を期すようお願いをしているところでございます。以上でございます。

○議長（中川公則君） 酒井教育長。

○教育長（酒井博範君） 10番野田議員の一つ目の御質問の2点目、木山寺迫交差点部の安全対策のうち、中央小学校、木山中学校への通学路について、考慮すべき点、問題点が地元より報告されているようだが、その内容と見解についてにお答えします。

議員御質問の益城中央小学校、木山中学校の寺迫交差点の通学路は、ボックス部分の工事が完了しまして、2学期から約7年5か月ぶりに徒歩または自転車による通学が再開しております。2学期からは、通学に関しましては、小学生は県道と国道の二つのボックスを通り、県道熊本高森線の歩道に出て通学しておるところでございます。小学校の徒歩通学の再開に際しましては、子どもたちの登校には朝から保護者が付添い、危険箇所を確認しながら、また、見守りボランティアや教職員の御支援により登校しております。

通学路に対する御要望に関しましては、夕暮れどきのトンネル内の安全な通過、県道に入ってからからの安全な通学について、地元の保護者から相談がっております。このことにつきましては、既に県が防犯灯を設置するなどの対応をしているところでもあります。また、これに加え、県道に入ってからからの安全な通学等について、学校と教育委員会及び関係各課で情報を共有し、通学路の安全対策について検討しているところです。

通学する子どもたちは、この暑さに加え、徒歩通学や自転車通学にまだ慣れておりませんので、今後とも、学校、保護者、見守りボランティア及び教育委員会で連携しながら、子どもたちの登下校の安全な見守りを強化してまいりたいと考えます。以上でございます。

○議長（中川公則君） 西村町長。

○町長（西村博則君） 次に、寺迫交差点下のトンネル部2か所は、夕方以降、人の通りが少ない上にとっても暗い、防犯対策、安全対策を早急に施すべきと思うが見解を伺うにつきましてお答えをします。

国道443号と県道熊本高森線が交差する寺迫交差点につきましては、県道熊本高森線の4車線化工事に伴い、県が道路拡幅と交差点改良工事を施工しています。この寺迫交差点には、県道拡幅や交差点改良工事前から、国道、県道それぞれにトンネルがあり、夜間に通行される方の防犯対策や安全対策としまして本町が防犯灯を設置しておりましたが、県道拡幅と交差点改良工事に

より一時的に撤去しておりました。現在、国道、県道それぞれのトンネル部が通行可能となりましたことから、県において原状復旧が図られ、8月までに国道のトンネル部に2基、県道のトンネル部に3基、防犯灯が設置をされております。なお、この防犯灯はLED照明であり、撤去前の蛍光灯型の防犯灯と比較しますと明るさも向上しておりますので、防犯及び安全対策として大変有効と考えております。

最後に、寺迫交差点から津森方面へは、交通量も多く現歩道では危ないが、別途、追加の安全対策が必要でないかにつきまして、お答えします。

寺迫交差点から津森方面に至る県道は、両側に歩道が整備されております。しかし、4車線化工事に伴い周辺の状況が変化しておりますので、状況を確認しながら必要に応じて道路管理者である県とともに安全対策を検討してまいります。以上でございます。

○議長（中川公則君） 野田議員。

○10番（野田祐士君） 御回答ありがとうございました。

まず、一つ一つ。

まず、防犯灯の設置については、早速設置していただきました。これについては、地元のほうも大変喜んでいて、子どもの安全対策について大変喜んでいてと思いますので、地元議員としても感謝をしたいと思います。ありがとうございました。

それと、国道443から東側の歩道部については検討するというお答えのようですけれども、もちろん検討していただくことが大切だと思っております。ただ、実際問題、進んでいる、通っている状況がありますので、いち早く検討していただいて安全対策のほうを取りまとめていただくことが大切だと思っておりますので、そこは要望といいますか、お願いをしておきたいと思っております。よろしく願いいたします。

それと、4車線化の部分、先日事故があった部分につきましては、事故の翌日には、先ほども言いましたけれども、住永県会議員のほうが、復興事務所及び警察のほうに行かれたそうです。御要望としては、町と同じように、横断歩道の設置があるところで、横断歩道があつて信号がないというのはやっぱり危ないということですので、手押し信号も含めて設置をお願いしたいということを強く要望されているようですので、町と一緒にぜひ要望をしていただきたいと思います。これは要望でありますけれども、この件についてもよろしく願いいたします。

この最後の件につきましても何かあれば、町長のほうからでもまた回答をお願いいたします。

○議長（中川公則君） 西村町長。

○町長（西村博則君） 10番野田議員の2回目の質問、質問というか見解というか、信号機の設置につきましては、今、実際、現場に出向いたりとかして、しっかりと県警であったりとか熊本県あたりと協力して、検討をしっかり進めてまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（中川公則君） 野田議員。

○10番（野田祐士君） ありがとうございました。

町としてもしっかりと要望のほうを伝えていただき、県議も何か要望を伝えているということで伺っておりますので、連携してやっていただきたいと思います。

それでは、2項目めの質問に入らせていただきます。まちづくりに必要なこと、行政嘱託員と行政区長の違いについてということで質問をさせていただいております。

復興は町の復興計画に基づき進んでいくものと理解をしております。その中で、現代のまちづくりの共通課題である人口減少は最大の課題であると考えております。その対応としての人口増加を図ることは重要なファクターとなっております。人口が増加するために社会資本、要するにインフラ整備も重要であり、また、それを取りまとめていくための組織も重要になっていくと考えております。

そのような中で、地元を理解し、きちんと取組に協力していただける存在が区長となると思っております。区長の役割には大きく分けて二つあると。一つは、行政区における課題解決、行政区活動を行う上でのリーダーとしての役割、二つ目は、町と町民、地域とのパイプ役としての役割と思っております。しかし、益城町では行政区嘱託員はいても区長はいない取扱いになっているのではないのでしょうか。

ここで質問です。

まず、行政区嘱託員制度について質問をいたします。現時点での行政区の数を教えてください。その中で、組数、戸数が一番多いのはどれくらいか教えてください。

二つ目、木山校区において600戸を超えてきた行政区、そして新規にさらに100戸単位で増加しているにもかかわらず隣保組等が設立されていない箇所もあるようですけれども、このような場所は、嘱託員が1軒1軒、要するに配布物等を持って回らなければならないようになっております。これはとても大変なことですが、これに対して町はどのように考えているのか教えてください。また、今後の取組があれば伺いたいと思います。

3点目、行政区嘱託員設置要綱によれば、取扱い事務はおおむね次の点にあります。一つ、町政の推進に関すること、二つ、町長から通知される文書に関するものの配布・回収等に関すること、三つ目、区域内住居者の掌握及び転入・転出等の補助に関すること、四つ目、災害情報の提供及び応急対策に関すること、五つ目、その他、町長が必要と認める事項の処理についてとなっております。この5番について、行政区嘱託員としての取扱いか区長としての取扱いかが分かりにくいというふうにご考慮される方が多いようです。現在、区長と嘱託員を混合したような形で町として取り扱っていないかというふうにご考慮しておりますけれども、町の考えを教えてください。

○議長（中川公則君） 西村町長。

○町長（西村博則君） 10番野田議員の二つ目の御質問の1点目、現時点で行政区の数は幾つか。その中で組内の戸数が一番多いのは何戸か、また、少ないのは何戸か、600戸を超える行政区もあるようだが、その数は適正と考えているかにつきましてお答えします。

現在、本町の行政区の数は68区であり、その中でも最も戸数が多い行政区は広安地区の広崎4町内で661戸、最も少ない戸数の行政区は福田地区の柳水で12戸となっております。現在、600戸を超える行政区は、広崎4町内と安永3町内の2行政区です。

町では、各地域に地縁に基づいて形成された自治組織を行政区の単位としておりますので、行

政区の戸数の上限は定めておりません。戸数が600戸を超えても各自治組織の活動が維持できれば問題ないと考えております。仮に戸数の増加などにより自治組織の活動に支障を来すようであれば、分割などの検討が必要だと考えますが、自治組織の分割は町が主導することはできず、各自治組織が主体となって行うものとなります。

なお、本町での自治組織の分割については、直近では、平成27年に広崎4町内の戸数が800を超えたため、広崎4町内で分割協議を図り、広崎5町内区を設置した経緯があります。

次に、二つ目の御質問の2点目、木山校区においては600戸を超えてきた行政区、そして新規に100戸単位で増加しているにもかかわらず隣保組が設立されていない箇所もある。このような場所は嘱託員が1軒1軒回らなければいけない。これに対し町はどのように考えているのか、今後の取組があれば伺いたいにつきましてお答えをします。

議員御質問の木山地区の行政区は辻団地のことかと思えます。辻団地の北側に分譲住宅地の宮の台団地が造成され、令和3年度の中頃から入居が始まり、最終的には100戸ほどになる予定です。

宮の台団地に住み始めた方につきましては、町では辻団地の自治組織へ受入れをお願いしているところですが、現時点では受入れが進んでいない状況です。このため、宮の台団地にお住まいの方につきましては辻団地の自治組織の会員ではありませんが、宮の台団地への行政文書の配布や居住者の把握などにつきましては、辻団地の区長と委託契約を結び、行政区職員としての業務を行ってもらっているところです。

今後、宮の台団地から代表者が選出され、町へ自治組織の新設の申出があれば、新たな行政区として認定できると考えておりますが、現在、そのような動きはありません。町としては、すぐに宮の台団地の方だけでの自治組織の設立は難しいと考えておりますので、一旦、辻団地の自治組織へ受け入れていただき、将来、分割の協議などを行っていただくことが望ましいと考えております。

最後に、二つ目の御質問の3点目、益城町行政区嘱託員設置要綱に規定する行政区嘱託員の取扱い事務の「その他、町長が必要と認める事項の処理」に関することにつきましては、行政区嘱託員としての取扱いが区長としての取扱いが分かりにくい、何でもありというわけではないと思うが町長はどう解釈しているか、嘱託員と区長の業務についてきちんと整理し区別することが重要だと考えるがいかがかにつきましてお答えをします。

要綱に定める「その他、町長が必要と認める事項の処理」とは、行政区嘱託員としての業務を示したものです。「その他、町長が必要と認める事項」として行政区嘱託員へお願いする業務は、益城町営住宅条例第3条で定める行政嘱託員を通じて伝達していただく入居者公募や、益城町健康づくり推進員設置要綱第3条に定める推進員の推薦など、益城町行政嘱託員設置要綱以外に条例などで定められているものです。

行政区長と行政嘱託員の業務の区別につきましては、まず、行政区長は各地域での防災訓練や清掃活動、町内のお祭りなどのイベントの取りまとめなどを行い、地域住民の相互の親睦、地域福祉の増進を図り、住みよい生活環境をつくるために地域で活動をされています。

一方、行政嘱託員は、各行政区から推薦された各行政区長と町長とで締結された委託契約に基づき、益城町行政嘱託員設置要綱やその他条例などで定めた業務を行っていただいております。行政と行政区とのパイプ役となっております。このように行政区長と行政嘱託員の業務については区別を行っているところでございます。以上でございます。

○議長（中川公則君） 野田議員。

○10番（野田祐士君） ありがとうございます。

今、るる御説明をいただきました。今、区長とはどういうものかの中に、イベント等の取りまとめとか相互の親睦、地域の福祉増進を図るとかございました。例えば、地域の福祉増進を図るということに関しては、これは区長ではなくても、益城町行政区嘱託員設置要綱の第1条の設置の目的の中に「町民の福祉を増進し」と、その時点でちょっと区長とかぶっているんですね。考え方がですね。嘱託員というのと区長というのが、福祉の増進は両方でやるんだよということがかぶっております。

町政の円滑なる運営を図ることが基本的な嘱託員の職務になろうかと思うんですけども、町長に先ほど言っていただきました、木山校区の辻団地に宮の台団地が新しくなりましたけれども、100戸単位で増えていくということで、今、例えば、町からの配布物が来たら嘱託員が1軒1軒配って回らんといかんと。普通は、どこの自治会組織もそうでしょうけれども、ある程度の隣保組という組織があって、隣保組長が数十軒回るといことはあるかもしれませんが、これを1人で回らんといかんと。おまけに、自治会というところには、まだ、宮の台団地的には入会していないということであれば、この益城町行政区嘱託員設置要綱の中の嘱託員の取扱事務に含まれないのではないかと、宮の台団地に関して。そういう認識を持たれても仕方ないのだろうということです。

そういう意味で、町が主導して、その辺の取扱いについて、例えば、地元の方と調整するとかいうことを町にある程度主導してやってもらわないと、これを区長に全て任せるといのはあまりにも難しい注文ではないかと思っております。

できれば、あまりにも増えたので分割するとか、先ほどの行政区を分割とか、そういうことに話が進めばそれでもいいですけども、現在の状態的には1軒1軒回る回るしかない、町からの依頼で回るしかないというふうになりますので、その辺の軽減を、ぜひ町にも考えていただきたいと思っております。

でないと、先ほども言いましたように、行政区嘱託員設置要綱の中の取扱い事務に、私は多少、違反とまでは言いませんけれども、入っていないのではないかと考えておりますので、その辺は町として考えていただきたいと思いますが、見解をもう一度お聞かせください。

○議長（中川公則君） 西村町長。

○町長（西村博則君） 10番野田議員の2回目の御質問にお答えをします。

2点目の御質問でお答えしましたとおり、宮の台団地につきましては辻団地の自治組織に受入れをお願いしている状況ですので、正式に辻団地の自治区ではないのは承知しております。昨年度までの辻団地区長とは、宮の台団地を辻団地の自治組織へ受入れることはできないが、行政サ

ービスが低下しないように、行政文書の配布や転入・転出などの補助などについて受け入れていただいております。

今年度からの新区長へも、前区長からの引継ぎ、そして、町から宮の台団地地区の経緯は説明し、行政嘱託員業務の委託契約を結んでいるところです。ただ、軽減につきましては、また、新区長あたりといろいろお話をさせていただきたいと思っております。以上でございます。

○議長（中川公則君） 野田議員。

○10番（野田祐士君） 今、町長のほうが言われましたように、嘱託員設置要綱というのがありますので、それにのっとった形でやるのが一番だと考えております。お願いベースではなくて、設置要綱にのっとった形でぜひ進めていただいて、区長もしくは嘱託員の職務の軽減について、町のほうでもぜひ考え、取り組んでいただきたいと思います。

それでは、3項目めの質問に移りたいと思います。3項目めの質問は鳥獣被害対策についてです。

実際、津森の同級生から先日電話があつて、「普通に道をイノシシが歩いとるよ。女性の方は危なくて近寄れないし、通れない状態になつとるよ。町としての取組について少し考えてもらう必要があるのではないか」というような御提言をいただいております。そういう意味でちょっと質問をさせていただきたいと思います。

質問内容といたしましては、住民が住む住宅や普通の町道にさえイノシシ等の出没があると聞いております。現在の鳥獣被害や対策はどうなっているかについて伺います。

2点目が、現状の対策では厳しい状況にあると考えております。町はさらなる対策が必要であると考えておりますが、具体的な方針や対策があれば伺いたいと思います。

よろしく願いいたします。

○議長（中川公則君） 西村町長。

○町長（西村博則君） 10番野田議員の三つ目の御質問の1点目、今や住民が住む宅地や普通の町道にさえイノシシなどの出没があると聞いている、現在の鳥獣被害対策はどうなっているのかについてお答えをします。

現在、町では、イノシシ、鹿、カラス類などの有害鳥獣の駆除を、有害鳥獣駆除隊に委託をしているところです。主に山間部での駆除が中心となっており、過去3年間の駆除の実績は、令和2年度がイノシシ206頭、鹿62頭、カラス類54羽、令和3年度がイノシシ171頭、鹿78頭、カラス類33羽、令和4年度がイノシシ249頭、鹿79頭、カラス類31羽となっております。

議員御指摘のとおり、今年度は夏場になり、津森地区、飯野地区及び福田地区の住宅地や農地でのイノシシ出没情報が多数寄せられています。情報提供や駆除依頼があつた場合、住宅地や住宅地周辺農地におきましては、駆除隊に依頼しての銃器やくくりわなでの駆除ができないため、職員が現場のパトロールを行い、駆除隊の協力の下、箱わなを設置して対応しているところです。しかし、イノシシは非常に警戒心が強い動物で、一度、箱わなと認識すると近づかない習性があり、なかなか捕獲が難しいのが現状でございます。

今後の対応としましては、行政と地域が一体となり、イノシシが住みつかないよう、住宅地で

は雑草が生い茂る場所ややぶなどの潜み場をなくすとともに、農地では餌となる農作物を被害から守るため、防護柵や電気柵を設置し、イノシシの侵入を防ぐための対策が必要であると考えております。

次に三つ目の御質問の2点目、現在の対応では厳しい状況であるとする、町はさらなる対策が必要と考えているか、具体的な方針や対策があれば伺うについてお答えをします。

先ほども申し上げましたとおり、イノシシなどに対する今後の対策として重要な点は、潜み場をなくし、餌となる農作物を守り、侵入を防ぐことであると考えております。

その対策として、潜み場をなくすために、雑草が生い茂る場所や管理ができていない廃墟ややぶなどについては、地権者に連絡をし、草刈りなどを依頼して、イノシシがすみつかない環境整備に努めてまいります。また、農地につきましては、町では、防護柵や電気柵を設置する場合に設置費の2分の1を補助する有害鳥獣被害防止対策事業補助金制度を設けておりますので、この制度を御活用いただき農地への侵入防止に努めていただきたいと思いますと考えております。

さらに、今後は、多数有害鳥獣が出没する地域や集落で、勉強会などの開催や集落環境の点検など、その地域の実情に応じた効果的な鳥獣被害対策を地域の方々と共に考えていく必要があると思っております。以上でございます。

○議長（中川公則君） 野田議員。

○10番（野田祐士君） 今、答弁いただいたんですけれども、あまり以前からやっていたことと変わらない対策かなというふうな理解をいたしました。町として新たな対策と私が質問したのは、例えば、イノシシについてですけれども、駆除をしましたと、またジビエで使うための処理をしますといった場合、イノシシを例えば仕留めたら、それをその場所まで持っていかないといかんわけですよね、ジビエに使うにしても、いろんな処理をするにしても。それは、実際問題として、例えば、益城町でイノシシを仕留めたのであれば多分矢部に持っていかないといかんとか、それも、例えばジビエに使うのであれば1時間以内に持ってきてくださいとか、基本的な部分で無理が発生しているのではないだろうかということでもあります。その辺の対策をぜひやっていただきたい。

それか、1頭仕留めたら例えば幾らですよという部分を大きく拡大させる。例えば5,000円であれば、それを数万円、5倍、10倍にするとか、そういう根本的な抜本的な対策がないと、基本的な鳥獣被害は収まらないと。

町に今求められているのは、今までやってきた対策ではなくて抜本的な対策、もっと大きく変わる対策を求めているんじゃないかと思っております。町でそのように大きく変わる対策ができるのかできないのか、もしできないのであれば早急に検討していただきたいと思います。いかがでしょうか。

○議長（中川公則君） 西村町長。

○町長（西村博則君） 10番野田議員の3問目の質問にお答えします。

イノシシあたりの鳥獣被害ということで、まず、銃で撃った場合、時間がやっぱり1時間以内とか、ジビエにする場合はその制約があるということで、こちらについては、箱わなあたりが今

ありますが、こちらのほうもちょっと購入を考えて。わなでしたらそのまま持っていけるということもあります。そして、猟銃免許を持っている人が、今、かなり減ってきているというのがありますので、こちらについても町としての対策としてはやっぱり補助金を出したりとかして、また取り組んでいきたいということを考えております。

あと、費用の問題、1頭5,000円をちょっと上げるとか、そちらについてはほかの町村との調整もあると思いますので、しっかりまたそこあたりも検討してまいりたいと思います。以上でございます。

○議長（中川公則君） 野田議員。

○10番（野田祐士君） ありがとうございます。

動物等、一度増えたものはなかなか減らない、基本的にさらに増える傾向にあるのが一般的だと思います。ということは、被害は減ることはなく、基本的には増えていくということで質問をさせていただきました。町長が先ほど「考えている」とおっしゃったので、私からも、抜本的な、先ほど言ったように、例えば5,000円を5万円にするとか、そんな思い切った政策について、ぜひ検討をしていただきたいと。これは執行部の皆様になりますけれども、ぜひ検討をお願いをいたしまして、次の質問に移りたいと思います。

これは最後の質問になります。益城町みんなの夏祭りについてであります。

質問内容としては、町民の皆さんが待ち望んでいる益城町夏祭りについて、これは町長が中止したとこれに書いておりますけれども、そういうふうに聞き及んでおります。なぜ中止したのか、その経緯について、まず、町長の答弁をよろしくお願いいたします。

○議長（中川公則君） 西村町長。

○町長（西村博則君） 10番野田議員の四つ目の御質問、益城町みんなの夏祭り中止の経緯についてお答えをします。

益城町みんなの夏祭りにつきましては、平成27年度まで町民グラウンドで開催しておりましたが、平成28年に熊本地震が発生し、それ以後は町民グラウンドでの開催が中止となっております。その間、平成30年度及び令和元年度には、場所をグランメッセ熊本に移し開催しましたが、翌年の令和2年度から令和4年度までは、新型コロナウイルス感染症の蔓延により再び中止となっております。

今年度は、5月に新型コロナウイルス感染症が5類に移行したことから、町民の皆様が夏祭りの開催を待ち望んでいることを切に感じておりました。また、これまで長い間愛され、そして町民の皆さんに感動と希望を与えてきた夏祭りですので、私自身としても何とか再開できないかとの思いで開催の可能性を模索してまいりました。

開催に向けたこれまでの経緯としましては、まず、関係機関と安全対策などについて、実務レベルでの調整を重ねてまいりました。その調整結果を踏まえ、6月に夏祭り実行委員会の役員会を開催し、夏祭りの開催について協議をしたところです。そして、様々な課題を総合的に考慮しました結果、来場者の安全確保の観点などから、今年度はグランメッセ熊本での開催を検討することとなりました。

しかし、その後、夏祭り実行委員会を開催する前に、商工会から町に対し、商工会内部の協議の結果、グランメッセ熊本では花火の打ち上げができないことなどを理由として、町民グラウンドでの開催を強く希望する旨を伝えてこられました。こうした経過がありつつも、夏祭りの開催につきましても、町が決定するものではなく、商工会、区長会、婦人会、交通安全協会、消防団、農協、交通指導員などから構成する夏祭り実行委員会で決定するものでありますことから、8月に夏祭り実行委員会を開催し、協議の結果、今年度は中止することとなりました。

中止となった主な理由としましては、1点目として、数年ぶりの開催であることから、以前よりも来場者数が増加する可能性が高いにもかかわらず、町民グラウンド周辺で工事が続いており、来場者の安全性の確保が困難であることです。2点目として、7月3日の水害により、田畑、道路などに大きな被害が生じており、その復旧が終わっていないため、被災された方々の心情を考えると、夏祭りの開催はどうかという観点もありました。

来年度以降の夏祭りにつきましては、先ほど申し上げました課題などを解決し、来場される皆様の安全を確保した上で開催できるよう、夏祭り実行委員会の庶務を担当されている商工会事務局などとの関係団体と協議を重ねながら、夏祭り実行委員会において検討・準備を行ってまいります。以上でございます。

○議長（中川公則君） 野田議員。

○10番（野田祐士君） 1回目の答弁があったんですけども、実際、町長が言われた、7年前に熊本地震が起きて、それまでは町民グラウンドを使っておりましたけれども、町民グラウンドが使えない中で、その代替地とし、地震後数年間はグランメッセ熊本で夏祭りを開催してきました。ただ、町民グラウンドを再び使えるようになったわけです、今、現在は、使えるようになった。木山橋も通れる。当初は、多分、令和4年度までにやると、大体5月までにはできているんだよというのが、ずれにずれて、先日ですかね、開通式がありました。実際であれば夏祭りまでには開通をしておらなければならなかったのが、本来の打合せ予定であったと思います。

そんな中、やっと町民グラウンドにみんなが集まり、花火が打ち上がると。このことが、熊本地震からの復興ののろしとして、新型コロナウイルス感染症が下火になったことを町内外に示すことができるとして、大いに期待をして商工会も動いていたということで、グランメッセ熊本ではなくて町民グラウンドでやってほしいという依頼であったと聞いております。

今、町長が言われた中止の理由に、例えば工事、これは区画整理も含むかどうかは分かりませんが、木山地区の区画整理であったり道路事情のことを言われました。また、来場者の安全確保、また、先日の水害被害における被害者への配慮ということですけども、それを踏まえたところで祭りをすることが復興ののろしになると考えるべきではなかったかと思っております。

中止の理由については、るる説明をいただきましたけれども、町長は来年のことも言われました。来年は町民グラウンドを使用して祭りができるのか。そして、みんなが期待している花火を打ち上げることができるのかについて、ぜひ、町長の御見解をいただきたいと思っております。

今日は商工会の方もおいでのようですので、実際、今年についてはもう終わったことになりま

すので、なかなか今さらのことにもなりますが、来年について、今後についても、様々な検討をしていかなければならないと思っておりますので、ぜひ、来年の夏祭りにはできるのだろうか、例えば町民グラウンドでできるのだろうか、また、花火は打ち上げられるのだろうか。もし、町民グラウンドが駄目だよということであれば、代替地を検討していただきたい。これは、商工会が中心となってと言われますけれども、商工会は庶務についてやるというふうになっております。夏祭り実行委員会設置要綱というのがありまして、庶務については確かに行いますけれども、抜本的な部分については町が中心となってやるべき、打合せをやるべきことだと思いますので、その辺も踏まえまして、ぜひ、町長の見解をお伺いいたします。よろしく願いいたします。

○議長（中川公則君） 西村町長。

○町長（西村博則君） 10番野田議員の2回目の御質問ということで、お答えしたいと思えます。

まず、私の小さい頃見た夏祭りというと、県道熊本高森線を封鎖して、上町から下町ぐらいまで作り物がずらっと並んでたなと思っております。通行止めで多くの人でにぎわっていたと。

そして、20歳のとき役場に入ってすぐ見た夏祭りでは、Dコート裏で青年団の皆さん方が劇をされたりとかやられていました。その後、次の日に商工会の皆さん方がやられたかなということで、歌や地元の獅子舞などがあって、本当にびっくりしたことを覚えております。また、その後は、青年団がみこしを出したりとか、婦人の家から総踊りでグラウンドまでやってきたり、練り歩いてたということで、非常にそれを見てわくわくしたのを覚えております。

一番夏祭りをやりたいのは、商工会長もみえられておりますが、私と商工会長ではないかと思っております。

また、グラウンドにつきましては借用の権限が教育委員会のほうにあります。このグラウンドについては全面天然芝ということで、全国大会も今年3月、開催されております。また、以前、健康フェスタで私には、まだ200メートルトラックがあった頃なんです。苦い思い出があります。単車を入れてアトラクションをやったんですが、その瞬間、陸協の方たちの顔色が変わりました。その後、陸協の打ち上げに呼び出され、山内課長も行ったと思えますが、3時間、延々と説教を食らったのを覚えています。そういった競技をされる方のグラウンドに対する思いというのを改めて感じたところです。野球、ソフトボール、サッカーの関係者も一緒かなと思っております。

しかし、先ほど言いましたように、やっぱり復興ののろしということで、やはり祭りを開催することが一番大事かなということで、開催に向けて考えて取り組んでいきたいと思えます。ただ、先ほどの一つ目の質問においても説明しておりますとおり、夏祭りの開催については町が決定するものではなく、商工会、区長会、婦人会、交通安全協会、消防団、農協、交通指導員などから構成する夏祭り実行委員会で決定するものであります。

また、現時点におきましては商工会が実行委員会の庶務を担当されておりますが、来年度の町民グラウンドの使用及び花火の打ち上げにつきましては、何よりも来場者の安全確保を第一に、グラウンドの使用法、レイアウトに加え、来場者の円滑な誘導や分散の方法を商工会と共に検討を重ねて開催に向けて取り組んでまいります。それを踏まえて夏祭り実行委員会において決定

をしていただきたいと思っております。

また、花火につきましても、本年7月3日の豪雨により河川が被災しております。私自身も現場に出向いて確認しましたが、河川道路が被災しており、この辺りも河川復旧あたりの状況を見ながら打ち上げ場所を検討していくこととなるかと考えております。以上でございます。

○議長（中川公則君） 野田議員。

○10番（野田祐士君） 教育委員会は言わなくていいですか。大丈夫ですか。いいですか。

○議長（中川公則君） 野田議員。

○10番（野田祐士君） すみません、教育委員会のほうが芝の管理と言われたので、教育委員会からの回答はないかなと思いました。ないようであれば結構です。

今言われたように、多分、教育委員会のほうでグラウンドの管理をされているということを承知しております。教育委員会として問題視されているのが、例えば出店、露店の方が出ますので、その点の方が車を入れると。もちろん車を入れないと基本的に難しいと思いますので、車を入れたり出店をすることによって、芝の損傷であったり、ごみの不法投棄が見込まれるということで、グラウンド内での出店の設置を御遠慮いただいているというふうな資料というのを提出されているところであります。実際ですね。

今、町長が言われたように、夏祭りというのが、地蔵祭から始まって、先人たちの努力によって、今言われたように、木山交差点付近からグラウンドに移ったわけですがけれども、グラウンドでは私たちが小学生ぐらいのときからやっていますので、数十年、もちろん芝もありましたけれども、やっていると。ただ、グラウンドを芝によって新しくしたということで、グラウンドに出店することができない、要するに車を入れることができないからグラウンドではさせませんよというような考えはないという認識でよろしいんですか。それともグラウンドの芝を傷めないために、例えばグラウンドの周りへの出店でお願いをすとか、そういうのが先ほど言われた使う際のレイアウトとかいう意味になるんですか。

その辺をある程度、主体を商工会にお願いしていると言われますけれども、多分、商工会は一つの団体でありますので、先ほど町長が言われた関係機関との事務協議あたりは商工会としてはなかなか厳しい。警察協議、消防団、もしくは消防協議等については、やっぱりこれは町が主体でやっていただきたい、やっていただかなければならないものだろうと思っております。

先ほど町長が言われた夏祭り実行委員会のメンバーですけれども、この中には、益城町、町議会、商工会、婦人会、区長会、消防団、農協、交通安全協会、老人クラブ、御船警察署といったいあります。これの協議については町を中心にやっていただかないと、なかなか商工会にこの協議をやってくれというのは難しい問題であるというのが1点。

もし、町長の先ほどの御答弁からすれば、益城町は町民グラウンドで夏祭りを開催する方向性なんだよという認識を私は受けました。もちろんそれには、来られる方の安全を確保できるというのが含まれます。花火も木山川沿いでやると。要するに町民グラウンドで行うのを前提に、話、協議ができると。あとは、商工会等とどこまで事務的な協議を進められるか。町の、先ほど言いましたように、関係機関、行政等の関係機関との協議は益城町でやっていただいて、例えば出店

に関しては商工会にお願いしますよと、そういうのをきちんと振り分けない限りは、なかなか商工会さん全部やっってくださいというのは難しいんだろうと思っておりますが、その町長の御答弁を最後に、3回目ですので、お願いしたいんですけれども。要するに、町民グラウンドをメインで使うんだよと、花火も上げるんだよという点は大丈夫ですかというのが1点目です。

町民グラウンドを使う際に、芝、芝については教育委員会もありますけれども、それについては大丈夫ですかと。教育長もいろいろ言いたいことはあるかもしれませんが、私が言っているのは、提示資料があるんですよ、町から出された。それを見て言っておりますので、すみませんけれども、そこはまた御勘弁をしていただきたいと思えます。

町長、いいですか。あと2分しかないんで。ぜひそこをよろしく願いいたします。

○議長（中川公則君） 西村町長。

○町長（西村博則君） 10番野田議員の3回目の質問にお答えします。

まず、グラウンドについては、野田議員も詳しいと思いますが、ほとんどの球場やサッカー場で芝面への車両の乗り入れは禁止されていると思います。一番心配したのが北海道のスタルヒン球場で、昨年、野外音楽イベントが開催されておりますが、芝をパネルなどで覆っていたが、資材の運搬などで芝が破損し、1,000万円以上復旧にかかったという例もありますので、こちらについては、グラウンドから花火が見れると、やっぱり人についてはどんどん入れてやりたいなと思っております。またあと、ステージカーについては教育委員会にちょっとまた相談せんといかんのですが、A B C Dコートあたりにステージカーを何とか設置していただいて、花火が見れるような状況になればということで、また取り組んでいきたいと。

それと、商工会が担っている庶務のうち、こちらについても、先ほどの打合せであったりとか町の協力が必要な事項については、引き続き一緒になって協議を進めていきたいと考えております。以上でございます。

○10番（野田祐士君） すみません。ありがとうございます。あと30秒ありますので、一言だけ。ぜひ前進するように皆さん待ち望んでおられますので、益城町の復興ののろしを上げていただきたいと思えます。

ありがとうございます。

○議長（中川公則君） 野田祐士議員の質問が終わりました。

ここで暫時休憩します。2時40分から開催します。

休憩 午後2時32分

再開 午後2時41分

○議長（中川公則君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、榮正敏議員の質問を許します。

17番榮正敏議員。

○17番（榮 正敏君） こんにちは。17番榮です。

今回も一般質問の機会を与您いただき、ありがとうございます。

さて、昨今、T S M C 関連の話題ばかりですが、蒲島知事が国にインフラ整備に1,140億円の財政支援を要請し、岸田総理からは、半導体産業は重要な国家プロジェクトであり、しっかりと国として支えていくと回答を得たとありました。このようにして様々なことが起こってきているわけでありませう。特に、ここに来て顕著な動きを見せたのが学校関係です。熊大や国立高専熊本キャンパス、県立技術短期大学が、半導体情報専攻学科の増設や増員を目指している中で驚いたのは、熊大附属小学校です。小学校に英語で授業の国際クラス設置を検討しているということが判明しました。まさに、産学官を巻き込んでのT S M Cフィーバーであります。

しかし、この半導体事業も何年かの周期で波が来ると専門家が言っておりました。十数年前、アメリカの事業で数万人の従業員が何年も自宅待機や解雇になった例もあると言っておりました。また、今回、ラピダスという次世代最先端半導体を生産する工場の起工式が北海道千歳市で行われました。これに伴い国内の各所で半導体製造に拍車がかかることは明白であります。

このT S M Cフィーバーの中で、本町の立ち位置をしっかりと確認し、メリット・デメリット、相反することも視野に入れ、しっかりと判断していただき、町長もこの旋風に吹き飛ばされないようにしっかりと今後ともトップセールスをお願いしたい。

また、7月豪雨により被災された皆様には心よりお見舞いを申し上げます。この豪雨により私の地域は町道及び迂回路ともに道路が寸断されて、2日間にわたり孤立し、通行及び電話携帯ともに連絡不能という事態になり、周りの皆さんに多大な御心配をおかけいたしました。町、行政、N T T、九電さんの御協力により、3日後には電話網も復旧いたしました。今後におけるライフラインの強化を町にお願いしたところであります。町の中心部だけではなく、益城町民として長年生活してきた中山間地の我々にも、少しでもいいから光を当ててほしいと思っております。

過疎化が進む中山間地の対策を重要課題として町長には捉えてほしいと願っております。私は、今、一番頑張っているのは、西村町長だと認識しているからであります。まだまだ西村町長には頑張っていたきたい。過疎地対策は避けては通れない問題でありますから。

さて、今回の一般質問は3項目用意させていただきました。一つ目は、地下水汚染の問題について。二つ目は、メガソーラー設置に対して様々な問題が噴出してありますが、本町における太陽光設置条例の検討はいかがか。それから三つ目は、私のライフワークとして認知症問題のその後の認知症の対策について。以上、この3項目についてしっかりと質問させていただきます。

前回の6月議会から本議会の傍聴ができるようになりました。本当にうれしいことあります。今日もずっと議会冒頭からお一人の方がずっと傍聴しておられます。本当にありがとうございます。それからまた、各議員の応援に来ていただいている傍聴の皆さん、ありがとうございます。本議会最後の質問者でありますので、お疲れとは思いますが、最後までよろしく願いいたします。

それでは、質問席に移させていただきます。

それでは一つ目の質問に入ります。通告していた地下水汚染の問題について質問させていただきます。

先月、熊本市で新たに有機フッ素化合物が検出された。17か所の国の基準値50ナノグラムを超える井戸があると発表がありました。植木地区で最も数値が高いのは240ナノグラム、白川地区で100ナノグラム。さらに、市民から要望があった市内全域の飲用井戸172か所を調べたら、植木地区で最大値370ナノグラムが検知されたとあります。熊本市は、住宅地図や航空写真等を使った地歴調査で発生元につながるような情報は得られなかったが、市環境推進部から基準値を超過した井戸を中心に今後の状況を注視していくと説明があった。

この熊本都市圏の地下水ダム、我々は地下水ダムと言っています、もう一つは地下水プールとも言っていますが、これを共有している益城町としては、この重要な問題をどう捉えているのか、まず伺いたい。

○議長（中川公則君） 西村町長。

○町長（西村博則君） 17番榮議員の一つ目の御質問、先月、熊本市で新たにフッ素化合物が検出された、17か所の基準値を超える井戸があると発表があったが、本町はこの問題をどう捉えているか、につきましてお答えをします。

有機フッ素化合物とは、水や油をはじくなどの性質を持つことから、コーティング剤などに用いられる化学物質です。人体には、がんの発症や胎児への発達異常を引き起こすおそれがあるとされ、国では、化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律などにより、現在では製造、輸入などが原則として禁止をされています。

熊本市の井戸で有機フッ素化合物が検出されたことにつきましては、私たちが生活していく上で最も重要と言える水の安全性に関わることであり、熊本市で発生した事案ではありますが、本町としても熊本市と地下水プールを共有していることから、無関係であるとは考えておりません。

本町では、本年7月27日に御船保健所と協力し、町内の地下水利用ポイントにおきまして、有機フッ素化合物の地下水調査を実施しました。現在、分析の途中であり、10月までには分析結果が報告される予定です。

本年の6月定例会でも申し上げましたとおり、今後も、熊本市や本町のほか、周辺の計11市町村及び関連企業などで設立しました公益財団法人熊本地下水財団と連携しながら、環境保全に対する情報や監視体制を共有し、有機フッ素化合物につきましても注視をしております。以上でございます。

○議長（中川公則君） 榮議員。

○17番（榮 正敏君） 2回目の質問です。

ただいまの町長答弁にありましたが、本町でも、7月27日に御船保健所と協力し、町内の地下水利用ポイントにて有機フッ素化合物の地下水調査を実施し、10月までには分析結果が分かると言われましたが、どこを基準に何か所調査したのか。また、これは家庭用の飲用専用のボーリングした井戸を対象としたものなのか、また、農業用水の開田用の大型井戸なのか、それとも工業用の井戸に特化して調査したのか。また、本町では飲用井戸の全数検査する用意はあるのか、町長の見解を伺います。

○議長（中川公則君） 西村町長。

○町長（西村博則君） 17番榮議員の一つ目の御質問の2回目、本町での有機フッ素化合物の地下水調査につきましてお答えをします。

地下水調査は、県内地下水の水質の状況把握を目的に、水質汚泥防止法に基づき毎年行われるものです。なお、熊本市での有機フッ素化合物の検出を受け、今回新たに検査項目に有機フッ素化合物が追加をされています。

議員御質問の地下水調査の調査地点、調査箇所につきましては、特に基準はなく、町では毎年2か所の飲用井戸を定点で調査しております。今回は、そのうちの益城クリーンセンター横にある深度120メートルのボーリング井戸にて、有機フッ素化合物を含む地下水調査を行いました。

また、飲用井戸の全数検査についてですが、今回の熊本市の調査では、本町に隣接する熊本市東部地域におきまして有機フッ素化合物は検出されませんでしたので、現在のところ町で全数調査を行う予定はありません。

今後とも引き続き県や熊本地下水財団と連携しながら、環境保全に対する情報や監視体制の共有を図り、有機フッ素化合物につきましてもしっかりと注視をまいります。以上でございます。

○議長（中川公則君） 榮議員。

○17番（榮 正敏君） ありがとうございます。

飲料水の100%を地下水に頼っている我々ですので、しっかりとこの後調査して、市の地下水団体とも連携して行ってほしいと思います。

この案件を熊本市の水道局で調べたら、この問題に対処している井戸は全て各家庭所有の井戸であり、熊本市の水道水用の井戸ではないと答えていただきました。各家庭の井戸は、熊本市周辺では大体ボーリングの深さが60メートルから120メートル前後であります。熊本市水道局の井戸といいますのは、大体300メートル以上掘削しているもので、明らかに採水する水源地とメートル数が違います。また常時検査しているので安心してくださいとの返事でありました。また、このことを皆さんにしっかりと伝えてくださいと承ってきました。ここに報告しておきます。

それでは、二つ目の質問に入ります。

メガソーラー設置に関して、今、様々な問題が噴出しております。本町における太陽光パネル設置条例の検討について質問いたします。

今、メガソーラー問題は多岐にわたり様々な問題に直面している。山腹開発の問題、埋立地の問題、さらに、平たん地設置における近隣住宅地付近の温度上昇の問題、さらに、パネルの反射光による住宅被害等、トラブルが続出しております。

阿蘇くじゅう国立公園の周辺で大規模太陽光発電所の建設が進む中、環境省は、草原の維持・再生や景観を阻害するおそれがあるとして、開発抑制策に乗り出しました。建設に伴い、大規模な森林伐採や生態系への悪影響、土砂崩れなどの環境破壊が全国で続発している中、近年は各自自治体が規制の動きを強めているところであります。

自然の恵みを守り将来に引き継ぐためには、県や地元自治体も連携した早急な対策が必要だとの意見がある中で、これらの意見を踏まえて本町における大規模太陽光発電施設の設置条例の本

町独自の条例の立案は考えていないのか、町長の考えを伺いたい。

○町長（西村博則君） 17番議員の二つ目の御質問、メガソーラー設置に対して様々な問題が噴出しているが、メガソーラー設置に関する本町独自の条例の立案は考えていないのかにつきましてお答えをします。

太陽光発電施設は、地球温暖化対策におきまして大変有効な施設であると認識をしております。一方、大規模な太陽光発電施設の設置、いわゆるメガソーラー設置につきましては、議員御指摘のとおり様々な問題が生じていることも事実です。本町におきましても、上陳地区にありますメガソーラーが設置された当初、山腹の土砂が流出し農地が埋没した経緯がありましたが、その後、埋没した農地は、設置事業者の誠意ある復旧工事により原形復旧をされております。

太陽光発電施設の設置につきましては、設置される場所や面積などにより、一定の手続きが必要となりますが、昨今の太陽光発電設備設置に関する様々な問題に対応するため、法令に基づく規制が強化されているところです。例えば、山地に太陽光発電設備を設置する場合、開発面積が1ヘクタールを超えると県知事による林地開発許可が必要でしたが、令和5年4月からは開発面積が0.5ヘクタールを超えれば許可が必要となりました。

また、令和3年に発生しました熱海市の土石流災害を契機としまして、盛土などによる災害から国民の生命・身体を守る目的で、一定の盛土や切土伴う開発を規制する宅地造成及び特定盛土等規制法が、令和5年5月に施行をされております。

さらに県では、景観法に基づく熊本県景観計画及び景観条例施行規則におきまして、太陽光発電施設を景観届出の対象となる工作物として位置づけ、令和4年10月から適用されており、景観の観点からも一定の規制がなされているところです。

以上のことから、一定規模以上の太陽光発電設備の設置につきましては、法令に基づく規制により対応できるものと考えており、現在のところ本町におけるメガソーラー設置に関する条例の制定は考えておりません。

また、一定規模以上の太陽光発電設備の設置が計画された場合、熊本県環境影響評価条例に基づく環境アセスメントの中で、県に対し本町の意見を述べることが出来ますので、その際は、本町として最善となる環境保全対策について意見を述べ、良好な環境が確保できるよう、県と協力して取り組んでまいります。以上でございます。

○議長（中川公則君） 議員。

○17番（榮 正敏君） 本町独自の条例立案は考えていないという答弁ですけれども、近隣町村におけるメガソーラーに特化した町村独自の条例は、大津町と西原村が、調べたところ「あります」と答えていただきました。益城町の近辺ではですね。大津町でははっきりと、大規模太陽光発電施設設置には、1,000平方メートル以上、または明らかに同施設と思われる近辺の施設も合わせて1,000平方メートル以上にならないようにとけん制はしているが、これも上位法がありなかなかなと思うようにはならないと言われました。

さっき言われました町長の答弁のとおり県等のいろいろな上位法がありまして、その中で思うようにいかないということです。本町もしっかりと、他の町村がなぜ独自の条例を設置したのか、

設置しなければならなかったのか、ひとつ聞き取り調査だけでもしてみたらどうかと思います。多分、大津町と西原村は阿蘇国立公園の周辺とつながっているからではないかと思います。国立公園の区域内は規制が厳しく、とてもできませんけれども、区域外は届出だけで開発が可能な地域だからだと思われます。これは私の推測にすぎませんが、いかがでしょうか。

本町も独自の設置条例が必要だと思うが、いかがでしょうか。再度、町長の見解を伺います。

○議長（中川公則君） 西村町長。

○町長（西村博則君） 17番議員の三つ目の御質問、町独自のメガソーラー設置に関する条例の必要性についてお答えをします。

議員御指摘の大津町太陽光発電設備の適正な設置及び維持管理等に関する条例の内容を確認しましたところ、本条例は、1,000平方メートル以上の太陽光発電設備の設置を規制するものではなく、事業者の責務として、1,000平方メートル以上の太陽光発電設備を設置する場合に、地域住民への説明責任や法令遵守等が定められています。

先ほど申し上げましたとおり、太陽光発電施設の設置につきましては、法令に基づく規制が強化されていること、また、一定規模以上の設置が計画された場合、熊本県環境影響評価条例に基づく環境アセスメントの中で本町の意見を述べるができますので、現在のところ町ではメガソーラー設置に関する条例の制定は考えておりません。

今後とも、太陽光発電施設の設置につきましては、環境保全及び災害防止の観点により、国、県及び他自治体の動向を引き続き注視してまいります。以上でございます。

○議長（中川公則君） 議員。

○17番（榮 正敏君） なかなか難しいようですので。上位法というのがある中で設置はなかなか難しいところではあると思いますが、このまま野放し状態ではないと思います。全ての部分で注視して、しっかりと監視、監督して行ってほしいと思います。

このメガソーラー建設は負の部分は今強調されて非常におりすけれども、もともと東京電力福島第一原発の事故を機に全国各地で拡大した脱炭素社会の実現を目指す政府が、太陽光をはじめとする再生可能エネルギーの普及を後押ししてきて始まったわけですが、しかし、大規模な森林伐採や生態系への悪影響、土砂崩れなどの環境破壊が全国で続発、近年は各自治体が規制の動きを見せております。

しかし、ここに来て環境省は脱炭素先行地域モデルの公募を開始しました。熊本県では、球磨村、あさぎり町の2町村が採択されております。本町もこの公募に挑戦してみたらどうかと思います。交付金100%の事業であると聞きました。挑戦してみる価値はあると思いますが、ハードルは高いです。このことは環境省のホームページに書いてあります。

午前中の同僚議員の質問で、本町の施設には太陽光発電はないのか、温暖化対策をどうしているのかとあったように、さらに本町においては今議会に上程している議案の中に電気自動車購入とありますが、今後、脱炭素時代に変革していく中で、聞いたところ商用電源で電気自動車を運用すると聞きました。この商用電源で運用するという事は、時代逆行ではないかと思えます。庁舎の施設に太陽光パネルが設置してあるなら、蓄電池設備をして、その蓄電池から充電してそ

の車を動かすというふうに持っていくのが当然だと思いますが、検討していただきたい。

先ほど言いました環境省の脱炭素先行地域モデル事業に、本町独自でぜひ挑戦していただきたい。採択されれば、何億、何十億の事業が無料でできます。町長、やる気があるかどうかです。担当部署に指示して挑戦してはどうですか。県とのグループで申請はしているということはちょっと聞きましたが、町単独でこれをやるのかやらないのか。一言でいいです。一言お願いします。

○議長（中川公則君） 西村町長。

○町長（西村博則君） 17番衆議員の三つ目の一言の答えということで、そちらについては、様々な、今、動きもあっておりますので、それで非常にボリュームが大きいかなというものもあります。ただ、これが実現できたら非常に素晴らしい計画になるかなと思いますので、こちらについては、しっかりと県とも話をしながら、それと連携中枢都市圏あたりもありますので、そこあたりとの連携というのも出てくるかなというものもありますので、そこあたりも踏まえながら取り組んでまいりたいと思います。以上です。

○議長（中川公則君） 衆議員。

○17番（衆 正敏君） 一言でお願いしました。

それでは、三つ目の質問に入ります。私のライフワークとしている認知症問題のその後の認知症対策について質問させていただきます。

先月のニュースで久しぶりに認知症の特効薬を承認したとありましたが、今後どのような展開で患者に直接関わってくるのでしょうか。本町としては、この重要な問題に対してどう受皿をつくっていくつもりか。他の自治体よりも先に手を挙げ、受診体制と様々な問題に対処できるシステムの構築を早急に目指す考えはあるのか、伺います。

○議長（中川公則君） 西村町長。

○町長（西村博則君） 17番衆議員の三つ目の御質問、その後の認知症対策のうち、認知症の特効薬の承認についてお答えします。

アルツハイマー病治療薬レカネマブにつきましては、厚生労働省の専門部会が8月21日に治療薬として承認することを承認し、厚生労働省が近日中に正式承認の見込みであると認識しております。アルツハイマー病治療薬の承認・導入につきましては、認知症治療への大きな一歩となりますことから、今後も国や他自治体の動向を注視してまいります。

次に、認知症の方々の受皿づくりについてお答えをします。

現在、本町では、認知症の方々に住み慣れた地域、場所で尊厳と希望を持って暮らしていただけるよう、社会福祉協議会に認知症施策の推進及び周知啓発事業を委託し、認知症地域支援推進員と共に様々な取組を進めております。

主な取組事業の一つとして、社会福祉協議会に加え、東部及び西部の地域包括支援センターにも認知症地域支援推進員を配置し、役場内でのもの忘れ相談室や地域におけるどこでも相談室などを実施し、町民の皆様が気軽に相談できる環境を整えております。

二つ目として、認知症の方々やその家族を応援する認知症サポーターを養成するために、小学生以上を対象に講座を実施しており、令和4年度末には5,453人のサポーターが誕生しております。

す。

三つ目として、認知症の診断を受けていない、あるいは治療を中断している方を早期に医療機関へつなぐことができるよう、認知症初期集中支援チームを益城病院内に設置し、早期発見や早期対応のため、関係機関と連携を図りながら支援しており、今後さらに活動強化を図る予定です。

四つ目として、現在、地域の認知症サポーターが参加し、地域での認知症当事者と家族への支援を行う仕組みチームオレンジの設置に向けたモデル事業を福富地区で行っており、今後は個別ニーズに対するマッチングを行うなど、さらなる充実を図っていく予定です。

町としましては、特効薬の導入後におきましてもこれからの取組を着実に実施していくことが必要と考えており、今後も認知症の方々の受皿づくりのため、早期支援かつ早期対応が必要な方を適切に医療機関につなげるとともに、認知症地域支援推進員や地域住民の皆様、関係機関との連携をさらに強化し、地域で見守る体制づくりに取り組んでまいります。以上でございます。

○議長（中川公則君） 榮議員。

○17番（榮 正敏君） 詳しく御答弁ありがとうございました。

2回目の質問ですが、本町では東部と西部に包括支援センターが設置されてありますが、この包括支援センターにどのような状況で認知症の相談に来られますか。例えば、認知症の段階でいうと、軽症、中症、重症、言い方は悪いですが、どの程度の患者さんの相談が多かったのか。また、1年間に、東部、西部に何件ぐらいの相談があったのか。その相談案件から医療機関への紹介等は何件ぐらいだったのか。これは分かる範囲でいいからお伺いします。

○議長（中川公則君） 西村町長。

○町長（西村博則君） 17番榮議員の三つ目の御質問の2回目、地域包括支援センターへの認知症の相談件数につきましてお答えします。

本町における認知症に関する相談件数は、東部圏域地域包括支援センターでは、令和4年度は66件の相談があり、令和3年度の36件と比べ1.8倍に増加をしております。また、西部圏域地域包括支援センターでは令和4年度は24件の相談があり、令和3年度の25件と比べほぼ横ばいの状態となっております。

認知症に関する相談内容といたしましては、家族が「最近物忘れが多くなってきたが認知症ではないだろうか」と心配され相談されるケースや、民生委員などの地域の方から「見守りをしている高齢者が心配だ」と相談いただくケースなどがあります。

また、相談者の中には匿名の方もおられますので、個別に状況を確認しながら医療機関を紹介したり、役場で実施するもの忘れ相談室への案内や、ケアマネジャーと連携しての介護保険サービス利用の提案などの対応を行っております。

議員御質問のどの程度の症状の患者さんからの相談が多かったのかにつきましては、認知症の確定診断は医療機関での実施となるため、町で症状などを把握することはできません。町としましては、相談者を医療機関へつなぎ、その後、自宅でも安心して生活していただけるよう、地域での見守り体制を構築することが重要であると考えております。そのためには相談しやすい環境の整備や周知啓発活動が必要です。

その取組の一つとしまして、役場庁舎において、月1回、もの忘れ相談室を開催しており、令和4年度は10件の相談がっております。また、今年度から、月1回、町内のスーパーで高齢者なんでも相談室を開催しており、4月から8月の5か月間で18件と多くの相談を受けております。高齢者なんでも相談室では、認知症に特化した相談ではなく、気軽に立ち寄れる場所として開催しておりますので、生活に関して多岐にわたる相談を受けております。

さらに、今月のアルツハイマー月間に合わせ、認知症への理解を深めていただくことを目的に、認知症ケアパスを全戸配布いたしました。加えて9月20日には、交流情報センター「ミナテラス」において、認知症の母とのベトナム暮らしをつづった映画「ベトナムの風に吹かれて」の上映会を実施いたします。ほかにも、役場ロビーでの相談会など、様々な企画を予定しております。

これからも、認知症の周知啓発活動をはじめ、関係機関と連携し、認知症の人ができることを大切にしながら、地域において安全かつ安心して自立した日常生活を営むことができる町を目指し、地域で見守り支え合う体制の構築を引き続き推進してまいります。以上でございます。

○議長（中川公則君） 榮議員。

○17番（榮 正敏君） ありがとうございます。

今の答弁の中で相談件数はどんくらいあったかということですが、これは認知症患者に65歳以上の5人に1人になると言われている段階であります。この相談件数はまだまだ周知されていないのかなと思われま。しっかりと周知徹底に励んでいただきたい。

また、新薬が承認されて治療効果に過剰な期待を懸念する声もあると政府のほうの報道でありました。政府は治療薬の研究強化に200億円超を投入しておりますが、先月の公表では、40年には65歳以上の4人に1人、約950万人に達するとの推計があると言っています。総理は、認知症対策は国を挙げて挑戦すべき重要な課題と位置づけると言っておりました。これから、薬の問題、政策の問題と、いろいろと政府の動向を注視していかないといけないと思われま。

さらに、訪問介護220か所休廃止という、びっくりする情報が載っておりました。220か所休廃止ですよ。5年間で13%減となっているそうです。人手不足や高齢化にどう対処していくか。政府は、住み慣れた地域で最期まで暮らせるようにという理念を上げてやっておりましたが、厳しい現実を突きつけられたようであります。

本町における現状も、国の政策と財政支援が要となっていくのであります。しっかりと見極めていかなければならないと思われま。よろしく願いしておきます。この問題は、我々の、自分たちの認知症対策でありますから。

最後になりますが、昨日の報道で、県から2人の大臣が閣内入りを果たされました。また、蒲島県政もどうも5期目を目指すような機運であります。西村町長においても、4期、5期と益城町をけん引していただき、後がない我々が認知症になっても安心して家庭で暮らせる益城町をつくっていただくことをお願いしておきます。

以上で、私の一般質問を終わります。最後までありがとうございました。

○議長（中川公則君） 榮正敏議員の質問が終わりました。

これで、本日予定されました一般質問が全て終了しました。

これにて散会いたします。

散会 午後 3 時21分

9 月 20 日（水曜日）

令和5年第3回益城町議会定例会会議録

1. 令和5年9月11日午前10時00分招集
2. 令和5年9月20日午前10時00分開議
3. 令和5年9月20日午前11時38分閉会
4. 会議の区別 定例会
5. 会議の場所 益城町議会本会議場
6. 議事日程

日程第1 各常任委員会委員長報告 質疑 討論 議決

日程第2 議案第74号 固定資産評価審査委員会委員の選任同意について

日程第3 議案第75号 教育委員会委員の任命同意について

日程第4 議員派遣の件

日程第5 閉会中の継続調査の件

7. 出席議員（18名）

1番 坂井金次郎君	2番 木村正史君	3番 西山洋一君
4番 上村幸輝君	5番 富田徳弘君	6番 下田利久雄君
7番 松本昭一君	8番 吉村建文君	9番 甲斐康之君
10番 野田祐士君	11番 宮崎金次君	12番 坂田みはる君
13番 中村健二君	14番 稲田忠則君	15番 渡辺誠男君
16番 荒牧昭博君	17番 榮正敏君	18番 中川公則君

8. 欠席議員（0名）

9. 職務のため出席した事務局職員の職・氏名

議会事務局長 遠山伸也

10. 地方自治法第121条の規定により会議事件説明のため出席した者の職・氏名

町長	西村博則君	副町長	濱田義之君
教育長	酒井博範君	政策審議監	清田聡美君
土木審議監	持田浩君	会計管理者	田上勝志君
総務課長	塘田仁君	新庁舎等建設課長	内村康成君
危機管理課長	岩本武継君	企画財政課長	山内裕文君
税務課長	坂井浩章君	住民課長	竹林浩幸君
福祉課長	荒木薫君	福祉課審議員	吉住由美君

こども未来課長	吉川博文君	健康保険課長	松永昇君
産業振興課長	松本浩治君	都市計画課長	齊藤計介君
街路課長	石橋淳君	建設課長	村上康幸君
復興整備課長	水口清君	下水道課長	吉本秀一君
水道課長	山口拓郎君	学校教育課長	富永清徳君
生涯学習課長	中村康広君	代表監査委員	戸塚誠司君

開議 午前10時00分

○議長（中川公則君） 皆さん、おはようございます。

定刻に達しましたので、ただいまから本日の会議を開きます。

本日の日程は、皆さんのお手元に配付してありますとおり、常任委員会委員長報告、質疑、討論、議決、その他となっております。

日程第1 各常任委員会委員長報告 質疑 討論 議決

○議長（中川公則君） それでは、日程第1、常任委員会委員長報告を議題とします。

まず、総務常任委員会報告、上村幸輝委員長。

○総務常任委員会委員長（上村幸輝君） おはようございます。総務常任委員長の上村でございます。

総務常任委員会報告を行います。

総務常任委員会報告書。

令和5年第3回益城町議会定例会において付託された下記事件について、次のとおり審査結果を報告します。

1、事件名。議案第56号、令和5年度益城町一般会計補正予算（第4号）中、歳入歳出（総務常任委員会関係）、第2地方債補正。議案第60号、令和4年度益城町一般会計決算認定について中、歳入歳出（総務常任委員会関係）。議案第67号、益城町立小中学校施設の開放に関する条例の一部を改正する条例の制定について。議案第71号、工事請負契約の締結について。議案第72号、和解及び損害賠償額の決定について。議案第73号、和解及び損害賠償額の決定について。

2、審査経過。

①付託年月日。令和5年9月12日。

②審査状況。令和5年9月15日午前9時55分から、益城町議会総務常任委員会室において、全委員出席の下、当委員会に付託された議案の審査を行った。

また、9月19日午前10時から、全員出席の下、東海大学阿蘇くまもと臨空キャンパス及び水道センターを視察した。

3、審査の内容と結果。

①審査の結果。議案第56号ほか5件、当委員会に付託された議案について執行部から説明を受け、慎重審査の結果、議案第56号、議案第60号、議案第67号及び議案第71号については全会一致

で原案のとおり可決認定をした。

また、議案第72号及び議案第73号については、賛成多数で原案のとおり可決した。

②審査の主な内容。

議案第56号については、歳出2款1項4目の公共交通利用状況調査委託料について、令和6年度以降の循環バスの運行について質疑があり、担当課長から、バスのサイズやルートなどを含め、検討していくとの説明を受けた。

また、コミュニティ交通バス停購入費については、土地の購入ではなく、バス停30か所分の表示看板の購入であるとの説明を受けた。

次に、歳出10款6項6目の看板設置委託料について、堂園地区の震災遺構への案内看板かとの質疑があり、担当課長から、飯田山常楽寺参道途中の樋ノ口観音堂の説明看板設置費用であるとの説明を受けた。なお、堂園地区震災遺構等への分かりやすい案内看板設置の要望があり、担当課長から、新たな設置も含め検討していくとの説明を受けた。

議案第60号については、歳入20款1項1目のふるさと納税歳入額の変化について質疑があり、担当課長から、昨年度は返礼品の馬刺しの不足や値上げにより納税額が減少したが、今年度は利用できるサイトを増やす等の対策を実施しており、昨年度より増加する見込みであるとの説明を受けた。

次に、決算書の中で、流用はどのように表示されるのかとの質疑があり、担当課長から、節間の流用は表示されず、目間の流用等、増減の項目に表示されるとの説明を受けた。

次に、補助資料の中で示されている自主財源の割合が熊本地震前から減少していることについて質疑があり、担当課長から、予算規模が増大し、実施事業が増え、それに伴い国庫支出金や町債が増加していること及び町債により普通交付税が増加していることから、依存財源の割合が増加しているため、自主財源の割合を増やすためにふるさと納税や町税の増収に取り組んでいくとの説明を受けた。

議案第67号については、一般利用者が学校施設をオンライン予約する場合と学校行事で使用する場合との優先順位について質疑があり、担当課長から、学校行事が優先されるため、一般利用者は1か月前からしか予約できないとの説明を受けた。

議案第71号については、複合施設建設予定地に設置する雨水地下貯留施設がどれくらいの豪雨による排水を調節可能かとの質疑があり、担当課長から、雨量の計算方法等技術的な部分については県との開発許可申請時の協議により、50年規模の雨量及び直近の最大雨量から算出して設計しているとの説明を受けた。

次に、電子入札の操作環境について質疑があり、担当課長から、電子入札の開札を実施しているパソコンは職員の机にあるがロックがかかっており、操作及び閲覧は担当課の3名しかできないことに加え、入札書は暗号化され、専用サーバーに厳重に保管されるため、開札するまで誰も入札状況を見ることできないとの説明を受けた。

また、応札20社中1社しか最低制限価格を上回っていなかった件については、開札時、最低制限基準価格にシステムによりランダムで0～1%の係数を乗じた額が加算される仕組みのため、

各社拮抗した中ではこのようなことが起こり得るとの説明を受けた。また、委員から、電子入札の可視化についての要望があった。

議案第72号及び議案第73号について、草刈りの状況について質疑があり、担当課長から、作業の状況等について説明を受けた。

③視察の結果と意見。視察した現場のうち、東海大学阿蘇くまもと臨空キャンパスでは、大学職員から施設内の案内及び説明を受けた。水道センターでは、議案第72号及び73号について、車の配置と草刈り場所の関係等の現場の状況を確認した。

以上、総務常任委員会審査結果を報告します。令和5年9月20日。総務常任委員会委員長、上村幸輝。益城町議会議長、中川公則殿。

○議長（中川公則君） 総務常任委員会委員長の報告が終わりました。

次は、福祉常任委員会報告。

吉村建文委員長。

○福祉常任委員会委員長（吉村建文君） おはようございます。福祉常任委員会委員長の吉村でございます。

それでは、報告書を読ませていただきます。

令和5年第3回益城町議会定例会において付託された下記事件について、次のとおり、審査結果を報告します。

1、事件名。議案第56号、令和5年度益城町一般会計補正予算（第4号）中、歳出（福祉常任委員会関係）。議案第57号、令和5年度益城町介護保険特別会計補正予算（第1号）。議案第59号、令和5年度益城町水道事業会計補正予算（第1号）。議案第60号、令和4年度益城町一般会計決算認定について中、歳出（福祉常任委員会関係）。議案第61号、令和4年度益城町国民健康保険特別会計決算認定について。議案第62号、令和4年度益城町後期高齢者医療特別会計決算認定について。議案第63号、令和4年度益城町介護保険特別会計決算認定について。議案第66号、令和4年度益城町水道事業会計利益の処分及び決算認定について。議案第68号、益城町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

2、審査経過。

①付託年月日、令和5年9月12日。

②審査状況。

令和5年9月15日午前9時50分から、益城町議会福祉常任委員会室において、全員出席の下、当委員会に付託された議案の審査を行った。

また、9月19日午前10時から、全委員出席の下、東海大学阿蘇くまもと臨空キャンパスを視察した。

3、審査の内容と結果。

①審査の結果。議案第56号ほか8件、当委員会に付託された議案について、執行部から説明を受け、慎重審査の結果、議案第56号、議案第57号、議案第59号、議案第61号、議案第63号、議案第66号、議案第68号については、原案のとおり全会一致で可決認定した。

また、議案第60号、議案第62号については、賛成多数で認定した。

②審査の主な内容。

議案第56号については、3款民生費2項児童福祉費3目児童福祉施設費10節事業費及び10款教育費5項幼稚園費1目幼稚園費10節需用費の修繕費に関し、対象園及び点検状況について質疑があり、担当課長より、対象園は第4保育所及び益城幼稚園の2園で、年1回公立の全ての園で業者による点検を実施しており、点検を実施した結果、雲梯及び滑り台の修繕が必要となったとの説明を受けた。

また、4款衛生費2項清掃費1目塵芥処理費17節庁用車購入費の住民課電気自動車購入費に関し、交付税措置について質疑があり、担当課長より、起債の充当率は90%、それに対する交付税措置率は30%との説明を受けた。

議案第59号については、11款益城町水道事業収益1項営業収益1目給水収益1節水道料金の基本料金減免に関し、所得制限の有無について質疑があり、担当課長より、所得制限はなく、公共施設を除いた全ての個人企業が対象との説明を受けた。

議案第60号については、3款民生費1項社会福祉費4目老人福祉費27節繰出金について、不用額が多いが予測は難しいかとの意見に対し、担当課長より、難しいとの説明を受けた。

議案第61号については、1款国民健康保険税1項国民健康保険税1目一般被保険者国民健康保険税1節医療給付費減免課税分について、昨年と比較し、不納欠損額及び収入未済額は減少しているが、国民健康保険税未払いの方の保険証取扱いについての質疑があり、担当課長より詳細な説明を受けた。

議案第63号については、介護保険の更新申請時における再認定調査について質疑があり、担当課長より、認定期間の延長は今年度で終了予定であるとの説明を受けた。

議案第66号については、管路更新率が低く、有収水量が減少していることから老朽管対策が必要ではないかとの意見が出され、担当課長より、4車線化等に伴う水道管の新設及び敷設替え等復興に係る整備が終了後、対策を進めるとの説明を受けた。

議案第68号については、ごみ袋の容量について質疑があり、担当課長より、ごみ袋大が45リットル、小が25リットル、特小が15リットルとの説明を受けた。

議案第57号、議案第62号については特段の質疑はなかった。

③視察の結果と意見。

視察した東海大学阿蘇くまもと臨空キャンパスについては、現地において、大学職員から施設内の案内及び説明を受けた。

以上、福祉常任委員会の審査結果を報告します。令和5年9月20日。福祉常任委員会委員長、吉村建文。益城町議会議長、中川公則殿。

○議長（中川公則君） 福祉常任委員会委員長の報告が終わりました。

次は、建設経済常任委員会報告。

松本昭一委員長。

○建設経済常任委員会委員長（松本昭一君） おはようございます。建設経済常任委員長の松本

でございます。

建設経済常任会の報告をいたします。

建設経済常任委員会報告書。

令和5年第3回益城町議会定例会において付託された下記事件について、次のとおり審査結果を報告します。

1、事件名。

議案第56号、令和5年度益城町一般会計補正予算（第4号）中、歳出（建設経済常任委員会関係）。議案第58号、令和5年度益城町下水道事業会計補正予算（第2号）。議案第60号、令和4年度益城町一般会計決算認定について中、歳出（建設経済常任委員会関係）。議案第64号、令和4年度益城町産業団地特別会計決算認定について。議案第65号、令和4年度益城町下水道事業会計利益の処分及び決算認定について。議案第69号、町道の路線廃止について。議案第70号、町道の路線認定について。

2、審査経過。

①付託年月日、令和5年9月12日。

②審査状況、令和5年9月15日午前9時54分から、益城町議会建設経済常任委員会室において、全委員出席の下、当委員会に付託された議案の審査を行った。

また、9月19日午前10時から、全委員出席の下、東海大学阿蘇くまもと臨空キャンパス（杉堂地内）を視察した。

3、審査の内容と結果。

①審査の結果。議案第56号ほか6件、当委員会に付託された議案について執行部から説明を受け、慎重審査の結果、いずれも原案のとおり全会一致で可決認定した。

②審査の主な内容。

議案第56号については、6款農林水産業費1項農業費2目農業総務費17節備品購入費の電気自動車購入費に関し、充電設備について、商用電源を使用すると聞いているが、脱炭素化についての処置も検討していただきたいとの要望があった。

次に、11款災害復旧費2項土木施設災害復旧費6目宅地災害復旧費14節工事請負費の宅地耐震化復旧工事費について質疑があり、熊本地震により被災した宅地の復旧工事箇所が豪雨により再度被災したものの説明を受けた。

次の6款農林水産業費2項林業費1目林業振興費18節負担金補助及び交付金の熊本間伐材安定供給対策事業補助金に関連し、7月豪雨の際の多数の流木と間伐との因果関係及び町の今後の対策について質疑があり、流域での1,000ミリを超える豪雨により多数の流木が発生したこと、また、対策は町だけでなく、河川管理者を含む流域の関係機関全体で協議していくべきものと考えているとの説明を受けた。

次に、8款土木費2項道路橋梁費1目道路維持費10節需用費の修繕料の優先順位などについて質疑があり、傷みの激しい町道や地元からの要望のある里道などについて現地調査を行い、優先順位を検討するとの説明を受けた。

次に、11款災害復旧費 1 項農林水産施設災害復旧費 2 目農地災害復旧費14節工事請負費の農地災害復旧工事費について質疑があり、災害査定の対象となり町が発注する分であること、補助率について説明を受けた。

次に、11款災害復旧費 1 項農林水産施設災害復旧費 2 目農地災害復旧費18節負担金補助及び交付金の農地自力復旧事業補助金について質疑があり、災害査定対象外となり個人で実施する分であることと補助率について説明を受けた。

次の 6 款農林水産業費 1 項農業費 5 目農地費14節工事請負費の農業用ため池漏水対策工事費について質疑があり、管理人に状況を伺いながら応急対応も実施しているとの説明を受けた。

次に、6 款農林水産業費 2 項林業費 1 目林業振興費18節負担金補助及び交付金の熊本間伐材安定供給対策事業補助金に関連し、町有林の現状について質疑があり、津森地区に所在する町有林については、サントリー天然水の森阿蘇協定に基づき、サントリーに管理を行ってもらっているとの説明を受けた。

議案第58号については、41款資本的支出 1 項建設改良費 4 目処理場建設改良費18節委託料の浄化センター駐車場整備測量設計業務について、業務内容について質疑があり、7月3日の豪雨で水没した駐車場をかさ上げするための測量設計で、70センチから1メートル程度のかさ上げになるとの説明を受けた。

議案第60号については、地籍調査の現在の進捗状況について質疑があり、主に津森地区での図根点の復元を行っているとの説明があった。また、新規部分を進めるよう要望があった。

議案第64号については、1 款事業費 1 項事業費 1 目産業団地整備事業費12節委託料の補償費算出業務委託料に関連し、代替地について質疑があり、農地の代替地等は町でも情報を収集しているが、耕作者自身で対応していただいているとの説明を受けた。また、町として耕作者に対する相談や支援を行うよう要望があった。

議案第65号については、利益の処分について質疑があり、一般会計への返還は発生しないとの説明を受けた。

議案第69号、議案第70号については、特段の質疑はなかった。

③視察の結果と意見。

視察した東海大学阿蘇くまもと臨空キャンパスについては、現地において、大学職員から施設内の案内及び説明を受けた。

委員から、空港に隣接しているということで騒音問題はないかとの質問があり、大学職員から、現在のところ、講義及び動物等への影響は見受けられていないとの説明を受けた。

以上、建設経済常任委員会の審査結果を報告します。令和5年9月20日。建設経済常任委員会委員長、松本昭一。益城町議会議長、中川公則殿。

以上で報告を終わります。

○議長（中川公則君） 建設経済常任委員会委員長の報告が終わりました。

以上で、各常任委員長の報告を終わります。

それでは、これより各常任委員会報告に対する質疑を許します。

各常任委員会報告に対する質疑はありませんか。

1 番坂井議員。

○1 番（坂井金次郎君） おはようございます。議員番号1 番坂井でございます。

私は、総務常任委員会委員報告について、委員長にお伺いしたいと思います。

議案第72号、第73号についてでございます。失礼、ちょっと目が見えないもので。

行政というのは、文書主義の原則に基づいて行わなければなりません。今回の議案第72、73号に対しては、この議案自体はこの決定を支持するか、決定を認めるかどうかという議案でございますが、これが全てでなくて、この前に起承転結のこれは言わば承転結という部分でございます。

行政文書の原則といいますのは、文書というものが、現在及び将来の住民に対する説明責任を果たすためにための資料であり、自治体には住民のために客観的で分かりやすい資料を残す責任があるということが行政文書の原則の一つの大きな目的であります。今回の文書は、文章としての体裁は確かに整っておるんですが、この起の部分、なぜこれが起きたのかということのはっきりした文章は添付されておりません。

私たちは議員ですが、付託された委員会の中で、この起の部分、どういうことでこの事件が起きた方のてんまつ書は出されたのでありましようか、それをお伺いしたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（中川公則君） 総務常任委員長。

○総務常任委員会委員長（上村幸輝君） 総務常任委員長の上村です。1 番坂井議員の質問にお答えいたします。

質問内容については、議案第72号、73号について、行政文書として、てんまつ書が提出されているかどうかということですかね。審議の中では、この行政文書、またてんまつ書、こういったことについての話というものは出ておりません。以上です。

○議長（中川公則君） ほかに質疑はありませんか。

10番野田議員。

○10番（野田祐士君） 皆さん、おはようございます。10番野田でございます。

総務常任委員長に質問をいたします。

議案第72、73号は和解及び損害賠償額の決定について、作業状況の説明がなされたと、受けたというくだりがありましたので、どのような説明だったかについてお聞かせください。

また、現場、草刈りをしていたところの確認をしたとありますが、どのような確認をされたかについて教えてください。

以上、2点です。

○議長（中川公則君） 上村総務常任委員長。

○総務常任委員会委員長（上村幸輝君） 総務常任委員長の上村です。10番野田議員の質問にお答えいたします。

質問内容としては、議案第72号、73号について、その状況の説明があったか、どういった内容だったかということと、どういう状況の中でその事故が起きたかということを検証したかという

ことですかね。分かりました。

まず、どういう状況であったかということについては、まず委員さんの中で写真を見る、これは補足資料で出してありましたけど、補足資料の中の写真を見ると、車の4方向全部が傷ついていると。刈払機でどういうやり方をすればそういった傷がつくのか。それから2台並んでいたということであるが、片方は正面と横はちょっとしかついていない。また、通常、その横に公用車が大体あると思うが、それはあんまり傷がついていない。要は、現在の社会情勢、こういったことを考慮すると、保険を請求する、それに当たってはきちんと確認をしてやらないといけないのではないかと、こういった質問があったわけですね。

それについて、答えのほうで、刈払機のナイロンコードの刃、これが地面をこすり、石、そういったものをはね飛ばしたという状況であるということ。また、ナイロンコードは回転をしながら巻き上げていくので、ナイロンコードを使用した刈払機ということで、こういった状況が発生したと思うということ。また、一方は4方向、一方は少ないような当たり具合になっていたことについては、水道センターの給水塔、または貯水の建物があって、その横に1台とまって、1台は斜め前にちょっとずれた形でとまっていた。その横が屋根つきの車庫になっている関係で、今回の刈払機での作業中に被害を及ぼすというのはこの2台のみであったということが、状況とどういった車の配置になっていてこの事故が起きたかということでの答弁でした。以上です。

○議長（中川公則君） 10番野田議員。

○10番（野田祐士君） 1回目の答弁ありがとうございました。

改めてもう一度お尋ねをいたします。

今の答弁の中に、ナイロンコードによる刈払機ということが一つありました。そして、隣には公用車、多分、これ給水車及び工事用車両だと思います。

この現地のほうも確認されたということですのでお尋ねしますけれども、給水車及び公用車、私も確認してまいりましたけれども、とてもきれいなステンレスみたいな部分でできている構造になっていて傷が見当たりませんでした。

刈払機が一番近くにあったものだと思いますけれども、そちらに傷がついていないのはなぜだろうという意見はあったのでしょうかというのが一つと、あと、今言われた給水塔、多分これはダクト計収納箱とか、ポンプ計装盤のことだと思いますけれども、それもコンクリートでできているのではなくて、トタン、いわゆる車と同じようなもので周りはできています。その辺の傷、ものすごい数の傷でしたので、そちらにも傷が本当はつくべきだろうと思いますけれども、その辺の確認は現地でされましたか。質問をいたします。

○議長（中川公則君） 上村総務常任委員長。

○総務常任委員会委員長（上村幸輝君） 総務常任委員長の上村です。10番野田議員の2回目の質問についてお答えいたします。

質問内容としては、先ほどちょっと落としておりましたが、近くに給水車、また給水塔があった。これについてきちんと確認が行えたかということですよ。それについては、給水車のほうはなかったんですが、給水塔、電源、制御盤、こういったものがありまして、それについては確

認を行いました。

ただ、傷としては、何分、事故が発生したすぐであれば何かちょっと分かったのかもかもしれませんが、私たちが委員として現地を視察したその範囲の中では、その分電盤とか近くにありますが、傷については確認はできませんでした。以上です。

○議長（中川公則君） 10番野田議員。

○10番（野田祐士君） 3回目の質問です。

今回の和解及び損害賠償の決定については、先ほど資料が出されたと言われた分についてですが、全国町村会総合賠償補償保険から支払いが行われると。1台についてが106万7,000円、もう1台についてが77万円ですか、約ということですがけれども、この報告書の中にいろいろ書いてあるんですけども、こちらの報告書についての質問がなされたかというのについてお尋ねします。

中身については、もしよければ、このアジャスター、要するに査定官についての質問等がありましたらお答えをいただきたいと思います。

○議長（中川公則君） 上村総務常任委員長。

○総務常任委員会委員長（上村幸輝君） 総務常任委員長の上村です。10番野田議員の質問にお答えいたします。

全国町村損害賠償、この保険会社から賠償がなされるということであるが、その査定の内容、これについて確認がなされたかということですかね。

しばらくお待ちください。

賠償額は、その見積り算出根拠、こういったことについてのどういった確認をしたかということについては、実際、委員会のほうではやってはおりません。

ただ、答弁の中で、今回の損害賠償については、職員の公務中に発生させた損害であり、住民の方から自動車会社に見積りを出されて、それをこの町が加入している損害保険会社である全国町村会に提出し、全国町村会が査定を行い、その結果に基づいて妥当であるというところで今回損害賠償額が決定している。そういうことでありますので、これについて町が入り込む余地はないと、こういうふうな答弁でありました。以上です。

○議長（中川公則君） ほかに質疑はありませんか。

（なし）

○議長（中川公則君） 質疑がないようですので、これで常任委員会委員長報告に対する質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、議案に対する委員長報告に反対の方、原案に反対者の発言を許します。

討論はありませんか。

9番甲斐議員。

○9番（甲斐康之君） 皆さん、おはようございます。9番日本共産党の甲斐康之です。

議案の反対討論を行います。

まず、議案第60号、令和4年度益城町一般会計決算認定について及び議案第62号、益城町後期高齢者医療特別会計決算認定についての2議案について、同意できませんので反対討論を行います。

議案第60号、令和4年度益城町一般会計決算認定については、令和4年度当初予算でも反対をしましたが、同意できない項目として、地方改善費の支部助成金等について支出を続けることは部落差別を固定化・永久化につながるものと考えます。不要で廃止すべき項目が予算どおり執行されています。

この支部助成金などの支出は長年執行され続けております。行政運営において必要以上の支出、無駄な支出がないか。支出することにより行政施策効果が発揮できたかどうか。どのような改善がなされ、十分に効果を上げているかなど触れられていません。

このような支出を継続することが不公平だ、このような声も多く聞かれます。支部助成金などの支出は部落差別を固定化する時代逆行の施策であり、速やかに改善することを求めます。よって、議案第60号、令和4年度一般会計決算認定について反対するものであります。

次に、議案第62号、令和4年度益城町後期高齢者医療特別会計決算認定について、反対討論を行います。

後期高齢者医療特別会計は、75歳以上の高齢者を若い世代と分離して年齢で異なる保険制度に囲い込むもので、年齢で区切ることの理由がありません。団塊世代が後期高齢者に加わり、加入者が増加しています。高齢者だけを別勘定にすれば、高齢者が負担する保険料は高齢化とともに膨れ上がってしまいます。医療にかかりたいなら重い負担を我慢せよ、こう迫るこの制度に後期高齢者の方たちの批判が沸騰しています。

年金受給者も多いこの年齢の方は年金額が減らされ続けています。昨年10月から、収入が単身世帯で200万円、複数世帯では320万円以上が2割負担となりました。3年間の配慮措置を講じていますが、この措置は負担増の影響が大きいことを政府が認めているからであります。病気によっては配慮対象にならないケースもあります。2割負担となるのは75歳以上の約2割、370万人が該当すると言われております。

この後期高齢者医療制度は高齢者の受診抑制と健康悪化に拍車をかけるものとなります。政府は国庫負担の抜本的増額を行い、医療体制の拡充を図るべきであります。増加する高齢者に負担を押しつける後期高齢者医療制度は早急に廃止すべき制度であります。

以上から、議案第62号、令和4年度益城町後期高齢者医療特別会計決算認定について反対するものであります。

以上で反対討論を終わります。議員各位の御賛同をお願いいたします。

○議長（中川公則君） 次に、原案に賛成の方の発言を許します。

17番榮議員。

○17番（榮 正敏君） こんにちは。17番榮です。

議案第60号、令和4年度益城町一般会計決算認定について及び議案第62号、令和4年度益城町後期高齢者医療特別会計決算認定についての賛成討論を行います。

令和4年度益城町一般会計決算認定につきましては、新型コロナウイルス感染症の収束が見えない状況の中、様々な制約や影響を受けたものの、熊本地震からの復旧事業をはじめ、町の将来を見据えた街路事業や都市再生整備計画事業、また、国の天然記念物に指定されている布田川断層帯整備事業、さらには菊陽町へのTSMCの進出に伴い、本町では初めてとなる産業団地整備に対する繰出金など、これからの町の発展につながる重要な予算執行が適正になされております。

次に、令和4年度益城町後期高齢者医療特別会計決算認定について。後期高齢者医療制度は高齢者の医療の確保に関する法律により定められたものです。県内全ての市町村が加入する医療制度であり、国の制度にのっとったもので適正な予算執行がなされております。

また、監査委員からは、令和4年度益城町一般会計及び特別会計歳入歳出決算の査定審査意見書において、予算の執行及び関連する事務の処理について、全般的には、適法、適正に行われているものと認めたとの意見をいただいております。

このようなことから、議案第60号、令和4年度益城町一般会計決算認定及び議案第62号、令和4年度後期高齢者医療特別会計決算認定につきましては賛成するものであります。議員各位の御賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（中川公則君） 以上で賛成討論を終わります。

ほかに討論はありませんか。

10番野田議員。

○10番（野田祐士君） おはようございます。10番野田です。

私は、議案第72号及び73号について、和解及び損害賠償の決定について反対する立場から意見を述べさせていただきます。

反対理由及び意見。

議案第72号、和解及び損害賠償の決定についてであります。

今回の議案は、令和5年3月31日、益城町水道センター敷地内で発生した公務作業中の飛び石による車両損傷事故に関し、益城町が昭和リース株式会社等に対し、106万7,000円の損害賠償の額を決定し、和解することとしたものであります。議案第73号については77万円です。

事故報告書に従い、簡単に説明をさせていただきます。

事故の発生状況として、水道課職員が水道局敷地内南側において、草の刈払機を使用して雑草を刈っていたところ、地面の砂礫をはね飛ばし、付近に駐車してあった2台の車両に小石を飛ばし、車体や窓ガラスに損傷を与えたもの。

事故の原因としては、車が付近にあるにもかかわらず、刈払機を使用したことが理由とあります。

また、財物事故による損害額については、議案第72号が106万7,000円、第73号につきましてが77万950円であります。

まず皆様に損傷した車両の写真を見ていただきたいと。議員はこの写真と事故報告書をいただいておりますが、執行部、もうこれはいただいてないということのようでありまして、ここで反対意見を述べる際にモニターを見ていらっしゃる方もいると思いますので、実際の事故状況、ど

ういう石が飛んだかというふうな写真を見ていただきたいと。実際これですね。こういう感じですね。どうぞ。見えませんか。すいません。ちょっと大きくはしてきたつもりなんですけれども。少し小さいかもしれませんが。

私も知人数人に見てもらいました。ある人いわく、昔アメリカ映画のマフィア抗争の際、マシンガンでぶっ放されたような状況のような写真じゃないかということでもあります。一般的、常識的に言わせていただければ、こんなになるのかというのが実際に、私はばかげている、車が近くにあるのに見えなかったのか。普通気づくであろう、分かるであろうと思います。これは過失か、故意か、理解に苦しむべきレベルの問題だと考えております。写真については今後のためにも現場職員にもぜひとも閲覧していただき、感想を伺いたいものだと考えております。

さらに、損傷を与えた車両は先ほども言いましたけれども2台あります。1台が議案第72号のもので、修理代金106万7,000円。あと1台が議案第73号のもので、修理代金77万950円。合計金額といたしまして183万7,950円です。

私は写真を見て、現地の状況を確認した上で、あまりにも不自然な感覚にとらわれましたため、10人ほどの町民にこの写真及び現場状況の写真を見てもらい、どう思うか話を伺ってみました。皆、同じ答えで「あり得ない」「何だ、これは」というのが回答であります。そして、失笑。この失笑はあきれ笑いでありました。10人中10人の答えです。

現地状況、私は事故報告書記載の詳査を行うべきだったと考えております。現地状況での確認での不備があったと考えております。現場に行って現地状況を確認いたしました。先ほど総務委員長にも、どのような確認をしたかお尋ねしましたけれども、事故報告書のような写真になるには、周りに置いてある車両、例えば給水車、工事車両、そして構築物、ダクト計収納箱、取水ポンプ計装盤も同様に、除草時の飛び石の影響を受けているはずであろうとの考えからです。

いわゆる現場状況を確認し、どのような状況だったのかを知ることが重要であると考えました。驚いたことに、同じところに置かれてあった給水車、工事車両に飛び石による傷が見当たりません。また、事故車両が置かれていた手前側の構築物、例えば先ほども申しましたとおり、ポンプ計装盤等にも板金に塗装がしてあるにもかかわらず無傷だったと確認しております。これはとても不自然なことだと考えております。

これについて、補償をされる全国町村会総合賠償保険のアジャスター、これは損害保険ジャパン、いわゆる損保ジャパン株式会社であると思っておりますので、そこにも確認中であります。一言付け加えますと、アジャスターは車の状況は確認しましたが、現地の状況は確認していないとのことでしたので、再度、町村会を通じて現場状況を確認し、照合していただくよう求めています。

私たち議会議員は町民の負託を受け、そしてここに立つからは、議案の照合、事実確認をきちんと精査しなければならない、その責任があると考えております。それができないならこの町の将来は残念なものになると言い続けてきました。

もちろん今回の件に関してもそうでありますけれども、人は失敗をするものだと考えております。が、しかし、自ら間違った行動はすべきではありません。今後のためにも失敗を生かすことを考えなければなりません。

今回の件につきまして執行部に質問をしてみました。今回の案件で、刈払機による除草作業を行った職員に対し、何らかの処分を行ったか、または始末書の提出を求めたか。そして、管理者責任についてはどうしたかとの3点です。

執行部は回答として何も行っていないとのことでした。当事者は責任を感じているかもしれませんが、しかし、執行部としても同じ失敗を繰り返さないためにも責任を感じてもらわなければならないと考えております。そして、執行部として毅然とした対応を取るべきレベルの案件ではないかと考えております。

このような状況においては、当然、町民の皆様方への責任も果たせない状況ではないのでしょうか。町は、事故などの損害に対しては自らきちんと対応を行うべきことを再確認していただきたいと考えております。

我々は先ほども申しましたとおり、町民から負託を受けてここに立っております。間違いは起こすものではありませんけれども、それを見詰め直し、精査し、成長を遂げていくのではないのでしょうか。町を後退させてはなりません。

ふるさとに誇りを持ち、郷土の発展を担う子どもたちを育成するために反対をいたします。分かりませんが、議員の皆様方のぜひ良識ある判断と御賛同をよろしくお願いいたします。以上です。

○議長（中川公則君） 次に、原案に賛成の方の発言を許します。

5番富田議員。

○5番（富田徳弘君） こんにちは。5番富田です。

議案第72号及び第73号、和解及び損害賠償額の決定について賛成討論を行います。

議案第72号及び第73号の両議案については、町職員の業務遂行中に発生した事故により車両に損傷を与えたものであり、町に法律上の賠償責任が生じるため、町が加入している全国町村会総合賠償補償保険によりその賠償を行うというものであります。

今回の事故報告書など執行部より提出された関係資料を確認しましたが、町の過失は明らかであり、また、損害金額についても保険会社による適正な査定による評価であると考えております。賠償については保険会社も認めており、賠償額についても全額が保険で支払われるもので、町に負担が生じるものではありません。

以上のことから、議案第72号及び第73号、和解及び損害賠償額の決定について賛成するものであります。議員各位の御賛同をよろしくお願いいたします。終わります。

○議長（中川公則君） ほかに討論はありませんか。

11番宮崎議員。

○11番（宮崎金次君） おはようございます。11番宮崎です。

私は議案第72号、第73号、和解及び損害賠償額の決定について、反対の立場から意見を述べます。先ほど同僚議員の反対意見と重複をいたしますけれども、一応、私の意見を言わせていただきます。

今回の議案は、公務中のことであることから、たとえ本人に過失があったとしても、町の責任において損害賠償を行うべきだと理解します。しかしながら、昨日、事案発生現場である益城町水道センターを確認してまいりましたが、多分、現場を見られた人は感じられたと思いますが、駐車中の車とは2メートルも離れていないところで刈払機を使えば、車に損害を与えるのは当然のことで、なぜ作業前に車を移動させなかったのか。もし、車の移動ができないのであれば、当然、ベニア板等による被害防止をなすべきで、しかも、現場は水道センター正面南側で比較的人目につきやすい場所で、なぜ職員の誰もが注意や作業をやめさせなかったのか、本当に不思議にさえ思いますし、あきれてしまいました。

私はこのような状況の中で事案が発生したということが一番の問題であると感じています。言うまでもなく、役場の職員は職員である前に一般のよき社会人であらねばなりません。この意味から、特に若い経験が少ない職員に対しては、組織としていろいろな経験と常識を与えることはもとより、組織としてみんなで育て上げる姿勢が何よりも大切であると思います。

その結果、社会常識にあふれたすばらしい職員がつけられ、今回のような町民に報告しづらい案件が二度と発生しなくなると考えます。

以上のことから本議案に反対し、注意を喚起いたします。以上です。

○議長（中川公則君） 次に、原案に賛成の方の発言を許します。

7番松本議員。

○7番（松本昭一君） 7番松本です。

議案第72号及び第73号、和解及び損害賠償額の決定について、賛成討論を行います。

議案第72号及び第73号の両議案については、益城町水道センター敷地内で町職員が業務中に刈払機による草刈り作業において刈払機のナイロンコード製の刃が地面の砂礫を跳ね飛ばし、駐車中の車両2台に損傷を与えたものです。

今回の損害賠償については、町職員が業務での草刈り作業中に発生した事故であることから、町が加入している全国町村会損害賠償保険に適正な事務処理により請求を行い、議案のとおり、和解及び損害賠償の額となったものです。

以上のことから、議案第72号及び第73号、和解及び損害賠償額の決定について賛成するものです。議員各位の御賛同をよろしくお願いいたします。終わります。

○議長（中川公則君） ほかに討論はありませんか。

（なし）

○議長（中川公則君） ないようですので、これで議案に対する討論を終わります。

これより採決を行います。

この採決は電子採決によって行います。

まず、議案第56号から議案第59号までの4議案について採決します。

議案第56号「令和5年度益城町一般会計補正予算（第4号）」から議案第59号「令和5年度益城町水道事業会計補正予算（第1号）」までの4議案について、本案に対する委員長の報告は可

決です。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

(表 決)

○議長(中川公則君) 投票漏れはありませんか。

(なし)

○議長(中川公則君) なしと認め、投票を締め切ります。

賛成全員です。したがって、議案第56号「令和5年度益城町一般会計補正予算(第4号)」から議案第59号「令和5年度益城町水道事業会計補正予算(第1号)」までの4議案については、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案60号について、採決します。

議案第60号「令和4年度益城町一般会計決算認定について」、本案に対する委員長の報告は認定です。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

(表 決)

○議長(中川公則君) 投票漏れはありませんか。

(なし)

○議長(中川公則君) なしと認め、投票を締め切ります。

賛成多数です。したがって、議案第60号「令和4年度益城町一般会計決算認定について」は、委員長報告のとおり認定されました。

次に、議案第61号について採決します。

議案第61号「令和4年度益城町国民健康保険特別会計決算認定について」、本案に対する委員長の報告は認定です。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

(表 決)

○議長(中川公則君) 投票漏れはありませんか。

(なし)

○議長(中川公則君) なしと認め、投票を締め切ります。

賛成全員です。したがって、議案第61号「令和4年度益城町国民健康保険特別会計決算認定について」は、委員長報告のとおり認定されました。

次に、議案第62号について採決します。

議案第62号「令和4年度益城町後期高齢者医療特別会計決算認定について」、本案に対する委員長の報告は認定です。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押

してください。

(表 決)

○議長（中川公則君） 投票漏れはありませんか。

(なし)

○議長（中川公則君） なしと認め、投票を締め切ります。

賛成多数です。したがって、議案第62号「令和4年度益城町後期高齢者医療特別会計決算認定について」は、委員長報告のとおり認定されました。

次に、議案第63号及び議案第64号について採決します。

議案第63号「令和4年度益城町介護保険特別会計認定について」及び議案第64号「令和4年度益城町産業団地特別会計決算認定について」、本案に対する委員長の報告は認定です。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

(表 決)

○議長（中川公則君） 投票漏れはありませんか。

(なし)

○議長（中川公則君） なしと認め、投票を締め切ります。

賛成全員です。したがって、議案第63号「令和4年度益城町介護保険特別会計決算認定について」及び議案第64号「令和4年度益城町産業団地特別会計決算認定について」は、委員長報告のとおり認定されました。

次に、議案第65号及び議案66号について採決します。

議案第65号「令和4年度益城町下水道事業会計利益の処分及び決算認定について」並びに議案第66号「令和4年度益城町下水道事業会計利益の処分及び決算認定について」、本案に対する委員長の報告は可決及び認定です。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

(表 決)

○議長（中川公則君） 投票漏れはありませんか。

(なし)

○議長（中川公則君） なしと認め、投票を締め切ります。

賛成全員です。したがって、議案第65号「令和4年度益城町下水道事業会計利益の処分及び決算認定について」並びに議案第66号「令和4年度益城町下水道事業会計利益の処分及び決算認定について」は、委員長報告のとおり可決及び認定されました。

次に、議案第67号及び議案第68号について採決します。

議案第67号「益城町立小中学校施設の開放に関する条例の一部を改正する条例の制定について」及び議案第68号「益城町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の制定について」、本案に対する委員長の報告は可決です。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

(表 決)

○議長（中川公則君） 投票漏れはありませんか。

(なし)

○議長（中川公則君） なしと認め、投票を締め切ります。

賛成全員です。したがって、議案第67号「益城町立小中学校施設の開放に関する条例の一部を改正する条例の制定について」及び議案第68号「益城町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の制定について」は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第69号及び議案第70号の2議案について採決します。

議案第69号「町道の路線廃止について」及び議案第70号「町道の路線認定について」、本案に対する委員長の報告は可決です。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

(表 決)

○議長（中川公則君） 投票漏れはありませんか。

(なし)

○議長（中川公則君） なしと認め、投票を締め切ります。

賛成全員です。したがって、議案第69号「町道の路線廃止について」及び議案第70号「町道の路線認定について」は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第71号について採決します。

議案第71号「工事請負契約の締結について」、本案に対する委員長の報告は可決です。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

(表 決)

○議長（中川公則君） 投票漏れはありませんか。

(なし)

○議長（中川公則君） なしと認め、投票を締め切ります。

賛成全員です。したがって、議案第71号「工事請負契約の締結について」は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第72号について採決します。

議案第72号「和解及び損害賠償額の決定について」、本案に対する委員長の報告は可決です。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

(表 決)

○議長（中川公則君） 投票漏れはありませんか。

(なし)

○議長（中川公則君） なしと認め、投票を締め切ります。

賛成多数です。したがって、議案第72号「和解及び損害賠償額の決定について」は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第73号について採決します。

議案第73号「和解及び損害賠償額の決定について」、本案に対する委員長の報告は可決です。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

(表 決)

○議長（中川公則君） 投票漏れはありませんか。

(なし)

○議長（中川公則君） なしと認め、投票を締め切ります。

賛成多数です。したがって、議案第73号「和解及び損害賠償額の決定について」は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第2 議案第74号 固定資産評価審査委員会委員の選任同意について

○議長（中川公則君） 日程第2、議案第74号「固定資産評価審査委員会委員の選任同意について」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

西村町長。

○町長（西村博則君） 議案第74号、固定資産評価審査委員会委員の選任同意について御説明を申し上げます。

令和5年10月6日に固定資産評価審査委員会委員の任期が満了することに伴い、新たに委員を選任する必要がありますので、地方税法第423条第3項の規定に基づき、議会の同意を求めめるものです。

新たな委員としましては、緒方潔氏を提案するものです。

緒方氏の履歴につきましては、履歴書を添付しておりますので御確認ください。

委員として適任だと考えております。御審議のほどよろしくお願いします。

○議長（中川公則君） 提出者の説明が終わりました。

これより質疑を許します。

質疑はありませんか。

(なし)

○議長（中川公則君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(なし)

○議長（中川公則君） 討論なしと認めます。

これより議案第74号「固定資産評価審査委員の選任同意について」を採決します。

この採決は電子採決によって行います。

議案第74号について、賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

（表 決）

○議長（中川公則君） 投票漏れはありませんか。

（なし）

○議長（中川公則君） なしと認め、投票を締め切ります。

賛成全員です。したがって、議案第74号「固定資産評価審査委員会委員の選任同意について」は、同意することに決定しました。

日程第3 議案第75号 教育委員会委員の任命同意について

○議長（中川公則君） 日程第3、議案第75号「教育委員会委員の任命同意について」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

西村町長。

○町長（西村博則君） 議案第75号、教育委員会委員の任命同意について御説明申し上げます。

令和5年9月30日に益城町教育委員会委員の任期が満了することに伴い、新たに委員を任命する必要がありますので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定に基づき、議会の同意を求めるものです。

新たな委員としましては、現委員である徳尾真龍氏の再任を提案するものです。

徳尾氏の履歴につきましては、履歴書を添付しておりますので御確認ください。

委員として適任だと考えております。御審議のほどよろしく申し上げます。

○議長（中川公則君） これより質疑を許します。

質疑はありませんか。

（なし）

○議長（中川公則君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

（なし）

○議長（中川公則君） 討論なしと認めます。

これより、議案第75号「教育委員会委員の任命同意について」を採決します。

この採決は電子採決によって行います。

議案第75号について、賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

（表 決）

○議長（中川公則君） 投票漏れはありませんか。

(なし)

○議長（中川公則君） なしと認め、投票を締め切ります。

賛成全員です。したがって、議案第75号「教育委員会委員の任命同意について」は、同意することに決定しました。

日程第4 議員派遣の件

○議長（中川公則君） 日程第4、議員派遣の件を議題とします。

お諮りいたします。

議員派遣については、お手元に配付しておりますとおり派遣することに御異議はありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長（中川公則君） 異議なしと認めます。よって、議員派遣の件については、お手元に配付しておりますとおり派遣することに決定しました。

日程第5 閉会中の継続調査の件

○議長（中川公則君） 日程第5、閉会中の継続調査の件を議題とします。

各常任委員長及び議会運営委員会委員長から、会議規則第70条の規定により、別紙継続調査一覧表のとおり、閉会中の継続調査の申出がっております。

お諮りします。

各常任委員長及び議会運営委員会からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長（中川公則君） 異議なしと認めます。よって、各常任委員長及び議会運営委員会からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

以上をもちまして、本定例会に提案されました全ての案件は議了されました。

9月11日から本日まで10日間にわたりまして御協力いただき、誠にありがとうございました。

これで、令和5年第3回益城町議会定例会を閉会いたします。

閉会 午前11時38分